

上信越自動車道関係発掘調査報告書Ⅲ

きゅう とく ほう じ

旧 得 法 寺 跡

1 9 9 8

新潟県教育委員会

財団法人 新潟県埋蔵文化財調査事業団

上信越自動車道関係発掘調査報告書Ⅲ

きゅう とく ほう じ

旧 得 法 寺 跡

1 9 9 8

新潟県教育委員会

財團法人 新潟県埋蔵文化財調査事業団

序

上信越自動車道は首都圏と上越地方を結ぶ幹線道路として計画され、関越自動車道の群馬県藤岡ジャンクションから分岐し、群馬県・長野県を経て、新潟県上越市に至る全長203キロメートルの高速自動車道です。開通すると関越自動車道・磐越自動車道と並び、太平洋側と日本海側を結ぶ大動脈として沿線地域の発展に多大な効果をもたらすものと期待されています。

本書は、この道路建設に先立ち発掘調査を実施した「旧得法寺跡」の発掘調査報告書です。調査の結果、室町時代～戦国時代（15・16世紀）の多くの火葬墓群と、江戸時代初期における得法寺の跡が見つかりました。得法寺は17世紀中頃に移入し、わずか36年で同集落内の現在地へ移転していますが、これは江戸幕府の宗教統制政策と緊密に関わっていることがわかりました。また五輪塔などの石塔類が多量に出土していますが、これは当時の頸城地方における埋葬のあり方を考える上で、また形の移り変わりを考える上で重要な資料と考えられます。

今回の調査結果が、今後の本県における室町時代～戦国時代、江戸時代初期の宗教史を考える一資料として広く活用されると共に、県民の方々の文化財に対する理解と認識を深める契機となれば幸いです。

最後に、この調査に対して多大なご協力とご援助を賜った新井市教育委員会並びに調査に参加された地元の方々をはじめ、日本道路公団北陸支社・同上越工事事務所に対して厚く御礼を申し上げます。

平成10年3月

新潟県教育委員会

教育長 平野清明

例　　言

1. 本報告書は新潟県新井市大字青田字茨山に所在する旧得法寺跡の発掘調査記録である。
2. 発掘調査は上信越自動車道の建設に伴い、新潟県教育委員会が日本道路公団から受託して実施したものである。
3. 発掘調査は新潟県教育委員会（以下、県教委と略す）が調査主体となり、財団法人新潟県埋蔵文化財調査事業団（以下、埋文事業団と略す）に調査を委託し、平成7年度に実施した。
4. 整理および報告書作成にかかる作業は平成7～9年度に実施し、埋文事業団職員がこれにあたった。
5. 出土遺物と調査にかかる資料は、すべて県教委が新潟県埋蔵文化財センターにおいて保管・管理している。ただし石塔類は報告書刊行後に、新井市大字青田所在の得法寺へ一括して返還される。その他の遺物の註記記号は旧得法寺跡を「トク」とし、出土地点・層位等を併記した。
6. 本書で示す方位はすべて真北である。磁北は真北から西偏7度である。作成した図面のうち既成の地図を使用したものについては、それぞれにその出典を記した。
7. 本書に掲載した遺物番号は全て通し番号とし、本文、観察表、図版、写真図版の番号は一致している。
8. 文中の註は章末に記した。また、引用・参考文献は著者および発行年（西暦）を中心に〔 〕で示し、卷末に一括して掲載した。
9. 本書の記述は亀井功（埋文事業団調査課課長）、橋谷田裕治（同主任調査員）、石川智紀（同文化財調査員）、金子泰之（同文化財調査員）が担当した。分担は、第Ⅰ章、第Ⅱ章1、第Ⅲ章1が橋谷田、第Ⅱ章2、第Ⅲ章2Cが金子、第Ⅳ章3Cが金子・石川、第VI章2が亀井、そのほかは石川である。編集は石川が担当した。
10. 発掘調査から本書の作成に至るまで、下記の方々から多大なご教示とご協力を賜った。厚く御礼申し上げる。（五十音順、敬称略）
新井市教育委員会、上野一成（得法寺住職）、上野義雄（檀家總代）、草間重夫（檀家總代）、草間新一郎（檀家總代）、上越市教育委員会、田辺早苗、富田龍治（檀家筆頭總代）、鶴巻康志、水沢幸一、百瀬長秀

目 次

第Ⅰ章 調査に至る経緯	1
第Ⅱ章 遺跡の位置と環境	2
1. 地理的環境	2
2. 歴史的環境	3
第Ⅲ章 調査の概要	6
1. 第一次調査	6
2. 調査の方法と経過	7
A. グリッドの設定	7
B. 調査の方法と経過	7
C. 調査体制	8
3. 整理作業	9
第Ⅳ章 遺 跡	10
1. 概 観	10
2. 層 序	11
3. 遺構各説	12
A. 集石群・石列	12
B. 石 垣	12
C. その他の遺構	13
第Ⅴ章 遺 物	21
1. 土器・陶磁器・漆器	21
A. 繩文土器	21
B. 土師質土器	22
C. 陶磁器類	23
D. 珠洲焼	24
E. 漆 器	25
F. その他	25
2. 石器・石製品	26
A. 繩文時代の石器	26
B. 石製品	26
3. 石造物	27
A. 五輪塔	27
B. その他の石塔	33
a. 宝塔 b. 宝篋印塔 c. 層塔	
4. その他	36
A. 銭 貨	36

B. 金属製品	37
第VI章まとめ	38
1. 旧得法寺跡における火葬について	38
2. 旧得法寺跡の歴史的意義について	41
《付録》 得法寺文書	53
《要約》	61
《引用・参考文献》	62

挿図目次

第1図 遺跡の位置と周辺の地形	3
第2図 遺跡の位置と周辺の遺跡	5
第3図 旧得法寺跡調査範囲とグリッド設定図	6
第4図 法線図及び青田集落平面図	7
第5図 旧得法寺跡概観図	10
第6図 石造物形態別部位呼称	29
第7図 火送バターン一覧	40
第8図 火送経過モデル	40

表目次

第1表 周辺の遺跡一覧	4	第9表 旧得法寺跡関連年表	52
第2表 空風輪形態別数量	28	第10表 空風輪観察表	63
第3表 火輪形態別数量	31	第11表 宝塔相輪観察表	65
第4表 水輪形態別数量	32	第12表 火輪ほか観察表	66
第5表 地輪形態別数量	33	第13表 水輪観察表	68
第6表 宝塔相輪形態別数量	34	第14表 地輪ほか観察表	69
第7表 出土銭貨種別数量	37	第15表 出土銭貨一覧表	70
第8表 葬送モデルの実例数	40	第16表 遺構一覧表	72

図版目次

図面図版

- 図版1 調査前現地測量図 1:600
 図版2 基本層序と地形エレベーション 1:500
 図版3 得法寺近世面完掘平面図 1:500
 図版4 遺構配置図 1:200
 図版5 石群A平面図 1:50

図版6 石群B平面図	1:50	
図版7 石群B・南側石垣断面図	1:60	
図版8 造構実測図1	7D、8C・D区	1:50
図版9 北側石垣平面・立面図		1:70
図版10 北側斜面断面図		1:50
図版11 造構実測図2	7D・E、8D・E区	1:50
図版12 造構実測図3	6C～E、7C～E区	1:50
図版13 造構実測図4	5D、6C・D区	1:50
図版14 造構実測図5	4D、5C・D区	1:50
図版15 造構実測図6	4E、5D・E区	1:50
図版16 造構断面図1		1:40
図版17 造構断面図2		1:40
図版18 造構平面・断面図1		1:40
図版19 造構平面・断面図2		1:40
図版20 縄文土器1		図版35 石造物8
図版21 縄文土器2・弥生土器		図版36 石造物9
図版22 土師質土器・陶磁器		図版37 石造物10
図版23 珠洲焼1		図版38 石造物11
図版24 珠洲焼2		図版39 石造物12
図版25 その他の時期・漆器		図版40 石造物13
図版26 石器1		図版41 石造物14
図版27 石器2・石製品		図版42 石造物15
図版28 石造物1		図版43 石造物16
図版29 石造物2		図版44 石造物17
図版30 石造物3		図版45 銭貨1
図版31 石造物4		図版46 銭貨2
図版32 石造物5		図版47 銭貨3
図版33 石造物6		図版48 銭貨4
図版34 石造物7		図版49 銭貨5・金属製品

写 真

- 図版50 青田集落空中写真
 図版51 調査区全景、遺跡周辺の景観、SK118出土状況
 図版52 造構 石群A、石列
 図版53 造構 石群B、南側石垣、得法寺面現況、調査区近景
 図版54 造構 北側石垣、北側斜面
 図版55 造構 S I 85・95

- 図版56 造構 石段、東側斜面石垣、集石67、S K46、遺物出土状況、作業風景
- 図版57 造構 8 D - 3・8区検出状況、火葬骨分布状況、16号人骨、18号人骨、S K77ほか検出状況
南西斜面断面
- 図版58 造構 S K 2・5・44・45・48・53・54
- 図版59 造構 8 D - 3・8区検出状況、S K49・55・56・57・60・61・62
- 図版60 造構 S K63・68・69・70・74、Pit71・72
- 図版61 造構 集石66、S K76・77・78・79・80
- 図版62 造構 S K60・81・82・84・87・88
- 図版63 造構 集石83、S K94・96・97・99・101・102・105・106、Pit98
- 図版64 造構 S D110、S X111、S K112・113・115・116・117
- 図版65 造構 S K118・120・122・126・128・129・130
- 図版66 造構 S K47・132・133・137・138・139、8 D・E区斜面
- 図版67 遺物 土器・陶磁器類1 繩文土器
- 図版68 遺物 土器・陶磁器類2 繩文土器・弥生土器・土師質土器・陶磁器
- 図版69 遺物 土器・陶磁器類3 珠洲焼
- 図版70 遺物 土器・陶磁器類4 珠洲焼・須恵器・土師器・灰釉陶器・古式土師器
- 図版71 遺物 石器・石製品 石礫・剝片・磨石類・砥石
- 図版72 遺物 石造物1 空風輪
- 図版73 遺物 石造物2 空風輪
- 図版74 遺物 石造物3 空風輪
- 図版75 遺物 石造物4 空風輪・宝塔相輪
- 図版76 遺物 石造物5 宝塔相輪
- 図版77 遺物 石造物6 宝塔相輪・宝鏡印塔相輪
- 図版78 遺物 石造物7 火輪
- 図版79 遺物 石造物8 火輪
- 図版80 遺物 石造物9 火輪
- 図版81 遺物 石造物10 火輪
- 図版82 遺物 石造物11 火輪・層塔笠・宝鏡印塔笠
- 図版83 遺物 石造物12 水輪
- 図版84 遺物 石造物13 水輪
- 図版85 遺物 石造物14 水輪
- 図版86 遺物 石造物15 地輪
- 図版87 遺物 石造物16 地輪
- 図版88 遺物 石造物17 地輪・層塔塔身・基壇
- 図版89 遺物 銭貨1
- 図版90 遺物 銭貨2
- 図版91 遺物 銭貨3・石製品・金属製品

第Ⅰ章 調査に至る経緯

上信越自動車道は群馬県藤岡市で関越自動車道と分岐し、長野市などを経て上越市で北陸自動車道と連結する総延長204kmの高速道路である。本路線は、北陸圏と中部圏さらに首都圏を直結し、北陸地方における大動脈として基幹輸送体系に大きな役割を果たすとともに、沿線地域の各種開発整備計画と関連して産業・観光・流通などの社会経済活動の進行に大きな役割を果たすものである。

上信越自動車道の新潟・長野県境から上越市までの34kmは、昭和48年11月に基本計画が決定された。旧得法寺跡にかかる第11次施行命令区间（中頸城郡中郷村～上越市）20kmは、平成元年1月に整備計画が決定され、同年3月には、建設省道路局長から日本道路公团新潟建設局（以下、公团）に対して、調査開始指示が出された。これを受け新潟県教育委員会（以下、県教委）と公团との間で、法線内の遺跡分布調査・試掘調査等に関する協議が本格化した。

県教委は公团の依頼を受け、平成2年4月に中頸城郡中郷村～上越市間の埋蔵文化財分布調査を実施した。これにより、この区間に周知の遺跡18か所、新発見の遺跡10か所、遺跡推定地25か所の計53か所（1,313.600 m²）の埋蔵文化財埋蔵地が存在することを確認し、この結果を公团へ通知している。また同時に国指定遺跡（天神堂古墳群・猿音平古墳群・斐太遺跡・春日山城跡）、県指定遺跡（鉢ケ尾城跡）は、現状保存に値する遺跡であることをつけ加えた。

平成6年4月、県教委から委託を受けた財団法人新潟県埋蔵文化財調査事業団（以下、埋文事業団）の分布調査により、新井市～上越市間で3か所の新遺跡を確認し、公团へ追加通知している。旧得法寺跡は、この調査時に石塔類や石垣が確認され周知されたものである。

旧得法寺跡の第一次調査は、平成6年6月に実施した。調査の結果、中世～近世にかけての寺院跡と推定される境内地などを確認した。さらに縄文時代の石器類が出土したことから縄文時代との複合遺跡であることが認められ、第二次調査が必要であることが判明した。本調査の必要面積は寺院跡のある舌状台地上とその西側の山の斜面部を含めた3,350 m²とした。県教委は、その旨を公團に伝達するとともに、新発見であるこの遺跡について「得法寺廃寺」と称し、県教委に遺跡発見通知を提出した。その後、得法寺は現在も新井市青田地内に統一していることから、遺跡名を「旧得法寺跡」と改称した。

旧得法寺跡については、公團と調査工程の協議を重ね、平成7年度に第二次調査を実施することに決定した。なお、第二次調査の面積は、舌状台地下の旧水田部に井戸跡があるとの伝承から調査範囲を拡大して5,900 m²とし、埋文事業団がこの調査にあたった。

上信越自動車道の建設に伴う新井市内の実質的な発掘調査は、平成7年度の旧得法寺跡に始まる。上信越自道車道にかかる新井市内の遺跡は、道灌林遺跡、五日市砦、旧得法寺跡の3遺跡である。このうち五日市砦が存在する箇所は自動車道のトンネル出入口にあたり、トンネル崩落にはじまる尾根筋の削平で、郭や堀切は破壊されていた。また第一次調査の結果、遺構等は確認されなかつたため発掘調査の必要はない判断された。

第Ⅱ章 遺跡の位置と環境

1. 地理的環境

新井市は新潟県南西部に展開する高田平野南端の最深部を中心に位置する。昭和29年に旧新井町を中心^に9町村が合併により市制を施行した。北は上越市、南は中郷村、妙高村、西は名立町、東は板倉町、南東は長野県飯山市とそれぞれ接している。市街地を中心にわずかな内陸平野部をかかえているが、他はほとんどが山間部である。夏季はフェーン現象、冬季は降雪という日本海の気候を示し、全国でも有数の豪雪地帯である。

南西に秀峰妙高山(2,466m) 東は鍋倉山(1,289m) を最高峰とする関田山脈、西は頸城連山と三方を山々に囲まれている。高田平野は関川とその支流の河川によって形成された沖積平野で、新井市を頂点として南から北へ緩やかに傾斜しながら日本海側に向かって広がっている。

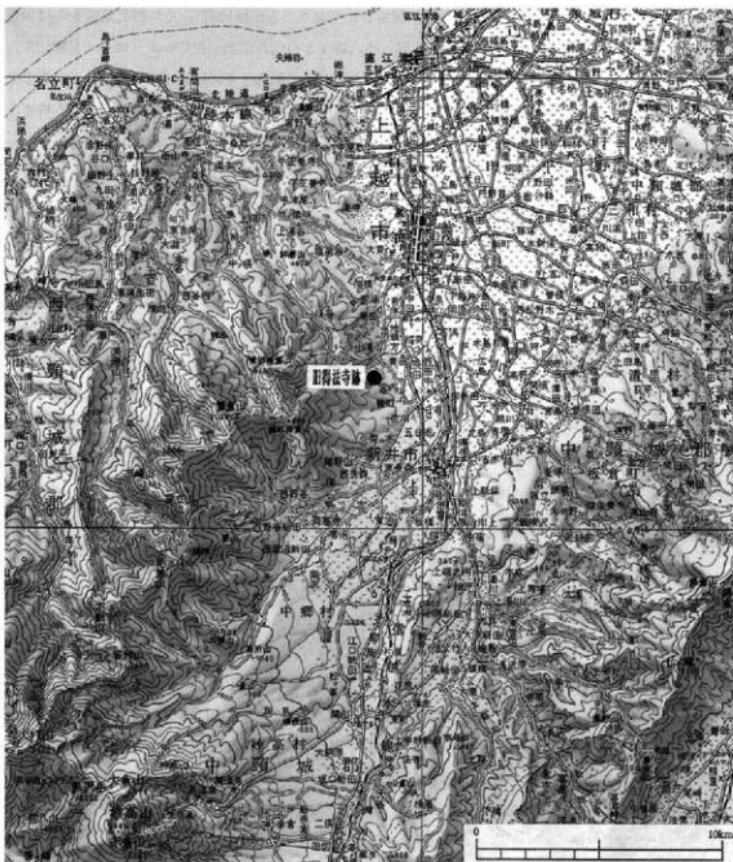
関川は妙高山に源を発し、途中で妙高山麓や関田山脈から流れ出る中小河川と合流しながら高田平野に流れ込み、新井市でさらに渋江川や熊川を加え上越市へと流下する。一方火打山に源を発している矢代川は、急勾配で流下しているために浸食が激しく、新井市南部に扇状地を形成しながら高田平野に流れ込んでいる。新井市街を挟んで関川は東側に、矢代川は西側に共に北流している。この2本の河川は上越市今池付近で合流し、直江津から日本海に注いでいる。

旧得法寺跡は新井市大字青田字茨山に所在する。寺跡の北には青田川が流下している。この河川は上越市に入ると、高田市街を突き抜けながら関川と合流する。また東には重倉山(1,029m) や青田難波山(949m)、龍町南葉山(909m) からなる南葉山地が連なっている。南葉山地の裾野からは高田平野に向かっていくつかの支流が延びており、旧得法寺跡はこの一支流先端部の舌状台地上に位置する。これら山麓台地の先端部には、親音平・天神堂古墳群や高地性集落の斐太遺跡など、縄文～古墳時代の多くの遺跡が存在している。

南葉山地と連なる西部の山々は、新生代の新第三紀に堆積した地層からなっている。これらの地層は下位から中新世中期の火打山層、西飛山層、中新世後期の能生谷層、鮮新世の川詰層、名立層、谷浜層に区分される。火打山層は南葉山や南葉山の南方、火打山付近に分布し、西飛山層は南葉山周辺に分布している。この2つの地層は硬質な砂岩や泥岩からなり、北部フォッサマグナ地域を特徴づける地層となっている。能生谷層は上越市の金谷山や春日山を含む広い地域に分布している。寺跡の台地もこの層から形成され、地質は砂岩・泥岩互層である。川詰層は礫岩や含砾泥岩を主体とし、砂岩や泥岩をともなう。また名立層は名立町周辺に分布し暗灰色泥岩から、谷浜層は谷浜から名立間に分布し塊状緑灰色シルトからなっている。

南葉山地は高田平野と能生川に挟まれた高度900mから1,200mの著しく起伏の大きな山地である。山地斜面は規模の大きな地滑り地形が多数分布するため緩斜面となっている。栗立山～重倉山～龍町南葉山～青田難波山の東・南斜面では、このような地滑り地形を呈しているところが多い。

調査区周辺でも、南側にある旧水田部分は北東方向へ延びるなだらかな斜面を棚田として利用しているが、ここも地滑りによって形成された地形であることが確認されている。



第1図 遺跡の位置と周辺の地形（国土地理院発行1:20万地勢図「高田」使用）

2. 歴史的環境

新井市域を含む頸城地方は、古代には国府が置かれ越後における政治の中心であった。また中世においても越後守護代内長尾氏の居城であった春日山城があり、長尾氏越後支配の拠点として重要な位置を占めていた。近世に入ると領主が幾度か入れ替わり、新井市周辺は天領となつた時期もある。

市内には古墳・集落跡・中世城館跡など数多くの遺跡が分布しており、古くから人間の生活の痕跡が認められる。月岡遺跡では古墳・井戸及び土坑などが検出され、須恵器・土師器・珠洲焼などが出土しており、古墳時代から中世にかけての複合遺跡と考えられる〔花積・伊藤1984、高橋勉1985〕。三ツ俣遺跡か

らは近世の陶磁器類が出土し、掘立柱建物群が検出されており【吉田他1981】、くつがた遺跡からは14世紀のものと考えられる独柱・花瓶・火壺・六器・小六器などの仏具が出土している【金子・宮腰1977】。また新井市域には石塔を中心とする中世の石造物が市内の多くの集落とその周辺に多数分布している。それら石塔は一部が宝篋印塔であるが中心は五輪塔であり、時期は南北朝以降のものである。この石塔の広範な分布から中世後期には新井市域の広範囲に集落が存在していたと考えられる【加藤1973、坂井他1986】。城郭跡ではまず駿ケ尾城が挙げられる。駿ケ尾城は市内雪森の城山にあり山全体に堀切・郭・土塁が確認される【新潟県教委1987】。同城は上杉謙信の時代駿江宗親が勤番していたと伝えられ、謙信死後の後継者争いである御館の乱終焉の舞台となった。天正7(1579)年3月上杉景虎は景勝方の攻勢により、籠城していた御館を逃れ宗親を頼って駿ケ尾城へ逃げ込んだが、宗親の裏切りによりここで自刃し、これにより御館の乱は終息したのである。このほか関川沿いの島坂城は信濃口の要衝に位置しており郭・空堀などが確認される【伊藤1966、坂井他1986】。また猿橋城は市内南部の向山の尾根筋に築かれており、土塁と堀切が検出されている【高橋勉1992】。館跡としては駿ケ尾城の居館と考えられる乙吉館の他、市内長森には坪ノ内館があり、大型の掘立柱建物・井戸・土塁・柵などが検出され、焼米や焼けた土壁の出土から火災に遭っていることが分かる【坂井他1986】。また高柳城では空堀・土塁が【伊藤1966】、松原城でも同じく土塁・空堀が検出されている【新潟県教委1987】。このような多くの城館跡の分布は、中世における府内に近接する新井市域の重要性を示していると考えられる。

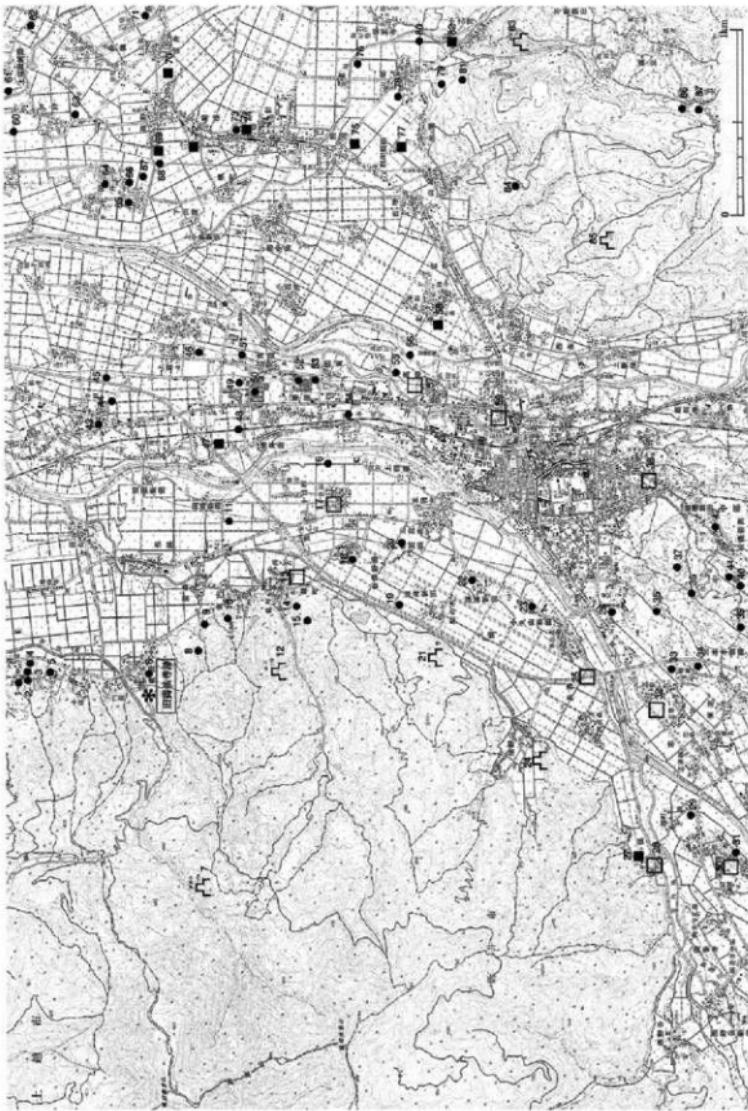
また新井市域は古くから信濃国と府内を結ぶ交通の要衝に位置していた。古代における信濃への交通路はいくつか推定されており、新井市域を通すルートとしては直江津から市内斐太・両善寺の南葉山越を通るルートと、沖積平野のなかほど、それぞれ国府間連遺跡・頭城都街間連遺跡と推定されている上越市今池遺跡・新井市栗原遺跡の周辺を通るルートが想定されている。また市内小出雲からは飯山街道が分岐して信濃へと通じており、戦国期には重要な軍用路であった。戦国期末の長尾上杉氏時代には天正3(1575)年に大崎郷荒井村へ掻書が発給されており、地元の和田六右衛門を問屋に任命し伝馬・宿送などに関する指示を与えるなど【「新潟県史」資料編4中世2 2130号】、当時からの問屋中心の宿機能の整備が伺われる。近世に入ると信濃と高田を結び、さらに出雲崎へと通する交通路は佐渡産金の輸送路や北陸諸大名の参勤交代路として重要性を帯び、北国街道として整備され、それに伴い新井宿も宿場として整備された。新井宿は町並み7町30間で南から上町・中町・下町に別れ、市内長沢には口留番所が置かれ通行人を監視しており、番所の門といわれるものが現在も残っている【山本1991】。また大崎郷・上板倉郷・下板倉郷の計97か村は天領として幕府の直轄支配を受け、元禄14(1701)年から新井宿には障屋が置かれたが、文化6(1809)年同領は権原領となり、それに伴い新井陣屋も廃止となった。

No.	遺跡名	時期	No.	遺跡名	時期	No.	遺跡名	時期	No.	遺跡名	時期	No.	遺跡名	時期
1	下見塚	弥生	17	十日市廻跡	中世	32	船塚	繩文	49	御前	古代	63	田畠田分寺	古代
2	猪塚	縄文	18	猪塚	縄文	34	鹿浦水	縄文	64	猪	古代	65	猪	縄文
3	丸塚古墳群	古墳	19	猪ノ木古墳群	古墳	35	上中	古墳	51	古田	古代	66	猪	縄文
4	猪山古墳群	古墳	20	谷内林古墳群	古墳	36	秋山B	繩文	67	月見	古代	68	猪山城跡	中世
5	猪山古墳群	古墳	21	百日市廻跡	中世	37	小出雲	古墳	68	八口	古代	69	猪	縄文
6	寄田古墳群	古墳	22	藤原御田	繩文	38	小出雲廻跡	中世	69	鬼田	中世	70	猪	縄文
7	寄村城跡	中世	23	小丸山古墳群	古墳	70	山田A	繩文	71	山下	古代	72	猪	縄文
8	猪山古墳群	古墳	24	猪山古墳群	古墳	71	高林	古代	73	猪ノ門廻跡	古代	74	猪	縄文
9	猪山古墳群	古墳	25	猪ノ門廻跡	古代	72	猪	古代	75	猪の宮	古代	76	猪	縄文
10	猪大	縄文	26	西寺	古代	42	高瀬	古代	76	之名	中世	77	猪	縄文
11	坂越新田	古代	27	三ツ鳥	古代	43	寺町	古代	78	猪	中世	79	猪	縄文
12	駿ケ尾城跡	中世	28	三ツ鳥廻跡	中世	44	寺町	古代	80	猪	中世	81	猪	縄文
13	駿ケ尾城跡	中世	29	駿ノ木	古代	45	白の上	古代	81	猪	中世	82	猪	縄文
14	天神堂	縄文	30	駿ヶ尾城跡	中世	46	上白ヶ	古代	82	大須	古代	83	猪	縄文
15	天神堂古墳群	古墳	31	麻原	古代	47	天須	中世	83	向へ	古代	84	猪	縄文
16	天須	古代	32	必無跡	中世	48	天野	古代	85	猪	古代	86	猪	縄文

第1表 周辺の遺跡一覧

第2図 道跡の位置と周辺の施設

国土地理院「25,000地形図「新井」「童貞山」使用 (1:50,000)



第Ⅲ章 調査の概要

1. 第一次調査

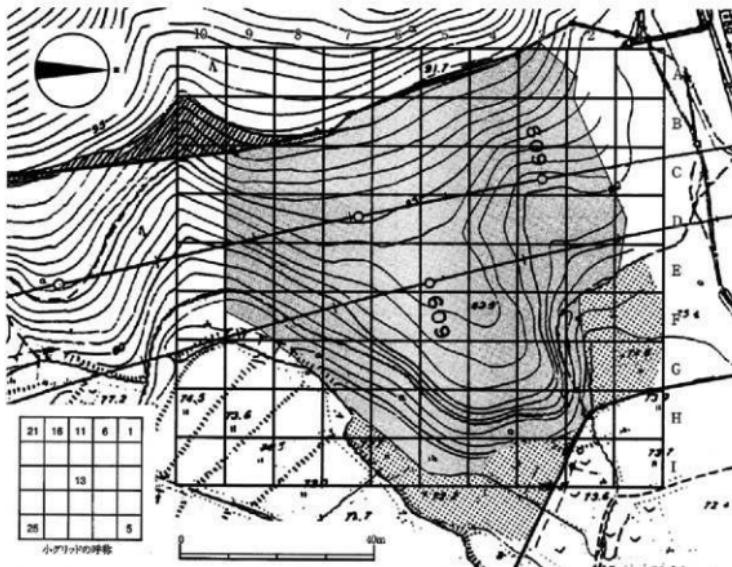
第一次調査は、県教委から委託された理文事業団が平成6年6月13日から15日の間に実施した。調査開始時点では、調査区北側斜面部の石垣や舌状台地平坦部に礎石と思われる石列が確認された。寺域と推定される部分については、雑木等の除去後平坦部全体を清掃し、礎石状石列を中心に平板測量を行った。また、石垣部分は全体確認のため露出作業を行った。

墓域は不明であったため新井市大字青田字茨山の上信越自動車道法線内を対象に、山側斜面部全体にトレンチを3か所設定し遺物・遺構の有無、土層堆積状況を確認した。トレンチの総面積は250m²で、調査対象面積3,350m²に占める割合は約7.4%であった。

山側斜面部では遺物として五輪塔の空風輪2点・縄文時代石器2点が出土した。また火葬骨の集中か所も1か所検出され、遺跡は中世～近世と縄文時代の複合遺跡として第二次調査を実施する必要が生じた。

寺院の礎石状石列の検出や遺物の出土状況などから、旧得法寺跡の第二次調査必要範囲を下り線センター杭No.608+20からNo.609+40（上り線センター杭No.608+60からNo.609+60）付近の3,350m²とした。

第一次調査時に、台地の東南下に井戸跡があるとの話を地元の人聞いていた。第二次調査で、台地裾部の旧水田部にも調査が必要な場合には、調査範囲を広げることにした。



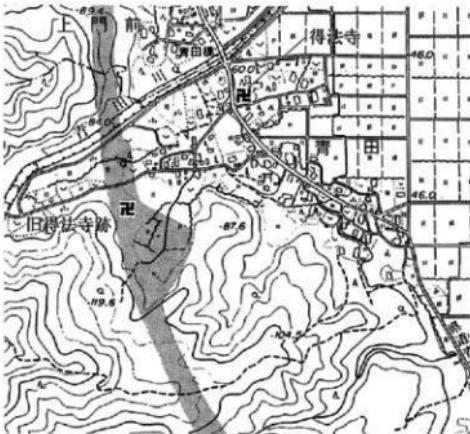
第3図 旧得法寺跡調査範囲とグリッド設定図

2. 調査の方法と経過

A. グリッドの設定（第3図）

グリッド杭の打設は測量業者に委託した。グリッドは大・小の2種あり、大グリッドは10m四方を単位とし、小グリッドは大グリッドを2m四方に25等分したものである。大グリッドの方向と区割りは国土座標軸と一致させた。大グリッドの名称は、北西隅の杭を基点として南北方向を算用数字、東西方向をアルファベットとし、両者の組合せにより「5 D」

のように表示した。小グリッドは1～25の算用数字で表し、北西隅を1、南東隅を25とし、「5 D - 1」のように大グリッド表示の後につけて呼称した。



第4図 法線図及び青田集落平面図(1:10,000)
(新潟県新井市発行「新井都市計画図」1:10,000縮図)

B. 調査の方法と経過

旧得法寺跡の本調査は、平成7年9月25日から同年12月15までの期間で実施した。調査は基本的に調査員4名、作業員約40名の編成で行い、最終的な調査面積は5,900m²である。プレハブ予定地の整地や設置は8月4日から12日まで行い、機材の搬入・整備は9月20日から22日にかけて行った。

旧得法寺跡の調査範囲の大部分は、南業山地から延びる一級線の先端部の舌状台地上にある。遺跡の調査前の現況は、台地下部に水田が広がり、台地中腹にはその水田に水を供給するための用水路が北側から南側にかけて巡っていた。また参道が存在していたとされる台地東側は畑地となっており、台地上以外には当時の周辺環境が把握できない状況であった。そのため発掘調査に先立って航空測量を実施し、なるべく地形改変前の当時の地形を把握することにした。道路法線内の台地や水田には雜木や下草が生い茂っており、事前準備のために8月21日より上越市海道遺跡の調査と並行して調査員1名、作業員15名ほどを投入した。伐採や草刈りなどの作業を先行して行い、台地上の平坦部や斜面に露出していた石列や北側の石垣を清掃し、9月19日に調査区全体の航空測量を行った。

9月25日から10月13日にかけて、台地先端部（北東隅）と水田の一部が公団の工事用道路にかかるため、先行して調査を行った。この範囲では参道（登り口）の痕跡や、一次調査の段階で地元の人に聞いた井戸跡が検出される可能性があったが、表土剥ぎ及び精査をした結果、遺構などは確認されなかつたため支障はないとの判断して公団に引き渡した。なお崩落したと思われる五輪塔の部位は数点出土した。その後、台地裾部の水田を継続して精査したが、井戸跡などの遺構を確認することはできなかった。同時に進行で台地上の平坦部の方では、遺跡全体の地形と層序、及び寺城や石垣などの構造を把握するため、トレンチの設定期間と掘り下げを行った。その結果、縄文土器を含む黒褐色土（Ⅲ層）上面を得法寺時代の生活面（得法

寺面=第一遺構確認面)と判断し、その他関連施設を含めた部分まで掘り下げて検出することを調査の第一段階、その後Ⅲ・Ⅳ層を除去して、確認できなかった遺構などの検出目的に地山面(第二遺構確認面)まで掘り下げることを調査の第二段階とする作業方針を立てた。

10月11日から「上段平坦面」・「南西斜面」・「北側石垣斜面」・「南側斜面」部分を中心とする4班に分かれて、Ⅲ層上面までの包含層除去を開始した。ただし南側斜面に相当する7ライン以南は般音堂時代の墓域であるため、得法寺面の寺域とは直接関係しないと考え、第二遺構確認面であるV層上面まで包含層の除去を行った。平坦部には礎石をもつ建物が検出される可能性があったため、拳大以上の礎は全て残して掘り下したが、規則的な配列を持った礎は確認できなかった。6ライン中央部には南北約10m、幅約4mの範囲で五輪塔を含んだ多量の集石(石群A)を検出した。この石群Aは撮影・平面図作成後の11月13・14日にクレーン、クローラーを使用して搬出した。南側斜面肩口の6F区でも同じく地形の盛みを埋めるような集石(石群B)が確認され、同様の調査手順の後、11月14日に南側の斜面下部に搬出した。台地の東北から南側にかけて取り巻く斜面部の調査は、急傾斜のため10月26日から3日間かけて足場板を設置し、包含層除去が終了した部分から11月16日までに順次撤去していった。11月22日に調査区全体と北側石垣部分の航空測量を行い、調査の第一段階を終了した。

11月23日からⅢ層の除去を開始した。5・6D区からは多数の火葬骨や六道鏡が検出されたが、遺構のプランを確認することはできなかった。火葬骨は脆くて取り上げが難航したため土ごと一括して採取し、水洗による選別を行った。Ⅲ層除去後に多数の土壤墓と思われるプランが確認され、11月29日からは遺構発掘と図面作成を中心に作業を行った。北側石垣部では盛土除去後に列に沿った多数の石が確認され、撮影・平面図作成後、一部を崩して裏込めなどの構造調査を行った。その後バックホーを使用して石垣を取り除き、下部の精査を行って骨片を含む土坑を1基確認した。12月8日までは第二段階の大体の作業を終了して作業員を解散した。

12月11日から14日にかけて遺物の搬出やプレハブの撤収、及び残りの遺構などの図面作成や撮影を行った。13日には調査中に出土した火葬骨を現在の得法寺に建てられている供養塔に埋納した。全ての作業は15日をもって終了した。

C. 調査体制

発掘調査は県教委が主体となり、委託を受けた埋文事業団が下記の調査体制・期間で実施した。

【第一次調査】

調査期間 平成6年6月13日～6月15日

調査主体 新潟県教育委員会(教育長 本間栄三郎)

調査 財団法人新潟県埋蔵文化財調査事業団(理事長 本間栄三郎)

管 理 藤原 直木(専務理事・専務局長)

渡辺 耕吉(総務課長)

茂田井信彦(調査課長)

庶 務 泉田 誠(総務課主事)

調査担当 田海 義正(調査課第1係主任調査員)

調査員 横谷田裕治(同 主任調査員)

【第二次調査】

調査期間 平成7年9月25日～12月15日

調査主体 新潟県教育委員会（教育長 平野清明）

調 査 財団法人新潟県埋蔵文化財調査事業団（理事長 平野清明）

管 理 藤原 直木（専務理事・事務局長）

山上 利雄（総務課長）

亀井 功（調査課長）

庶 務 泉田 誠（総務課主事）

調査指導 藤巻 正信（調査課第1係長）

調査担当 石川 智紀（ 同 文化財調査員）

調査員 橋谷田裕治（ 同 主任調査員）

金子 泰之（ 同 文化財調査員）

村山 良紀（ 同 嘴託員）

3. 整理作業

整理・報告は、県教委の委託を受けて、埋文事業団が実施した。図面整理、遺物の洗浄・注記・接合などの基礎整理は平成7年度中には終了させた。平成8年度は当初から担当調査員1名、日々雇用職員数名で整理を開始した。平成8年度は事務所の移転作業があり、4月～9月中旬にかけて新潟市の曾和分室で、それ以後を新津市の埋文センターで整理を行った。特に多量に出土している石造物と古銭の整理に多くの時間を費やした。石造物は整理・報告後に現得法寺へ返還埋納されることに決められていたため、その実測・写真撮影などは全点を対象に実施した。4～6月中旬まで実測、7月にトレース、写真撮影は8月を中心に行なった。古銭は水洗の結果、一括出土の中に密着しているもの数十例が確認されたため、実測・写真撮影後に剥離し、拓本・分類を行なった。ただし、布などの付着物が確認されたものについては現状保存とした。10月からは他の遺物の実測・トレースを開始し、図版類の作成作業にとりかかった。原稿の執筆は12月から他の作業と並行しながら行った。整理の体制は下記の通りである。

主 体 新潟県教育委員会（教育長 平野清明）

整理・報告 財団法人新潟県埋蔵文化財調査事業団（理事長 平野清明）

管 理 藤原 直木（専務理事・事務局長）

山上 利雄（総務課長）

亀井 功（調査課長）

庶 務 泉田 誠（総務課主事）

指 導 藤巻 正信（調査課第1係長）

担 当 石川 智紀（ 同 文化財調査員）

第Ⅳ章 遺 跡

1. 概観

調査地域は難波山から延びる支陵の先端に位置する舌状台地を主体としている。緩急を含む斜面部分が調査区全体に占める割合が圧倒的に多く、寺域の存在する「上段平坦面」を中心として、それぞれ第4回のように呼称した。この辺は觀音堂（中世）の時期と得法寺（近世）の時期という大きく二時期にわたって使用されており、遺構もその二時期が混在している。得法寺の中心となる寺域は、石列と石群Aによって区画される東西10m、南北11.6mの範囲と推測される。堂宇の可能性のあるS I 85・95は石列の北側、石群Aの東側に位置している。両遺構の構造は類似しているが規模が異なることから、同時存在していた可能性がある。寺域範囲の外側や北東中段平坦面からは、精査の結果遺構の痕跡が認められなかったため、門などの付属施設は無かったものと思われる。

寺域の西側と南西側の緩斜面部分は墓域となっており、深幅（54×34×20cm）で18箱と多量の火葬骨が検出されている。墓域として利用されていた時期は、出土遺物からほぼ中世（15・16世紀）の觀音堂の時に限定されるようである。この斜面部分には中世の時期の土壙墓（火葬骨を埋葬した墓の意で使用）が集中しているが、その他に石造物などの石を埋めることを目的としたと思われる魔除土坑も分布が重なっている。これは近世の得法寺が移転してきた後、墓の上に建立されていた石造物を遠くまで運ばず、その近くに穴を掘って埋めたためと推測される。遺構群は7区で途切れる部分があるが、これは沢の堆積（後節参照）が厚く、遺構の掘り込みが遺構確認面（IV・V層上面）まで到達していない結果と考えられる。また石造物が全体で380点出土し、五輪塔や宝塔の空風輪・相輪などから総基数は150基を越えると思われる。石造物は石群A・Bを除いて、その大半がこの西側と南西側の斜面部から出土している。

北側斜面には青田川に面して高さ65～120cm程の石垣（西側3段～東側5段）が築かれているが、さらに北側の低いところには平坦面が存在し、何らかに使用されていたと思われる。参道は東側斜面にあり、後



第5図 旧得法寺跡遺構概念図

世に掘削された用水より上側が残存している。斜面を削平し、左上から右下にかけて緩やかに傾斜がつけられている。4 H - 22付近には傾斜に合わせて径40~50cm程の扁平砾が踏み石として置かれている。また道脇の斜面には石垣状の貼り石をして、景観を整えていた痕跡が見える。集落から寺院に向かう参道は、東側の畑地部分に農道として一部が残されている。得法寺移転前まで幅約6尺(1間)~7尺あったといわれる参道は、移転後に不要となったため、隣接する畑地耕作者が畑地の拡張のため侵食することによって、現在のように幅が狭く不規則な道となって残っている。

15・16世纪には小さな観音堂が上段平坦面に存在し、その裏手は石塔が建ち並ぶ墓域として利用されていた。その後、17世纪に得法寺が移転ってきて堂宇を再建し、寺域を拡大するために石塔が整理(廃棄土塊)・利用(石碑A・B、石垣裏込めなど基礎部分に)されて、今日の景観が出来上がったと思われる。

2. 層序(図版2)

調査地域は東北東に張り出す舌状台地で、現況は雑木を中心とした山林と水田である。南北幅約90m、東西幅約100m、標高72.0~90.8mを測る。斜面が多く、それぞれの地点で堆積状況が異なるため、層序も安定したものではなかった。また調査前には伐採木の搬出作業のため、重機が調査区(西側斜面)を一部削平しながら横断していた。各地点で分層は行ったが、1層ごとの対応関係は明確ではなく、以下のような大枠の基本層序の中で捉えることにした。また色調はおおよそ各地点で類似しているが、上段平坦面⑥の層序を基本にして記述した。遺構確認面はIV層及びV層上面である。

I層 表土層

II層 暗褐色(10YR4/4)土 中・近世の遺物包含層である。観音堂や得法寺が存在していた時期の層で、⑥は斜面崩落、もしくは整地のためか堆積が厚い。遺物の出土は全体的に希薄で、大半は上段平坦面から出土している。調査の第一段階(第Ⅲ章2節参照)ではこの層まで除去し、空撮を行った。

III層 黒褐色(10YR3/2)土 平安時代以前の遺物包含層である。層が薄くなるに従い、色調は褐色に近くなる。遺物の出土は希薄で、⑥以外では明確に分層ができない。上段平坦面の大半の層は整地などによって削平されていると思われる。遺物は西側斜面部と北側下段に集中し、縄文土器が最も多く出土している。

IV層 暗褐色(10YR3/4)+黄橙色(10YR7/8)土 漸移層(地山)。

V層 黄褐色(10YR5/6)土 地山。

III層除去後、得法寺の舌状台地を形成する2本の沢筋が明らかになった。上段平坦面を挟むように、南側は7 B - 12から緩く弧を描いて8 F - 5に抜け、北側は5 A - 14から4 C - 5方向へ抜ける沢である。両沢ともIII層で厚く覆われて埋没しており、北側下段平坦面の大部分は沢からの堆積によって形成されたものと考えられる。

3. 遺構各説

A. 集石群・石列

石群A (図版5・52)

上段平坦面と西側斜面部の境、Eラインにまたがって、長さ10m、幅4mの長方形の範囲内にほぼ集中して確認された。石群の表面は表土下5~15cmの間で傾斜に合わせて確認され、不規則配置で凹凸はあるものの全体的に平坦である。礫と礫の間の土の色調はⅡ層と類似し、土を盛って平坦にしていったことが窺える。石群の置かれている面は地山(V層)まで達しており、斜面部は削られて平坦面を広げるように地形改変が為されているようである。石群の厚さは10~50cm(堆1~3個)の範囲で、斜面部側が最も厚く堆積する。また石群の中には石造物の部位が、まとまりもなく多量に混入している。

石群B (図版6・7・53)

上段平坦面と南側斜面部の肩部の6F区南東を中心に位置し、南北11m、東西6.5mに収まる範囲で確認された。石群Bの範囲の旧地形は窪んでいたと思われ、石を詰め、土を盛ることによって平坦面を造成したと考えられる。石群A同様に石造物を含む礫の厚い堆積が認められ、最も厚いところで約1mとなる。石群Bより北東方向には肩部に沿って石垣(南側石垣)が延びるが、石群Bの礫を除去する際には同様の規則的配列は認められなかった。また北東側には9mほどの石列に囲まれた三角形の平坦面が付随するが、石群Bの平坦面より一段低く、その性格は不明である。

石列 (図版5・52)

上段平坦面6D-10~6F-1にかけて位置する。2条の石列(北・南)が幅約1mの間隔をもって平行し、西側(6D-10)でコ字状に連結している。現状の長さは北石列が約11.6m、南側石列が約4.6mでいずれも石の長軸がN-80°~E方向へ向けて配置されている。ただし西側ではその上に石の長軸を直交させて、二段積みにしている部分もある。石の大きさはほぼ均一で、上面が水平になるように配置されている。石列の方向(軸)は石群Aの長軸と直交しており、構築時期は近世の得法寺移入後の可能性が高いと考えられる。なお堂宇と推定されるS-I 85・95の軸ともほぼ同一である。

B. 石垣

石垣は北側斜面中腹、南側斜面肩部、東側斜面中腹の計3か所で確認され、それぞれ「北側石垣」「南側石垣」「東側石垣」と呼称した。

北側石垣 (図版9・10・54)

北側斜面の中腹に築かれている石垣で、現状の長さ23m弱、高さは約65~120cmを測る。大きさがほぼ均一な扁平礫の長軸を正面(北側)に向かって斜面上部にあたる西側で3段、下部の東側で5段積み上げている。石垣より上部の上段平坦面の方向には、盛土が為されていた。その盛土の除去後に石垣の裏側(南側)からは、石群B同様の平坦面を意識したような礫の集石が検出されている。また石垣の基底石より北側には、幅25cm程の石が石垣の長さをほぼ6等分するように、立石の状態で配置されている。立石(区画石)の間隔は375cm前後で、およそ2間に相当する。

石垣は河原で採取される扁平な石材(安山岩)を野面積みに近い形で積んだもので、その構築方法は断面観察から次の順序が想定される。①地面(傾斜面)を水平に整形し、基底石を直接横置きして並

べる。②二段目以降の石もほぼ重なるように横置きし、二～四段積み上げながら裏側に土（盛土Ⅱ）を水平に充填していく。一部には隙間に石を詰める。③その盛土Ⅱの上に地盤を固めるように石を敷き詰める。④その集石と石垣上段の石を覆うように土（盛土Ⅰ）を盛って完成させる。②はいわゆる「裏込め」と呼ばれるものだが、栗石や盛土中に小礫特に多く含むようなことは確認することはできなかった。石垣の構築時期は、③の過程における縦内に火輪などの石造物を含んでいたことから、得法寺が茨山へ移転してきた後の、近世（17世紀なかば）と考えられる。

南側石垣（図版53）

南側斜面肩部、石群Bの北東側に位置する。長さ11mで段は1段、地山を少し掘り込み、長さ40cm程の礫の長軸方向を直交させる形で据えている。機能的な意味よりも外観上の見栄えに據る構築物と考えられ、現在は一部崩落しているが本来は参道推定部分まで延びていたと思われる。

東側石垣（図版56）

東側斜面中腹の参道推定部分4H-2・7に位置し、長さ約2mである。地山を垂直に整形し、大きさが不均一な礫を1～3段積んでおり、高さは最高で約60cmを測る。一部には地輪（477）が使用されているため、近世の構築と思われる。また南側の近くには集石67が位置するが、これは上段平坦面から続く急斜面に落かれていた石垣の崩落した結果とも考えられる。

C. その他の遺構

S K 2（図版8・58）

南北斜面部7D-17に位置し、V層上面で径25cm程の円形内に、骨片が密集する形で確認された。深さは約15cmと小規模の遺構だが、その状況から土壙墓の一種と考えられる。

S K 5（図版8・11・16・58）

南北斜面部メインセクションベルトの7D-23区では半截される形で確認された。規模は東西軸で約53cm、深さ約55cmで上面はやや削平されているが、III層上面に相当するレベルからの掘り込みが確認された数少ない遺構の一つである。骨片は覆土の上半分の層（1～3層）のみから検出され、3層に最も多く含まれる。最下層の6層からは副葬品の小皿（61）が正位で出土しており、土壙墓と考えられる。

S K 44・45（8・18・58）

南北斜面部7D-18に切り合う形で確認された遺構で、新旧関係はSK45が古く、SK44が新しい。SK44は斜面を断面L字状に掘り込み、径約40cmの扁平礫を水平に据えている。近くに同様の遺構は無く、その性格は不明である。SK45はSK44の南西に位置し、上部には礫が不規則に密集していた。東西軸長約75cm、深さは約65cmで覆土は単層である。礫の直下の覆土上半からは骨片が検出されているため土壙墓と推定されるが、副葬品類は出土しなかった。

S K 46（図版19・56）

南北斜面部7D-20、7E-16に位置し、五輪塔の部位が集石して確認された。石の周辺の色調がわずかに暗褐色になっていたが、遺構の正確な平面プランは不明で、おそらく底面付近と思われる。空風輪1点、火輪2点、水輪1点、地輪2点が出土したが、それぞれの部位の大きさを検討した結果、五輪塔1基としてのセット関係となるものとは判断できなかった。

S K 47（図版11・16・19・66）

南北斜面部7D-25に位置し、平面プランの南北側の一部はメインセクションベルトにかかる。南東側

はSK137と切り合うが、新旧関係は不明である。上面にはある程度扁平な砾が側面を立てた状態で環状に配置され、最南東側の外には地輪が置かれる。下から確認された土坑は長軸約60cm、深さ約10cmで、上面の配石とはN-20°-Eで軸を同じくしているが、その性格は不明である。

S K 4 8 (図版14・17・58)

西側斜面部5C-5・10に位置し、ほぼ東西方向が長軸の楕円形で、長軸約70cm、短軸約60cmの深さは約15cmである。底面は南側に比べて北側がやや深い。覆土は単層で、遺物は出土していない。

S K 4 9 (図版14・17・59)

西側斜面部5C-4に位置し、北々西側でSK50と切り合っているが、新旧関係は不明である。平面プランはほぼ円形で径約40cm、深さ約25cmで底面は平坦である。覆土はSK48と同じ色調をもつ。底面近くから土器鉢の小皿(54)が正位で出土していることから土壙墓と考えられる。

S K 5 0 (図版14)

西側斜面部5C-4に位置し、SK49と切り合っている。平面プランは北西-南東の軸が長軸の楕円形と推測される。長軸約50cm、短軸約25cm、深さは約10cmであり、底面は僅かに凹凸がある。覆土はSK49よりやや暗い暗褐色土の単層である。出土遺物は無い。

S K 5 3 (図版8・11・16・58)

南西斜面部8D-8に位置し、長軸約105cmの楕円形を呈する。深さ約60cmで覆土は単層だが、上面から30cm位の深さの範囲では、多量の骨片と少量の炭化物が検出された。底面からやや浮いた位置には木地が腐食した漆器椀(109)が、ほぼ正位の状態で出土した。また漆器椀より5~10cm上では錢貨(558)が6枚密着した状態で出土したが、その両者の位置関係を捉えることはできなかった。出土状況から残りの良い土壙墓と考えられる。

S K 5 4 (図版8・11・16・58)

南西斜面部8D-8に位置し、SK53の北西側に接して確認された。径約25cmの円形を呈し、深さ約15cmの覆土中には多量の骨片が検出された。SK2と同様の小規模な土壙墓の一種と考えられる。

S K 5 5 (図版8・11・16・59)

南西斜面部8D-3・8に位置し、長軸約100cmの楕円形を呈する。遺構確認面からの深さは25cm程度だが、トレンチ掘りの際の壁面の観察から本来の深さは約55cmであったと推定される。覆土は単層で、上半からは骨片が検出されているため土壙墓と考えられる。

S K 5 6 (図版8・11・18・59)

南西斜面部8D-3・8に位置し、長軸約65cmの楕円形を呈する。深さは15cm程度で、平面プラン西側の上面には長さ40cm弱の砾が2つ重なっていた。覆土は単層で、砾の直下からは骨片が少量検出されているため土壙墓と考えられる。

S K 5 7 (図版8・11・18・59)

南西斜面部8D-4に位置し、径約60cmのほぼ円形を呈する。深さは15cm程度で、上面には人頭大の扁平な砾が2つ、中心部へ傾く形で確認された。土壙墓と考えられるが、出土遺物もなく、覆土からも骨片が検出されていないため性格は不明である。

S K 5 8 (図版8・11・18)

南西斜面部8D-4に位置し、長軸約70cmの楕円形を呈する。深さは10cm弱で、上面にはほぼ平面プランに重なるように、長さ60cm程の扁平な砾が水平な形で確認された。砾の下からは漆器の一部と思わ

れる細片と錢貨が6枚出土していることから、土壙墓と考えられる。

S K 6 0 (図版8・16・59・62)

南西斜面部8C-20、8D-16に位置し、長軸約75cmの楕円形を呈する。深さは約15cmで、上面には五輪塔の部位が確認された。出土遺物や骨片も検出されていないため性格は不明である。

S K 6 1 (図版8・16・59)

南西斜面部8D-22・23に位置し、長軸約95cmのほぼ楕円形を呈する。深さは約20cm、底面は南側に傾斜しており、骨片が少量ながらも検出されているため土壙墓と考えられる。

S K 6 2 (図版8・11・16・59)

南西斜面部8D-18に位置し、長軸約105cmの楕円形を呈する。深さは約45cm、出土遺物や骨片も検出されていないため性格は不明だが、遺跡内における位置や規模などから土壙墓と考えられる。

S K 6 3 (図版17・60)

上段平坦面北東側肩部の4F-12に位置し、周辺に遺構はない。平面プランは長軸N-27°-Wの隅丸長方形で、長軸約120cm、短軸約80cmである。深さ20~35cmで底面はほぼ平坦である。覆土は暗褐色土の単層でやや粘性があり、しまりもある。出土遺物はなく、長軸が石垣の方向とほぼ直交しているが、その性格は不明である。

集石67(図版56)

東側斜面参道推定部のほぼ中央、4H-17に火輪1点を含んだ多量の集石として確認された。規則的配置は認められず、半載したが下部に遺構などは確認されなかったことから、寺移転後の後世の廃棄行為によって形成されたものと思われる。

S K 6 8 (図版14・19・60)

上段平坦面の北東5D-18に位置し、上面の多少南側に寄った位置には五輪塔を含む集石が確認されている。長軸N-67°-Eで約80cm、底面は北東に傾斜して最大で30cmの深さをもつ。その断面形態から土壙墓とは判断できない。

S K 6 9 (図版14・19・60)

上段平坦面の北東5D-18に位置し、上面には五輪塔を含む集石が確認されている。径約60cmのほぼ円形を呈し、深さは約10cmである。骨片などは検出されず、集石もほぼ置かれたような状態で確認されていることから、集石を埋める際の土坑の底面部分と思われる。またSK68も同様の遺構と考えられる。

S K 7 0 (図版14・17・60)

西側斜面部5C-20に位置し、ほぼ東西方向が長軸の楕円形を呈する。長軸約75cmで深さは約5cmの浅い皿状を呈する。覆土は単層で、遺物は出土していない。

S K 7 3 (図版14・17)

西側斜面部5D-12に位置し、長軸N-6°-Wの不整形プランを呈する。長軸約130cmで深さは約10cm、SK70と同様に浅い皿状を呈する。覆土は単層で、遺物は出土していない。

S K 7 4 (図版14・19・60)

西側斜面部5D-11に位置し、長軸N-48°-Wのほぼ楕円形を呈する。長軸約125cmで深さは約35cmである。上面には火輪1点、地輪1点、宝鏡印塔の笠1点を含む集石が確認されている。覆土内また周辺からも骨片が検出されていないことから、石を埋める際の廃棄土坑と考えられる。

S K 7 6 (図版13・19・61)

西側斜面部 5 D - 23に位置し、南北軸約50cm、深さ約5cmの浅い土坑である。確認面より10cm上位では集石が、平面プランより東側にややずれた位置に確認されている。覆土中に骨片を含んでいるが、周辺の層位は擾乱されていたため、土壙墓と廐棄土坑の両者の可能性がある。

S K 7 7 (図版8・16・61)

南西斜面部 8 D - 16に位置し、長軸約115cmの隅丸長方形プランを呈するが、セクションから2基の土坑が切り合っている可能性がある。深さ約20cmで底面はほぼ平坦、1層には骨片が含まれているため土壙墓と判断した。

S K 7 8 (図版8・16・61)

南西斜面部 8 D - 12に位置し、長軸N - 12° - Wで約95cmの不整形プランを呈する。上面には空風輪(156)と径約40cmの扁平環が確認され、覆土中位からは銭貨が2枚出土している。土壙墓と考えられる。

S K 7 9 (図版11・18・61)

南西斜面部 8 D - 10・15に位置し、ほぼ三角形のプランを呈する。長軸約55cm、深さは約10cmで覆土の色調はS K 80と類似するが性格は不明である。

S K 8 0 (図版11・18・61)

南西斜面部 8 D - 14・15に位置し、長軸N - 19° - Eで約100cm、確認面からの深さは約40cmの隅丸方形のプランを呈する。覆土内及びその上面からは空風輪2点、火輪5点、水輪1点、地輪3点と五輪塔の部位が多量に出土している。またその上面には45~60cmの大きな扁平環が、五輪塔に蓋をするような形で水平に置かれていた。土坑の掘り込みはこの扁平環の下面レベルから構築されていたと思われ、本来の深さは約70cm以上あったと思われる。覆土からは骨片が出土しているが、出土状況から五輪塔を埋めることを目的とした廐棄土坑と判断した。

S K 8 1 (図版11・18・62)

南西斜面部 8 E - 12にあり、南西斜面部では最も斜面下位に位置する。長軸N - 22° - Eで約115cm、深さは約80cmの梢円形プランを呈する。覆土内及びその上面からは五輪塔を含む集石が確認されている。出土状況からS K 80同様の廐棄土坑と考えられる。なお骨片や遺物は出土していない。

S K 8 2 (図版11・18・62)

南西斜面部 8 E - 21に位置し、長軸N - 22° - Eで約115cmの梢円形プランを呈する。深さ約40cmの覆土には多量の炭化物が認められる。また上面からは五輪塔を含む集石が確認されている。出土状況からS K 80・81同様の廐棄土坑と考えられる。なお骨片や副葬品は出土していない。

S K 8 4 (図版17・62)

北側石垣斜面 3 E - 24の石垣直下に検出された。N - 46° - Eを長軸とする長軸約90cmの梢円形で、地形が傾斜しているため深さは一律ではないが、約40cmある。火葬骨が1片出土しているが、火葬骨の分布範囲から外れしており、また北側斜面内で同様な検出状況の遺構もないことから性格は不明である。

S K 8 7 (図版8・16・62)

南西斜面部 8 D - 11に位置し、長軸約60cmの隅丸方形プランを呈する。上面に縁はあるものの、深さ約10cmの覆土内からは骨片や遺物も出土しておらず、その性格は不明である。

S K 8 8 (図版16・62)

南西斜面部 8 D - 11に位置し、S K 87の南西側に確認された。径約30cmの円形を呈し、深さ約5cmと深い。ある程度まとまって骨片が検出されており、S K 2・54と同様な小規模な土壙墓と考えられる。

S K 9 4 (図版14・19・63)

西側斜面部 5 D - 12に位置し、径約90cmの円形を呈する。メインセクションから確認した深さは約50cmあり、構造確認面より上位で確認された五輪塔を含む集石は、全て遺構内に取まる。骨片や他の遺物も出土せず、廃棄土坑と考えられる。

S K 9 6 (図版13・17・63)

西側斜面部 6 C - 19に位置する。平面プランは長軸N - 42° - Wの約70cmの梢円形で、深さは約20cmであり、底面は僅かに凹凸がある。遺物や石造物類は出土していないが、火葬骨が多量に分布していた範囲に近く、土壙墓である可能性が高い。

S K 9 7・Pit 9 8 (図版12・16・63)

西側斜面部 6 C - 25、7 C - 5に位置し、南北方向で切り合っているが、両遺構の新旧関係は不明である。S K 97が長軸約65cmの深さ約25cm、Pit 98が長軸約50cmの深さ約35cmの規模をもつ。両者ともに遺物の出土はなく、性格は不明である。

S K 9 9 (図版12・16・63)

西側斜面部 6 C - 20、6 D - 16に位置し、S K 101・102がそれぞれ近接している。平面プランは径約60cmのほぼ円形で、深さ約40cmの掘り込みはなだらかである。遺物は出土していないが、遺跡内における位置から土壙墓である可能性が高い。

S K 1 0 1 (図版12・13・63)

西側斜面部 6 C - 20、6 D - 16に位置する。梢円形プランで長軸約65cm、深さは約5cm前後と浅くて底面には凹凸がある。出土遺物はないが、位置的に土壙墓である可能性が高い。

S K 1 0 2 (図版12・16・63)

西側斜面部 6 D - 16に位置し、西側にS K 99・101が30cm程の距離で近接する。平面プランは不整形で長軸約60cmである。深さは10cm弱で、底面南側がやや落ち込んでいる。出土遺物はないが、前記 S K と同様、土坑墓である可能性が高い。

S K 1 0 4 (図版12)

西側斜面部 6 D - 21、7 D - 1に位置し、平面プランが径約35cmのほぼ円形である。断面は逆台形で約10cm、底面は平坦である。覆土中に骨片を含むことから小規模土壙墓と推定される。

S K 1 0 5 (図版12・16・63)

西側斜面部 7 D - 2に位置し、平面プランはN - 29° - Wが長軸の梢円形で、長軸約110cmの短軸約70cmである。深さは約20cmで、底面は南東がやや深い。出土遺物はないが、土壙墓と考えられる。

S K 1 0 7 (図版12)

西側斜面部 7 D - 3に位置する。梢円形に近い不整形プランで、長軸N - 12° - Wで約75cm、深さは約10cmと浅い。覆土は暗褐色土の単層で、やや粘性があるが、しまりはない。遺物では錢貨2枚が出土しているため、土壙墓と考えられる。

S K 1 0 8 (図版12・13・17・63)

西側斜面部 6 C - 10に位置し、隅丸長方形プランを呈する。長軸N - 12° - Eで約70cm、底面はほぼ平坦で約20cmである。骨片は検出されなかったが、錢貨2枚が出土しているため土壙墓と考えられる。

S K 1 0 9 (図版12・13)

西側斜面部 6 D - 5に位置し、隅丸長方形に近いプランを呈する。長軸N - 4° - Wで約60cm、短軸

約30cm、深さは約5cm弱と非常に浅い。骨片は検出されなかったが錢貨1枚が出土しており、土壙墓と考えられる。

S K 1 1 2 (図版12・16・64)

西側斜面部6D-22に位置し、長軸N-43°-Wで約55cmの楕円形を呈する。底面は南東方向に向かって傾斜し、最も深いところでは約15cm程となる。遺物は出土していないが土壙墓と考えられる。

S K 1 1 3 A・B (図版12・13・17・64)

西側斜面部6D-11に位置する。覆土の色調が類似していたため不整形プランの土坑と思われたが、半蔵の結果2基の楕円形プランの遺構が切り合っていたため、南側をA、北側をBとして調査した。新旧関係はAの方が新しいと判断した。規模はAが長軸約85cmの深さ約15cm、Bが長軸約70cmの深さ約10cmと考えられ、Aの方が若干深い。Aには大きな礫がほぼ中央に入り、錢貨が6枚(523)出土している。またBからは錢貨6枚(526)と小皿(59)が横位で出土している。両者とも土壙墓と考えられる。

S K 1 1 5 (図版12・13・17・64)

西側斜面部6D-11に位置し、遺構確認の際、プラン内に小皿(60)と空風輪(164)が共に逆位の状態で出土している。プランはほぼ楕円形で長軸約50cm、深さ約10cmである。骨片は検出されず、出土状況が特殊なため土壙墓と廐棄土坑の両者の可能性が考えられる。

S K 1 1 6 (図版12・13・19・64)

西側斜面部6D-12に位置し、不整形のプランを呈する。長軸約70cm、底面には凹凸があり、深いところで約15cm程となる。出土遺物はないが、集石が20cm程上面に位置するため廐棄土坑と考えられる。

S K 1 1 7 (図版12・16・64)

西側斜面部6D-16に位置し、ほぼ楕円形のプランを呈する。長軸約70cm、底面は南東方向に向かって傾斜し、最も深いところで約15cm程となる。出土遺物はないが、覆土にφ2~3mmの炭化物を含む。

S K 1 1 8 (図版12・13・18・51・65)

西側斜面部6D-16に位置し、ほぼ楕円形のプランを呈する。長軸N-23°-Wで約70cm、底面はほぼ平坦で深さ約25cmを測る。上面には30cm程の大きさの礫が3つ確認され、覆土からは骨片が検出されている。底面の中央やや南寄り(51)と西縁(47)から小皿が計2枚出土し、南寄りの小皿の上からは錢貨が6枚(518)置かれたような状態で出土しているため、土壙墓と考えられる。

S K 1 1 9 (図版12・17)

上段平坦面の南西側6D-15・20に位置し、不整形のプランを呈する。長軸約55cm、底面には凹凸があり、深いところで約15cm程となる。覆土から骨片は検出されなかったが、底面に近いところから密着した錢貨6枚(524)と小形の杯(68)が出土しているため、土壙墓と考えられる。

S K 1 2 0 (図版14・17・65)

上段平坦面北東側の肩部4D-24、5D-4に位置している。東側約1mにはSK95の周辺ピット群が展開し、平面プランはN-29°-Eが長軸の楕円形で、長軸約100cm、短軸約60cmである。断面は斜面にあわせて北東側が落ち込んでおり、深さは南西で約10cm、北東で約30cmとなる。遺物類は出土しておらず、形態からもその性格は不明である。

S K 1 2 1 (図版12・17)

上段平坦面の南西側6E-16に位置し、遺構が2基切り合っている可能性も残す不整形のプランを呈する。規模は南北軸で約95cm、底面には凹凸があり、深いところで約15cm程となる。覆土は単層で、φ2

～3mmの炭化物を含んでいる。

S K 1 2 2 (図版12・17・65)

上段平坦面の南西側6E-21に位置し、SK 121が北東側に隣接する。楕円形のプランを呈し、長軸約60cm、深さは約20cmである。覆土は単層で、φ2～3mmの炭化物を含んでいる。SK 121も同様、火葬骨の分布域から外れており、その性格は不明である。

S K 1 2 6 (図版19・65)

上段平坦面の南側、石群Bに近い5G-21、6G-1に位置する。長軸N-22°-Wで約115cm、深さ約40cmの土坑に火輪5点、地輪1点が集石していた。骨片も検出されておらず、廐棄土坑と考えられる。

S K 1 2 7

北側石垣斜面下部の3E-21に位置する。セクションベルトにかかっており、確認できた平面プランは半円形で径約30cm、深さは10～15cmである。掘り込みの立ち上がりは不明瞭だが、II層からの掘り込みと考えられる。遺構確認の際にプラン上に石が出土しているが、性格は不明である。

S K 1 2 8 (図版14・17・65)

西側斜面北西の5C-8に位置し、長軸N-29°-Wのほぼ楕円形で、長軸約70cm、深さは約15cmである。底面はほぼ平坦、骨片・遺物は出土していないが、南側に隣接するSK 129とプラン・覆土の色調も類似していることから、土壙墓である可能性が高い。

S K 1 2 9 (図版14・17・65)

西側斜面北西の5C-13に位置し、方形に近い楕円形のプランを呈する。長軸約80cmで短軸約40cm、底面はほぼ平坦で深さ約10cmである。プラン中央部の底面からは小皿(50)が斜めに裏返った状態で出土しており、そのすぐ脇に1枚と下に3枚、及び北東隅から2枚の計6枚の錢貨(519)が出土している。骨片は検出されていないが、土壙墓と考えられる。

S K 1 3 0 (図版12・18・65)

西側斜面部6D-18に位置する。II層を除去した際に礫と共に炭の広がりを検出、精査したが平面プランを確認することができなかったため、半裁するようにIII層の除去を行った。その結果、平面プランと掘り込みを確認した。遺構確認面(IV層上面)での平面プランは不整形だが、III層上面ではほぼ円形であったと推定される。規模はセクションから径約120cm、深さ約75cmである。礫に被熱の痕跡は無く、1層(炭層)と2層の上半部からは骨片が検出されている。副葬品と考えられる遺物は出土していないが、土壙墓と考えられる。

S K 1 3 2 (図版12・13・19・66)

上段平坦面の南西側の6D-15に位置し、長軸N-23°-Wのほぼ楕円形を呈する。長軸約80cm、深さは約15cmで、底面は北側に緩く傾斜する。長さ70cm程の礫の下からは錢貨が6枚(517)出土しているが、土壙墓と廐棄土坑の両者の可能性を残す。

S K 1 3 3 (図版12・19・66)

上段平坦面の南西側の6E-21、7E-1に位置し、楕円形に近いプランを呈する。長軸N-13°-Wで約110cm、深さは約30cmで、底面はほぼ平坦である。骨片は検出されず、上面には火輪(302)を含む大きな礫の集石が認められるため廐棄土坑と考えられる。

S K 1 3 7 (図版11・16・66)

南西斜面部メインセクションベルトの7D-25、7E-21区にかけて確認され、平面プランは楕円形で

ある。北西側でSK47と切り合う。主軸長はベルトにかかり不明だが、短軸約65cm、深さはセクション面で約70cmである。出土遺物もなく骨片や礫も検出されなかつたが、遺跡内における位置や規模などから土塙墓と考えられる。

S K 1 3 8 (図版11・16・66)

南西斜面部メインセクションベルトの7E-21区で確認され、平面プランは梢円形である。短軸で約65cm、深さはセクション面で平均35cm、底面は南側に向かって傾斜している。SK137と同様の理由から土塙墓と考えられる。

S K 1 3 9 (図版16・66)

南西斜面部の7E-21、SK137の東側に切り合って位置し、SK137より新しい遺構と思われる。遺構確認面まで掘り込んでいないため平面プランは不明だが、セクション面で幅約60cm、深さ約25cmを測る。SK137・138と同様に土塙墓と考えられる。

S I 8 5 (図版15・55)

上段平坦面5E-17・18・22・23に位置し、長軸N-81° - E約250cm、短軸約200cmの隅丸長方形のプランを呈する。遺構内部及び周辺には柱穴と考えられるピットが散在するが、遺構との対応関係は明確でない。深さ約20cmの掘り込みはほぼ垂直で、2層に分層される覆土には両層とも炭化物を含むが下層の方に含まれる割合が高い。底面や壁面には特に被熱して赤変しているような痕跡は確認されていない。

S I 9 5 (図版15・55)

上段平坦面5E-2・3・7・8他に位置し、四辺がほぼ方位と合致した隅丸方形のプランを呈する。南辺は遺構確認面への掘り込みが浅く、プランが明確に確認されなかった。東西幅約360cm、南北推定長約360cm、掘り込みは緩やかで北辺の深さが約20cmとなる。遺構内部及び北側寄りの周辺には柱穴と考えられる径30cm程のピットが散在するが、SI85同様に遺構との対応関係は明確でない。単層の覆土には炭化物は含まれず、底面や壁面に被熱の痕跡は確認されていない。SI85・95は共に壹字と推定される。

S D 1 1 0 (図版13・17・64)

西側斜面部6D-3～5に位置する幅約50cmの溝で、南側にはSX111方向へ延びる枝溝がある。確認された遺構の長さは約320cmだが、プランは西側斜面上位方向へまだ延びていたことが確認されているため、その延長距離は不明である。ただし、道路法線にかかる調査区西側の壁面からは同種の遺構プランが確認されていないため、そこまで延びていないものと思われる。深さ約10cmの底面は凸があり、プラン内に径40cm、深さ20～30cmのピット状の落ち込みが確認されたが、その性格は不明である。

S X 1 1 1 (図版13・17・64)

西側斜面部6D-4・5・9・10に位置し、隅丸長方形のプランを呈する。長軸約170cm、短軸約100cm、深さは約5～10cmと浅い。底面は凸が著しく、SD110から引き込み溝のようなものもあることと合わせて、その性格は不明である。なお、SD110・SX111の上面付近には礫が集中しているが、その礫の下部には据える際の黄褐色土の盛り土が確認されているため、両遺構との関係はない判断した。

第V章 遺物

1. 土器・陶磁器・漆器

A. 繩文土器 (図版20・21・67・68)

出土した縄文土器はそのほとんどが細片で、時期の判別できる資料は少ない。また遺跡からは縄文時代に属する遺構は検出されなかった。早期～晚期までの遺物があるが、特に主体となる時期もなく混在している。遺物は西側斜面部と北側斜面の沢状堆積物(図版10の22層)の中という、後世の擾乱を受けにくく範囲に若干出土の集中が認められるものの、全体的にまばらに分布するにすぎなかった。

早期(1・4) 2点出土し、いずれも早期末葉に属する。1は深鉢の底部に近い体部片で、器厚0.9～1.1cm、外面ともに条痕文が施されている。外面の原体は幅約1cm、4条を一単位としており、左下方に向→右下方の順で施文される。焼成は良好で、胎土には纖維と赤色粒子を含む砂粒が多く含む。4は横位多段の格条体圧痕文が施される口縁部片で、原体幅約6mmで器厚は0.8～1.0cm、口唇部と内面は無文である。胎土には1と同様に纖維と砂粒が多く含むが、比べて赤色粒子が多く焼成は不良である。

前期(2・3・37) 器形を復元できた3と、2の底部はいずれも前期中葉の有尾式に比定できる。3は2単位の頂部をもつ口径28.0cm、器高34.5cmの深鉢で、口縁から底部までL RとR Lが横位に回転施文されて、所々に菱形文を作り出している。2単位の頂部はやや球状になっており、口縁部には沿うように幅1mm程の沈線が5～6条施文される。焼成は良好で、胎土には幅2～4mm程の粗い纖維が含まれるが、体部外面からはその痕跡が認められない。口縁下6cmの部分には補修孔が穿孔されている。2は底径13.2cmの深鉢底部で、外面には長さ1.5cm、幅3mm弱の爪形文が認める。また底面にも同一工具によって、無造作に刻みが施される。体部はL R縄文が施文され、爪形文との境付近にはS字状結節が見られる。37はR LとL Rの回転施文による羽状縄文が施され、胎土が2と類似しているため前期と考えられる。

その他の時期(5～36、38～45) 時期が不明瞭なものを含めて部位、文様ごとにまとめた。全体的には後・晚期に属すると思われる個体が多い。5～16aは口縁部片で、器形はほとんどが深鉢である。5は幅5mmの沈線が平行に3条巡り、口縁端部は内面に折り返される。焼成は良好で器面は良くナデされている。6は口縁が直立気味で、壺に近い深鉢か注口土器の可能性がある。頸部には沈線とその下位に粗い刺突が巡り、口縁の縄文帯にはL Rの目の細かい單節縄文が施文されるが、体部は無文である。胎土には石英を多く含む。7は幅1mm弱の細かな縄文が施文され、口縁端部は半截竹管状工具による刺突が斜方向に施される。8は無節のL rが施文された後に、幅4mmの浅い沈線が横位に引かれている。9は単節R Lが施文され、口唇部は凹線状で端部が上方に突き出している。11～15は無文で、15を除いていずれも口縁の内面に面取りが見られる。単節L Rが施文される10にもその傾向は認められる。13は焼成が不良の粗製の浅鉢で、口縁付近のみにススが多く付着している。16は口唇部が上方に面取りされ、外面には上部から薄い貼り付け、径3mmの円形刺突、沈線が施される。体部には同一工具によって3条の沈線が引かれ、その間にはL R縄文が充填される。18は晚期中葉に属する精製の浅鉢で、推定口径24.5cm、口縁端部には細かいキサミが付される。体部には4条の平行沈線と、中線2条間に12単位の龍手文が施される。22は口径36.0cm、器厚1.2cmの粗製の深鉢で、3D-4区から一括出土している。単節のL Rが横位に施文され

ており、口縁下20cm付近にやや擦れが多く、炭化物の付着などは認められない。

17は外面とも丁寧なナデが施され、2条の沈線の間にはLRの繩文が充填される。19a～cは同一個体で、LRの繩文を横位に施した後にナデられている。20は充填繩文とナデを沈線間に交互に施す個体で、後期中葉の加曾利B式と考えられる。幅1.2cm程の沈線間に0段多綱の繩文が施される。21は地文LRとナデによる無文部で構成され、繩文部には2条の平行沈線とその上部に弧状の沈線が引かれる。23a・bは同一個体で、23aは地紋にRLを横位・斜位に施した後、竹管状工具により平行方向に1条、斜方向に2条の沈線が引かれる。25はU字状及び縱位の沈線が引かれ、縱沈線より左側にはRLの繩文が施文される。内面は凸凹が著しい。26は幅1mm程の沈線が斜方向に数条引かれる。27a・bは同一個体で、外面は幅1.8cm内に6本を一単位とした縱位の沈線が引かれ、内面は丁寧にナデされている。28a・bは同一個体の条痕土器で、内面は丁寧にナデられ、おそらく晩期に属すると思われる。29～37は繩文のみが施文されている体部片で、31～33が單節RL、34～36が單節のLRが施文される。33は器厚が3～4mmと薄く精緻な造りである。38～40は無文の土器で、38は底部に近い部分と考えられる。39は幅4mm程のミガキが見られ、内面には炭化物が多く付着する。

41～45は深体の底部で、41を除いては内外面・底面とも無文である。41は推定底径18.0cm、やや内傾してから立ち上がる。内面は丁寧にナデられ、外面は単節LRが縱位や斜位に回転施文されている。底面には網代痕が認められる。

B. 土師質土器（図版22・68）

本遺跡から出土した土師質土器の器種は皿類に限定され、出土遺物中で量的に最も多い。成形技法上分類すると手づくねによるものとロクロ成形によるものの2種類がある。土師質土器の技法上の分類については出雲崎町番場遺跡の報告〔坂井ほか1987〕に従い、A類（手づくねのタイプ）、B類（ロクロ成形で底部回転糸切りのタイプ）、C類（ロクロ成形で底部回転ヘラ切りのタイプ）、D類（手づくねで横ナデの調整を行わないタイプ）としたが、本遺跡からはC・D類は出土していない。また法量的には時期的・地域的に近く、一定量の出土をしている糸魚川市立ノ内遺跡〔高橋保1988〕を参考に、a類（口径10.5cm以下）、b類（口径10.5～14cm）、c類（口径14cmを越えるもの）とした。

A類（47～63）

手づくねによるもので、全てヨコナデによる調整が見られる。底部は平底のものと丸底のものがあるが、口径が大きくなるほど平底に近くなる。

a類（54～63） 極端に小型のものもなく、口径の大きさは8.9～10.5cmと9.7cm前後に収まり、径高指数（器高÷口径×100）は17～24を示す。底部が不調整なため平底に近いものもあるが、基本的には安定性を欠く丸底である。口縁部の引き出され方は、54・56のように段をもって体部との境が明瞭なものと、59・60のように体部から縦やかに立ち上がるものがある。口縁端部は上方につまみ上げられるもの（61・62など）、やや肥厚して先細丸になるもの（54・58など）、鋭角的なもの（60・63など）の大きく3種類に分けられる。調整は口縁部と内面がヨコナデ、外面体・底部は不調整で指頭圧痕が残る。底部内面にはヨコナデに先行して、一方向のナデが施されているものもある。60・61には幅3cm程のナデ抜きの痕跡が明瞭に残る。灯明皿として利用されたものは55と58で、タール状の付着物が55は口縁部に集中して、58は全面に認めら

れる。時期的には60が16世紀後半に比定され、ほかのものも16世紀または15世紀代のものが多いと思われるが、63は調整も不明瞭で他に比べて形態も異なり、13世紀代まで遡る可能性がある。

b類(48~53) 口径11.0~13.2cm、径高指数は53が25と深身となるほかは、16~20と全体的に浅身で、底部は平底と丸底の割合がほぼ同じとなる。口縁端部は同じ厚さで外方に引き出され、やや受け口状になるものの上方へのつまみ上げは弱い。口縁部と体部内面はヨコナデだが、底部内面のナデ調整は不明瞭である。外面体・底部は不調整で、体部にはかるい指頭圧痕が残る。51・53にはナデ抜きの痕跡が明瞭に認められるが、幅が5mm程とa類に認められた痕跡より幅が狭い。51はSK118より出土し、口縁部のヨコナデが強く、体部との境に内湾して段をもつ。52の口縁端部には直交方向に数条のキズが認められ、またタール状付着物も一部に認められる。時期的には50が16世紀第3四半期に比定される。

c類(47) 47はSK118より51と共に出土した口径15.1cmの平底皿で、径高指数16と身が浅い。口縁部が外方に引き出されてから端部がつまみ上げられており、受け口状の形態をとる。口縁部と体部内面は丁寧なヨコナデ、底部内面は一方向のナデが施される。底部内面の外縁にあたるナデ方向が変換する部分は、環状に半隆起してやや掠れています。外面体部から底部は不調整でかるい指頭圧痕が見られる。また内面の一部には黒変している部分があり、灯明皿として使用されていた可能性がある。

B類(64~69)

ロクロ成形によるもので、切り放しは全て回転糸切りである。口径は64の13.5cmを除いては6.5~7.5cmとA類より小型品が多い。径高指数は64が22、69が20となるほかは25~28とほぼ一定しているが、形態上で特に規格性は認められない。64はロクロナデが明瞭に残り、口縁・体部は直線的に立ち上がる。67も底部内面中央が大きく膨らむが、全体的な形状は64に類似する。65の器壁は最も薄く、緩く湾曲した体部の中程で3mmである。口縁部は鋭角的に尖る。66は立ち上がり勾配がほかに比してきつく、底部内面には陶磁器などの胎土目のような器面の剥落が認められる。68はSK119より出土し、口径6.5cmと遺構内出土遺物としては最も小型品である。底・体部ともほぼ同じ厚さで緩く湾曲して立ち上がり、口縁端部は丸く収まる。底面には回転糸切り後の、胎土を伴った板目状圧痕がつく。69は急角度に立ち上がるが身が浅く、盆状を呈している。タール状の付着物は65・67の口縁と内面底部を中心に認められ、また64・69は黒変していることから灯明皿として使用されていた可能性がある。

C. 陶磁器類(図版22~68)

陶磁器類では珠洲焼以外に青磁2点、瀬戸・美濃焼5点、唐津焼2点、伊万里焼1点、越中瀬戸2点、瓦器1点が出土し、全点を図示した。

青磁(70・71) 70は推定口径17cm前後の蓮弁文碗の体部片で、石群Bの中から出土している。劍頭は見えず蓮弁の単位も明確ではないが、蓮弁間は約0.9cmである。幅1mm程の線で線描きされ、釉はややくすんでいる。71も口径14.2cmの碗で、幅2mm程の2条の平行線を基調として口縁部に雷文が入り、内面は画花文で構成される。70は14世紀に、71は15世紀前半に比定される。

瀬戸・美濃(72~76) 72は口径11.8cmの天目碗で、口縁部がくびれてから端部で緩く外反する。釉は口縁端部の5mm程が茶褐色で、ほかは黒褐色を呈して厚くかかる。73は口径11.4cm、器高19cmの綠釉小皿で、口縁部は大きくくびれて平坦な面を有し、体部外面に綾い稜をもつ。底面は削り出し高台で、調整

痕が明瞭に残る。見込みには砂目の痕跡が3か所認められる。74は筒形香炉の底部片で、体部は垂直気味に立ち上がる。推定底径6cmで、径1cm程のボタン状の足は3カ所に付くと思われ、根本には体部から垂れた縁軸がかかる。75は底面回転糸切り未調整の小杯で、底部は高台的な稜を持つ。体部は中程で打ち抜え気味になり、口縁部で緩く外反する。内面と口縁部外面のみに鉄軸がかかり、一部は体部へ垂れ下がる。古瀬戸後期様式Ⅲ期(1420~40年)に相当する。76は口縁部を欠損するものの折縁深皿と考えられる。底面径11.4cm、外縁に貼り付けられた足には指頭圧痕が明瞭に残る。内面と口縁部(一部体部含む)はロクロナデ、体・底部外面はヘラケズリにより調整される。口縁部は凹凸が著しく、灰軸のかかりの濃淡によって平行線文様が表されている。ほとんどが15世紀代の古瀬戸後期様式に相当する思われるが、73・74は大窓期の可能性を残す。

庵津(77・78) 77は播鉢の口縁部片で、端部が肥厚して緩く外反する。内面の口縁下3cmの所には幅1mm程の鋸目^{ハサカ}が認められる。78は推定高台径4cmの小皿の底部片である。両者とも17世紀に比定される。伊万里(79) 高台径4.6cmの青磁皿の破片で、貼り付けの高台内には丁寧なナデが施され、見込部分には蛇の目軸剥ぎと砂目の痕跡が認められる。基本的に高台とその周辺には釉がかってない。17世紀に比定される。

越中瀬戸(80・81) 80は推定口径9.2cmの小壺で、やや内傾した口縁部は端部で肥厚し面を持つ。外面には暗褐色の自然軸が薄くかかるが、口縁端部とくびれ部以外はほとんどが剥落している。81は推定口径が14.8cmの円筒状の容器で、体部が直線的に内傾し、口縁部でややくびれる。齋道具の一類のサヤ(匣鉢、素地を中におさめて降灰を防ぐ)と思われる。両者とも17世紀に比定される。

瓦器(82) 82は火鉢と考えられる。口縁端部は平坦な面を持ち、外面に2条の平行沈線と、その間に渦巻き又は唐草が変形したようなスタンプが連続して押印される。外面は丁寧なナデ、内面はヘラミガキされ、色調は黒色を呈している。

D. 珠洲焼(図版23・24・69・70)

珠洲焼の個体数は出土した陶磁器中でもっとも多いが、全体の器形が分かるものは無い。器種では壺・壷・鉢が出土している。

83は推定口径49.8cmの壺の口頭部と体部片で、口縁部は肥厚して緩く外反し、端部で器厚は2.5cm程になる。器厚は体部で0.8~1.0cm程と比較的の薄い。成形は体部外面が条線の太い平行打圧、内面は円形押圧+かるいナデ、口縁部内面はヨコナデである。また体部内面には工具によると思われる、左上がりの幅8mm程の搔き上げが認められる。

84は壺の底部と体部片で、底径14.8cm、体部は約60°の角度で緩く湾曲しながら立ち上がる。体部内面下端は底部との接合で器厚が厚くなってしまい、段をもつ。外面は体部に平行打圧、底部は打圧成形後ケズリ調整される。底面は範囲が狭く不明確だが、静止糸切りと考えられる。また外縁の幅1cm程はナデ又は擦れで滑らかな面をもつ。内面の成形は底部がヨコナデ、体部には円形押圧+かるいナデ成形の後に、83と同様な幅8mm程の工具による搔き上げが数条認められる。85はロクロ成形の壺の口縁部で、口径21.6cm、端部はつまみ出され外側に面をもち、外面中程が大きく膨らむ。

96は底径12.2cmの鉢の底・脚部で、底脚部下端に深い指頭圧痕が見られる。凹凸が著しい内面は凸部が

良く磨滅し、幅3cm程の鉤し目は条線が細密である。底面は静止糸切りで、84同様に外縁の幅1cm程にはナデ又は擦れによる滑らかな面をもつ。

86~95は壺又は壺の体部片である。成形は内面が円形押圧、外面は全て平行打圧で綾杉状を呈するものはないが、87は比較的縦位方向の屈折が明瞭である。条線が比較的太い(86・87・90・92~95)ものと細いもの(88・89・91)があり、細いものは条線が鋭角的になっている。87aは全体的に87bは上半に自然縫がかかり、肩部に近い体部片と思われる。89は外面に、91は内面に粘土縫の接合痕が明瞭に残り、器壁が厚くなっている。器厚は最大の89で18cm、最小の94で0.7cm程度である。

95も同じく珠洲焼の体部片であるが、研磨具として再利用されている。器厚1.0~1.2cmで、内(裏)面はほぼ全面に、外(表)面は凸部を中心として部分的に帯状の磨面が観察される。側面は部分的に打ち欠かれるが、使用の痕跡は認められない。内面の図中左上と中央付近には斑状に黒変している部分があり、硯としての使用も考えられる。

E. 漆 器 (図版25・91)

S K53の底面近くから1点だけ出土している。109は推定高台径約6cmの内赤外黒色漆の輪で、素地が腐食して体部2/3程の漆塗膜のみが残存している。外面中程には3単位の方向に赤漆のスタンプ文が加飾されているが、一方は輪+鶴文、もう一方は剥落のため不明である。

F. その他 (図版21・25・68・70)

縄文時代と中・近世に属する以外の土器類を一括した。

弥生時代中期の土器が1点だけ出土している。46は推定口径20.2cmの壺の口縁部で、内面がやや曲面をもつもののほぼ直線的に外傾している。口縁部は粘土紐貼付によって一段肥厚し、下端がつまみ出しによる斜位の乳頭状突起列となって巡る。口唇部は幅1.5cm程の平面をなし、矢羽根状の備目が施される。

108は古式土師器の壺の底部で、6世紀の古墳時代後期に属する。底径6.0cm、底面は外縁がやや角をもって隆起している。外面は赤褐色を呈し、内面は黒色で幅2mm程の横斜位の暗文が数条認められる。

97~107は平安時代に属する。97は口径12.4cm、器高3.2cmの須恵器杯蓋で、つまみ中央はやや突出している。口縁は外方へ折り返された後、端部がやや内傾気味に垂下して丸く収まる。内面と外面口縁部はクロナデ、天井部はつまみ取り付け後にヘラケズリされる。98~101は須恵器の壺の体部片で、外面の叩き具と内面の当て具は、98・99は内外格子目、100が内外平行目、101が外格子目で内同心円、102が外間に細かい条線を直交方向にもつ平行目、内面に条の細かい同心円がそれぞれ使用されている。

103~106は土師器で、103は口径10.4cm、器高2.7cmで底面回転糸切りである。体部は外方へ直線的にゆるく立ち上がり、口縁端部は薄くすっきり収まる。104は口径10.4cm、器高3.1cmで底面回転糸切りである。体部は内湾して立ち上がり、口縁部で器厚を薄くしてやや外反させている。105は推定口径12.8cm、身の浅い杯と思われる。クロナデの後が明瞭に残り、体部下端と口縁部に変換点をもつ。106は内黒の有台輪で、底面調整は磨耗のため不明である。断面半円状の低い高台は外側に張って内溝接地する。所属時期は103・104が11世紀、106が9世紀後半~10世紀に比定される。

107は高台径6.0cmの灰釉陶器皿で、断面三角形に近い高台は外方へ張り接地面が狭い。見込み部分には径2.4cmの円形の沈線がめぐる。破片のため不明確だが、10世紀前半の大原2号窯式併行期と考えられる。

2. 石器・石製品

A. 梶文時代の石器（図版26・27・71）

石器としては石礫・剝片・磨製石斧・磨石類が出土しており、すべて梶文時代に属する。

石礫（110） 基部が欠損している黒曜石製の石礫で、6F-21より出土している。側縁は直線的で、現存長1.3cm、幅1.4cm、厚0.4cmで重量は0.76gを測る。

剝片（111） 三角形を呈する横長の剥片で、上面に自然面を残す。石材は無斑晶質安山岩で、現存長3.6cm、幅4.8cmで重量は12.3gを測る。同様の石材の剥片はもう1点出土している。

磨製石斧（112～117） 磨製石斧は6点出土しており、使用石材は112～115が蛇紋岩、116が輝緑岩、117が角閃石安山岩である。大きさは112が長6.0cmとやや小さいが、他のものも推定長で12.0cm以下と磨製石斧としては中～小型の部類に属する。横断面が明瞭な角をなすものは113のみで、115はややそれに近いが、基本的に他と同様に専手の楕円形を呈している。全体形状は117が短冊形に近いほかは、基本的に撥形を呈する。刃部は112・115のように左右非対称のものもある。研磨調整は長軸に対し右下がり方向を主体として全面に見られるが、116は特に刃部のみに研磨が集中する傾向があり、胴部には敲打段階の痕跡が多く認められる。また112・115の刃部には片面に集中して、長軸方向の数条の細かい擦痕（使用痕）が認められる。時期的には116・117が後・晚期に近く、112～115が前・中期の所産と考えられる。

磨石類（118～126） 磨石類は素材となる礫の正裏面および側縁に、磨痕・凹痕・敲打痕のいずれかの痕跡が認められるもので、出土石器中最も数が多く全体で18点出土している。石材により器面の風化は異なり、今回機能面が認められずに搬入磚と判断したものの中にも若干磨石類が含まれる可能性は残すが、相対量としては大きく変化はしないと思われる。磨石類の分類は3種類の痕跡を複合的に分類している、塩沢町五丁歩遺跡の報告〔高橋保雄1992〕の基準に従った。旧得法寺跡からはA類（磨痕だけのもの、118～122）とE類（凹痕だけのもの、124～126）とH類（後に磨痕を持つもの、123）の3種があり、敲打痕を明瞭に持つものは認められなかった。石材として質は異なるが、安山岩と砂岩が多く使用されている。

A類は14点出土し、平均重量は426gである。形状・大きさは様々で、機能面の位置も異なっている。五丁歩遺跡の分類によると、118・119が磨痕が正裏面のいずれかに位置する1類、球状の120～122は磨痕が正裏面のいずれかと側面に位置する3類に相当する。E類は3点出土し、平均重量は383gである。扁平で平らな面をもつ礫を使用し、124が正裏+側面、125・126が正裏面を機能面としている。また、凹痕は1面に対して複数認められる。H類の123は後（側縁）の部分に細長い機能面を有する、いわゆる「特殊磨石」と呼称されるものである。断面三角形で三角柱状に近く、2面と1側縁を機能面とする。本遺跡からは少量ながら早期後葉と前期中葉の時期の土器があるため、いずれかの時期に相当するものと思われる。

B. 石製品（図版27・71・91）

石製品では砥石 3 点、石皿 1 点、不明石製品 3 点が出土している。

砥石 (127~129) 127の石材は凝灰岩製で、扁平の少ない直方体状を呈する。長17.1cm、幅3.6cm、重量は278gである。4面に機能面を持ち、側面の方が比較的滑らかかな面を持つ。正裏面は凹凸によるざらつき感が残り、切り出しの際に付いたと思われる長軸方向の擦痕が部分的に認められる。128は同様に4面に機能面を持つ凝灰岩製の砥石で、側面にざらつき感を残す。長4.4cm、幅3.2cm、重量は45gを測り、縱断面は使用による結果、端部が肥厚して中程が漸次薄くなる形状を呈する。129は石材が京都鳴滝産の粘版岩で、長8.9cm、幅6.4cm、重量は83gである。正裏面・右側縁・下面の4面が機能面で、右下がり方向を主体とした明瞭な擦痕が認められる。また左側縁には節理面と打ち欠きによる剥離が見られる。縱断面は128のように中程が薄い。

石皿 (130) 石造物の台石(基壇)とも考えられず、また石鉢のように底み部分が深くもないことから石皿とした。径32.7cm、高12.0cmのほぼ円盤状で、据広がりの突起部が現状で1カ所認められる。対方向が欠損のため不明だが、2カ所に付く把手部分とも考えられる。全体の調整は比較的粗く、深さ2.5cm程度の底み部底面も凹凸が著しく、使用的痕跡は認められない。砂岩製で、重量は12.8kgである。

不明石製品 (131~133) 用途不明の石製品で3点出土している。131は長25.4cm、幅11.8cmでほぼ完全な直方体を呈する。若干凹凸がある器面は比較的滑らかだが、明確な磨痕は認められない。砂岩製で、重量は5.4kgである。132は長23.8cm、上幅9.6cm、下幅14.0cmのひょうたん形を呈する。重量4.3kgの砂岩製で、器面に明確な磨痕は認められないが、くびれ部分は比較的滑らかである。133は径約11.5cm、重量1.3kgの砂岩製の丸石で、全体に風化のため器面の凹凸が著しい。器面は皮のように2~3mm程度の厚さで部分的に剥落している。

3. 石造物

今回の第二次調査では石造物が全体で380点と多量に出土しているが、この数字は本調査前に既に移管されていた分を含まないものである。第一次調査段階で確認されていた数十点は、現在の青田集落地内にある現得法寺の境内に一部が移建、一部が埋納保管されている。今回報告された石造物も報告書刊行後、同様の措置がとられる。実際の石塔の総基数としては、空風輪と相輪の合計数142点を上回る、150基以上が造立されていたと考えられる。

A. 五輪塔

出土した石造物の内、この五輪塔の部位が大半を占める。五輪塔は仏教の五大思想にある空・風・火・水・地の五つの元素を立体的に具現したもので、各部の形態は上から順に宝珠を圓形(空)、請花を半圓形(風)、笠を三角形(火)、塔身を圓形(水)、基礎を方形(地)で表している。本来は大日如来を供養したものとして造られたが、次第に基標としての性格を強め、または故人の追善供養のために建てられている。なお空輪と風輪は同石で一緒に造られるのが一般的である。

形態分類にあたっては正面觀を重視し、必要に応じて細分を行った。ただし空風輪以外の部位は、後述する宝塔の部位と判別できないため、一括して分類を行った。各形態差は多少の時期差を反映するものと

思われるが、紀年銘が刻まれているものが1点もないため、検証することは出来なかった。分類は大別を(I, II, ...)などのローマ数字で表し、細別をアラビア数字(1, 2, ...)、英小字(a, b, ...)で表した。使用石材は地元で入手可能な安山岩が主体を占め、砂岩が少量ある。本文末につけた観察表は宝鏡印塔を除く各部位ごとに作成し、寸法を0.5cm単位、重量を0.5kg単位で測定して記載した。

空風輪(図版28~31・72~75)

全体で84点出土し、その内77点を計11類に分類した。

I類(134~136) ホゾが無い類で、全体的に空輪の比率が高く、最大径が中央より上部に位置する。風輪は低く、側縁は垂直に近い。

II類(137~139) I類と全体の形状は類似するが、短いホゾが付く。空輪は宝珠形よりは円形に近くなる。

III類 空輪の側縁が曲線的な、いわゆる宝珠形となるもので5類に細分される。空輪と風輪の比率は1:1に近くなる。

1類(140~148) 空輪の形状がII類に類似し、最大径が中央より下部に位置する下彫れの類で、頂部のみが突出するものはない。風輪の側縁は直線的であり、ホゾはやや角度はつくもののほぼ円柱体を呈する。

2類(149~163) 空輪最大径が中央付近かやや上に位置し、頂部に突出するようなくびれが多少見られる。風輪の側縁は下端部付近から曲線的になり、ホゾは角度が明瞭になってくる。

3類(164~171) 全体の形状は2類に類似するが、最大径が中央よりやや下に位置し、頂部は突出する傾向を示す。風輪の側縁は全体的に湾曲したものが多く、底面がホゾに向かって内側に入り込むもの(168など)が2類より多くなる。

4類(172~177) 空輪は最大径が下端に位置し、三角形に近い形状になる。風輪の比率がやや低く、他の類に比べて下幅が狭い感じを与える。

5類(178~183) 空輪は最大径が上端に位置し、頂部が突出する。また断面形が隅丸長方形に近くなる。

IV類 全体形状が逆台形を呈し、空輪が側縁に直線的な部分を持って宝珠形を呈さない。突出する頂部を除く空輪の比率が風輪より低くなる。断面形は隅丸長方形のものが多い。また風輪の底面に占めるホゾの幅が大きくなる。主に空輪の形状で4類に細分される。

1類(184~194) 頂部へ向かう側縁が内湾して、頂部が突出する類である。

2類(195~200) 頂部へ向かう側縁が外湾して、頂部の突出がほとんど見られない類である。

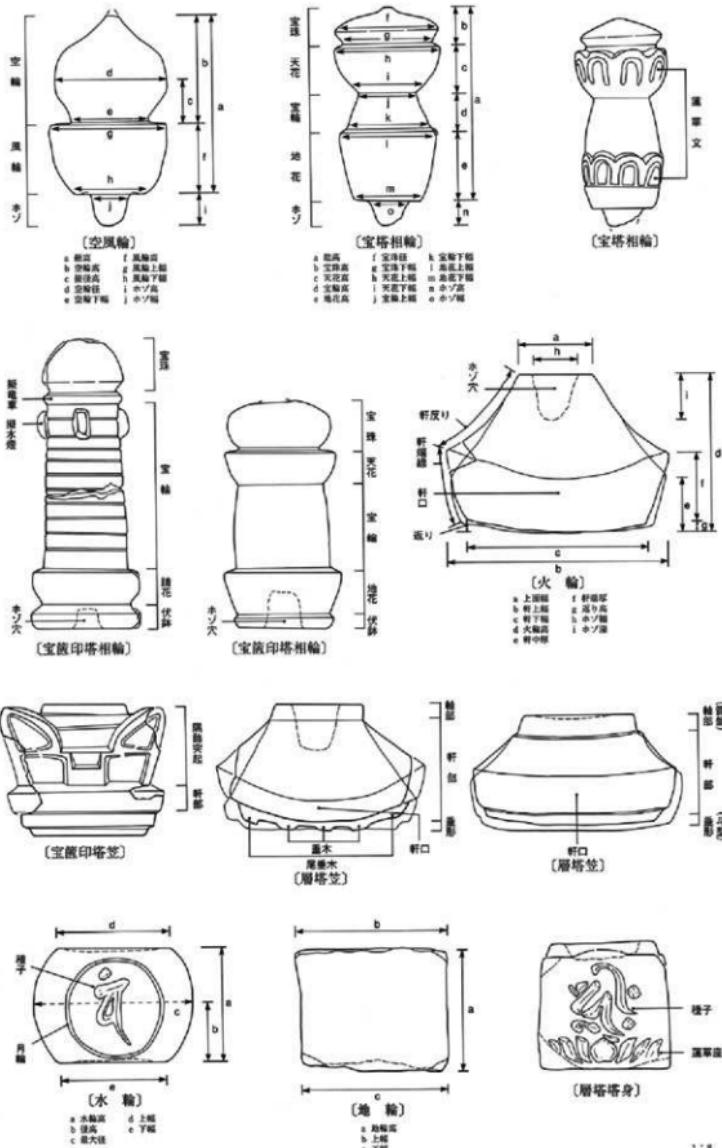
3類(201~206) 空輪の頂部を除く形状が隅丸長方形に近いもので、突出が最も大きい類である。

4類(207~210) 直線を基本とした形状で、空輪が五角形に近い類である。造りは最も簡単で、空輪と風輪の境を溝を刻んで示している。

以上、形態ごとの出土点数はI類が3点、II類が3点、III-1類が9点、III-2類が15点、III-3類が8点、III-4類が6点、III-5類が6点、IV-1類が11点、IV-2類が6点、IV-3類が6点、IV-4類が4点、不明が7点である。III-2類が最も多く全体の20%を占め、次いでIV-1類が14%である。総高は有効資料75点の内、最小17.5cm(188)、最大31.5cm(161)とかなり幅があるが、約7寸(20.0~22.5cm)のものが55%、約8寸(23.0

第2表 空風輪
形態別数量

I	3
II	3
III-1	9
III-2	15
III-3	8
III-5	6
IV-1	11
IV-2	6
IV-3	6
IV-4	4
不 明	7
合 計	77



第6図 石造物形態別部位呼称

~25.5cm) のものが19%と、その辺の大きさを目安にしていることが窺える。時期差は前述したように明確ではないが、風化の具合などからI類が古相を示すと思われ、IV類は本来の意味あいが崩れた新しい時期に相当すると思われる。

火輪 (図版34~38・78~82)

全体で112点出土し、石造物の部位中で最も出土量が多い。分類にあたっては正面形の属性だけでなく、各面における各種属性を考慮して、104点をI~IX類に大別した。基本的に軒端部(反りが判断できる部分)が良好に残存し、中幅の広い面を正面とした。

I類 高さに対して軒口の厚さが薄く(1/3以下)、軒は急斜度の勾配(61°前後)を呈する。端口はほぼ同じ厚さで緩く反り、軒端線は緩い曲線である。上面幅と軒上幅の比率は285を除いて4割以上と、上面を広くしている。ホゾ穴は円状で浅くて調整の粗いものが多い。275が砂岩製で、他は全て安山岩製である。全体的に風化の著しいものが多い。また380~383は全体形状が不明だが、この類に属する可能性が高い。

1類 (276~281) 軒反りは緩い真反りで、返りがほとんど無いため、底面は平坦なものが多い。277や281の軒端線は、他に比べて直線的で垂直に近い。色調は赤味がかったものが多い。

2類 (282~287) 1類より全体的に幅高比(『火輪高』+『軒上幅』)の値が高い。軒反りは直線的で、端部のみでやや反る緩い長刀反りである。返りは1類より高い。ホゾ穴は調整の粗い、隅丸方形状のものも見られる。

II類 軒口の反りは中央から平均的に反り上がり、I類より厚みがある。軒反りは緩い真反りが多く、勾配は57°前後のものが多い。軒端線は直線的で、80°前後位の傾斜をもつ。ホゾ穴は角に近い、隅丸方形が主体である。

1類 (288~292) 軒口は中央付近から全体的に緩く湾曲する。返りは少なく、底面は平坦に近いため据わりが良い。ホゾ穴の断面形は289や291のようにV字状になるものもあり、調整は穿っただけという粗雑な感じを受ける。

2類 (293~297) 1類より軒口の湾曲があるため端反りが大きい。底面もやや湾曲があり、1類に比べて据わりが悪い。軒反りは293と296が明瞭な長刀反りを呈している。

III類 I・II類以外で幅高比が0.6~0.7の類で、軒の勾配は55°前後のものが多い。形態は四面で種々異なっており、明確な規格性は窺えない。軒反りはI・II類に比べて湾曲度が大きい。底面の据わりは良いものが多い。

1類 (298~300) 軒口の湾曲が大きく、軒中厚に対して軒端厚は1.5倍以上になる。300のみ長刀反りで、端部は大きく反り上がる。

2類 (301~312) 中央部から端部に近づくに従って湾曲が大きくなる類である。304や311のように端部付近で変換点をもって反り上がるるものや、310のように端部のみを急激に反り上げるものもある。軒反りの真と長刀の割合はほぼ半々だが、310は弧の頂点が中央より上部に近く、逆長刀状になっている。ホゾ穴は303のように断面V字状で、四角錐に近いものがある。

3類 (313~327) 軒口がほぼ同じ厚さで緩く湾曲して反り上がる類で、2類に比べて返り高も高い。そのため据わりは1・2類より悪い。ホゾ穴は四角のものが主体で、316・321が円を呈する。また319の浅いホゾ穴はI類と共通した特徴をもつ。

IV類 幅高比が0.5~0.6の類で、軒の勾配は50°前後のものが多い。主に軒上幅の大きさによって3類に細別した。ホゾ穴は330・331を除いて全て四角で、断面形はU字状である。軒の反りは1類を除いて緩いものが多い。

1類 (328~330) 軒上幅が33.0cm前後と大きく、軒口の厚さは高さに対して4割前後と厚い。330は軒口の端部で為す角が他に比べて鋭角的である。全体的に返りも少なく、底面はほぼ平坦である。329のホゾ穴の深さは8.0cmで、全火輪の中で最も深い。

2類 (331~336) 軒上幅が25.5~30.0cmで、軒反りは直線か緩い真反りを呈する。軒口が端部で為す角は336を除いて概ね60°で、底面はほぼ平坦である。

3類 (337~342) 軒上幅が22.0~25.0cmで、軒反りは直線か部分的に緩い真反りを呈する。軒口の端部で為す角は2類に類似するが、底面はやや湾曲している。

V類 幅高比が0.5~0.6の類で、主に軒上幅の大きさによって2類に細別した。

1類 (343~347) 軒上幅が25.5cm以上で、軒の勾配は45°前後である。底面は344を除いてほぼ平坦で、ホゾ穴は四角の台状を呈している。

2類 (348~352) 軒上幅が25.0cm以下で、軒の勾配は40°前後と火輪中で最も扁平な類である。

VI類 (353~361) 軒中厚が高さに対して5割以上と、軒口が厚い類で、火輪の一般的な形態とは最も相違している。軒反りは357の直線的なものを除けば、上部で湾曲してから直線的に下る、逆長刀反りとなる。底面は平坦でどっしりとした感じを受ける。軒の勾配は緩やかで40°前後だが、357は約27°と最も緩い。

VII類 上面からの形状が長方形に近い類で、正面のみ大きく見せることを意図したと思われる。空風輪や宝塔相輪で断面が隅丸長方形となっている、IV類と類似する。軒口はほぼ同じ厚さで反り上がり、底面はやや湾曲するものが多い。

1類 (362~367) 軒上幅が26.5~29.5cmと2類より比較的大きく、軒口も厚めである。364や365は軒上幅に対して上面幅が狭く、底面が大きく湾曲して安定性に欠ける。軒反りは263が長刀反りに近いほかは、全て真反りである。

2類 (368~373) 軒上幅は373の28.0cm以外は26.0cm以下である。軒口の形状は多様で、369のように中央部から大きく反り上がるるものや、370のようにほぼ平行して反るものがある。

VIII類 (374~378) ホゾ穴を有さない類で、幅高比は0.6以上と背が高く、軒上幅は374の23.0cmを除いて27.5cm以上と比較的大きい。最大の378では36.0cmもある。軒反りは376が真反り、他は端部付近で急激に湾曲する長刀反りである。返り高も高く、底面は大きく湾曲する。上面は376が中央部に向かってやや傾斜するが、他は平坦で、無ホゾの宝塔相輪は出土していないため、全て五輪塔の火輪と思われる。なお、無ホゾの空風輪は3点出土している。

IX類 (379) ホゾを有する類で、1点出土している。砂岩製で、ホゾ以外の全体の形状はI類に類似し、軒口は緩く反り上がり、軒端縁は湾曲して垂下する。軒反りは長刀反りで、軒の勾配は60°である。ホゾは一透4.5cmの正台形で、高さは10cmある。ホゾ穴を有する空風輪や宝塔相輪は無く、また宝鏡印塔とは石材(安山岩)などが異なることから、セット関係は不明である。

I - 1	6
I - 2	6
II - 1	5
II - 2	5
III - 1	3
III - 2	12
III - 3	15
IV - 1	3
IV - 2	6
IV - 3	6
V - 1	5
V - 2	5
VI	9
VII - 1	6
VII - 2	6
VIII	5
IX	1
合計	81
平均	11.2

第3表 火輪形態別数量

以上 104点の各形態における数量は、I類12点(11%)、II類10点(10%)、III類30点(29%)、IV類15点(14%)、V類10点(10%)、VI類9点(9%)、VII類12点(11%)、VIII類5点(5%)、IX類1点(1%)である。大きさとしては約9寸(25.5~28.0cm)のものが全体の4割を占めている。後述する水輪と地輪の大きさはそれより一回りほど小さいものが多いが、これは火輪の下幅とほぼ同じで、五輪塔の全体形状(セット関係)は、笠が大きく広がらない直方体に収まることが想定される。各形態の時期は明確ではないが、全体の中でI類は古く、VI類は新しいと思われる。

水輪(図版39~41・83~85)

全体で62点出土し、種子(梵字の一文字で仏尊を表したもの)が刻まれているものも29点ある。分類は大きさをローマ数字、径高比(「径高」÷「水輪高」)をアラビア数字、幅高比(「水輪高」÷「最大径」)を英小字で示し、順に優先させてその組合せによって分類した。分類基準は以下の通り。

大きさは最大径(x)を基準として、I類($x \leq 22.0\text{cm}$ 、約7寸以下)、II類($22.5 < x \leq 25.0\text{cm}$ 、約8寸)、III類($25.5 < x \leq 28.0\text{cm}$ 、約9寸)、IV類($28.5 < x \leq 31.0\text{cm}$ 、約1尺)、V類($31.5\text{cm} < x$ 、約1尺1寸以上)の5つに分類した。

径高比(y)とは水輪全体の高さに対して、最大径が底面からどの高さに位置しているのかを示すが、今回出土した水輪の中には種子が彫られてなければ上下の不明なものが多かった。よって、ほぼ中央に位置する1類($0.45 \leq y \leq 0.55$)と、それ以外の上や下が彫れる2類($y < 0.45$ 、 $0.55 < y$)に分類した。

幅高比(z)は最大径と高さの比率で、a類($z < 0.6$)、b類($0.6 \leq z < 0.7$)、c類($0.7 \leq z$)の3つに分類した。c類→a類と数値が減少するに従い扁平化する。

以上の基準に従って、453を除いた61点の分類を行った結果、大きさではII類が25点(41%)、III類が17点(28%)と8~9寸のものが全体の7割近くを占めている。大きさを除けば1b類が31点と全体の半数を占め、最大径がほぼ中央に位置し、横と縦の比率(=幅高比)がほぼ3:2の形態が多いことが明らかになった。種子では、大日如来を表す「パン」が26点、その内月輪を伴うもの(425・427・436・442)が4点、阿弥陀如来を表す「キリーク」(420・437・444)が3点ある。いずれの種子も藻縫彫りで、彫り込みは浅いものが多い。またパンの種子の中には421のように形散して、記号化しているものも見受けられる。

また453は今回水輪として分類したが、長軸14cm、深さ6.5cm程の楕円形の窪みが上面にあり、他の形態と類似しないため石櫃・石鉢の可能性もある。なおこのような形態の水輪の類例としては、新井市坪ノ内館〔坂井ほか1986〕にパンの種子が刻まれたものがある。

第4表 水輪形態別数量

	I	II	III	IV	V	合計
1a	2	3	1	2		8
1b	5	11	10	3	2	31
1c		5	2			7
2a	1			1	1	3
2b		4	3		1	8
2c		2	1	1		4
合計	8	25	17	7	4	61

地輪(図版42~44・86~88)

全体で58点出土している。上下の判断は、未調整の面がある場合はその面を底面とし、全面(6面)を整形している場合でも調整が難い面を底面とした。底面未調整で5面整形したものが40点、6面整形が18点と、約7割が底面未調整の地輪である。分類は水輪と対応させて大きさをローマ数字、上下比(「下幅」+「上幅」)をアラビア数字、幅高比(「地輪高」+「上幅」)を英小字で示し、順に優先させてその組合せによって分類した。分類基準は以下の通り。

大きさは上幅(x)を基準として、I類($x \leq 22.0\text{cm}$ 、約7寸以下)、II類($22.5 < x \leq 25.0\text{cm}$ 、約8寸)、III類($25.5 < x \leq 28.0\text{cm}$ 、約9寸)、IV類($28.5 < x \leq 31.0\text{cm}$ 、約1尺)、V類($31.5\text{cm} < x$ 、約1尺1寸以上)の5つに分

類した。

上下比 (y) は地輪の正面形が台形または逆台形かを示すもので、ほぼ方形の 1 類 ($0.95 \leq y < 1.05$) と、逆台形の 2 類 ($y < 0.95$)、台形の 3 類 ($1.05 \leq y$) の 3 つに分類したが、3 類に相当するものは 503 の 1 点だけであった。

幅高比 (z) は上幅と高さの比率で、a 類 ($z < 0.7$)、b 類 ($0.7 \leq z < 0.8$)、c 類 ($0.8 \leq z$) の 3 つに分類した。c 類 → a 類と数値が減少するに従い扁平化する。

以上の基準に従って、58 点の分類を行った結果、大きさでは II 類が 20 点 (34%)、I 類と III 類が 15 点 (26%) づつと 8 寸前後に集中する。大きさを除けば 1 b 類と 2 b 類が 13 点 (22%) づつと多く、1 a 類と 2 a 類が 10 点 (17%) づつで次に続く。これは正面形がほぼ方形か逆台形状になり、横と縦の比率 (= 幅高比) がほぼ 4 : 3 の形態が多いことを示す。5 面だけ整形した底面未調整のものが多いことは、地面と接して表面に表れないため簡略したものと考えられるが、中には面を平坦ではなく大きく凹状にしているもの (474・481・496など) もある。このことは据える場所 (基盤の上など) の地面が、盛り上がった土饅頭になっていたと考えられ、安定性を高めるためになされたものと思われる。また 511 には上面中央に径 11.0 cm、深さ 4.5 cm の穴があるが、ホゾ穴とも考えられないためその用途は不明である。454 は地輪の部位と考えたが、周縁を面取りしており、水輪へ再生しようとした可能性がある。

	I	II	III	IV	V	合計
1a	5	3	2			10
1b	2	7	1	2	1	13
1c	1	1	3		2	7
2a	3	2	4	1		10
2b	4	5	3	1		13
2c		2	1	1		4
3c			1			1
合計	15	20	15	5	3	58

第 5 表 地輪形態別数量

B. その他の石塔

a. 宝塔 (図版 31~33・75~77)

石川県金沢市善正寺遺跡の報告 [石川県考古学研究会 1970] に、請花に蓮華文状の彫刻を施した 269 と似た類例が記載されている。報文中では「相輪は宝篋印塔のはかに石層塔や宝塔にも共通する部分であつて、本遺跡出土品に於ても宝篋印塔の相輪であると決定づけるわけにはいかない。しかし本遺跡出土品で石層塔や宝塔の部分が出土していないので、一応宝篋印塔の相輪として述べておく。」としている。しかし旧得法寺跡から出土した五輪塔と宝篋印塔の数量の比率からは、宝篋印塔の相輪と考えるよりも、下部が五輪塔 (火・水・地輪) と類似した「宝塔」の一部と考えるのが妥当であった。269 の詳細は後述するが、その 1 点を除いては全て無文であるため省略形態と判断し、今回は宝塔の相輪として報告を行う。各部の名称はいわゆる「相輪」に準じた仮称をつけて記述する。なお請花は上下にあるため便宜上、上の請花を「天花」、下の請花を「地花」とした。全体で 52 点出土し、その内 45 点を計 6 類に分類した。

I 類 (218~225) 宝珠の最大径が下端に位置し、側線は緩く外湾して頂部が突出しないため鏡彌形を呈している。他の類と比較して宝珠の全体に占める比率が高く、最も宝珠形に近い。天花高は地花高に比べて低く、浅い椀形となる。宝輪は上下の幅に差が無く、長めの寸胴である。

II 類 宝珠が I 類より扁平している。宝珠最大径は中央付近に位置するものもあり、天花上幅との距離も近く、挟み込みは少ない。天花の側線はやや垂直気味になる。天花高と地花高の比率は I 類と類似するが、その差がほとんど無くなるものもある。また宝輪は短い。

1類 (226~230) 宝珠の側線が直線的で頂部がやや突出するもの (226・229・230) と、I類の宝珠が扁平して済曲が緩くなったもの (227・228) の類である。

2類 (231~233) 宝珠の側線が全体的に内済して曲線の円錐状 (内済円錐) を呈する類である。

III類 II類より宝珠の扁平化が進んだもので、全体の断面形が隅丸長方形に近い。主に天花の形状から2類に細分される。天花高と地花高の割合は4:6程のものが多くなる。

1類 (234~250) 天花の側線が全体的に急斜度で済曲する椀形を呈する。宝輪は短く、上下幅に差がついた台形状になる。宝珠は直線的な三角に近いもの (238~243・246~249) 、曲線的な伏せ皿状のもの (244・245) 、伏せ皿から頂部が突出するもの (234~237・249) がある。地花底面は空風輪のIII-3類と同様に、ホゾに向かって上げ底状になるものが多い。

2類 (251~259) 天花の側線がII-2類に見られるように、済曲するが下幅付近に変換点を持っている。宝珠は1類に類似した伏せ皿状のもの (253~256) と、II-2類に類似した内済円錐状のもの (251・252・257~259) がある。宝輪は1類より長めのものが多く、上下幅差も少ない。全体的な印象はII類のように凹凸の度合いが少なく感じる。

IV類 (260~262) 宝珠の扁平化が最も進み、頂部のみの突出が目立つ。断面は隅丸長方形で、III類よりもその傾向が強い。全体的な形状は逆台形の直線的な感じで、削り込みも少なく、空風輪のIV-4類と類似する。

以上、269を除いた形態ごとの出土点数はI類が8点、II-1類が5点、II-2類が3点、III-1類が17点、III-2類が9点、IV類が3点、不明が6点である。III-1類が最も多くを占めるが、I類とIV類を除いた各形態の属性は絡み合って複雑な様相を呈しているため、再検討する必要がある。頂部を欠損しているものが多く、総高を一概に比較できないが、有効資料25点の内、最小22.0cm (245) 、最大33.5cm (222) である。約8寸前後 (23.0~25.5cm) のもの6点、約9寸前後 (26.0~28.5cm) のもの8点、約1尺前後 (29.0~31.5cm) のもの7点であり、特に大きさに偏りは見られないが、空風輪よりは相対的に大型である。時期差は明確ではないが、宝珠の形態差、空風輪との比較などからI類が古相を示し、IV類は新しい時期に相当すると思われる。

269は総高 (ホゾ高除く) 30.5cm、伏鉢が無く、彫りの浅い逆U字状の簡素な蓮華文を天花と地花に刻出している。両隕花とも上部を文様に対応させるように縁取って、蓮弁を表現している。天花は上幅14.5cmで、III-2類と類似した椀形を呈する。地花は上幅13.0cm、下幅10.0cmで、中央やや下寄りに伏鉢の簡略表現と見られる幅3mmの沈線を刻み、その上に蓮華文を刻む。宝輪は一般的には9つの輪を刻むことから九輪部とも称されるが、今回の資料中にその痕跡は認められなかった。なお金沢市普正寺例では五輪であった。宝輪は下幅12.0cm、上幅9.0cmで、済曲しながら次第に通減する。宝珠は高さ5.0cm、最大径13.0cmで、緩く済曲したIII-1・2類と同様の伏せ皿状を呈している。

I	8
II-1	5
II-2	3
III-1	17
III-2	9
IV	3
難 細	1
不 明	6
合 計	52

第6表 宝塔相輪
形態別数量

b. 宝鏡印塔 (図版33・38・77・82)

宝鏡印塔とは「宝鏡印陀羅尼經」を内に納めることから出た名称で、経典供養を本来の目的とした塔である。相輪6点、笠1点が出土している。相輪と判断したものは後述する層塔の部位と形態が類似してい

るため明確でないが、今回は宝鏡印塔として記載を行う。観察表は作成していない。

相輪（270～275） 形態上 2種類に大別できる。一つは一般的な宝鏡印塔の相輪に類似し、宝輪に輪が刻まれるタイプ（273～275、I類）で、もう一つは宝輪に輪が無く、前述の宝塔相輪との折衷型のようなタイプ（270～272、II類）である。275は3E-6・13から出土しており、一部欠損するものはほぼ完形品で、総高47.0cm、重量11.5kgを測る。宝珠は最大径13.0cm、高さ8.5cmの半月形を呈する。その下部に宝塔に見られるような上部請花（天花と仮称）は無く、径13.0cm、高さ2.0cmの円環が張り出す。塔形式の「竜車」を模したものと考えた。高さ27.5cmの宝輪部にはほぼ等分するように11輪、各輪が幅2mm程度の浅い沈線により区画される。上から二番目の輪付近には高さ5.0cm、幅3.0cm、張り出し2.0cmの突起が四方に付くが、これも塔形式にある「水煙」を簡略化して模したものと考えられる。請花には蓮華文は刻まれず、扁平した伏鉢は角を持って請花と連結する。また底面には径4.5cmのホゾ穴がある。273は宝輪の一部で重量は1.0kg、5E-7区より出土している。274は石群Bより出土し、重量5.5kg、現存高21.0cmで上部を欠損する。底面に径4.0cmのホゾ穴があり、伏鉢は扁平していない。273・274は同一個体の可能性がある。

II類は折衷型と考えられ、上部請花（天花）と扁平した伏鉢を持つ。270は集石100より出土し、総高37.5cm、重量12.0kg。宝珠は最大径17.0cm、高さ8.5cmの椎円球状を呈する。天花は上幅18.0cm、高さ5.0cm、地花は上幅19.0cm、高さ7.5cmで両請花とも文様は無く、寸胴の宝輪（高さ13.5cm）にも輪の表現は認められない。I類の伏鉢幅は請花幅とはほぼ同じだったが、この扁平した伏鉢（幅14.0cm、高さ2.0cm）は幅も狭く、高さも低くなっている。底面にはホゾ穴があり、径6.0cm、深さ6.0cmとI類より大きい。271は7G-14区より出土した現存高25.5cm、重量12.0kg、270と同形状だが一回り小さい。272はさらに簡素化したものと考えられ、現存高20.0cm、重量1.5kgを測る。

笠（391） 笠はSK74内から1点出土している。安山岩製で総高21.5cm、隅筋突起上幅27.0cm、軒部上幅で26.0cmを測る。軒部より下へは二段、上へは四段の階段状表現をとる。上部下段中央には幅5.0cm、高さ2.5cmの長方形の切り込みが、肩口より断面L字状に入る。高さ13.0cmの隅筋突起は四隅とも少々欠損している。外縁は軒隅より2.0cm程内に切り込んでから直線的に外斜し、内縁は上部下段より外反して連結する。隅面の文様は上下に2分割され、内外の縁に沿って上部に三角形、下部に四角形が刻まれている。一辺13.5cm（約4寸）の上段上面には一辺9.0cm、深さ8.0cmの四角錐のホゾ穴があるが、一辺18.5cm（約6寸）の底面は平坦になっている。今回出土した宝鏡印塔の相輪にホゾを持つものは無く、相輪のホゾ穴と笠のホゾ穴を何か別なもので接合させていたか、経典を収納していた可能性も考えられる。

c. 層塔（図版38・44・82・88）

層塔は宗教的な石造物の中でも起源が古く、供養塔として建てられてきたが、中世後半（南北朝時代以後）にはあまり造立されなくなった塔である。屋根（笠）の層数によって三重・五重塔などと呼称されるが、無限にひろがる意味をもつ奇数の層で形づくられるのが一般的である。笠3点、塔身1点、基壇1点が出土している。

笠（388～390） 今回は層塔の笠として分類したが、宝塔などの笠も形態が類似している。層塔の笠は底面に垂形と称する薄い方形座を造り出し、上面に次層の軸部を造り付けたものを重ねていく。宝塔などの笠とした場合、垂形と称する部分は斗型、軸部と称する部分は露盤である可能性が考えられる。388は軒口

上幅35.0cm、高さ21.0cmで、底面に高さ1.5cm程の垂形が付く。ほぼ平坦な垂形は深さ5mm程刻み込まれ、四方に3本の垂木と四隅に尾垂木を表現する。軒反りは直線的で、軒口の反りはほぼ同じ厚さで平均的に反り上がる。軸部は幅14.0cm、高さ25cmで、上面には径7.0cm、深さ7.5cmの円柱状のホゾ穴がある。389は上部を欠損するが、388と同様の軸部が付くと思われる。垂形の表現は類似するが、垂形と軒口の間に一回り小さくて、1.0cm程の薄い方形座がもう一段造り出されている。390は前2者に比べて多少形態が異なっており、反りの緩い軒口は厚く、高さ2.0cm程の垂形にも垂木の表現は施されていない。また幅18.5cm、高さ3.5cmの軸部は無ホゾで、上面中央部に向かって傾斜している。388・389は砂岩製、390は安山岩製と石材も異なるため、390は宝塔の部位である可能性が高い。

塔身(512) 一般的な方形体を呈さないが、塔身と考えられるものが1点出土している。石材には砂岩が使用されているため、層塔の部位と判断した。下幅22.0cm、上幅20.5cm、高さ18.0cmの台状方形体の上面に、高さ2.5cm、外径17.5cm、幅2.5cm程の円環が付く形態で、正面中央上部はやや隆起している。円環の内側底面は上面よりやや深く、整形も難くなっている。正面には阿弥陀如来を表す「キリーク」と、左右に蓮弁を3枚配した蓮華座が刻まれている。深い裏彫影りで、字体も明瞭である。

基壇(513) 五輪塔の地輪に比べて、扁平(扁平率0.45)が著しいため基壇と判断した。高さ13.5cm、上幅31.5cmの下幅29.5cmで上面が底面より若干広い。5面整形で底面はやや凹状になる。

4. その他

A. 錢貨(図版45~49・89~91)

錢貨は合計332枚が出土している。遺構内に伴うものは少なく、Ⅲ層(平安以前の包含層)除去中に出土したものが大半だが、その分布は全て墓域内に収まっている。一括性の高いものが88例認められ、その出土枚数の内訳は1枚(16例)、2枚(13例)、3枚(14例)、4枚(9例)、5枚(11例)、6枚(23例)、7枚(1例)、12枚(1例)と6枚出土のものが最も多い。また包含層除去の際のサンプルエラーを考慮に入れれば、6枚出土の割合はもっと高くなると考えられ、全て六道信仰に基づいて墓壇内に副葬された錢貨と考えられる。錢種の判明したものは279枚あり、その内寛永通寶の文銭(1668年初鋤)が1枚あるが、これはⅠ層から出土しており近世の得法寺の時期の遺物と考えられる。次に新しいものとして宣徳通寶(1426年初鋤)が1枚あるが、残り277枚は永樂通寶(1403年初鋤)以前の錢貨で、最古銭は唐銭の開元通寶(621年)である。報告にあたっては被熱により溶解密着したもの(527・536・550など)や、錯着など何らかの要因によって2枚以上が密着した状態で出土したもの(516・524・532など)を選択し、実測図作成後にそのほとんどを分離させた。報告資料の他に未報告資料を含めて巻末に一覧表をついた。

出土錢貨中最も数量の多いものは北宋銭の皇宋通寶(1038年初鋤)の33枚で、次いで元豐通寶32枚、熙寧元寶28枚、天聖元寶21枚、明銭の永樂通寶が20枚ある。中世の出土銭としてはいずれも流通量の多いもの(宋銭は順に1~3・7位)であり、特に変わった傾向は認められない。明銭では他に洪武通寶8枚、宣徳通寶1枚の合計29枚が出土しているが、15・16世紀を主体とする遺跡としては全体に対する比率が約10%以下と低いように思われる。永樂銭は中世後半において流通量の多い錢貨の一種であるが、6枚単一セットは無く、541のように多くて2枚である。また5枚以上の出土をした36例中で、永樂銭を1枚でも含むも

のは8例存在する。六道銭として特に銭種を選択している様子は窺えないが、同一の銭種を3枚以上含むものとして528の元豊通寶・整No49（一覧表参照）の天禧通寶・天聖元寶・整No52の皇宋通寶の3例がある。特に整No49の2種3枚づつのセットは特殊な例と思われる。

錢貨に付着物のあるものは11例、13点認められた。布片が5点（558・562）、紙質が4点（563～565）、植物質（イネ科？）のもの4点（558・567・568）、不明のもの1点（566）がある。558はS K53より出土し、共伴していた漆器鉢（109）の破片が付着している。付着物は上から漆器内面、外面、布、植物の繒（サシ）の順で、錢貨が碗の中ではなく外に納められていたと思われる、また錢貨自体は6枚を一組として繒を通して、さらに布で包まれていたことが想定される。繒はないが559や560など側面まで布が付着しており、紙質では563が側面に、564は一組の両端にある面に認められることから、同様に錢貨を包んで埋納したと考えられる。566は種別不明だが黒色で固さがあり、何らかの植物か漆のようなものが付着した紙と思われる。567は558同様に植物の繒が認められるが、これは方孔の肩部で折れ曲がっていることから布や紙などに包まず、方孔に通した後に結んで埋納していたと考えられる。568は5枚出土している内のおそらく両端の面に植物が認められるが、包まれたものかその上に置かれたものかどうかは不明である。

錢貨に1枚でも熱を受けた痕跡があるものは88例中28例（32%）あるが、515の1例を除いて他は明銭を含まず、最新銭でも皇宋元寶（1253年初鋤）で1例（549）と、全体の中では比較的古い時期の銭種で構成されている。一方上述した11例のような有機物は、同一条件の土壤なら新しい時期ほど残存しやすいと思われるが、その内明銭を含むものが3例あり、比較的新しい時期の銭種で構成される。密着していく銭種不明のものが多いこと（54枚中28枚）を考慮すれば、もっと増加する可能性は高い。同じ中世後半において銭種の構成がそのまま時期差を表すとも思えないが、莽法・埋納の変化があったのではないかと推測される。このことについては第VI章でも触れたいと思う。

B. 金属製品（図版49・91）

569は底辺が纏く湾曲した「山型」火打金で、4D-17区から出土している。長さ6.9cm、高さ3.0cm、厚さ0.9cm、重量26.9gで、保存状態が悪く瘤状の亀裂が入っているためやや厚みが増している。両端に鉄形突出部は見られず、頂点に径3mm程度の小孔が穿たれている。中世（室町時代）に属する遺物と思われる。

570はその大きさから手錠杖の小鍔と思われる。6C-25区から出土し、径2.5cm、厚さ0.2cm、重量1.6gの銅製で、表面の大部分は薄く剥落している。

銭種	発掘年	金						備考
		鑄 造	鋸 鋸	背 面	腹 面	蒙 面	総 計	
開元通寶	621	14					14	背鋸1、小字背下月1
宋高祖通寶	960	1					1	
太平通寶	976	4					4	
淳化通寶	990		1	0	0		1	
聖道通寶	995		1	0	1		2	
太平通寶	998	4					4	
景德通寶	1004	3					3	
祥符通寶	1009	8					8	
明道通寶	1009	3					3	
天禧通寶	1017	14					14	
天聖通寶	1023		14	6			20	
景祐通寶	1034		5	3			8	
皇宋通寶	1038		18	15			33	
永和通寶	1054		0	2			2	
至和通寶	1054		1	0			1	
嘉祐通寶	1066		1	0			1	
惠祐通寶	1066		4	3			7	
治平元宝	1064		1	2			3	
治平通寶	1064		1	0			1	
熙寧通寶	1068	15	12				27	
元祐通寶	1078		15	17	0	32		
元祐通寶	1096		9	9			18	
哲宗通寶	1094		6	4			10	背右月1
元祐通寶	1096		1	3	0	4		
聖宋通寶	1101		0	4			4	
大觀通寶	1107	2					2	
建炎通寶	1111	4		6			12	
慶元通寶	1195	1					1	背三1
嘉定通寶	1208	3					3	背二1、背七1、不明1
紹定通寶	1226	2					2	背元1、背四1
皇帝通寶	1253	2					2	背土2-1、背潤1
洪武通寶	1368	8					8	背知1、背吉1、背知5、不明1
永樂通寶	1406	20					20	
宣德通寶	1436	1					1	
建文通寶	1668-83	1					1	文鏡1
財倉不明	-						10	
坐倉不明	-						45	
合計							332	

第7表 出土錢貨銭種別設置

第VII章 まとめ

1. 旧得法寺跡における火葬について

今回調査した旧得法寺跡の西側斜面・南西斜面からは、人骨が包含層・遺構内を含めて深箱（54×34×20cm）にして18箱と多量に出土した。新潟県内においてまとまった中世墳墓に関する調査事例は決して多くはない、その葬送方法についても実態はなかなか把握されていない感がある。ここでは旧得法寺跡から確認された土壙墓（火葬墓）と、その副葬品の一つである銭貨の被熱の有無を通して一地域における火葬のありかたについて考えてみたい。

旧得法寺跡から検出された人骨は全て火葬骨と思われるが、火葬という葬法の過程の内、どの過程で銭貨を副葬したのかは興味深い。またこの問題は、荼毘（火葬）を行った場所が、墓域とは別の場所と同じ場所かでも異なってくると思われる。火葬の「荼毘→捨骨→埋葬」という各過程（段階）と、銭貨や土器類の副葬行為などを含めた一連の関係は第7図のように考えられる。また第7図から考えられる火葬の経過モデルは、第8図に示すように別所（パターンI）の場合で7通り、同所（パターンII）の場合で5通り、全体でa～lの12通りのモデルがある。

銭貨には被熱しているものとしているものとしないものがある。被熱しているものでも程度（変形具合）の差はある。また共伴して出土したもの（一括性の高いもの=セット）でも全ての銭貨が被熱している「全被熱」だけではなく、1枚もしくは数枚が被熱しているだけの「部分被熱」ものもある。銭貨が被熱する可能性があるモデルには、荼毘以前に遺体と一緒に置かれる（a・i）、荼毘の最中に投じられる（e・l）、荼毘終了直後の余熱があるうちに置かれる（b・j）というモデルがそれぞれ考えられる。

第V章4Aでも述べたとおり、88例のセット（1枚出土のものも含む）中、被熱している銭貨を含むものは28例認められた。28例中における被熱の度合いの内訳は、銭貨の形状を保持して銭面にやや痕跡が見られる程度のものが5例（18%）、515・539・549のように形状がやや歪んだり一部火彫れのため銭種の判別がしにくいものが12例（43%）、527・536・538のように火熱の影響が強く、銭貨の形状が大きく歪んだり融着を起こしているものが11例（39%）である。変形具合が少ない前二者は余熱段階で副葬するモデルのb・jが、後者には直熱のモデルa・e・i・lが考えられる。

次に検討の前段階として、後述する調査状況と銭貨の副葬状況に関する2点を考慮に入れておきたい。

調査区からは火葬骨が深箱にして18箱と多量に出土しているが、実際に遺構に伴うものは少なく、そのほとんどがIII層中で取り上げを行っている。遺構の掘り込み面はIII層上面であるが、黒色の色調のためその段階で遺構確認をすることができず、包含層と遺構覆土を同時に除去する結果となった。そのため理葬されていた火葬骨、副葬品である銭貨や土器類も遺構覆土中の上・中位に含まれていたものは、III層およびIV層で取り上げられたものが多い。また、深度が浅い遺構ではその時点で底面まで削平された可能性があり、確認された遺構でもその大部分は底面付近（覆土下位）のみを調査しているにすぎない。六道銭としての銭貨の副葬に対しては、枚数や方法や意義など様々な意見が述べられているが、旧得法寺跡からは558～568年に見られるように複数枚を重ねた状態の銭貨に、布・紙・緞などの有機物の付着が認められる。よって今回は銭貨を単体ごとではなく、複数枚となるべくまとめて副葬したものとして考えたい。

まず荼毘（火葬）を行った場所が、墓域とは別の場所（火葬パターンI）と同じ場所（火葬パターンII）であ

ったかについて考えてみたい。V層上面で確認された遺構は、遺構の中でも深度の深いものの底面付近（覆土中・下位）の状況しか表していない。III層上面から良好な形で検出された土壙墓は少ないが、SK 5などセクションベルトにかかっているものやSK 130のようにIII層上面から掘り込みが確認できたものもある。いずれの場合にも骨片が覆土中に占める位置は、まばらではあるが上半部に偏る傾向がある。そして骨片と共に炭化物（約5~10mm程度）が検出される場合は多いが、特に多量に含まれていることもなく、また焼土も認められることからその場所で火葬をしたとは考えにくい状況であった。よってこの跡では火葬場と墓壙が別の場所である、パターンIが大半であると考えておきたい。一方、SK 130は表面に礫と骨片混じりの炭層が確認された特殊な例だが、その下層の上半部からも骨片は検出されている。火葬に伴う炭層かどうかは判別しにくいが、この例のみパターンIIの各モデルが考えられる。

次に錢貨の出土状況と上記の各モデルの対比を行ってみたい。ただし上記の遺構の検出状況から、火葬パターンIIは可能性に留め、火葬パターンIの場合についてのみ遺構内出土のものと遺構外のものに分けて検討してみたい。

まず遺構内出土のものであるが、①に土器類と錢貨が共に出土した例ではSK 53・58・113B・118・119・129があり、いずれも遺構の底面付近に位置する。基本的に土器類は正位の状態で下に、錢貨はその上に置かれている。出土した錢貨には被熱の痕跡はなく、枚数も6枚と一定している。SK 53からはある程度まとめて骨片が出土しているが、覆土の上半に留まっており、副葬品とは位置的に離れている。また浅い遺構ではあるが、SK 118でも覆土上面から骨片が散片出土している。SK 118を除いた他の遺構はモデルf・gに、骨片が近くに位置しているSK 118にはモデルc・dが考えられる。②に錢貨のみが出土した例ではSK 78・107・108・109・113A・132があり、SK 109からは1枚、SK 78・107・108から2枚、SK 113A・132から6枚がそれぞれ出土している。骨片の出土は無い。SK 108の錢貨のみに被熱の痕跡が認められ、やや歪んで融着していることからモデルbが考えられる。その他の遺構には骨片との位置関係からモデルf・gが相当する。よって①と②の12例からは、モデルbが1例(8%)、モデルc・dが1例(8%)、モデルf・gが10例(84%)とそれぞれ認められた。

次に遺構外から出土した錢貨について考えてみたい。包含層内の錢貨（III・IV層で取り上げた錢貨）の中には、人骨の集中するレベル（III層でも上半）で出土しているものが多い。人骨の集中と錢貨が共伴していた例では1号・18号・6号人骨があり、それぞれ529・535・563が共に出土している。529は被熱錢貨を含み、563には包んでいたと思われる紙質が付着していた。この3例を含めたIII・IV層出土のものは全88例中46例(52%)あり、全332点中の187点(56%)と半数以上を占めている。その内で被熱しているものは17例(37%)、被熱していないものは29例(63%)である。III・IV層内出土の遺物は遺構覆土に含まれていたと考えられることから、遺構覆土の上・中位に位置する錢貨は約4割弱が被熱していることになる。被熱錢貨の17例中で、変形具合の少ない余熱影響のモデルbに相当するものが11例(65%)、直熱影響のモデルa・eが6例(35%)である。被熱していないものは錢貨が遺構の底面付近に位置しないモデルの、モデルc・dが考えられる。

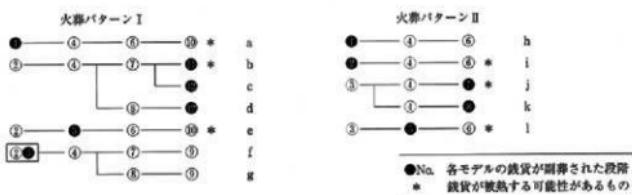
以上のように錢貨の出土状況を基に各々の場合について考えてみたが、その結果全てのモデルにおいて可能性が認められた。このある程度状況を保っていると考えられる、遺構内出土の12例及びIII・IV層内出土の46例を合わせた58例には、「モデルa・e」「モデルb」「モデルc・d」「モデルf・g」の4通りのモデルのまとめが認められる。このことは観音堂時代(15・16世紀)において、葬法に変化が起こったこ

とが考えられる。この内、モデル c・d が実例的には半数以上を占めることから、火葬場で荼毘を行う→人骨を容器または袋などに収納→墓域に来て墓壇に人骨を移す→銭貨や土器を副葬し埋納→墓上に石造物を建立するという一連の行為が一般的であったことが伺える。

最後に被熱の有無と銭種について触れておきたい。第V章 4 A でも既に述べたが、被熱銭貨を含む28例中で洪武通寶や永樂通寶などの明銭を含むものはわずか5例の1例のみで、全体的に見ても最新銭は皇宋元寶である。比較的古い時期の銭種で構成されるものに対し、有機物が付着している銭貨や墓壇内から出土している銭貨は明銭を含み、比較的新しい銭貨がセット関係の中に含まれている。銭種構成がそのまま時期差を表すとは思われないが、もしそうであればモデル a・b・e は古く、モデル c・d・f・g は新しい時期の埋葬方法を示している可能性がある。しかし得法寺の存在した茨山の地が墓域として利用されていた15・16世紀には、明銭も全国的に流通していたことから、この問題は中世後半における銭貨の流通の問題と、また撰銭に関する問題も考慮に入れて考える必要がある。

I 火葬場・墓壇が別所		II 大葬場・墓壇が同所	
	火葬場	墓 塚	
葬儀以前 (モガリ)	①遺体を安置し、鉢食と一緒に埋葬 ②遺体だけを安置	①墓壇に墓標を樹立して正面に銭貨を奉事に埋葬。一部埋め戻しておく	①墓壇に墓標を樹立して正面に銭貨を埋納。 一部埋め戻してから追供を安置 ②墓壇に墓標を樹立して追供を安置し、銭貨と一緒に埋葬 ③墓壇に墓標を樹立して追供を安置
【遺体安置】			
死 鮮	④遺体を焼く ⑤追供を施している段階で銭貨を投入		④遺体を焼く ⑤追供を施している段階で銭貨を投入
死 骨	⑥人骨と銭貨と共に埋葬 ⑦余熱のある段階で人骨を取納 ⑧冷えた段階で人骨を取納		
埋 葬 (納骨→覆土)		⑨人骨だけを埋葬 ⑩人骨と銭貨を埋葬 ⑪余熱のある段階で銭貨を埋葬し、覆土 ⑫冷えた段階で銭貨を埋葬し、覆土	⑪人骨と銭貨を埋葬する ⑫余熱のある段階で銭貨を埋葬し、覆土 ⑬冷えた段階で銭貨を埋葬し、覆土
【遺体安置】			
追 葬	*銭貨を供獻 *石等を建立		

第7図 火葬パターン一覧



第8図 火葬経過モデル

	モ デル			
	a・e	b	c・d	f・g
遺構内	6	11	29	
遺構外	6	12	30	10
合 計	(10.4%)	(20.7%)	(51.7%)	(17.2%)

第8表 芽越モデルの実例数 (58例)

2. 旧得法寺跡の歴史的意義について

はじめに

旧得法寺跡は、中世後半から近世初期にかけて、文献の上でその歴史の変遷をわずかながらたどり得る貴重な遺跡であると推測する。

得法寺の前身は、觀音堂と呼ばれていた。天正6(1578)年、住持が退転し、本尊・仏閣等が魔失してしまったという(註1)。その後、寛永9(1632)年、得法寺(浄土真宗大谷派)の初代住職が再建して移り住んだ(註2)。さらに、寛文11(1671)年、現在地へ移転し今日にいたっているという(註3)。

元禄14年「覺」(資料七)は、開基について、「往古は、觀音堂にて御座候由申し伝え候、天正六庚寅(1578)年より住持退転故、本尊仏閣等魔失候、慶長二丁酉(1597)年より祐玄と申す浄土真宗の僧、小字を再建、当住まで六代(註4)相続仕り候、之により右觀音堂の山林井びに除高共、只今まで当寺支配仕り来たり候」と記している。得法寺及びその前身である觀音堂のこととその変遷を記した文書は、これに限るほどである。

このわずかの文言の中に中世から近世初期の寺院の歴史的変遷を端的に凝縮しているものがあると考えた。以下、近世初期の寺院が幕府の寺院政策、とりわけ寺請制度の発足する中での寺院の対応、または変化の一端を知ることができると推論したのである。

現在各地にある浄土真宗の寺院は、御堂と御庫裡からなる比較的規模の大きな建造物である。浄土真宗が勢力を拡大した中世には、農村に入り道場や講中によって布教活動をすることが一般的であった。当然、それらの道場は、規模の小さなものが多かったと推測されており、現在、見ることのできる建造物とは大きな差異があった。しかし、現在の姿の寺院が創建当時からの規模の建造物であったと想像している向きも多いのである。

ここで取り上げる初期の得法寺が、山麓の舌状の小さな丘上にあった無住となった觀音堂を再建して移り、さらに近世中期に入ると、現在地に7×7間の本堂を建築し、移転して現在に至っているというのである(註5)。このように、近世初期に幕府の宗教政策もあって、寺院が拡大発展する過程で寺院の位置づけが変化してきた。寺院の建立位置に変化のある場合が少ないだけに、初期の様相を知る手がかりのある事例はわずかであろう。

ちなみに、西蒲原郡吉田町法花堂浄土真宗願生寺の例を紹介する。願生寺は国道116号線に接しており、その本堂は目立つ程に大きい。創建当時の様子を記録した「普及帳」(註6)によれば、寛永年間(1624~43)に「願成寺(この名称を記載)の開基信州荒井村願生寺隱居尊老僧は子供衆兩人同道にてお下り、願生寺を名乗り、道場を構え、小屋かけもひとしくしてこの辺に仏法を弘められた。前々からこの両村は大方願生寺且那故皆御執事されたため、日夜に御繁盛に従い、寺の構えもだんだんよくなり」云々と創建当時のようすを記している。多くの場合、寺院は創建時の位置から今日に引き続いていることが多い。ここで取り上げた願生寺も現在の威容から、小屋かけにもひとしい初期を窺うことは不可能である。

そのようなことで、中世末期から近世初期に存在した旧寺院跡を発掘調査することは、宗教史の上から重要な意味を持っている。前掲元禄14年「覺」(資料七)によると茨山の觀音堂、茨山の得法寺、曾利田の得法寺というふうに延べ3か所の寺院の存在を示していることがわかる。旧觀音堂と得法寺に関する文献は僅少であるが、発掘調査の成果を補う貴重なものである。

旧観音堂

さて、得法寺が最初に移って来た青田村茨山の地について見ることにしたい。

元禄14年「覚」(資料七)は、得法寺の宗旨・山号・寺号・境内・由緒等をまとめたものである。むかし、ここに観音堂があったと伝承されており、天正6年、当時の住職がこの地を立ち退いたため、御本尊や仏像の類は廃棄されたり、失われたりした。その後、慶長2年に祐玄という浄土真宗の僧が小さな御堂を再建し、以後現在の住職まで6代続いているというものである。実際には慶長2年に青田村へ移転していないうえ、元禄年間での得法寺住職は4代である。

観音堂跡(旧得法寺跡)は、新井市大字青田字茨山にあり、青田南葉山の東側山麓の小さな舌状の台地にある。台地上の面積は約500m²と狭い。この台地の東側からの山道は、鮫ヶ尾城の支城である青田城跡のある高城山に通じている(註7)。

発掘調査では、主な遺構として礎石状石列・石垣・土壙墓などが検出され、遺物としては、土壙墓の中から火葬された人骨と一緒に土器・漆器・銭(六道銭も)が出土した。また石造物(五輪塔など)の部位も380点出土している。空風輪84点、火輪112点、水輪62点、地輪58点、その他64点と圧倒的に五輪塔の部位が多い。このことは観音堂が、真言宗に属する寺院であった可能性を示す。往時の石塔の総基数は、宝塔なども含めて150基以上であったと推測できる。五輪塔の建立が普及するのは、15世紀中から末と言わざる。これらの石塔が全て同時期に属することはないであろうが、それにしても、狭い境内の割合には多い。建立時期、材料石の生産地の特定は、分析結果を待ちたい。観音堂の礎石などは検出されなかったが、建屋の規模は大きくなかったはずである。ただ、観音堂が鮫ヶ尾城の出城への登り口に位置すること、上杉家の帰依していた宗派が真言宗だったことを考慮すると、当時の住職は青田城と深い結び付きを持っていたと推測される。寺城は狭いながら、五輪塔の多さはうなずくものがある。また、青田集落から青田川を挟んで北隣の集落は、上門前という名称である。また、位置は現在不明であるが、得法寺は近世には小字名阿弥陀院敷の畠を3畠6歩所有する(註8)。中世末、青田村周辺にいくつかの寺院の存在したことを示している。

天正6年は、大きな意味のある節目の年である。同年3月、上杉家の家督をめぐって景勝と景虎の対立から御館の乱が始まった。翌7年3月17日、御館城が落城し、景虎は鮫ヶ尾城へ逃れた。3月24日、景虎が、鮫ヶ尾城で自刃して、乱は終息した。鮫ヶ尾城攻防は7日間であった(註9)。景勝方は19日から大軍を以て鮫ヶ尾城を攻め、まず、籠の民家約200軒を焼き払ったという。景勝方の布陣は不明であるが、鮫ヶ尾城の支城である青田城への登り口に当たる観音堂は、景勝方の軍によって抑えられたはずである。この混乱の中で退転したものであろうか。元禄14年「覚」(資料七)とは1年のずれがあるが、この頃以来、観音堂は無住となったというのである。次のような類推も併記しておく。

観音堂が無住になってから、祐玄が再建するまで、約60年経過したことになる。かなりの無理な伝承と受け止めることができる。

慶長5(1600)年、関ヶ原の戦いを機会に起こした越後一揆に際して、越後国内の真言宗寺院や修験者の多くは、直江兼続の求めに応じて上杉方の味方をしたという。その結果、同年10月頃から越後の真言宗寺院や修験者は堀氏から弾圧を受け、多くの衰微や退転者があったという。反対に浄土真宗寺院は堀氏に協力したのである。魚沼郡内、上越地方には殊に、衰微するにしろ、興隆するにしろこのできごとに由来を持つ寺院が多いのである(註10)。発掘の結果、火災のあった形跡はなかった。

そのようなことで、慶長6年を天正6年と誤って伝承したということも考えることができる。いずれにしろ、歴史の大きな節目の中で退転があったといえる。

得法寺の移転年代（曾利田へ）

得法寺の変遷を現在地の新井市大字青田字曾利田から通してみることにする。

得法寺は現在地への移転年を寛文11（1671）年としている。この移転年は、得法寺の「由緒沿革」（註11）にてくるものである。元禄14年「覚」（資料七）によれば、この年にはすでに、青田村字曾利田の現在地に移転していることがわかる。それは、同文書中の「一 境内 竪拾八間半 橫三拾七間半 徒御公儀御除地」の記述である。境内の面積は、582.75坪（約223m²）である。また、御堂は「竪七間 橫七間」の49坪の建物である（註12）。観音堂のあったという茨山の舌状台地上の面積は、わずかに約150坪（約500m²）である。この二つの境内の面積を茨山と曾利田のそれで比較するなら明白である。

曾利田の得法寺の境内面積は、これより先に記録された天和3（1683）年の検地帳によって明らかである。すなわち、この年の検地帳の写（註13）である「水帳之写徳法寺持分」（元禄13年）（註14）に「屋敷三拾七間半 拾八間半 壱反九畝拾歩 境内」とある。この写しを元に元禄14年「覚」（資料七）は作成されたものである。

天和3年は、得法寺が茨山から曾利田へ移転したという寛文11年より12年後である。これだけでは移転年を特定することはできない。寛文11年に関係する記録としては、資料八の「覚」に「高祖太子 寛文十一年辛亥八月廿日 願主 玄誓」がある。これは4代目住職が押印した寺宝名とその裏書きである。

このように、得法寺が寛文11年に、現在地へ移転したこと記した文書類は存在しない。それでも得法寺では、檀家の過去帳の整備を開始した年を寛文11年としており、同時にこの年を移転年としてきたことは、得法寺の寺歴にとって重要な年だからである。得法寺の系図から推測しても、寛文年間（1661～72）から延宝6（1678）年ころまでに檀家の過去帳の作成が始まったことがいえる。

寛文・延宝期へのこだわりを得法寺の系図からも見ることができる。

系図に関するものは3種類ある。最も古い系図（資料十）は、延宝6（1678）年に4代玄誓により作成された。その後、5代、6代と加筆されている。元禄6（1693）年死亡の於常を最初として、兄弟姉妹の死亡年月日が記入されるようになる。6代壽専の子供の内、明和5（1768）年早世した智門の記録で終了する。壽専の没年月日が記入されていないことから、寛政9（1797）年以前までの記録である。この系図の特徴は、3代までは住職の名前だけが没年月日とともに記載され、4代玄誓に至り初めて兄弟姉妹の名前が生年順に記載されるようになっていることである。

今一つの系図（資料十一）は、9代教證が、延宝6年作成の系図が古くなつたため、新たに作成したものである。延宝6年に作成された系図の寛政期（1789～1800）以降の分を加筆している。作成年は、8代壽祐の没年、天保12年正月が記入されていることから、天保14年ころであろう。

最後の「上野山得法寺代々血脉」（資料九）は、代々の住職の分だけを取り出して没年月日・享年・作成年の天保14年までの年数が記載されている。作成者は前述の系図同様9代教證である。このところで、初代祐玄の没年月日、寛永9年が記載後に抹消されて、寛永20年と訂正されている。その理由は不明であるが、それに対する推論は後で述べる。

この三種類の系図の内、基本となるものは、延宝6年作成の系図（資料十）である。

このことから、少なくとも3代住職の頃までは、系図ということへのこだわりが薄かったことを示して

いることがわかる。とりもなおさず、幕府の寺詣制度の定着により、檀家の過去帳を作成するようになり、同時に自らの寺院の過去帳、すなわち系図へのこだわりとなって現れたものである。それはまさしく、得法寺が安定期を迎えたことを示すものである。その出発は、4代玄誓が寺詣制度の定着する中で、茨山から曾利田へ移転して7×7間の本堂も建立したことにある。さらに、系図の作成へつながっていった。延宝6年に初めて得法寺系図を作成した意味も、寛文・延宝期(1661~80)に寺詣制度が全国的に定着するということに符号することで、見えてくるのである。幕府の寺詣制度、檀家制度が定着する寛文間に移転年が一致することは、得法寺の歩みが幕府の宗教政策とともにあったことを示すものである。

得法寺の移転年代(茨山へ)

次に得法寺が青田村曾利田へ移転する以前の、同じく青田村地内茨山(註16)へ移ってきた年代について検証してみたい。

得法寺ではこの年代を、「新潟県寺社明細帳」で寛永9(1632)年としている。すなわち、「東西分派ノ當時田中村ニ移リ本山光壽(教如)ヨリ当寺号ヲ授ケラレ、寛永九年火災ニ罹り其後当地へ移転再建ノ旨」とある。これによると得法寺は、本願寺が東西に分派する時に田中村に移転してきて、教如から得法寺の寺号を受けられた。その後、田中村の得法寺が火災に遭ったため、青田村茨山に移ってきたというものである。

寛永9年を移転年としたことを明確に記した文書類は存在せず、この年に関係する文書は、前掲した得法寺住職の2種類の系図である。これによると、初代祐玄が没した年がこの寛永9年にあたる。この他にこの年の出てくる文書はない。

まず、享保19(1734)年「覚」(資料八)から紹介する。これは、得法寺に伝わる寺宝類を例挙して輪番の役寺へ報告したもので、すなわち「五百台本尊」「老貢台本尊」「信淨院様御真影」「木仏尊像」の4点の寺宝である。これらはいずれも初代祐玄が顕主となって、本山東本願寺から押領したものである。

「信淨院様御真影」の信淨院とは、東本願寺第12世教如(1558~1614)の院号である。教如の御真影を押領した寺宝の裏書きとして、「寛永五戊辰綱(?)林鐘朔日顕主祐玄」、「東泰院様御免、越後田中村得法寺ト被道候」が記載されている。すなわち寛永5(1628)年林鐘の月(陰曆6月)、田中村得法寺祐玄が、東泰院様(東本願寺13世宣如)から押領したもので、田中村時代の得法寺のことを示す。

「木仏尊像」の裏書きは、「寛永十七庚辰春盤渉(?)顕主祐玄」、「東泰院様御免、越後青田村得法寺ト被道候」と記載され、初代祐玄が寛永17(1640)年に、宣如から青田村へ移転後に押領したことを示している。

これらから、得法寺が田中村から青田村へ移転した年は、寛永5年から寛永17年までの12年間の間ということになる。

得法寺の所在地は、寛永5年段階で田中村であり、寛永17年段階では青田村である。先の2種の「系図」に見える祐玄の没年である寛永9年は、寛永17年に「木仏尊像」を押領していることから誤りとしなければならない。また、もう一種の系図である「上野山得法寺代々之血脉」では、初代祐玄の没年を寛永9年と記載した後に、抹消して彼の没年を寛永20(1643)年と改めている。これは明らかに寛永9年が、得法寺にとって重要な意味を持つ年であることを示すものであり、初代祐玄の没年と誤る程に重要な年であったと考えられる。もっともこれは、延宝6年、天保14年作成の系図を元に作成しているから、改正の根拠を見つけることはできない。しかし系図の作成年は延宝6(1678)年であり、寛永9(1632)年から数えて

46年後である。没年を誤るほどに古くもないだけに理解しづらい点もある。

資料六の記録も考慮しなければならない。祐玄が寛永9年に72歳で没したことになると、慶長2(1597)年には37歳ということになる。この年に起きた富山での教如派寺院彈圧事件では、祐玄は若過ぎるということで、首謀者の内でただ一人逃げ延びた経緯がある。同事件での首謀者の一人信蔵は、30歳位であったという。彼は斬首にあっている。祐玄が享年72歳で寛永20年に没したとするなら、慶長2年には26歳であり、若年という程には若くないがつじつまは合う。そうすると祐玄の没年は、「上野山得法寺代々之血脉」に見られるように、寛永9年を抹消して、寛永20年としている方を採用することが妥当である。また先に述べた享保19年「覚」(資料八)に見られる、「木仏尊像」の裏書きの寛永17年にも符合する。

得法寺の由緒を記した元禄4年「乍恐口上書を以申上候」(資料二)(註18)に、「私義六十年以来青田村ニ居住仕候」と、当時の住職は青田村へ移転してからの年数を記載している。元禄4(1691)年から数えて60年前は、寛永8(1631)年に当たり、從来言われている移転年の寛永9年とは、1年の相違である。また、同じく元禄6年「乍恐口上書を以申上候」(資料三)(註19)では、「私迄(玄誓)四代越後ニ居住仕六十年候」とし、ほぼ同内容である。これも越後を青田と読み替えていいであろう。

寺宝の裏書きにより、得法寺が青田村へ移転した年代は、寛永5年から同17年までの12年間の間と特定され、そして、そこへ加えるに同寺系図の訂正された没年及び由緒書きの青田村居住年数などがわかった。これらの事実から、寛永9年の意味するところを推測するならば、得法寺にとって重要な年であったけれど、その内容は初代祐玄の没年というより、得法寺が田中村から青田村茨山へ移転した、記念すべき年と捉えた方が妥当である。

得法寺の移転年代(田中村へ)

得法寺の所在地を、現在地から順に遡ってくると、越後の地に落ちていたとされる越後国頸城郡大崎郷田中村への移転が越後での活動の出発となる。これらの事情は、先にも引用した由緒書きに詳しい。これらの由緒書きの内容とともに作成されるに至った経緯を考察するなら、青田村曾利田への移転の意義と重なるものがあるので、まず史料紹介をする。得法寺由緒の記録は、以下の6点である。

- (資料一) 元禄4年2月3日 「乍恐口上書を以申上候」
- (資料二) 元禄4年2月4日 「乍恐口上書を以申上候」
- (資料三) 元禄6年8月15日 「乍恐口上書を以申上候」
- (資料四) 宝曆11年 「当寺由来之事」
- (資料五) 宝曆11年 「当寺來由書越中國從淨慶寺」
- (資料六) 年代不明 「表題不明」(宝曆2~寛政9年に6代住職が作成)

資料一~三は、いずれも4代住職玄誓が書いたものである。

資料一・二は、得法寺が東本願寺へ免許、下賜品などの事で願いを提出するために東本願寺派の頸城地方の役寺衆へ寺の由緒を記載の上提出したものとの写しである。

その中で弾圧以後のこと、

「…祐玄は立ち退き申す様に申し候故、門外より走り帰り、繪像の御本尊お供仕り、越後へ逃げ下り申す、あとにて道場焼き払い申し候、その時の御本尊教如上人様の御裏書きにて、越中の在名・法名まで記され、自今安置仕り申し候、その後、生地の専念寺、青木の淨慶寺は、ご褒美に預かるの由伝承候へども、先祖祐玄は越後に流浪仕り、一所に住まざる体に罷りあり候故、只今まで御上間に達し奉らざ候、私

義60年以来青田村に居住仕り候、近年、本誓寺まで御披露遊ばされ下され候様にと度々申し上げ候へども、時節をもって申し上げるべき旨仰せられ候、此の度飛檄を望みに罷り登り候、御慈悲を以て、継目の御札銀にて、御免遊ばされ下され候様に仰せ上げ下され候へば有り難く存じ奉り候、以上」

である。すなわち、越後へ逃げる時、教如上人（裏書き）から押領の御本幕（越中の在の名や法名あり）を守ってき、現在も寺に安置している。その後、専念寺も淨慶寺も教如上人から褒美を貰ったと伝え聞いたが、祐玄は越後国内を流浪しており、これまで本山へ上聞の機会もなく、慶長2年の事件での恩賞をいただいていないという。そして、青田村へ来てから60年経過した。近年、本寺本誓寺に慶長2年の事件の経緯を本山へ知らせて下さるようお願いするが、時期を見てといふばかりである。この度、寺格飛檄を頂くため京へ登るが、銀子一つを礼として差し上げるので、御免許下さるよう仰せ上げて欲しい旨を役寺衆へ頼った。

越中から越後への逃亡の経緯は骨子だけである。4代住職玄誓が、父・祖父から聞いた曾祖父祐玄の事績を簡潔に書いている感じである。得法寺のみ名誉回復がなされていないし、その機会もなかった。青田村定着以来60年経過し、そろそろ本山に認められたい。それでもようやくにして、飛檄の寺格を頂けそうである。札銀は銀子一つを上納したい。やはり、4代玄誓の代となって、得法寺が安定期を迎えたことにより、寺歴を札し、東本願寺派内での名誉ある由緒を明らかにしたくなつたのである。寛文・延宝期を過ぎること約10年の元禄4年はまさにそれにふさわしい時期である。

この時は、由緒を上聞するとともに、前草四本の柱が免許となった。さらに2年後、元禄6年になると、改めて半金の札を以て飛檄の寺格の許可を願い出たのである。資料三の史料である。この口上書は、元禄4年以後のことを除けば前のものとはほぼ同内容である。この願いは後の記録（資料七）により早晚許可されたことがわかる。越中との関係の薄さが窺える。

資料四是、元禄4年から70年も経過した宝暦11（1761）年、越中青木村淨慶寺から得法寺6代住職壽専へ送られた慶長2年の事件の内容とその後の経緯を記した文書である。これには事件の第二の首謀者である淨慶寺のことがかなり詳しい。殊に新發淨珍は淨慶寺信蔵の長男のことであり、首謀者専念寺正秀の長男のことは記載がない。資料五は、資料四を元に壽専が書き改めたものであろう。

これは、越中での事件の経緯を詳細に記している。しかし矛盾する箇所も多い。表題「当寺由来書之事」は、記録者が淨慶寺でありながら「当寺」は得法寺を表す。また、項目題も同様に「当寺先祖祐玄事」となっている。

また、慶長7年、教如により越中27か寺は名誉を回復し、それぞれ「御寿像並に金輪輪袈裟御免」となったという。しかし、得法寺寺宝を記録した享保19年「覚」（資料八）には、「御寿像」にあたるものに該当するものは見えない。

資料四・五では慶長7年教如上人による名誉回復の時点で、得法寺も他の26か寺同様に「教如上人御尊ねに預かり、御寿像並びに金輪輪袈裟御免」となったとしている。「御寿像」が何に相当するものか不明である。富山県内では27か寺という伝承がある。得法寺は、越中時代に教如から「五百台本尊」を押領したと「覚」には記載しているが、「御寿像」と一致するか不明である。元禄4年段階で記録にないものが、宝暦11年の越中からの音信によって誤解されて記載された部分もあるようである。

慶長2（1597）年8月以降については、後の「越中時代」と「得法寺（田中村時代）」で述べることにする。

得法寺の移転時期についてまとめると、慶長2（1597）年に越中から田中村に移転した。寛永9（1632）

年田中村寺院の火災により青田村茨山へ移転した。さらに寛文11（1671）年茨山の台地上から平場の曾利田へ移転し、今日に至っているという。この得法寺の伝承は、年代に事実とは若干の相違はあったとしても、中世末期から近世初期にかけての日本史の動向の中で捉えた時、大枠として正しい事実としたい。

得法寺（越中時代）

得法寺の変遷を以上のことと踏まえて、越中時代から越後青田村時代までをまとめてみたい。

得法寺は浄土真宗大谷派に属する。開基は越中生まれの祐玄である。元龟2（1571）年生まれである。姓は元来北畠姓であったが、山号の上野姓を使用している（註20）。祐玄は天正年間から慶長2年まで、越中国新川郡目川村（現富山県下新川郡入善町大字目川）に居住していた。天正14（1586）年、道場を開き、祐玄の発願で教如から裏書をいただいたという五百本巻を、現在も安置している（註21）。

文禄2（1593）年、秀吉は本願寺教如の石山退去時の行動やその他の非を責め教如を謫居に追い込み、代わって、弟の准如を本願寺宗主にした。越中の浄土真宗寺院は3か寺（生地村（現富山県黒部市大字生地）専念寺正宗（註22）・青木村（現富山県下新川郡入善町大字青木）浄慶寺信蔵・目川村祐玄）が中心になり、24か寺（道場を含む）をまとめて（註23）、教如側についた。ただし、道場持ちは正宗のみで、信蔵（註24）は道場を預かる程度であり、祐玄も同程度と推測する。

ついに、慶長2年これらの寺院は、秀吉の意を汲んだ富山藩の勘気を被るところとなり、7月3日、藩の寺社奉行から召し出しを受けた。3人は、召し出しの目的を協議し、最悪の場合を想定して、次のことを確認しあった（註25）。

- (1) いかなることがあっても、准如上人に帰依しない。
- (2) 一番年少の祐玄は、出頭せずに逃れる。（年代不明の由緒にみえる）（資料六）
- (3) 生きのびて教如上人の取り持ちをする。
- (4) 正宗・信蔵の妻子を保護する。

2人は覚悟の上で富山へ出頭した。案の定、拒否する者は打ち首であるという前提での准如上人派への転派要請であった。拒否した結果、7月6日、2人は富山のイタチ川河原で打ち首となり、さらし首にされた。藩は、祐玄も首謀者の一人であるということで、追手を差し向けた。しかし、祐玄は、いち早く逃げ、2人の妻子を親類・檀家を頼って匿いながら、檀家の家の転々と逃走した。の中でもエピソードは、甚右衛門という檀家の家へ逃げ込んだ時のことである。彼はとっさにお産で伏せっている甚右衛門の妻のふとんの下に入りて難を逃れたというものである（註26）。

その間に、7月10日、藩は准如上人派の坊主に命じて、3人の道場を焼きはらってしまった（註27）。

得法寺（田中村時代）

祐玄は、糸魚川の根知谷にあった専念寺の出張道場へ専念寺の坊守（奥方）と子供たちを預けると、2人の供の檀家を連れてそのまま越後へ逃げ込んで、（註28）頸城郡大崎郷（現上越市高田の南側の広い範囲）の田中村満徳寺へ入った。満徳寺（註29）にたどり着くまでの日数は不明である。

慶長3年8月、秀吉が没すると形勢は変化し、教如は家康に接近し、勢力の挽回に努力した。慶長7年、家康は京都六条の土地を教如に与えた。寺地を得た教如は、翌年2月、仮御影堂を建立し、東本願寺とした。その間にも、教如は寿像へ裏書して下付したり、講を営む寺院や講中へ消息を知らせて関係を深めていた。

祐玄が田中村を中心に講中を組織し道場を開き、布教活動を開始した時期は、早くても同3年8月以降

であろう。そして、慶長5年越後一揆が終息して、同年10月から堀氏が真言宗寺院などへの弾圧を強めたことも好条件となつたであろう。それでも、頸南地方を中心に周囲には、准如方の寺院も多かったから、順調な活動ではなかつたであろう（註30）。

慶長7年になると、越中、越後でも状況が変化した。糸魚川の根知谷に隠れていた専念寺正宗の長男は、越中専念寺へ帰ることができ、信蔵の遺児とともに、教如の御輪（裏書）をいただき復権した。同時に越中の26か寺と祐玄は、教如から御寿像をそれぞれ拝領した。祐玄は金輪輪袈裟、金襴五條も拝領したというが定かでない。享保19年「覺」（資料八）にある年代不明の老貴台本尊（願主得法寺祐玄、田中村に罷有候節御免）は宣如からの拝領であり、該当しない。

祐玄は以後も田中村得法寺で活動する。寛永5（1628）年には祐玄は、東泰院（宣如）から信淨院御真影を拝領している（註31）。

得法寺（青田村時代）

寛永9年、田中村得法寺は火災で焼失する。これを機会にかねて無住となつてゐた青田村茨山觀音堂跡を再建して移住した（註32）。

寛永17（1640）年、祐玄は、木仏尊像を宣如から受ける。注釈には「越後青田村得法寺ト遊ばされ候」とある。祐玄の没年はこの年以降とした方が妥当なのである。また、慶長2年の弾圧事件で、若年であるから逃亡するようにと正宗・信蔵から諭されたということにもその方が符合するのである。

得法寺（茨山から曾利田へ）

茨山得法寺は、寛永9（1632）年から寛文11（1671）年までである。

寛永12（1635）年に幕府は、植那寺は檀家の葬儀、供養の法要を行い、檀家は植那寺の経済を負担する義務を負うという寺請制度を実施した（註33）。この制度が全国的に普及するのは、寛文～天和年間（1661～83）からである。各地の寺院が所蔵する過去帳もこのころからのものが多い。寺請制度は幕府にとって庶民統制のひとつであったが、寺にとっては檀家をその経済的基盤とする契機となつたのである。これは、寺が信仰の対象でなくなりつつあることを示すものもある。すべての寺院がそうであったというのではない。もちろん寺院と檀家の関係は、寺請制度がなかった中世の寺院にもあった。しかし、あくまでも信仰ということが前面に主眼が置かれていたものである。

4代玄督のころになると、上述のような背景もあって得法寺は、定期を迎える。その第一が、寛文11年の曾利田への移転である。このころから檀家の過去帳作成が開始される。一方、得法寺自身を振り返ることも行われた。それが、延宝6年の系図作成である。また、元禄4～6年にかけては、本寺を通じて本山へ働きかけて寺格承認願いを提出し認められている（註34）。

おわり

得法寺が、田中村時代どのような規模であったか不明であるが、寛永9年に青田村の茨山へ觀音堂跡を再建して移ったことと、さらに、寛文11年に同村内の曾利田へ新築移転したことは、全く意味合いの違うことである。寛永9年ころはまだ幕府の寺院政策が明確に示されていない時期である。一方、寛文11年ころは、幕府の寺請制度が定着するころである。

残念ながら、見てきたように得法寺文書の中に、得法寺が茨山から曾利田へ寛文11年に移転したこと示すものはない。ただ、享保19年「覺」（資料八）に4代住職玄督が願主となって、寛文11年辛亥8月20日「高祖太子」を載いでいる事実があるのみである。しかし、前掲『新潟県寺院名鑑』に見える由緒、寛文

11年を現在地への移転年としたことは、得法寺が代々伝えてきた大切な年であり、理由のあった年だからなのである。後年、得法寺が自らの寺の歴史を振り返る時、幕府の宗教政策までつぶさに検討してそこへ当てはめるようなことをしていないのである。それでも、得法寺が布教活動による興盛をみる中で、まさに、幕府の宗教政策である寺詔制度が全國的に浸透する経緯とともに、得法寺の平場への移転年が、寛文11年として伝承されてきたことは、日本の歴史の流れにそのまま符合することである。まことに意義深いことであると言わねばならない。

ちなみに茨山の丘陵部は、約500m²（約150坪）であり、曾利田の得法寺境内は約1900m²（約580坪）である。また、寺詔制度のもとでの寺院経営は、より平野部の集落に近接していた方が利便である。

以上のように、現在の一般的な寺院の建造物は、近世中期以降、寺院制度の変化する中で定着してきた面を持っている。ちなみに文献上では、寺院の創建や再建、拡大が、寛文年間（1661～72）まで多く見られることは、すでに知られている（註35）。このことが、各寺院の個々の活動に係るというより、幕府の政策上の要因をはらんでいることが大きいといえる。それだけに、この度の中世末期～近世初期における寺院跡の発掘調査は、宗教史にとって大きな意義を持つものである。

註

- 1) 資料七と県立文書館蔵「新潟原寺社明細帳」の内、得法寺分（明治16年7月31日作成）
- 2) ① 前掲「新潟県寺社明細帳」の内、得法寺分（明治16年7月31日作成）
② 新潟県仏教公報集「新潟県寺院名鑑」537頁所収。①が原典元であろう。
- 3) 資料二に「弘義六十年以來青田村ニ居仕職」と当時の住職は、青田村移転からの年数を記載している。元禄4（1691）年から60年前は、寛永8（1631）年に当たり、従来言われている寛永9年とは、1年の相違である。寛永9年、青田村移転の待合となる。
以上、3点から寛永9年には青田村へ移転したとした。
- 4) 新潟県仏教公報集「新潟県寺院名鑑」537頁所収
なお、寛文11（1671）年、茨山から現在地の曾利田へ移転したこと示す記録は見えない。しかし、得法寺文書天和3（1683）年「水帳之写徳法寺持分」には、得法寺の境内は曾利田にあることになっている。
- 5) 元禄14年段階では、住職は4代目である。
- 6) 黒崎町宮路寛氏所蔵「普暨帳」。近世中期のことを中心に村や周辺の村のできごとをメモした覚帳のようなものである。宮路家は中野庄屋を開村から墓末まで勤めた（西蒲原郡吉田町大字下中野）。
- 7) 「新潟県遺跡台帳」による。
- 8) 得法寺文書「水帳之写徳法寺持分」（天和3年4月5日）（但し、元禄13年正月写）
- 9) 「越佐史料」巻五、681頁～687頁。
- 10) 「新潟県史」通史編2中世を参照。
- 11) 先代住職のまとめたものであり、「新潟県寺院名鑑」と同内容である。
- 12) 前掲「新潟県寺社明細帳」によると、境内は669坪、本堂は7×7.5間に拡張している。
- 13) 得法寺文書（未掲載）
- 14) 得法寺は古く元禄時代ころまで「徳法寺」の字も使用していた。
- 15) 先代住職作成の得法寺に関する年表。
- 16) この地が今回の発掘調査の対象地である。かつて講音堂があったといわれる。
- 17) 越中の禪狂事件の中で、祐玄は3人の内で最も若いということを記述している由緒書は、年代不明（6代目住職作成）の由緒書（資料六）だけである。他の由緒書はそのように書いてない。
- 18) これらは、いずれも慶長2年の事件の顛末を記したものであるが、作成の目的は得法寺の守格申請である。
- 19) 註18と同様のものである。18で認められなかったことの再申請を行った。

- 20)・21) 得法寺文書「覚」(享保19年7月) (資料八)
- 22) 現尊念寺住職によると、正宗（しょうじゅう）が本来の名前である。正秀（しょうしゅう）は、東本願寺第17世真知が、功績を讃えて贈り名したものという。得法寺由緒書に見える「正秀、少治」の表記は宛字であろう。
- 23) 延長2年富山における押庄事件に觸れる動きは、
- ① 同寺文書「乍恐口上書を以申上候」(元禄4年2月3日) (資料一)
 - ② 同寺文書「乍恐口上書を以申上候」(元禄4年2月4日) (資料二)
 - ③ 同寺文書「乍恐口上書を以申上候」(元禄6年8月15日) (資料三)
 - ④ 同寺文書「当寺由来之事」(宝曆11年) (資料四)　これは越中青木村淨慶寺が得法寺へ送った事件の経過を書いたものである。
 - ⑤ 同寺文書「當寺來由書越中國從淨慶寺等」(宝曆11年) (資料五)
 - ⑥ 同寺文書「表題不明」(年代不明) (資料六) (6代住職が、④、⑤と近い年代に作成)
- 内容にはそれぞれ若干の過不足があるが、基本的には同内容である。宝曆11年より70年前にすでに、本山・本寺宛ての文書で得法寺が事件について文書に認めていることから、得法寺では、2代以降伝承されていたのである。正宗・信重が若年を理由に、逃亡し生きのびることを勤めたということとも符合する。
- 24) 現尊念寺住職によると、淨慶寺は延長2年当時なかったといふ。
- 25) 註23に掲げた得法寺文書 (資料一~六) の由緒からまとめた。
- 26) このエピソードは、淨慶寺からの文書に見えることである。なお、淨慶寺には、この事情を伝える古文書類は存在しないという (淨慶寺住職談)。
- 27) 焼き払いについての記載は、それぞれ次のように記載されている。
- ① 資料一と資料二には、「跡にて道場を焼き払い申し候」とある。
 - ② 資料三には、「七月十日に三人の道場焼き払い申し候」とある。
 - ③ 資料五にも、「同七月十日に焼き払い申し候」とある。
- 28) 越後への逃亡のくだりについては、それぞれ次のように記載されている。
- ① 資料三には、「両人の妻子縁類に預け置き、越後にけ下り申す」とある。
 - ② 資料五には、「両人の妻子を引き連れ、山家の且都と母方へ隠し置き」とある。
 - ③ 資料六には、「両人の妻子引き連れ、越後に下り、西浜、子千谷（糸魚川市楢原知谷地区）九郎右衛門と申す方へ走り来たり、淨慶寺坊守並びに新発淨空屋に置き」とあり、一段と詳細になる。
- 尊念寺現住職によると、正宗の長男は、5年後（延長7年）に糸魚川から尊念寺に帰り、寺を繼いだと伝承されているといふ。ただ、なぜ糸魚川に5年も潜伏していたのか尊念寺では謎であったといふ。
- 7・8年前、江戸時代に尊念寺から養子に行った名古屋市の大谷派の寺院から、古文書が見つかり、その中に石山戦争の頃のものがあった。そこに、当時尊念寺が越後の糸魚川と直江津に出張道場をもっていた事実が記載してあった。初めて、糸魚川潜伏の理由を納得したといふ。先述の「山家の且都」・「西浜、子千谷九郎 右衛門」は、そのことを述べているのであろう。
- 次男以下は、そのまま越後の間に留まり、布教活動を展開しつつ逃亡生活を送ったといふ。難を恐れて「嵐山」の姓を使用せず、「鷲尾」を改姓していた。次男は延長9年寺号を御免になり長岡市に尊福寺を開基した。大正年間、本尊阿弥陀如来を御安置した時、裏書きが現れ、越中尊念寺の跡者であることがわかり、縁を復したといふ。尊念寺の寺宝などを兄弟で持ちあって逃亡したことである。
- 新發（長男の意味）淨珍は、淨慶寺住職の長男である。信藏は、30歳代で没しており、子どもは一人であったといふ。延長7年ころ、延長2年押庄への供養と礼として教如上人からいただいた淨慶寺本尊の裏書きに淨慶寺淨珍とある（淨慶寺住職談）。
- 29) 満應寺の存在については確認できない。
- 30) 延長2年、准如は頸南地方に多くの末寺を持つ信濃の勝願寺（現上越市）に戒告を与えて、動向に注意を払わせている。
- 31) 得法寺文書「覚」(享保19年7月) (資料八)
- 32) 前掲「新潟県寺社明細帳」の得法寺由緒による。
- 資料八にも寛永5年の本尊は、田中村得法寺御免であり、寛永17年の本仏尊像は青田村得法寺御免である。寺の移転がこの間であることを示す。
- 33) このころ、寺の本末制度も完成するが、同寺文書「覚」(元禄14年)に「寺法・寺役は本寺の下知に任せ候」、「住持位は承繼、本寺の許しに従い候」とある。ちなみに、得法寺の本寺は本善寺（上越市）である。
- 34) 得法寺各種系図、覚、由緒から作成した「旧得法寺跡開闢年表」を見ると、4代玄蕃の時、本山との関係を深めようとしたことが、より明確に出てきている。

- 35) 各市町村史の中では、地域単位での集計はされているであろう。参考に、西蒲原郡吉田町の事例を「吉田町歴史年表」で見ると、慶長年間（1596～1614）～延宝年間（1673～80）に集中している。

第9表旧得法寺跡関連年表

西暦	年号	変遷	開基	追事項	得法寺歴代住職の系譜と事績
1500		親 堂 時 代			初代祐玄○
1560	永禄 3			青田村茨山の親堂が無住となる	●は生年と没年を表す
1571	元龜 2			御船の乱（～79）	*はその代での事績を表す
1578	天正 6			越中にて教如より五百台本尊を御免（年代不明）	
—	1591 19			慶長 2 年事件（教如派への彈圧事件）	
1597	慶長 2			越中より頸城郡大崎郷田中村の満徳寺へ移る（年代不明）	
1600	5	田 中 村		越後一揆。梶氏の真言宗寺院への彈圧	
1601	6			教如、東本願寺を創始。（東西分派）	
1602	7			教如より御寿像、金襴輪袈裟などを御免	
1614	19			教如より得法寺の寺号を得る（年代不明）	
1615	元和 元			教如没	
1617	3			諸宗諸本山法度を制定し、本末制度を規定	
1628	寛永 5	青 田 村 茨 山		田中村にて宣如より帝賀台本尊を御免（年代不明、1617元和3か？）	
1632	9			田中村にて宣如より信淨院（教如）御真影を御免	
1635	12			田中村で得法寺火災で焼失し、青田村へ移転	
1640	17			諸宗本山、幕府へ末寺帳を提出	
1642	19			寺諸制度が全国化。寺社奉行の設置	
1643	20			青田村にて宣如より木仏尊像を御免	
1645	正保 2			宗門改後の設置	
1660	万治 3			宗門改後	
1661	寛文 元			宗門改後	
1662	2			宗門改後	
1664	4			宗門改後	
1665	5			宗門改後	
1671	11			宗門改後	
1678	延宝 6	青		宗門改後	
1683	天和 3			宗門改後	
1685	貞享 2			宗門改後	
1691	元禄4～6	田		宗門改後	
1701	14			宗門改後	
1707	宝永 4			宗門改後	
1730	享保 15			宗門改後	
1734	19			宗門改後	
1751	宝曆 元	曾		宗門改後	
1758	8	利		宗門改後	
1761	11			宗門改後	
1779	安永 8	田		宗門改後	
1797	寛政 9			宗門改後	
1799	11			宗門改後	
1803	享和 3			宗門改後	
1841	天保 12			宗門改後	
1843	14			宗門改後	
				系図再編成	

(資料一)

乍 恐 口 上 書 を 以 申 上 候

一 私先祖祐文、生國越中國新河郡日川村と申在所ニ居住仕候、然處ニ東西兩御本寺様ニ成申時分、生地之少捨・青木之真誠・私先祖祐文三人申合、教如上人様へ縫依仕候候二、富山之泰行大輔新左衛門迄三人共被召寄、慶長二年七月六日、及生嘗候時、真誠申候様ハ、祐文ハ立除申候ニ申候故、門外より走帰、繪像之御本寺御供仕、越後へにけ下り申、跡ニ而道場を燃私申候、其時之御本寺教如上人様之御著書ニ而起中之在名・法名迄被遺、自今安置仕候、其後生地寺令寺・青木淨應寺領、御喪美申由伝承候得共、先義ハ、越後ニ流浪仕一所不往之跡ニ罷有候故二、只今迄脚上聞ニ不奉連候、近年本寺守様迄御故被遣被下候様ニと度々申上候へ共、跡而可以申上官被印候、此度御物望ニ鑑登申候間、御恩念を以難目之御札銀二面、御免被遣被下候様ニ被印上被下候は有難可奉存候、以上

元禄四年二月三日

(義者)

禪子

數毛

(資料二)

乍 恐 口 上 書 を 以 申 上 候

一 私先祖祐文、生國越中國新河郡日川村と申在所ニ居住仕候、然處ニ東西兩御本寺様ニ成申時分、生地之少捨・青木之真誠・私先祖祐文三人申合、教如上人様へ縫依仕候候二、富山之泰行大輔新左衛門迄三人共二被召寄、慶長二年七月六日、及生嘗候時、真誠申候様ハ、祐文ハ立除申候ニ申候故、門外より走帰、繪像之御本寺御供仕、越後へにけ下り申跡ニ而道場を燃私申候、其時之御本寺教如上人様之御著書ニ而起中之在名・法名迄被遺、自今安置仕候、其後生地寺令寺・青木淨應寺領、御喪美申由伝承候得共、先祖祐文義ハ、越後ニ流浪仕一所不往之跡ニ罷有候故二、只今迄脚上聞ニ不奉連候、私義六十年以来青田村ニ居住仕候、近年本寺守様迄御故被遣被下候様ニと度々申上候へ共、跡而可以申上官被印候、此度御物望ニ鑑登候、御恩念を以難目之御札銀二面、御免被遣被下候様ニ被印上被下候は有難可奉存候、以上

元禄四年二月四日

越後青田村

得法寺

集会所御役人報

(資料三)

乍 恐 口 上 書 を 以 申 上 候

一 私先祖祐文、生國越中國新河郡日川村と申在所ニ居住仕候、然處ニ東西兩御本寺様ニ成申時分、生地少捨・青木之新誠・私先祖祐文三人申合、教如上人様へ縫依仕候候二、富山之泰行大輔新左衛門迄三人共召寄、御故被遣之上、慶長二年七月六日、及生嘗候時、新誠申候ハ、我々妻子界報(介抱)仕様ニと申候故、門外より走帰、繪像之御本寺御供仕、兩人之妻子縁類ニ預ケ置、越後へにけ下り申跡ニ而七月十日二

三人之道場燒私板申候、其隣之御本尊如上人様之御真言二面越中之在名・法名を承認、自今安置仕候、其後生地寺寧寺・青木淨慶寺とも、御勅飛瀬半丸三面御免被成候。先祖祐文義へ、越後三流浪仕一所不仕之林ニ御座候、不達奉御上聞候、其時より私迄四代越後ニ附仕六十年候、先年由繪運上聞、前草四本柱御免、開半堂之御社差上申候、此既報拂御座候間、御慈悲を以半堂之御札ニ而御免被下候様ニ故仰上被下候ハ、難可尋存候、以上

越後青木村

元禄六年西八月十五日

得法寺

文 聞

集会所御月香家様

(資料四)

當寺由米書之事 四郡可波郡

泉 郡

根 郡

新川郡

一 廉長年中之頃、御東西禪分別之際、當寺先祖祐文義
教如上人江原相招候、一味之坊主、越中國青木村淨慶寺先祖信藏・門国生地村寧寺免也正秀、右三人
一味仕、懸一命御恩公申上、越中四郡之坊主動、右三人之御三面、廿四人之坊主動申候、厥祖公儀
江相知、殊之外、御公儀ニも御顕立ニ恵召、廉長武年七月三日頃、富山寺社奉行春田太郎左衛門・大輔
斎左衛門の方より、右三人之(を)か)始め、其外廿四人之坊主共ニ早東(通)富山へ飛出申との伝ニ
候、依之ニ右三人相寄、御用之趣許業仕、万一頭(通)如上人江原相可仕様ニ被御渡候ハ、廉長一命
とも、西へ帰依仕而教と相識候、然共、三人共二會拘候ハ、跡三面教如上人へ御取持申掌も希ニ候間、
相者共同人へ命持、厥方へ人へ相残而、隨分御公儀仕様ニ相譲相様申候、如案之、西へ不帰依之面々
者打頭と被御渡候、依之ニ兩人ハ、七月六日ニ富山イタナ川ノ邊ニテ打頭ニナリ命持、祐文ハ右之相識
故、厭離より逃去申候、然所ニ御公儀より祐文も信闇同罪之者放ニ、跡よりおい手參り候得共、漸々
と遠去、且那之内草石衛門と申者方へ逃込み、季、内儀座仕候松原(菊次)の下へ身隠シ、命助かり申
候、夫より基石衛門・甚左衛門同道仕、越後國田中と申ニ居仕候、夫より越後一国を勤め、御取持申
候、厭離後、青木村へ引越シ申候、右之由解放、廉長七年教如上人御母ニ預り、御持儀坐ニ金羅御袈裟御
免、其後四本柱清草御ホウジ、飛燈新官之時半れ、越中信闇・新柴・淨坂へハ金羅五種御袈裟サワリ、
御持儀ホウジ二候、正秀へ文就、白五種御ホウジ二候、厥役之御免有此三略入、已上

宝曆十一年辛巳

越中青木村

青木村

得法寺様

寺 事

淨慶寺寺押

(資料五)

当寺来由書 越中國徳淨慶寺写

一 先祖祐文、生西越中國新川郡日川に中丸二層住仕候所、慶長年中御東西陣分之節、先祖祐文事、
教如上人様加担任候、一味之坊主越中國青木村淨慶寺先祖新義・同國生地村之草全寺先祖正秀、右三人
一昧仕、懸一命御忠公申上候、越中國四郡之坊主、右三人之轄三面、武治四人勤込申候、其趣御公儀様
江相聞、殊外、御公儀ニ面茂御願立ニ被思召、慶長式年七月三日、富山寺社奉行春田太郎左衛門・大輪
新左衛門之方より右三人を贈、其外ニ治四人之坊主共ニ、早速富山江邊出可申との仰候、依之右三人寄
合、今度之御用に越評判仕、万一年順(准)如上人様江佛依可仕様ニ被仰渡候着難懸一命共、西江者慢依
仕間事と相談相究候所ニ、信誠・正秀申候者、三人共ニ命持候者、跡ニ而教如上人様江佛取持申輩も希
ニ候間、我等兩人者命持申候間、祐文其方一人者相候て、我等妻子をも障分御出候を助申上ル様ニとの
相談究、富山江邊出申候處、如繁、西江不慢候ニ面々ハ打頭被仰送候、依之、兩人者に月六日二富山イ
タチ川辺ニ面打頭ニ成、祐文者右之相談故、其既より逃去申候、然處、御公儀より祐文も信誠同罪之者
故、跡より追手參候得共、漸々過去、且那之内基右衛門と申者方江邊込、其跡内方達仕候、幸之事と
枕羽之下江身を隠一命を助り、夫より右兩人之妻子を引連、山家之旦那と母方江園置、右基右衛門・同
葉左衛門と申同行引連、越後江過下り申候、後二面三人之道場へ越中西方之内、蒙生村林名寺・上野村
之淨慶寺・御公儀より被仰付、同七月十日二燃松申候、夫より祐文被仰後田中村ニ附仕候、其後青田村
江引越中候、右之由繩改、慶長七年教如上人様御尋ニ面り、御持像井金羅繩要案御持像御持像迷候、其後四
本柱頂御持像御座候、越中國信誠・新潟江若金羅五輪御持像サハリ御持像御持像ニ候、正秀江若尊曰
五條御持像ニ候、其後之御免者此ニ略ス也

宝暦十一辛巳年

(資料六)

著者不明、年代不明(六代泰尊の作成に似る)

前久根源・新河原右四郎坊主右三人之轄ニ面持四人勤込候、其趣御公儀相聞、殊外御願立
ニ被思召、慶長式年七月三日、富山寺社奉行春田太郎左衛門・大輪新左衛門之方より右三人を贈、其外
武治四人之坊主共ニ早速富山江邊出可申との被仰付候、依之右三人寄合、富山之御用如何ニ詳候仕候所、
万一年西浦如上人様江佛依可仕様ニ被仰渡候はハ、唯一命吉井西江ハ伊依仕間事と相究候、信誠・正秀申
候は、我等三人共ニ命持候者而、教如上人江佛取持輩も希ニ候、我等兩人ハ老翁歳ニ候得ハ、代命(余
命)なく候間、命持て可申候間、祐文其方ハ、年若ニ候得ハ、其方一人相候而、我等妻子をも障分(隨
分)御出候(忘候)助申上ル様ニとの頃ミ相談相聞、富山江邊出申候處、如繁西江不慢候者ハ依之打頭
被仰渡候、依之信誠・正秀七月六日二富山イタチ川辺ニ面打頭露門ニ罷成候、御寺先祖祐文・右之相談
故、ミ既より逃去申候、然御公儀より祐文・信誠・正秀同罪事故、跡より追手參、漸々過去、攝寺且
那基右衛門と申方へ通ひ、其跡内方達仕候、幸之事故枕羽之下江身を隠一命助、夫より右兩人之妻子
引連、越後下り、西浜子千谷九郎石右衛門と申方へ走来、淨慶寺信誠坊守井新義・淨珍院、同行甚右衛門
・甚左衛門引連、越後下り大崎郷之内田中村満慶寺と申ニ掛込住居仕候所、慶長七年教如上人様被召出、
越中式治六ヶ寺、同相寺面々御持像はいりやう物御持像武治七ヶ寺御持像めいめいはいりやう仕候、

御寺方御時像并金剛輪経、同金剛五條はいりやう仕候、其後青田村へ、荒井御取持并由緒二付私祖父玄
警江四本柱前草拂御美被下體候、日のり物・立堂はいりやう仕候、

一 上中田○左衛門、高田中屋敷町青空寺殿供印仕居候所、善空寺日耶ん候申候二付、此度顯普差上候、
然も谷石衛門先祖八左衛門と申者、生因是も越中新河郡日川村三御經候而、代々御寺日耶ニ御經候所、
御寺越後ニ住居と承り越中より追々同行共參りと云え承り附候所、八左衛門もあこじたひ参り候と谷石
衛門、同名作右衛門申候二付、御諈所(新記)中上候、右善空寺僧印仕置候所、御曾代ニ成御守法、御
國法より信命(印)御法度由表出候時、善空寺殿御先生ハ數度相顕候神(共)御聞無御座、又当善空
寺殿ヘ西三四度顯申候得(共)御聞人無御經候、依之是非なく御頭中上候、何をモ御寺方御慈悲御しらへ
候下體候ハ、有難可奉存候、以上

(資料七)

覺

- 一 靖土真宗東寺京都東本願寺派
一 山号・院号・末寺并御朱印知行所無御座候
一 墓内 穫治八間半 徒御公儀御餘地
横三十巷間半
一 堂 穫七間
横七間

境内諸坊宅ヶ所有之候、道心寺庵は無御經候

- 一 墓内之外、墓所伴道祖神無御座候
一 本事阿弥陀并祖師代々之寫影等安置仕候
一 寺法・寺役は本寺之任下知候
一 住持位は飛袖、徒本寺叶之候、并黒衣・青袈裟
一 一山之内抱宗之支配、并頤守無御座候
一 隆昌(國記)無御坐候、後任・雖日之儀は代々実子相続仕候
一 田高三石七斗七升九合・徒御公儀御餘地
一 総木林堂ヶ所 穫式拾式間 右同前
横拾七間

- 一 草山芭ヶ所 穫式兩參拾五間 御年貯施
横巷町五拾間
一 屋舎高八斗 御年貯施
此内門前家式軒有之
一 田高三石七斗七升八合七勺 御年貯施
一 印判・書印共ニ交代自分ニ印形用來候

右、當寺開基往古は、觀音堂ニ面御經候由申候、天正六戌寅年より住持退転故、本尊仏龕等既失候、
慶長二丁酉年より祐文ト申淨土真宗之僧、小字を號再題、當住迄六代(実は四代)相繼仕候、候之右現

肯堂之山林并除苗共、只今迄當寺支配仕業候、以上

元禄十四年己巳年十月

越後國頸城郡肯田村

佛法寺印

文書 花押

(資料人)

覺

是二八五〇〇号 猶庭候故〇由申候

年月日無御候候

願主

一 五百台本尊

上野祐文

信淨院拂拂中三體有候節三脚免

年月日無御候候

願主佛法寺

一 岩真台本尊

祐文

東泰院拂拂中三體有候節三脚免

願主

一 信淨院拂拂真影

祐文

寔水五戊辰解(カ)林彌朝日

東泰院拂拂免、越後田中村得法寺上被道候

願主

一 木仏尊像

祐文

寔水十七庚辰春正月(カ)

東泰院拂拂免、越後肯田村得法寺上被道候

願主

一 御開山拂

祐文

寔文元年初夏廿八日

洋淨院拂拂免

願主

一 高祖太子

祐文

寔文十一年辛亥八月廿日

無瑞光院拂拂免

願主

一 御絵伝

祐文

天和三年二月十九日

無瑞光院拂拂免

願主

右は此度御尋二付、如此二御候候、以上

享保十九年寅七月

越後頸城郡肯田村

得法寺

御繪堂所

右之通相送無御座候間、奥印仕候、以上

肯田村

淨善寺

上野山得法寺代々血脉

二十一

一 梅文 寛永九年庚午五月七日寂

春秋七十二 天保十四癸卯年迄二百十二年

二 柏賢 万治三年庚子四月崩日寂

春秋六十九 天保十四癸卯年迄八十四年

三 圓智 寛文二年壬寅六月九日寂

春秋四十七 天保十四癸卯年迄百八十二年

四 文譽 宝永四年丁亥正月廿一日寂

春秋六十二 天保十四癸卯年迄百三十七年

五 薮間 宝曆元年辛未六月六日寂

春秋六十六 天保十四癸卯年迄九十三年

六 舜專 寛政九年丁巳七月廿七日寂

春秋六十七 天保十四癸卯年迄四十七年

七 舜教 享和三年癸亥六月廿八日寂 法號

春秋四十五 天保十四癸卯年迄四十一年

八 舜祐 天保十二年辛丑正月七日寂 領玉

春秋六十二 天保十四癸卯年迄三年

九 教證

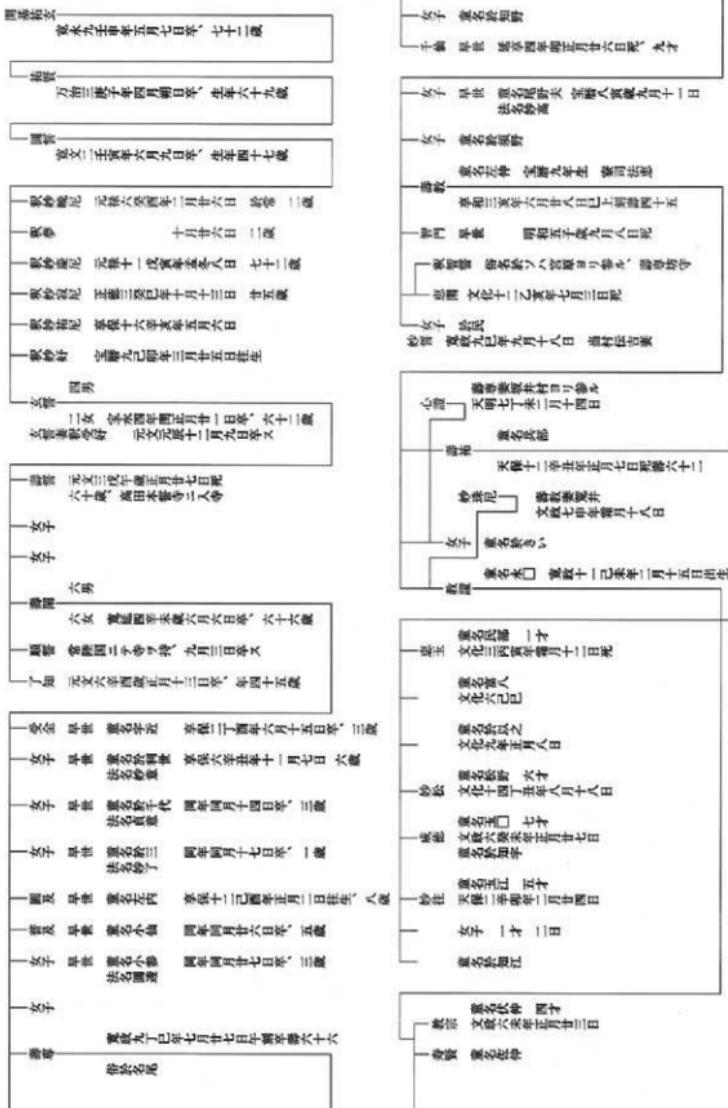
十 舜賢

(天保十四年作風、寛永九年後の初代住職は、寛永二十年に訂正されている)

(資料十)

系図

圓基祐文	寛永元年五月七日生入 生年十二歳 延宝六年迄四十七年也			女子 童名アチノ 子供 早世	女子 早世 法名妙端 宇賀八寛延九月十一日 童名萬智夫	延宝四年即正月廿六日 往生年九歳
花賀	万治三年四月九日生入 生年六十九歳 延宝六年迄五十九年也			女子 童名アスノ 贈教 童名左仲 宝暦九年生入	〔以下、虫くい〕	明和五子慶九月八日往生
圓智	寛文二年六月九日生入 生年十七歳 延宝六年迄十七年也					
支智	〔六名分不明虫くい〕 開明 宝永四年正月廿一日生入 二女 生年六十二歳 支智妻御内曾好 云文元年延十二月九日本入					
善智	元文三八年六月廿七日 六十歳在生					
女子	御妙好 宝曆九歳卯三月廿五日往生					
女子	六男 寶延四年正月六日 六女 生年六十六才					
順智	寶應四年正月廿二持 九月三日嘗入					
了知	元文六年正月十三日往生年四十五歳					
受全	早世 寶名宇透 享保二十酉年六月十五日 往生年三歳					
女子	早世 童名施利量 享保六年社年十一月七日 六歳					
女子	早世 童名透子代 同年卯月十四日往生 三歳					
女子	早世 童名透子一 〔以下、虫くい〕					
圓及	童名□□ 享保十二己酉年正月一 往生年半人歳					
善友	早世 童名小嶺 同年同月廿六日 往生五歳					
女子	早世 童名小春 同年同月廿七日 往生三歳					
善常	〔無款免跡證〕 明和元酉二月十八日往生 生年三十才					



要 約

1. 旧得法寺跡は新井市大字青田字茨山に所在する。寺跡は南葉山地の一支稜先端部の舌状台地上に立地し、標高は72.0～90.8mを測る。現況は雜木を主体とした山林と水田であった。
2. 発掘調査は上信越自動車道建設に伴い、第一次調査を平成6年6月13日～15日、第二次調査を平成7年9月25日～12月15日にかけて実施した。調査範囲は高速道路の法線内であり、最終的な調査面積は5,900m²である。
3. 中・近世の遺物の他に、縄文時代（早～晩期）、弥生時代（中期）、古墳時代（後期）、平安時代の遺物を各々少量ながら検出した。
4. 調査の結果、中世（15・16世紀）と近世（17世紀）の、大きく二時期を主体とした遺跡であることが判明した。中世に属する土壙（火葬）墓40基以上、近世に属する廐棄土坑（石塔を埋めるための土坑）10基以上、石列1基、石垣3基、時期不明の竪穴造構2基などを検出した。土壙（火葬）墓と廐棄土坑の分布範囲は重なっており、共に西側・南西側斜面に集中して位置する。
5. 得法寺の移入以前（15・16世紀）は觀音堂が建設されており、西側・南西側斜面は石塔を伴う墓域として利用されていた。墓域から多量に検出された骨片は全て被熱していることから、火葬が一般的であったと考えられる。また墓域から検出された鐵貨には被熱したものとしていないものがあり、火葬の過程の変化が窺える。
6. 17世紀に得法寺が移入後、墓域の石塔は整理されたと考えられる。一部は埋められ（廐棄土坑）、一部は基礎としての石（石群A・B）に再利用された。また舌状台地を取り巻くように北・東・南に石垣が構築され、その一部又は裏込めとしても使用されている。
7. 得法寺の平場（青田集落内の現得法寺）への移転は幕府の宗教政策と緊密に連動している。移転が行われた寛文11（1671）年は、檀家をその経済基盤とする契機となった寺請制度が制度化されて、全国的に浸透していく過程と符合している。

引用・参考文献

- 朝倉氏遺跡調査研究所 1979 「朝倉氏遺跡発掘調査報告Ⅰ」福井県教育委員会
- 天野和孝編著 「新潟県 地学のガイド」コロナ社
- 石川考古学研究会 1970 「春正寺」
- 井坂康二 1995 「六文鏡考」「出土銭貨」第4号 出土銭貨研究会
- 伊藤正一 1966 「頭南の城跡」『頭南-中頭城都学术総合調査報告書』新潟県教育委員会
- 大雄康二 1993 「考古学ライブリ-55 肥前陶磁」ニュー・サイエンス社
- 小田由美子ほか 1994 「開川開所跡」新潟県教育委員会・(財)新潟県埋蔵文化財調査事業団
- 加藤晋平 1973 「中世の石塔と城館跡」『新井市史 上池』中止第一章 新井市教育委員会
- 金子拓男・宮原公健 1977 「くつがたの遺跡出土の密教法具」『月刊文化財』1977年7月号 第一法規
- 蟹江吉弘 1996 「第5章第3節 土師器皿の製作技法について」『清洲城下町遺跡 VI』(財)愛知県埋蔵文化財センター
- 龟井功輔 1989 「吉田町歴史年表」吉田町教育委員会
- 京都府文化財保護基金編 1988 「文化財用語辞典」淡交社
- 久保常晴 1984 「II 火葬墓の類型と展開」『新版仏教考古学講座』第七巻 墳墓・雄山閣
- 久保常晴 1984 「IV 特論 墓地と火葬場」『新版仏教考古学講座』第七巻 墳墓・雄山閣
- 小林義孝 1994 「火葬における鉄貨」「出土銭貨」第2号 出土銭貨研究会
- 小村茂 1973 「V 中世墓地の石造物」「考察」『経海中世墓石群-発掘調査概要-』小松市教育委員会
- 坂井秀弥ほか 1986 「新井市坪ノ内館跡」新潟県教育委員会
- 坂井秀弥ほか 1987 「三島郡出雲町番場跡」新潟県教育委員会
- 坂井秀弥 1988 「新潟県における中世考古学の現状と課題」『新潟考古学談話会会報』第1号 新潟考古学談話会
- 品田高志 1991 「小見石」柏崎市教育委員会
- 品田高志 1991 「越後の中世土器研究」『新潟考古学談話会会報』第8号 新潟考古学談話会
- 鈴木公雄 1993 「進来系から古窯永通實へ-出土六道鏡からみた近世前期銭貨流通史の復元-」『論苑考古学』天山会
- 鈴木公雄 1994 「出土銭貨研究の諸問題(1)」「出土銭貨」第2号 出土銭貨研究会
- 鈴木公雄 1995 「出土銭貨研究の諸問題(2)」「出土銭貨」第3号 出土銭貨研究会
- 鈴木公雄 1995 「出土銭貨研究の諸問題(3)」「出土銭貨」第4号 出土銭貨研究会
- 高橋保ほか 1988 「立ノ内遺跡」新潟県教育委員会
- 高橋勉 1985 「月岡遺跡範囲確認緊急調査報告書」新井市教育委員会
- 高橋勉 1989 「杉明遺跡」新井市教育委員会
- 高橋勉 1991 「古代葬式の一形態」『新潟考古学談話会会報』第8号 新潟考古学談話会
- 高橋勉 1992 「平成4年度 新井市遺跡確認調査報告書」新井市教育委員会
- 高橋保雄 1992 「IV 4B 石器類」「五丁歩道路 十二木遺跡」新潟県教育委員会
- 高橋保雄ほか 1995 「虫川城跡」「宮平遺跡 虫川城跡 中ノ山道路」新潟県教育委員会・(財)新潟県埋蔵文化財調査事業団
- 谷藤保彦・間根慎二編 「第10回純文セミナー 前期中葉の諸様相」純文セミナーの会
- 千葉県文化財センター 1994 「房総考古学ライブリ-8 歴史時代(2)」
- 田海義正ほか 1982 「鬼野内遺跡 芦ヶ嶺砦跡」新潟県教育委員会
- 新潟県 1987 「新潟県史 通史編2 中世」
- 新潟県教育委員会 1987 「新潟県中世城館跡等分布調査報告書」新潟県教育委員会
- 新潟県寺院名鑑企画編集委員会 1983 「新潟県寺院名鑑」新潟県寺院名鑑刊行会
- 花積哲夫・伊藤裕 1984 「月岡遺跡発掘調査報告書」新井市教育委員会
- 日野一郎 1984 「石塔」「新版仏教考古学講座 第三巻 塔・塔婆」雄山閣
- 藤澤典彦 1994 「六道鏡の成立」「出土銭貨」第2号 出土銭貨研究会
- 藤澤良祐 1984 「古廬戸」概説「美濃陶器歴史館報」Ⅲ
- 藤巻正信・横田浩 1995 「越後町遺跡」新潟県教育委員会・(財)新潟県埋蔵文化財調査事業団
- 北陸中世土器研究会 1994 「第7回北陸中世土器研究会 中世北陸の寺院と墓地」
- 宮原公健 1978 「谷内林古墳群」新井市教育委員会
- 山口博之 1996 「山形県庄内地方の中世墓をめぐって」「帝京大学山梨文化財研究所報」第25号
- 山本幸俊 1991 「新潟県歴史の道調査報告書 第二集 北国街道Ⅰ」新潟県教育委員会
- 吉岡康暢 1994 「中世須恵器の研究」吉岡弘文館
- 吉田恵二ほか 1981 「昭和55年度 新井市埋蔵文化財調査報告書 -遺跡確認調査-」新井市教育委員会
- 立教大学博物館学講座 1967 「新井市内における五輪塔の調査」「新井市史第二次調査報告」新井市史編修委員会

第10-1表 空風輪觀察表

第10-2表 空風輪観察表

機No.	整No.	測定区	高さ	N°-1	N°-2	N°-3	N°-4	安価面	操作面	空輸性										
188	50	69~10	石井B	17.5	17.5	12.0	12.0	16.5	14.0	14.0	14.0	13.5	13.5	13.5	13.5	13.5	13.5	13.5	13.5	
189	59	69~20	石井B	-	20.5	11.0	6.5	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	
190	61	69~23	石井B	-	23.0	(11.5)	7.5	16.5	16.5	16.5	16.5	16.5	16.5	16.5	16.5	16.5	16.5	16.5	16.5	
191	65	69~15	石井B	-	25.0	11.0	6.5	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	
192	66	69~15	石井A	-	25.0	11.5	6.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	
193	68	69~15	石井A	-	24.0	11.0	6.5	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	
194	70	69~24	石井B	-	26.0	11.0	6.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	
195	29	69~23	石井B	-	26.0	11.0	6.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	
196	56	TD~3	無G66	-	20.5	11.0	6.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	
197	57	69~18	N°-1	-	21.5	21.5	21.5	21.5	21.5	21.5	21.5	21.5	21.5	21.5	21.5	21.5	21.5	21.5	21.5	21.5
198	58	69~4	N°-2	-	20.5	12.0	4.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	
199	60	69~23	石井B	-	24.0	12.5	5.5	14.5	14.5	14.5	14.5	14.5	14.5	14.5	14.5	14.5	14.5	14.5	14.5	
200	74	69~77~5	石井B	-	24.5	12.5	5.5	14.5	14.5	14.5	14.5	14.5	14.5	14.5	14.5	14.5	14.5	14.5	14.5	
201	30	69~13	SK43	-	23.0	12.5	5.5	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	
202	44	69~13	SKC~1~3	-	26.0	12.5	6.0	17.0	17.0	17.0	17.0	17.0	17.0	17.0	17.0	17.0	17.0	17.0	17.0	
203	47	69~7	N°-1	-	26.5	15.0	4.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	
204	48	69~6	N°-2	-	26.5	(11.5)	6.5	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	
205	49	69~22	無G100	-	22.5	(12.0)	3.0	16.5	16.5	16.5	16.5	16.5	16.5	16.5	16.5	16.5	16.5	16.5	16.5	
206	69	TD~20	S K46	N°-3	21.5	12.5	4.0	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	
207	62	77~3	石井B	N°-4	18.5	6.0	22	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	
208	53	69~15	S K46	N°-5	21.5	(11.5)	7.5	16.5	16.5	16.5	16.5	16.5	16.5	16.5	16.5	16.5	16.5	16.5	16.5	
209	64	69~23	無G100	N°-6	22.0	12.5	5.5	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	
210	65	69~14	石井A	N°-7	16.0	12.5	5.5	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	
211	75	69~16	石井A	-	16.0	12.5	5.5	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	
212	75	69~4	無G66	-	-	8.5	10.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
213	80	70~3	無G66	-	-	11.0	11.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
214	31	69~16	石井B	-	-	9.5	9.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
215	82	69~2	石井B	-	-	11.0	11.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
216	83	80~15	S K46	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
217	85	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第11表 宝塔相輪觀察表

編號	地點	風向	風速	空氣溫度	空氣濕度	地表面溫度	地表面濕度	天空上層	天空中層	天空下層	中層雲	低層雲	雲量(%)	風速
218	7	6F-14	-	28.5	50	50	50	13.0	95	95	14.0	14.0	10.5	5.0
219	53	12	1	5 K94	28.5	60	65	13.5	10.5	14.0	16.0	11.0	10.5	5.0
220	49	6E-1-2	1	6F-B	31.0	50	50	8.0	75	13.0	10.5	12.0	11.0	5.5
221	1	4D-12	1	6F-B	31.0	95	45	7.5	95	16.0	12.5	12.5	4.0	7.5
222	1	23S-5	1	6F-B	31.5	90	35	9.0	10.5	16.0	11.5	12.5	0.0	0.0
223	36	37-16	1	6F-B	20.5	(11.5)	50	(7.5)	(11.5)	16.0	12.0	12.5	0.0	0.0
224	27	30-16	1	6F-B	24.0	60	40	8.0	7.0	12.5	13.0	12.5	1.0	1.0
225	23	7F-4	1	6F-B	24.0	60	40	8.0	7.0	12.5	13.0	12.5	1.0	1.0
226	23	7F-4	1	6F-B	25.5	60	45	10.0	12.0	12.0	11.0	12.0	1.0	1.0
227	6D-15	1	6F-B	24.0	65	50	40	5.5	8.0	12.0	11.0	12.0	0.0	0.0
228	23	6F-18	1	6F-B	24.0	65	50	40	5.5	12.0	11.0	12.0	0.0	0.0
229	27	6F-11	1	6F-B	24.0	85	50	45	8.0	12.0	11.0	12.0	0.0	0.0
230	29	6F-5	1	6F-B	24.5	80	50	45	7.5	12.5	11.0	12.0	0.0	0.0
231	11	6F-9	1	6F-B	23.0	70	45	40	7.0	11.0	11.0	11.0	0.0	0.0
232	26	6F-24	1	6F-B	26.5	60	55	6.5	6.5	12.0	12.0	12.0	0.0	0.0
233	13	6C-15	1	6F-B	20.0	70	50	10.0	10.0	12.0	12.0	12.0	0.0	0.0
234	30	4D-13	1	6F-B	21.0	70	50	10.0	10.0	12.0	12.0	12.0	0.0	0.0
235	19	6F-9	1	6F-B	21.0	70	50	10.0	10.0	12.0	12.0	12.0	0.0	0.0
236	30	4D-13	1	6F-B	21.0	70	50	10.0	10.0	12.0	12.0	12.0	0.0	0.0
237	4	6D-22	1	6F-B	25.0	(6.5)	55	55	90	14.0	11.0	11.0	0.0	0.0
238	47	6F-19-23	1	6F-B	26.0	70	65	90	15.0	11.0	11.0	0.0	0.0	
239	16	5D-15	1	6F-B	26.5	70	65	9.5	14.5	12.5	12.0	12.0	0.0	0.0
240	14	6F-15	1	6F-B	27.0	75	60	80	14.0	12.0	12.0	0.0	0.0	
241	30	4D-13	1	6F-B	28.5	75	65	8.0	14.0	12.0	12.0	0.0	0.0	
242	24	7F-13	1	6F-B	25.0	70	70	15.0	15.0	12.0	12.0	12.0	0.0	0.0
243	30	4D-13	1	6F-B	25.0	70	70	15.0	15.0	12.0	12.0	12.0	0.0	0.0
244	35	6F-19	1	6F-B	22.5	60	55	55	55	12.0	11.0	11.0	0.0	0.0
245	37	6D-23	1	6F-B	26.0	55	55	55	55	12.0	11.0	11.0	0.0	0.0
246	36	6F-19	1	6F-B	18.0	55	55	55	55	12.0	11.0	11.0	0.0	0.0
247	32	8F-6	1	6F-B	18.0	65	55	55	55	12.0	11.0	11.0	0.0	0.0
248	34	6F-19	1	6F-B	18.0	70	60	70	70	14.5	11.0	11.0	0.0	0.0
249	36	6E-21	1	6F-B	14.0	70	70	70	70	14.0	11.0	11.0	0.0	0.0
250	34	6F-20	1	6F-B	14.5	70	70	70	70	14.0	11.0	11.0	0.0	0.0
251	51	6E-25	1	6F-B	24.5	65	65	45	30	15.0	12.0	12.0	0.0	0.0
252	28	7F-3	1	6F-B	26.5	(6.5)	60	50	40	11.5	14.0	12.0	0.0	0.0
253	6	6F-19	1	6F-B	26.0	55	60	65	65	10.0	11.0	11.0	0.0	0.0
254	35	6F-19	1	6F-B	26.0	55	60	65	65	10.0	11.0	11.0	0.0	0.0
255	37	6D-23	1	6F-B	26.0	55	60	65	65	10.0	11.0	11.0	0.0	0.0
256	39	6F-19	1	6F-B	27.0	(6.0)	60	70	90	14.5	12.0	12.0	0.0	0.0
257	39	6D-13	1	6F-B	28.5	60	65	60	55	12.0	12.0	12.0	0.0	0.0
258	35	6D-13	1	6F-B	28.0	55	65	60	55	12.0	12.0	12.0	0.0	0.0
259	32	6E-25	1	6F-B	26.0	55	65	60	55	12.0	12.0	12.0	0.0	0.0
260	23	6E-22	1	6F-B	24.5	65	65	55	45	12.0	12.0	12.0	0.0	0.0
261	5	6D-17	1	6F-B	21.0	60	40	45	45	12.0	12.0	12.0	0.0	0.0
262	37	6D-23	1	6F-B	26.0	55	65	60	55	12.0	12.0	12.0	0.0	0.0
263	37	6F-19	1	6F-B	26.0	55	65	60	55	12.0	12.0	12.0	0.0	0.0
264	46	6D-15	1	6F-B	14.5	60	60	60	60	12.0	12.0	12.0	0.0	0.0
265	41	6F-13	1	6F-B	16.0	60	60	60	60	12.0	12.0	12.0	0.0	0.0
266	44	6E-16	1	6F-B	15.5	60	60	60	60	12.0	12.0	12.0	0.0	0.0
267	44	6E-16	1	6F-B	17.0	60	60	60	60	12.0	12.0	12.0	0.0	0.0
268	45	6D-16	1	6F-B	16.0	60	60	60	60	12.0	12.0	12.0	0.0	0.0
269	6P-8	-	6F-B	26.5	50	60	60	60	12.0	12.0	12.0	0.0	0.0	0.0

第12-1表 火輸ホーク観察表

番号	登記名	調査区	送 銭	金	上級船	幹上級	幹船頭	幹船尾	幹側面	幹外側	幹底面	幹外底	幹側面	幹外側	幹底面	幹外底
276	100	67-13	石津B	1	-	305	255	245	175	55	55	55	55	55	55	55
277	21	57-21	SK 128	1	-	305	255	245	175	55	55	55	55	55	55	55
278	21	57-21	SK 125	1	-	305	255	245	175	55	55	55	55	55	55	55
279	21	57-21	石津B	1	-	305	255	245	175	55	55	55	55	55	55	55
280	14	54-21	SK 128	1	-	305	255	245	175	55	55	55	55	55	55	55
281	13	54-21	SK 128	1	-	305	255	245	175	55	55	55	55	55	55	55
282	11	48-6	北崎石津	1	-	305	255	245	175	55	55	55	55	55	55	55
283	47	75-8	石津B	1	-	305	255	245	175	55	55	55	55	55	55	55
284	7	75-15	石津B	1	-	305	255	245	175	55	55	55	55	55	55	55
285	4	75-15	石津B	1	-	305	255	245	175	55	55	55	55	55	55	55
286	12	67-18	SK 568	1	-	305	255	245	175	55	55	55	55	55	55	55
287	6	67-18	SK 568	1	-	305	255	245	175	55	55	55	55	55	55	55
288	6	57-21	石津A	1	-	305	255	245	175	55	55	55	55	55	55	55
289	32	67-20	石津B	1	-	305	255	245	175	55	55	55	55	55	55	55
290	37	48-13	石津B	1	-	305	255	245	175	55	55	55	55	55	55	55
291	34	59-6	SK 74	1	-	305	255	245	175	55	55	55	55	55	55	55
292	3	48-7	石津B	1	-	305	255	245	175	55	55	55	55	55	55	55
293	32	50-4	SK 528	1	-	305	255	245	175	55	55	55	55	55	55	55
294	3	50-4	SK 74	1	-	305	255	245	175	55	55	55	55	55	55	55
295	28	50-4	SK 74	1	-	305	255	245	175	55	55	55	55	55	55	55
296	29	50-4	SK 74	1	-	305	255	245	175	55	55	55	55	55	55	55
297	20	47-17	石津A	1	-	305	255	245	175	55	55	55	55	55	55	55
298	10	65-13	石津B	1	-	305	255	245	175	55	55	55	55	55	55	55
299	16	65-11	GFB	1	-	305	255	245	175	55	55	55	55	55	55	55
300	20	17-59	SK 68	1	-	305	255	245	175	55	55	55	55	55	55	55
301	55	99-15	SK 68	1	-	305	255	245	175	55	55	55	55	55	55	55
302	30	61-11	SK 133	1	-	305	255	245	175	55	55	55	55	55	55	55
303	20	53-14	SK 133	1	-	305	255	245	175	55	55	55	55	55	55	55
304	21	53-14	SK 133	1	-	305	255	245	175	55	55	55	55	55	55	55
305	62	53-14	SK 133	1	-	305	255	245	175	55	55	55	55	55	55	55
306	26	67-26	石津B	1	-	305	255	245	175	55	55	55	55	55	55	55
307	62	67-14	石津B	1	-	305	255	245	175	55	55	55	55	55	55	55
308	61	67-15	SK 820	1	-	305	255	245	175	55	55	55	55	55	55	55
309	29	67-8	石津B	1	-	305	255	245	175	55	55	55	55	55	55	55
310	24	61-11	石津B	1	-	305	255	245	175	55	55	55	55	55	55	55
311	21	58-2	石津B	1	-	305	255	245	175	55	55	55	55	55	55	55
312	23	58-2	石津B	1	-	305	255	245	175	55	55	55	55	55	55	55
313	23	58-2	石津B	1	-	305	255	245	175	55	55	55	55	55	55	55
314	3	57-8	石津B	1	-	305	255	245	175	55	55	55	55	55	55	55
315	49	69-13	石津B	1	-	305	255	245	175	55	55	55	55	55	55	55
316	37	75-20	石津B	1	-	305	255	245	175	55	55	55	55	55	55	55
317	2	75-2	石津B	1	-	305	255	245	175	55	55	55	55	55	55	55
318	19	67-19	石津B	1	-	305	255	245	175	55	55	55	55	55	55	55
319	25	62-18	石津B	1	-	305	255	245	175	55	55	55	55	55	55	55
320	35	58-18	石津B	1	-	305	255	245	175	55	55	55	55	55	55	55
321	31	58-18	石津B	1	-	305	255	245	175	55	55	55	55	55	55	55
322	33	58-18	石津B	1	-	305	255	245	175	55	55	55	55	55	55	55
323	39	63-9	石津B	1	-	305	255	245	175	55	55	55	55	55	55	55
324	32	63-9	北崎石津	1	-	305	255	245	175	55	55	55	55	55	55	55
325	51	61-21	SK 81	1	-	305	255	245	175	55	55	55	55	55	55	55
326	35	65-12	石津A	1	-	305	255	245	175	55	55	55	55	55	55	55
327	15	65-20	石津A	1	-	305	255	245	175	55	55	55	55	55	55	55
328	65	67-18	石津A	1	-	305	255	245	175	55	55	55	55	55	55	55

第12-2表 火輪ほか観察表

番号	監視区	測量区	測量	測	上端部	斜上端	斜下端	尖端部	尖端	近接	離接	傾斜	傾
229	114	6D-17	6F-17	N-1	120	115	265	175	80	105	20	角	50
331	100	4H-14	5E-17	N-1	119	110	265	180	65	95	20	角	41
332	46	6D-14	6F-17	N-2	119	110	265	180	60	95	20	角	41
333	55	6D-14	6F-17	N-2	119	110	255	155	80	85	15	角	15
335	70	6D-14	6F-17	N-2	119	110	255	145	65	85	15	角	15
336	70	6D-14	6F-17	N-2	119	110	255	145	65	85	15	角	15
337	43	6F-14	6F-17	N-2	115	265	265	160	60	80	20	角	44
338	59	6F-9	6F-17	N-2	115	265	265	160	60	80	20	角	44
339	105	6F-9	6F-17	N-2	115	265	265	160	60	80	20	角	44
340	74	6F-19	6F-19	N-3	100	125	195	125	55	70	10	角	40
349	65	6F-14	6F-17	N-3	110	110	210	140	60	70	20	角	40
341	53	6D-12	5K-15	N-3	110	110	210	140	65	70	20	角	40
342	56	6F-13	6F-17	N-3	110	110	210	140	65	70	20	角	40
343	42	6D-15	5K-15	N-3	110	110	210	140	65	70	20	角	40
344	64	6D-15	5K-15	N-3	110	110	210	140	65	70	20	角	40
345	84	6D-14	6F-17	N-1	110	110	210	145	65	70	20	角	40
346	53	6F-20	6F-17	V-1	110	110	210	140	60	100	0	角	44
347	53	6F-13	6F-17	V-1	110	110	210	140	60	100	0	角	44
348	88	5G-21	6F-17	V-2	115	225	265	160	60	95	15	角	40
349	90	6F-13	6F-17	V-2	110	110	210	140	65	95	15	角	40
350	52	6D-12	5K-15	V-2	110	110	210	140	65	95	15	角	40
352	81	6D-16	6G-16	V-2	110	110	210	140	65	95	15	角	40
353	65	6D-16	6G-16	V-2	110	110	210	140	65	95	15	角	40
354	69	6D-15	5K-15	V-1	110	110	210	140	65	95	15	角	40
355	26	4D-15	2D-15	V-1	110	110	210	140	65	95	15	角	40
356	72	6D-15	2D-15	V-1	115	225	265	160	60	95	15	角	40
357	91	8D-19	5K-15	V-1	115	225	265	160	60	95	15	角	40
358	32	6D-20	5K-15	V-1	115	225	265	160	60	95	15	角	40
359	93	6D-19	5K-15	V-1	115	225	275	110	110	150	0	角	35
360	91	6D-19	5K-15	V-1	115	225	275	110	110	150	0	角	35
361	111	6D-19	5K-15	V-1	115	225	275	110	110	150	0	角	35
362	73	6D-14	5K-15	V-1	115	225	275	110	110	150	0	角	35
363	28	7C-24	5K-15	V-1	110	220	275	115	45	85	15	角	40
364	26	5C-15	5K-15	V-1	110	220	275	115	45	85	15	角	40
365	48	6F-13	6F-17	V-1	110	220	275	115	45	85	15	角	40
366	67	6F-13	6F-17	V-1	110	220	275	115	45	85	15	角	40
367	65	6D-18	6F-17	V-1	110	220	275	115	45	85	15	角	40
368	39	6D-18	6F-17	V-1	110	220	275	115	45	85	15	角	40
369	85	6D-22	6F-17	V-1	110	220	275	115	45	85	15	角	40
370	71	6D-19	6F-17	V-1	110	220	275	115	45	85	15	角	40
371	69	6F-18	6F-17	V-1	110	220	275	115	45	85	15	角	40
372	78	6E-2	6F-17	V-1	110	220	275	115	45	85	15	角	40
373	78	6E-13	6F-17	V-1	110	220	275	115	45	85	15	角	40
374	96	5G-20	6F-17	V-1	110	220	275	115	45	85	15	角	40
375	98	5G-20	6F-17	V-1	110	220	275	115	45	85	15	角	40
376	57	112	112	V-1	110	220	275	115	45	85	15	角	40
377	113	4D-12	117	V-1	110	220	275	115	45	85	15	角	40
378	92	5G-7	5G-7	V-1	110	220	275	115	45	85	15	角	40
379	99	6D-21	6D-21	V-1	110	220	275	115	45	85	15	角	40
380	83	6F-20	6F-17	V-1	110	220	275	115	45	85	15	角	40
381	93	6F-20	6F-17	V-1	110	220	275	115	45	85	15	角	40

第12-3表 火輪ほか観察表

第13-1表 水輸觀察表

第13-2表 水輪觀察表

表第14 地輪(注)が累積長

第15—1表 出土錢貨一覽表

編號	幣種	面額	產地	位號	枚數	類別	鑄造	
							質	量
514	22	70.2			12			
515	22	70.5			7	O	1	
516	49	58.132			6			
517	59	63.15			5	S.K.103		
518	65	63.16			6			
519	64	55.13			5	S.K.109		
520	69	83.4			5	S.K.58		
521	48	63.25			6			
522	39	71.19			5			
523	28	63.11			5	S.K.123		
524	59	63.15			5	S.K.119		
525	35	63.11			5			
526	29	63.25			5			
527	22	63.11			5			
528	35	72.22			5			
529	32	63.19			5			
530	56	83.5			5			
531	29	71.20			5			
532	11	63.15			5			
533	33	73.16			5			
535	69	73.35	145.入中		5			
536	42	73.8			5			
537	24	81.17			5			
538	39	63.23			5			
539	61	63.18			5			
540	4	63.19			4			
541	16	63.25			4			
542	39	73.16			4			
543	19	73.16			4			
544	28	63.10			4			
545	46	63.10			4			
546	51	70.5			3			
547	41	63.20			3			
548	3	63.14			3			
549	55	83.15			3			
550	38	63.15			3			
551	64	63.14			3			
552	10	70.21			2			
553	69	83.1			2			
554	7	63.21			2	O		
555	44	70.21	S.K.107		2			
556	72	63.2			2			
557	43	83.2			2	O		
558	63	83.2			2			
559	63	83.3			2			
560	80	73.2			1			

第15-2表 出土錢貨一覽表

編號	鑄年	銅錢	鐵錢	銀錢	紙幣	標本	類別
560	79	65-29	7	6			
561	79	65-29	6	5			
562	79	65-5	6	5			
563	80	65-3	6	5			
564	80	65-12	7	3			
565	80	74	65-19	7	3		
566	82	65-20	7	5			
567	78	70-5	6	6			
568	78	70-5	5	5			
569	81	65-6	5	5			
570	81	65-20	7	2			
571	81	65-7	7	2			
572	81	70-4	7	2			
573	81	70-5	7	2			
574	82	45-15	7	2			
575	82	35-2	7	2			
576	84	85-5	7	4			
577	85	55-2	7	3			
578	85	65-2	7	3			
579	85	65-6	7	3			
580	85	65-20	7	3			
581	85	65-2	7	3			
582	85	65-3	7	3			
583	85	65-14	7	3			
584	85	65-15	7	3			
585	85	65-16	7	3			
586	85	65-6	7	3			
587	85	65-12	7	3			
588	85	65-1	7	3			
589	85	65-2	7	3			
590	85	65-3	7	3			
591	85	65-20	7	3			
592	85	65-13	7	3			
593	85	65-19	7	3			
594	85	65-9	7	3			

第16-1表 遺構一覧表

番号	調査区	種別	遺構・周辺出土遺物			
			骨片	鏡貨(枚)	器	石造物
1	7D-22	骨	*	529 (6)		
2	7D-17	SK	*			
3	7D-18	骨	*			
4	7D-23	骨	*			
5	7D-23	SK	*		61	
6	7D-23	骨	*	563 (3)		
9	7D-24	骨	*			
10	7D-24	骨	*			
11	7D-19	骨	*			
12	7D-19	骨	*			
13	7D-19	骨	*			
14	7D-20	骨	*			
15	7D-14	骨	*			?
16	7E-21	骨	*			
17	7E-12	骨	*			
18	7E-25	骨	*	535 (5)		
19	7E-19	骨	*			
20	8D-4	骨	*			
21	8D-4	骨	*			
22	8D-5	骨	*			
23	8D-5	骨	*			
25	8D-3	SK	*			
28	7C-4	骨	*			
29	7C-4	骨	*			
30	7C-9	骨	*			
31	7C-9	骨	*			*
32	7C-9	骨	*			
33	7D-2	骨	*			
34	7D-2	骨	*			
35	7D-3	骨	*			
36	7D-8	骨	*			
37	7D-8	骨	*			?
38	7D-4	骨	*			
39	7D-14	骨	*			
40	7D-1	骨	*			
41	7D-5	骨	*			
42	7E-2	骨	*			
43	7E-7	骨	*			
44	7D-18	SK				*
45	7D-18	SK	*			*
46	7D-20/7E-16	SK			空飴(206)、火(354-358)、水(420)、地(480-496)	*
47	7D-25	SK			地(497)	*
48	5C-5・10	SK			空飴(145)	
49	5C-4	SK		54		
50	5C-4	SK				
51	5C-3・8	SK			空飴(202)	*
52	5C-3	集石			火(293)、水(405-452)、地(506)	*
53	8D-8	SK	*	558 (6)	109	
54	8D-8	SK	*			
55	8D-3・8	SK	*			
56	8D-3・8	SK	*			*
57	8D-4	SK				*
58	8D-4	SK		520 (6)		*
59	8D-9	SK				*
60	8C-20/8D-16	SK			地(467)	*
61	8D-23	SK	*			
62	8D-18	SK				
63	4F-12	SK				*
64	8D-14	SK	*			
65	7E-7	SK				

第16-2表 遺構一覧表

番号	調査区	種別	遺構・周辺出土遺物				
			骨片	錢貨(枚)	器	石造物	種
66	7D-3	集石				空風(196・213)、火(329)、地(478)	*
67	4H-17	集石				火(331)	*
68	5D-18	S K				空風(148)、火(286・300)、相(239)	*
69	5D-13・18	S K				空風(172)、相(258)	*
70	5C-20	S K					
71	5C-20	Pit					
72	5C-20	Pit					
73	5D-12	S K					
74	5D-11	S K				火(291・294・295)、笠(391)	*
76	5D-23	S K *					*
77	8D-16	S K *					*
78	8D-12	S K	(2)			空風(156)	*
79	8D-10・15	S K					
80	8D-14・15	S K *				空風(208・216)、火(308・312・343・344・352) 水(423)、地(464・472・500)	*
81	8E-12	S K				火(326)、地(501)	*
82	8E-21	S K				地(468)	*
83	6E-16	集石				火(353)、木(446)、相(267)	*
84	3E-24	S K *					
85	5E-17・18・22・23	S I					
86-1	8D-17	S K *					*
86-2	8D-17	S K *				火(359)、相(261・262)	*
86-3	8D-22	S K					
87	8D-11	S K					*
88	8C-15	S K *					
89	6D-4	集石				空風(170)、火(314・382)、水(395)	*
90	5D-14	集石				空風(155)、火(332)、水(406)、地(476)	*
91	6C-10	集石					*
92	6D-3・8	集石				空風(147)、火(370)	
94	5D-12	S K				水(410・439)、相(219)	*
95	5E-2・3・7・8	S I					
96	6C-19	S K					
97	6C-25	S K					
98	6C-25	Pit					
99	6C-20/6D-16	S K					
100	6D-23/7D-3	集石				空風(134・178・205・209)、火(322・338・369) 水(424・429・434・441)、地(460・479・486) 相(237・245)	*
101	6D-16	S K					
102	6D-16	S K					
103	6D-21	S K					
104	6D-21/7D-1	S K *					
105	7D-2	S K					
106	7D-2	S K					
107	7D-3	S K	555 (2)				
108	6C-10	S K	(2)				
109	6D-6	S K	(1)				
110	6D-3・4・5	S D					
111	6D-8・9	S X					
112	6D-22	S K					
113A	6D-11	S K	523 (6)				*
113B	6D-11	S K	526 (6)	59			
114	6C-8	Pit					
115	6D-11	S K		60	空風(164)		
116	6D-12・17	S K			空風(154)、火(341)		*
117	6D-16	S K					
118	6D-16	S K *	518 (6)	47・51			*
119	6D-15	S K	524 (6)	68			
120	4D-24/5D-4	S K					
121	6E-16	S K					

第16-3表 遺構一覧表

番号	調査区	種別	遺構開出土遺物				種
			骨片	銭貨(枚)	器	石造物	
122	6E-21	SK					*
123	6D-7	SK					*
124	6D-23	SK					
125	5D-19	SK					
126	5G-21	SK			火(277・278・280・281・348)、地(503)		
127	3E-16	SK					
128	5C-8	SK					
129	5C-13	SK		519(6)	50		
130	6D-18	SK	*				*
131	5C-19	SK					
132	6D-15	SK		517(6)			*
133	6E-21/7E-1	SK			火(302)		*
134	6C-15	SK					
135	5D-5	SK					
136	5E-18	Pit					
137	7D-25/7E-21	SK					
138	7E-21	SK					
139	7E-21	SK					
140	8D-3	SK	*				
141	8D-3	SK	*				
142	8D-4	SK	*				
143	8D-5	SK					
144	8D-5/8E-1	SK					
145	7D-24	SK					*
146	5C-3・4	SK					*
147	6D-1	SK	*				
148	5D-5	Pit					

【備考】

- 「番号」は調査時につけた遺構番号で、整理後欠番となったものである。
- 「種別」の骨は火葬骨がある程度まとまっていた場合に番号を付した。
- 「骨片」、「縁」の*は有無を示す。
- 「銭貨(枚)」、「器」の数字は掲載番号を示し、()内は数量を示す。
- 「石造物」の()内の数字はそれぞれの形態の掲載番号を示す。

空風……空風輪 火……火輪 水……水輪 地……地輪

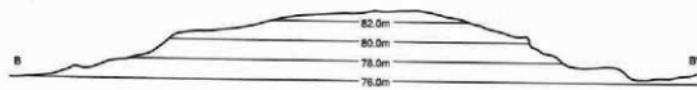
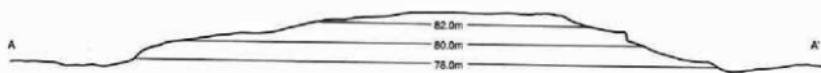
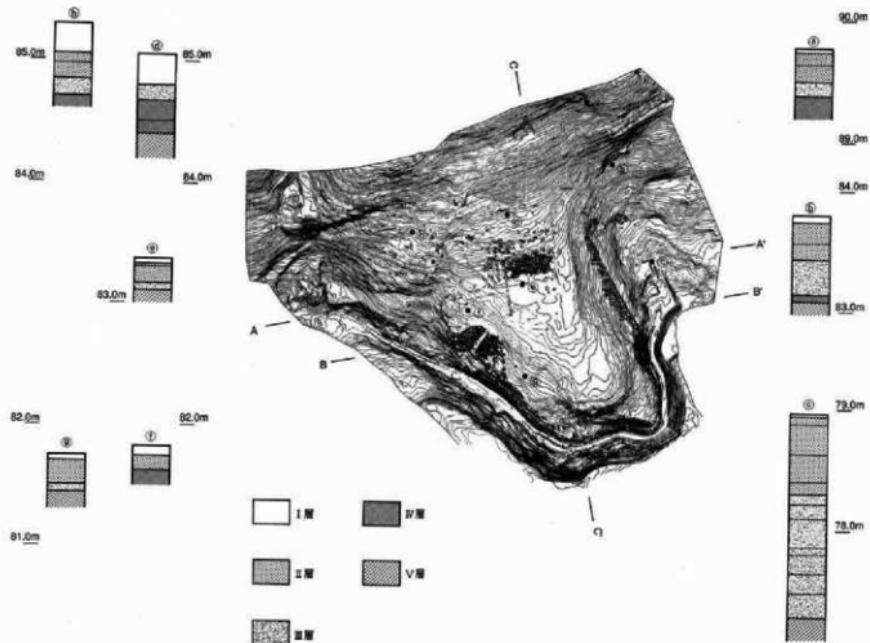
相……宝塔相輪 笠……宝篋印塔笠

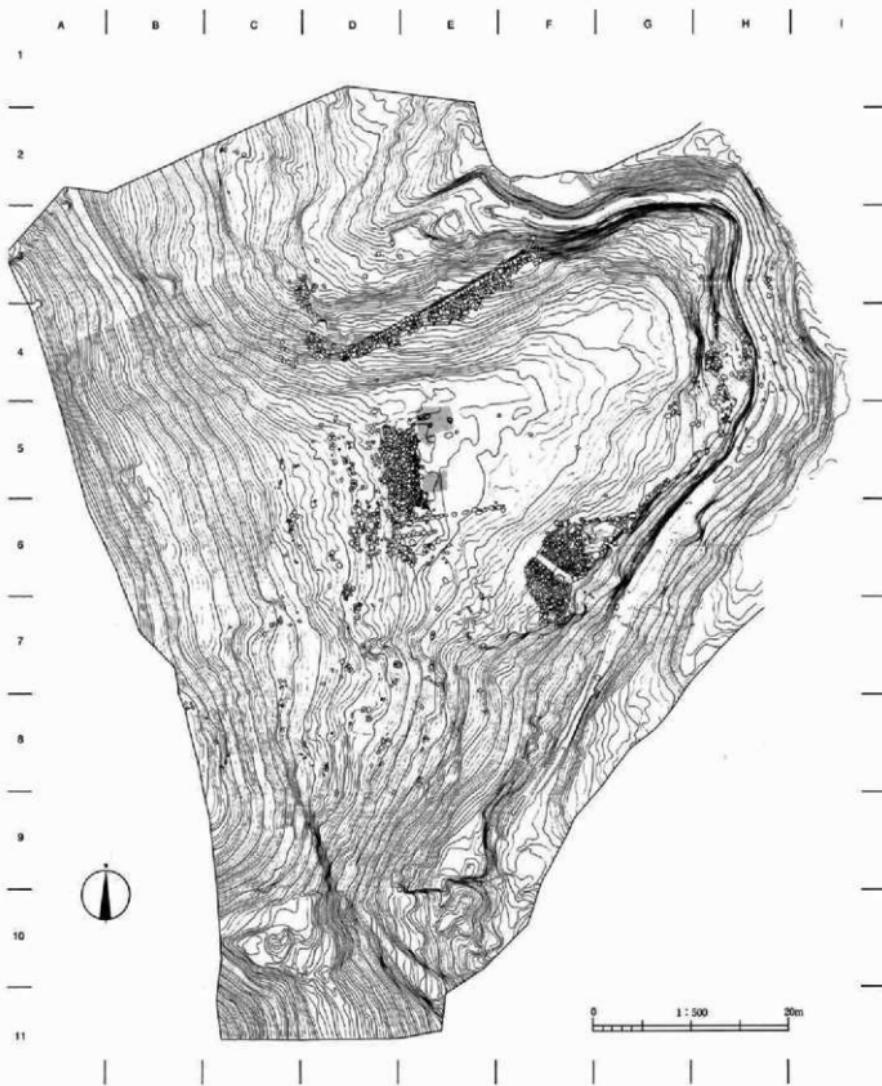
図 版

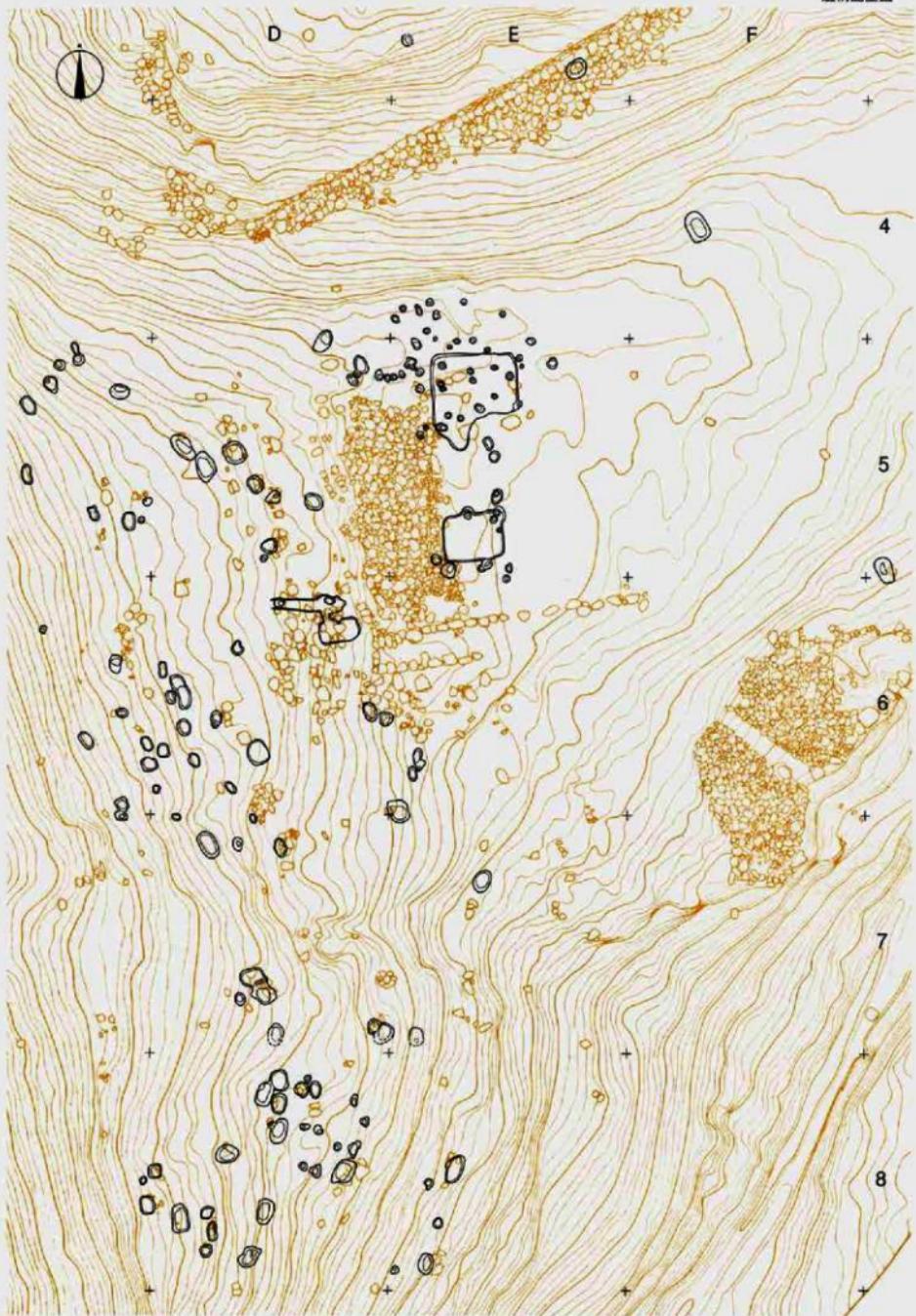


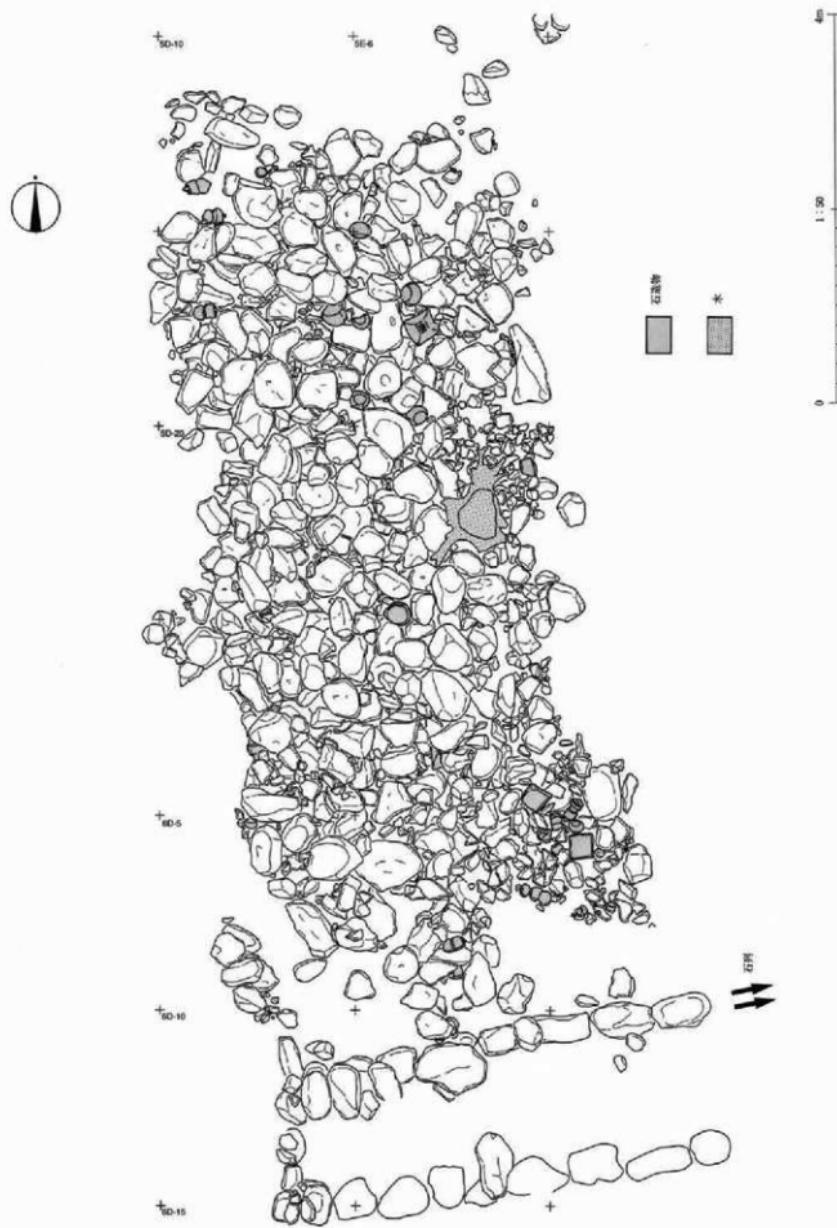
図版 2

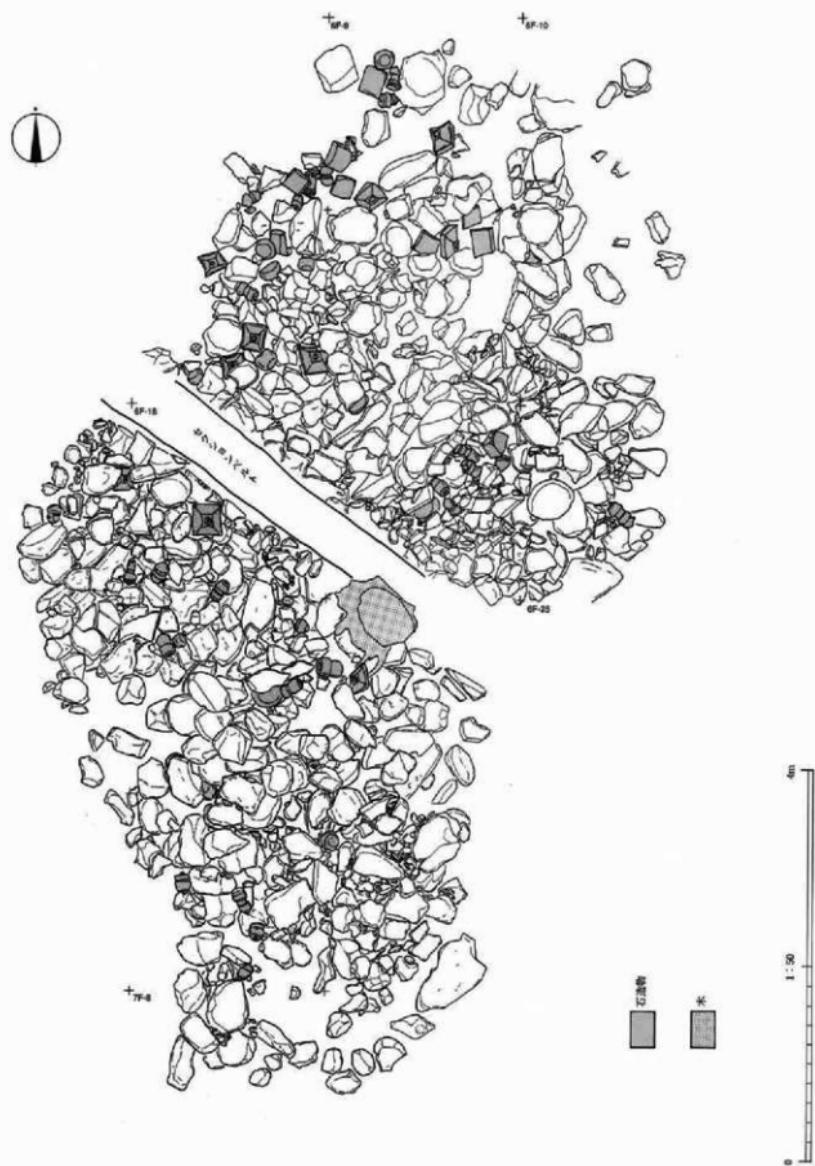
基本層序と地形エレベーション



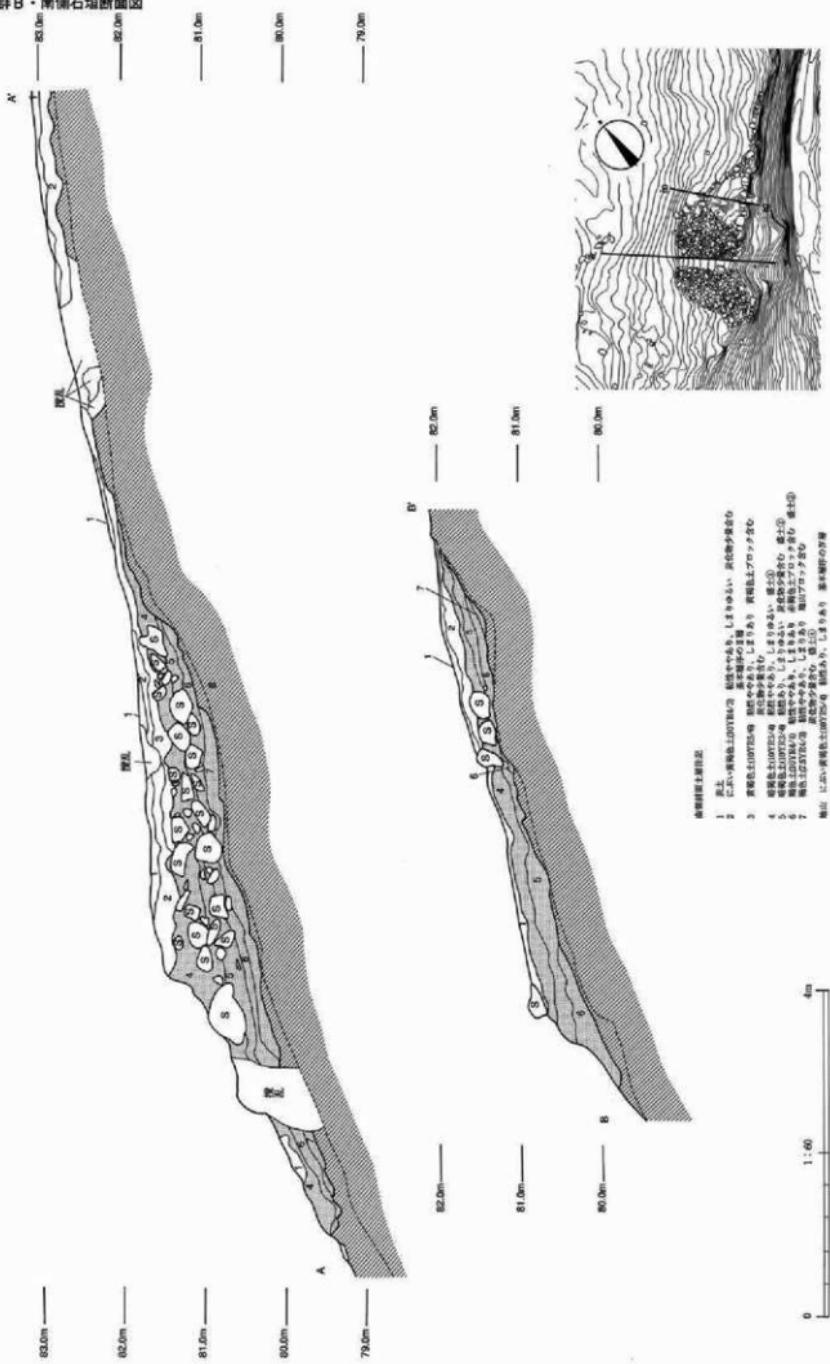


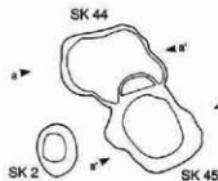
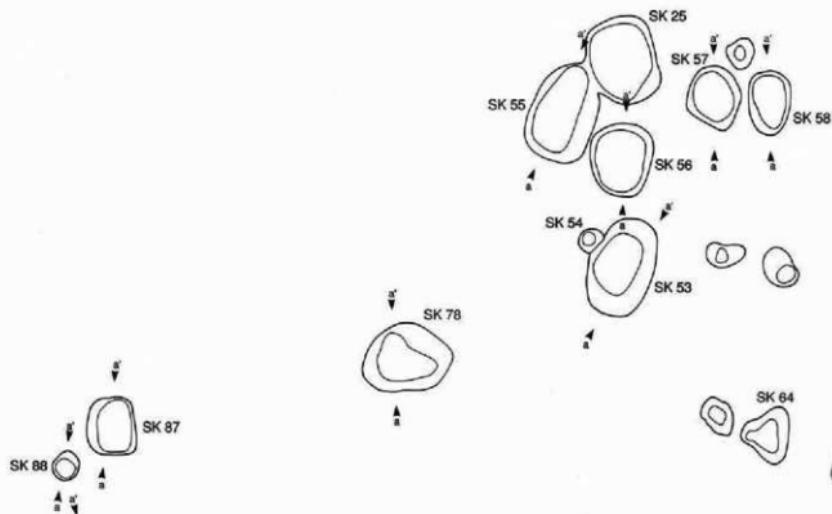
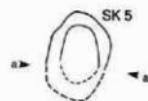




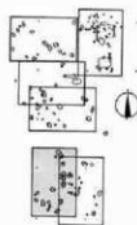


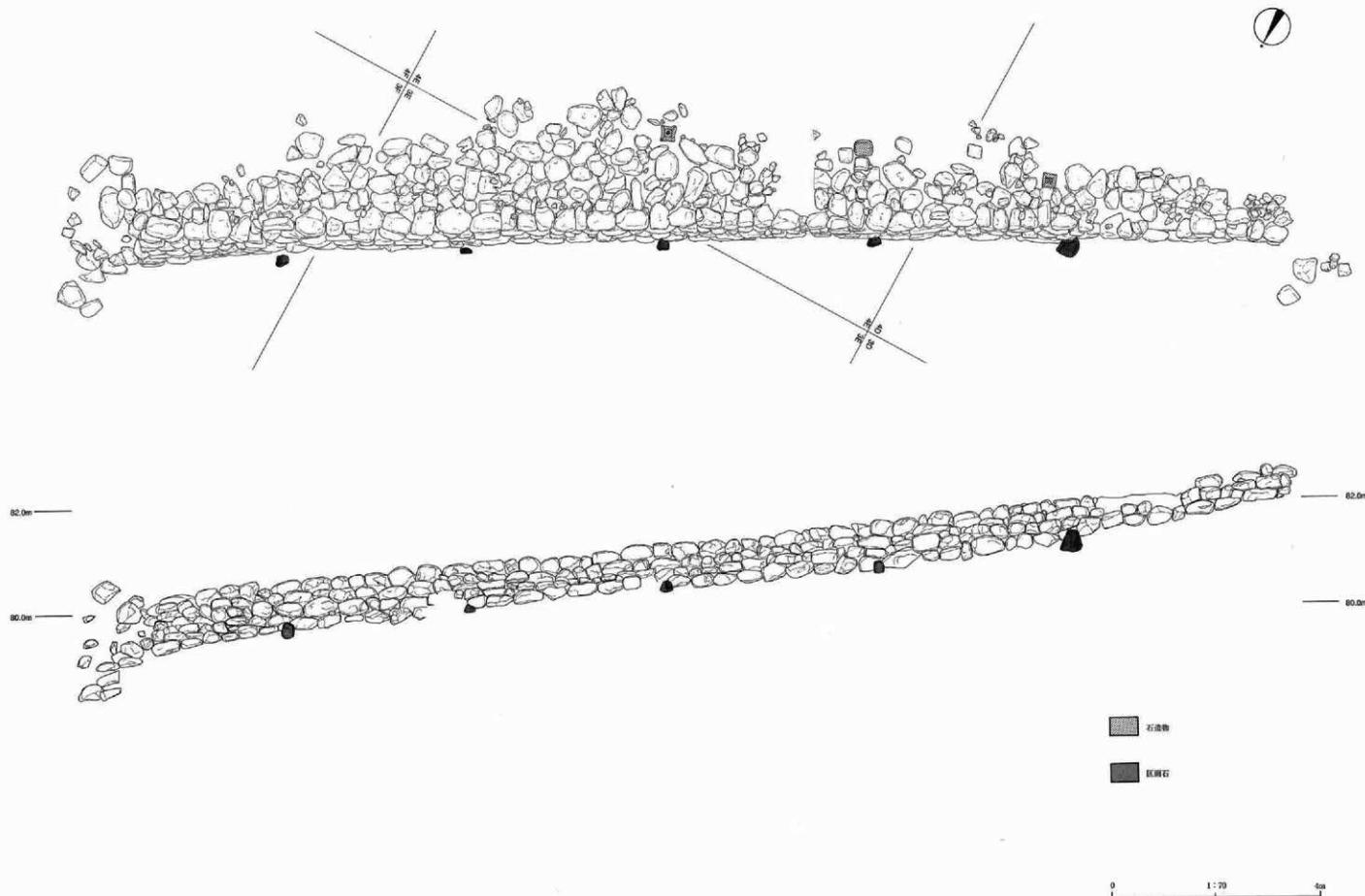
石群B·南側石垣断面図



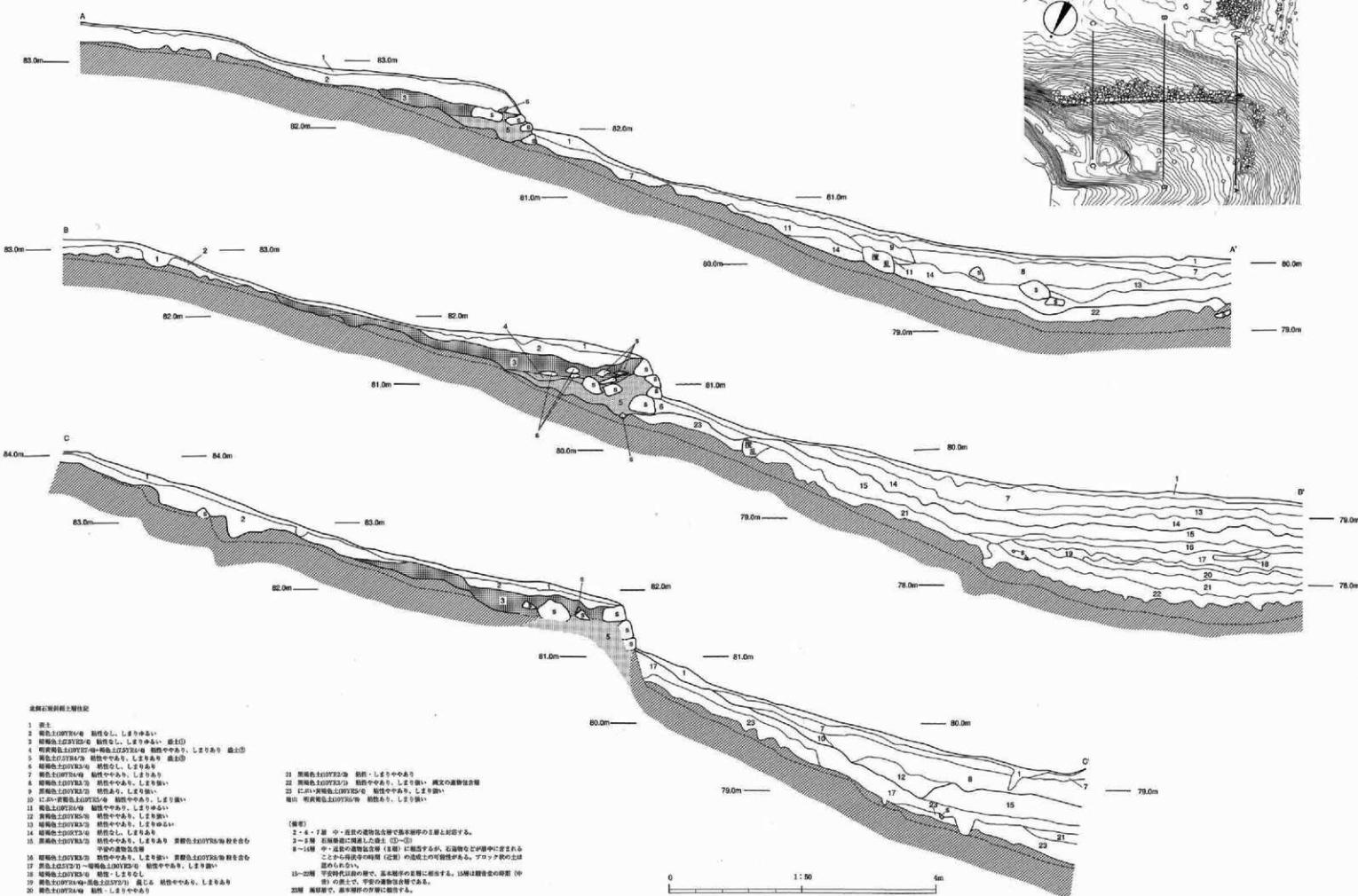
7G 1ZD
SC 1SD

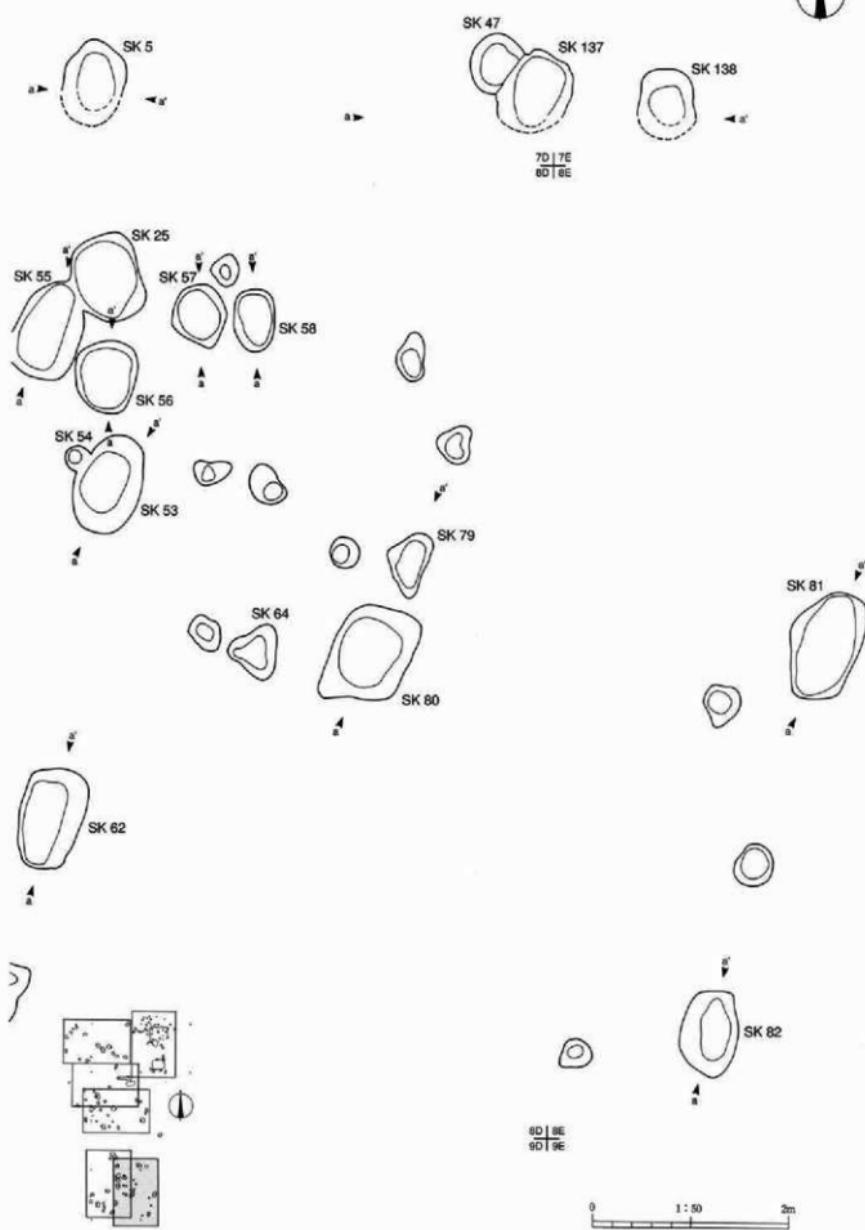
0 1:50 2m

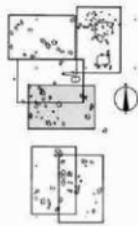
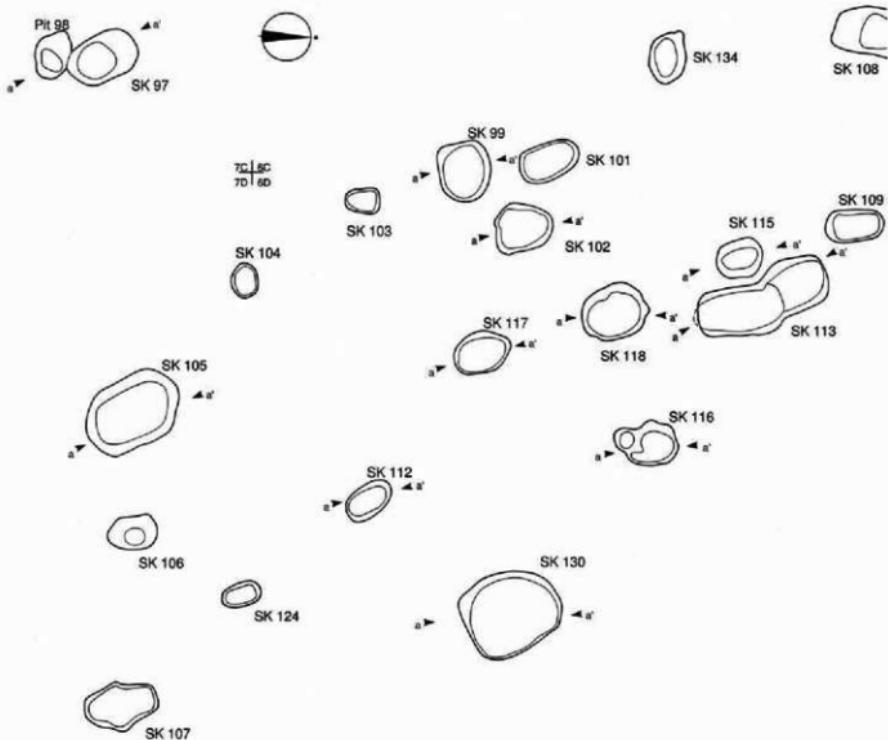




北側斜面断面図

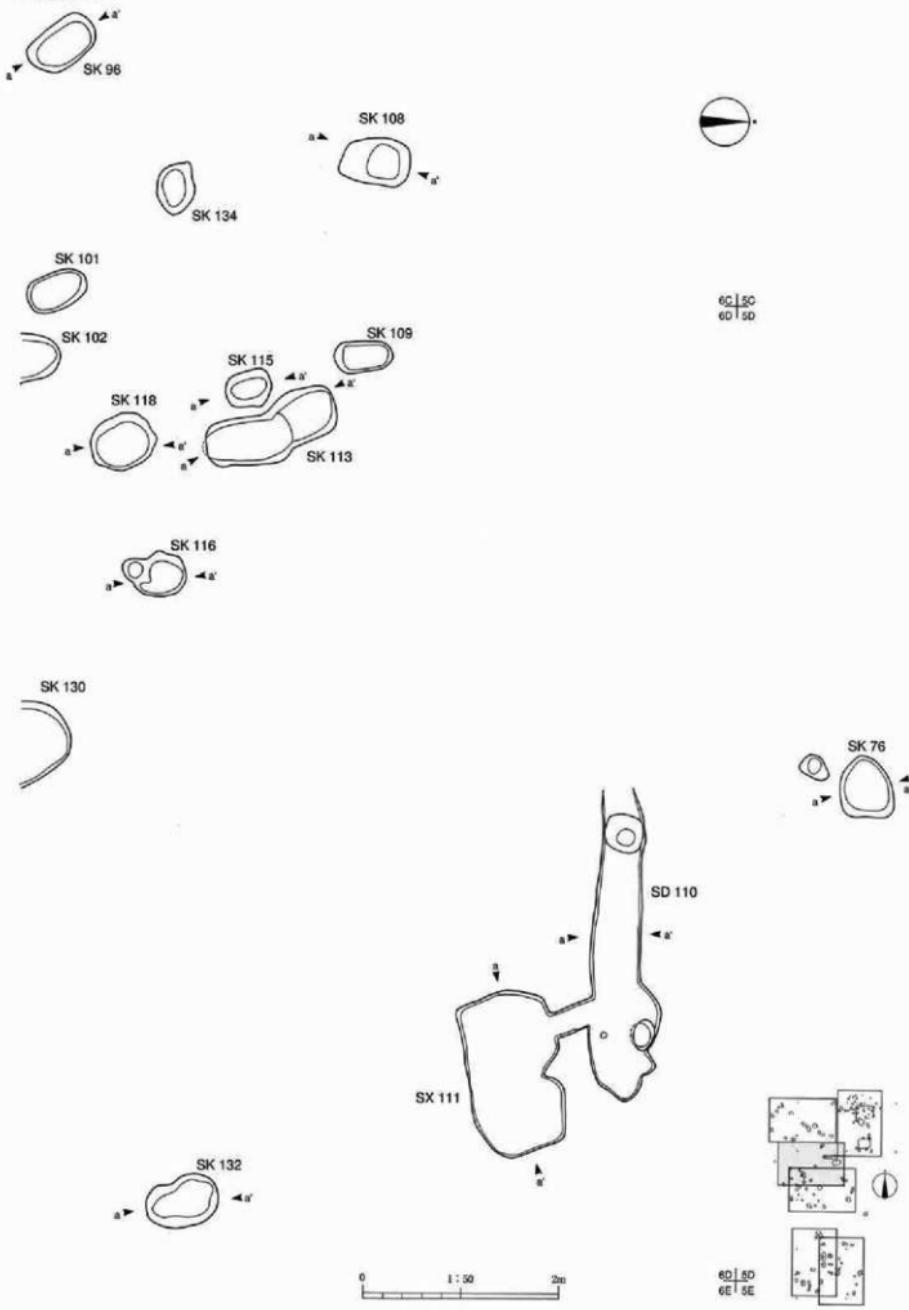


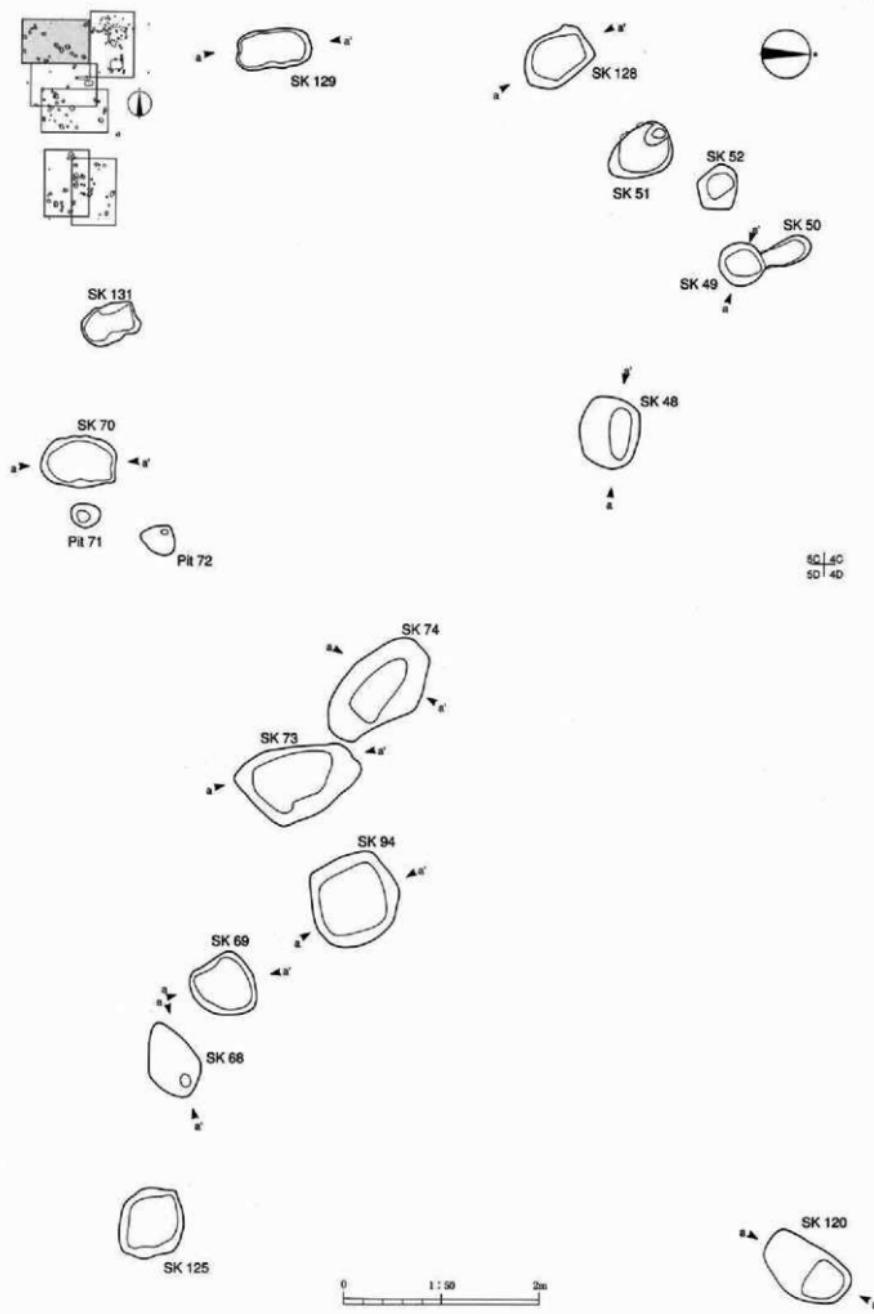


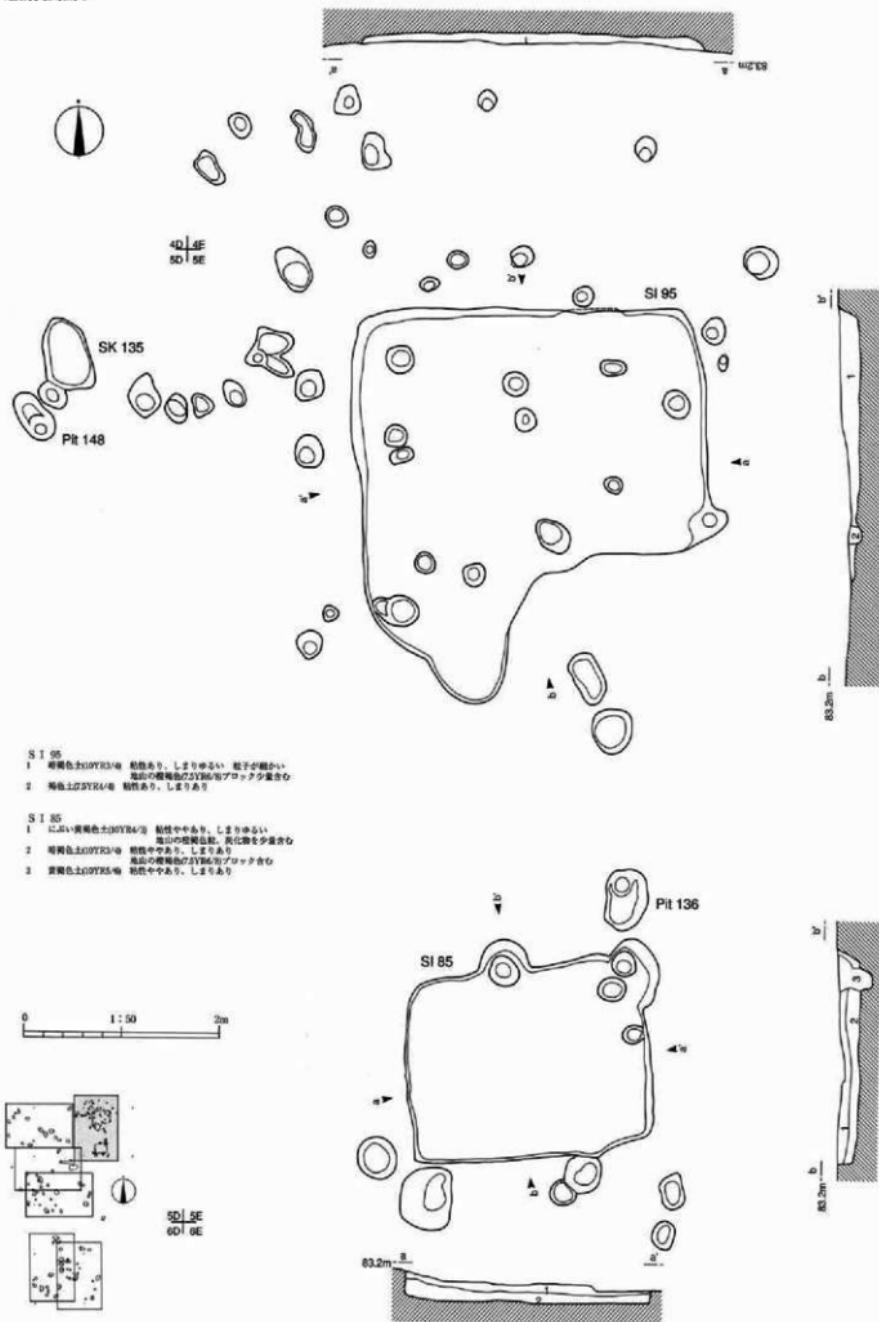


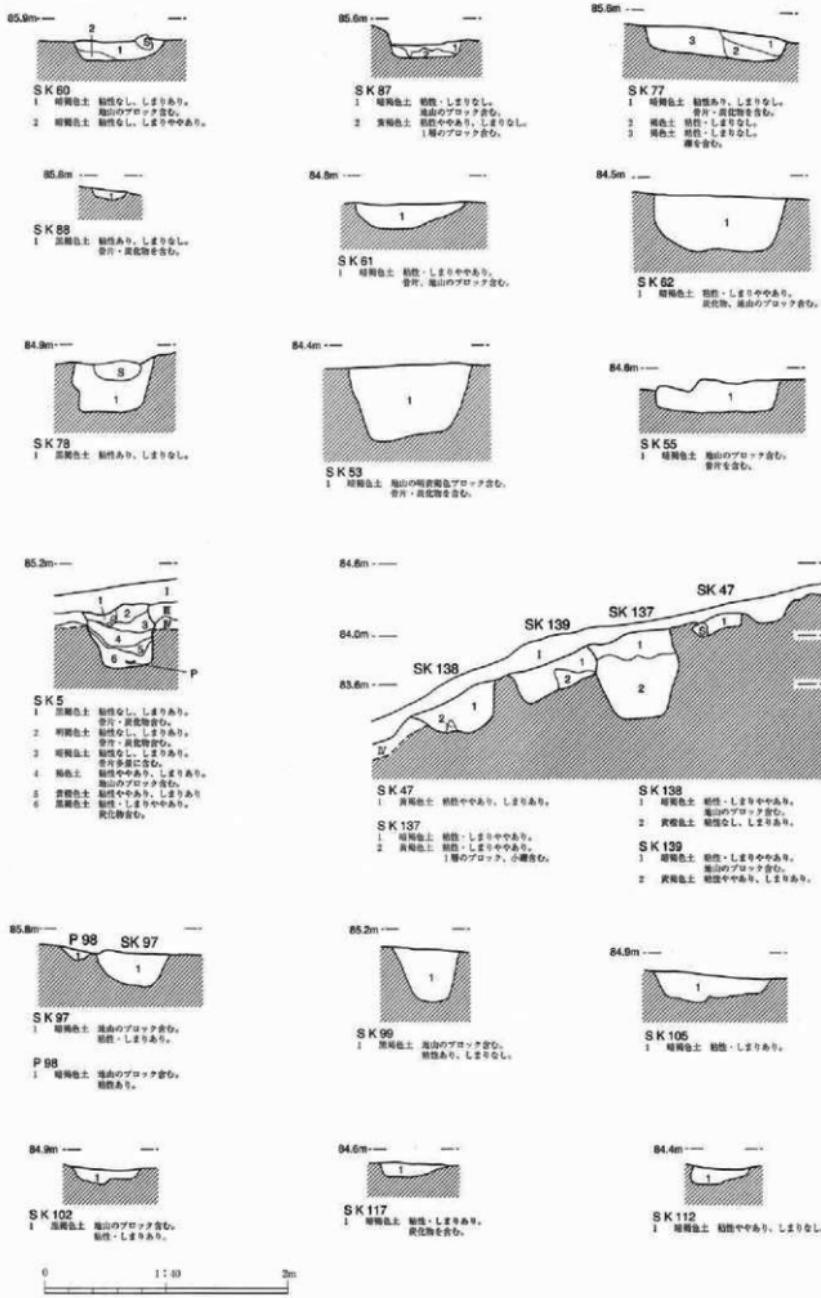
0 1 : 50 2m

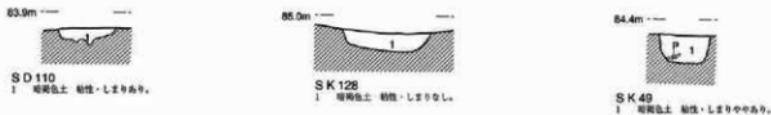
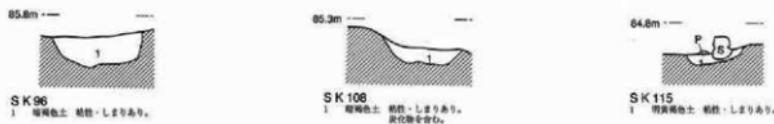
遺構実測図 4



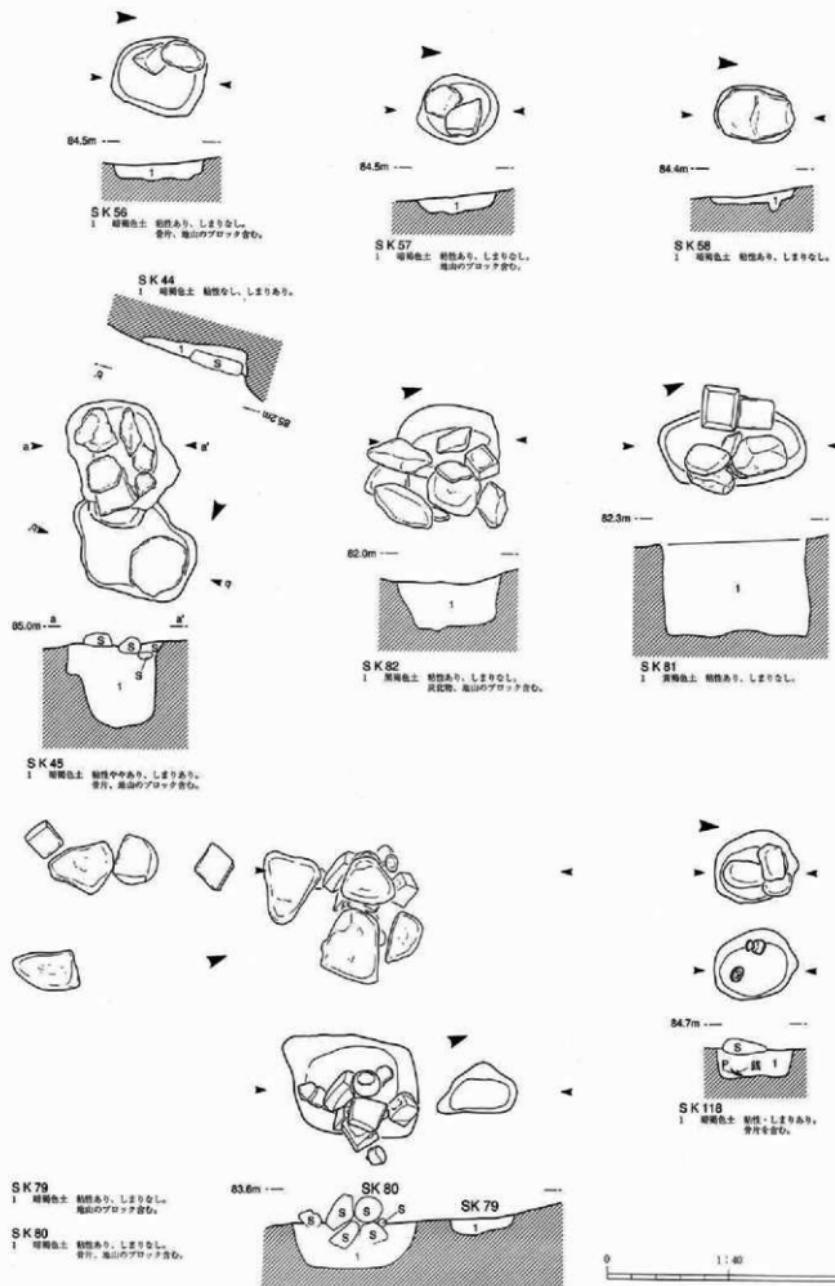




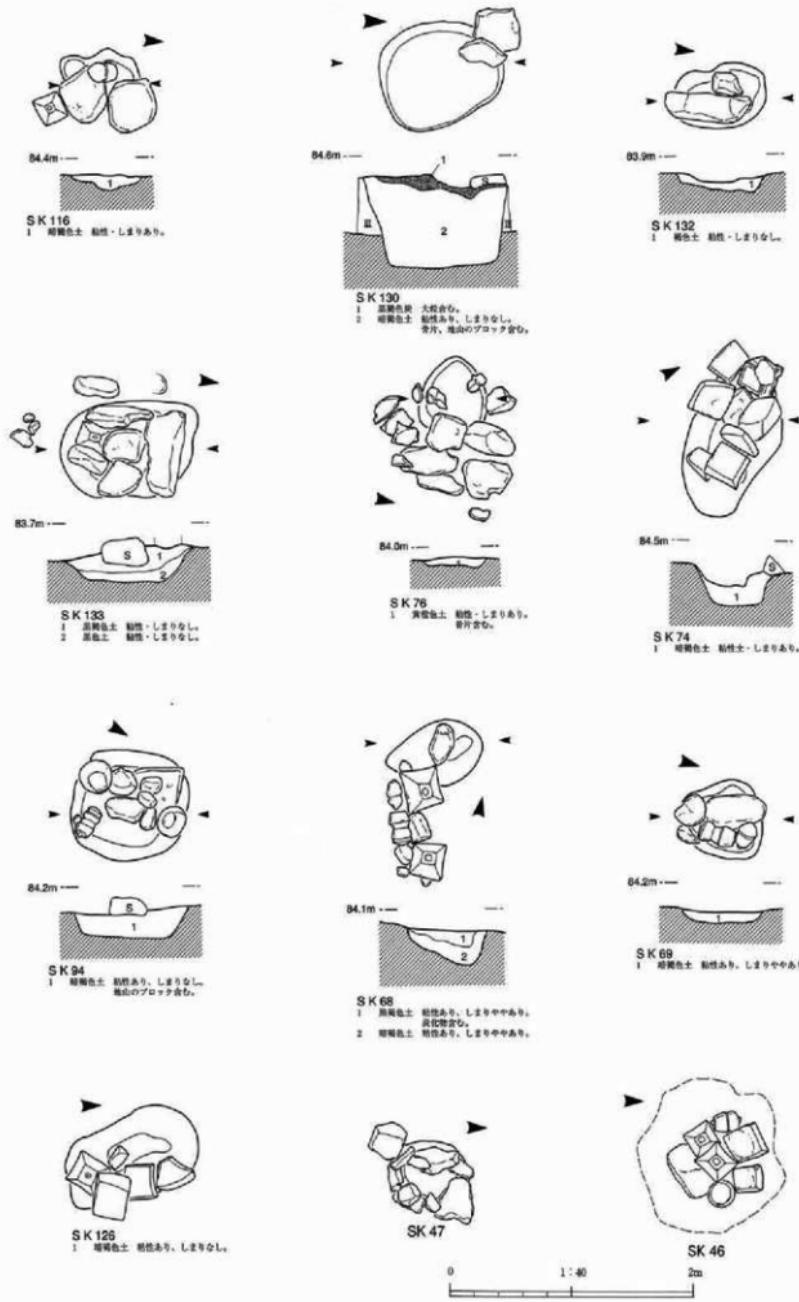


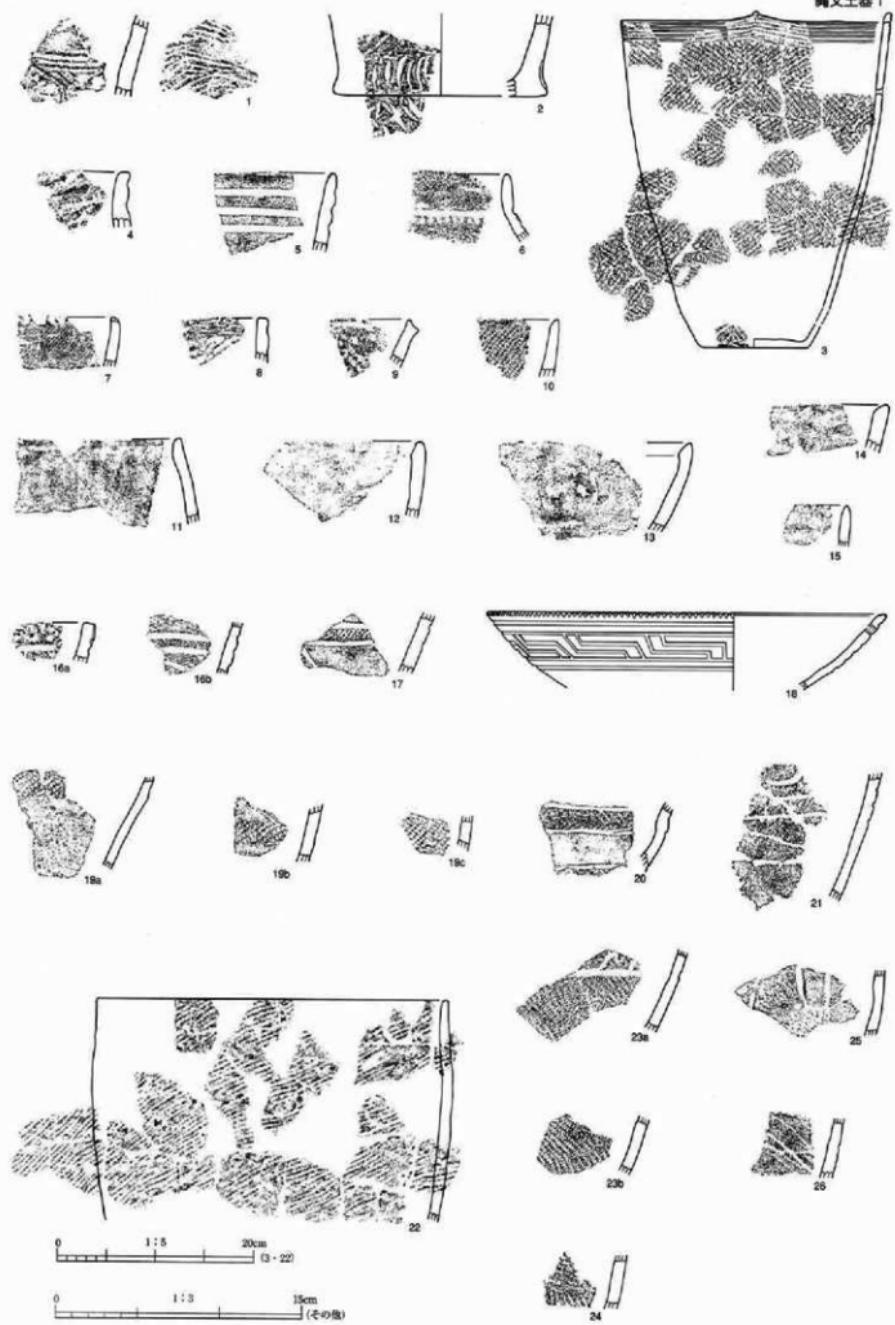


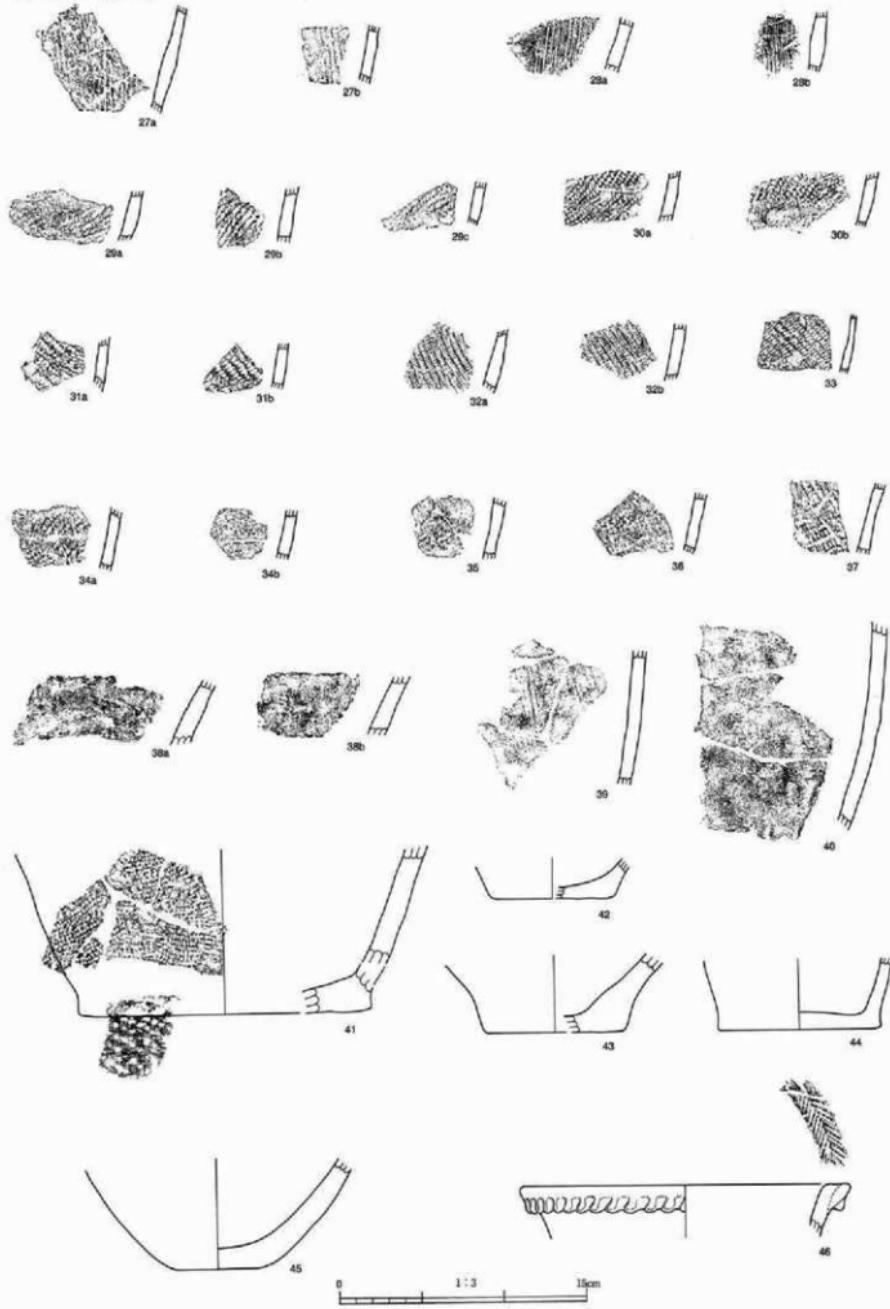
0 1:40 2m

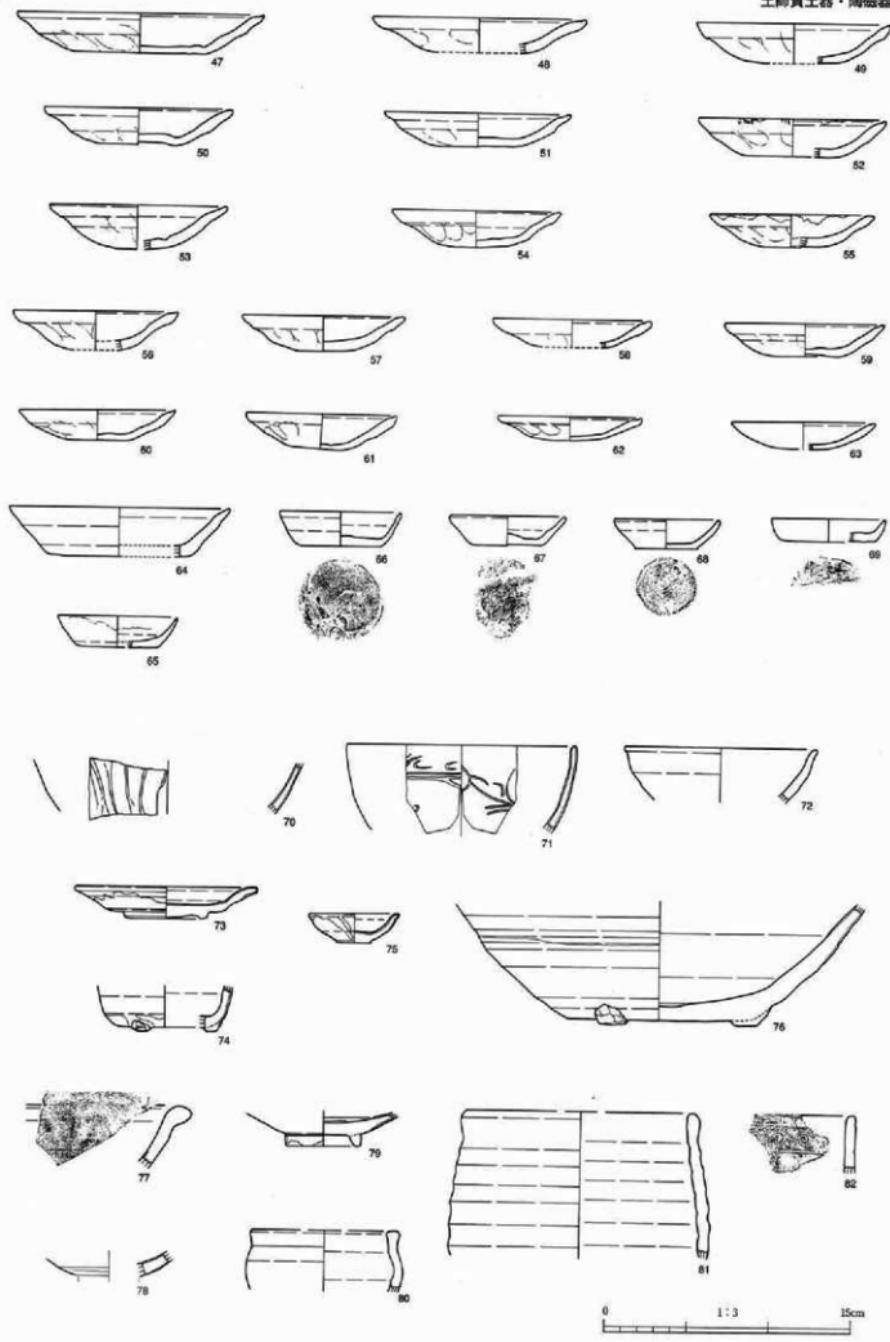


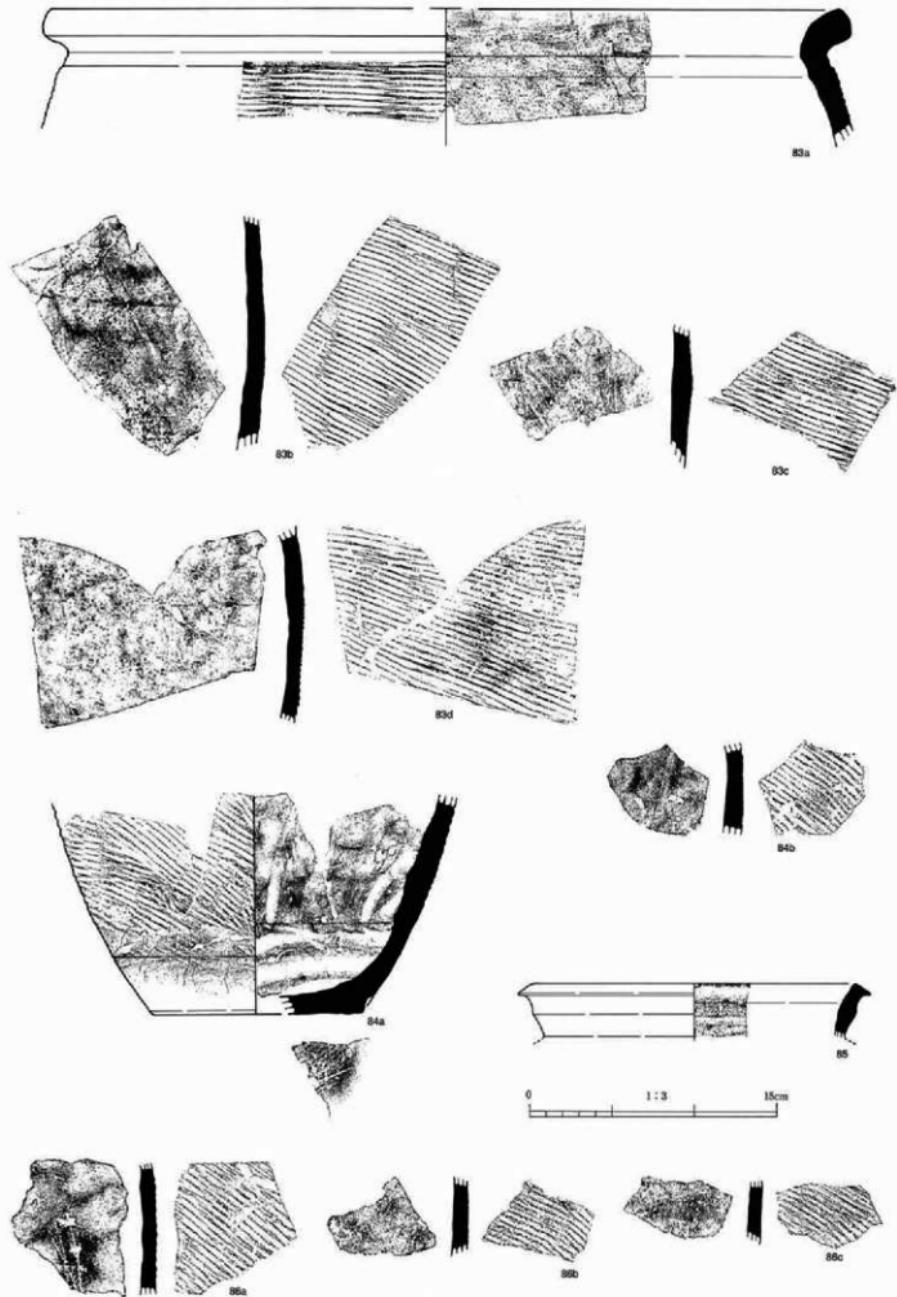
造構平面・断面図 2

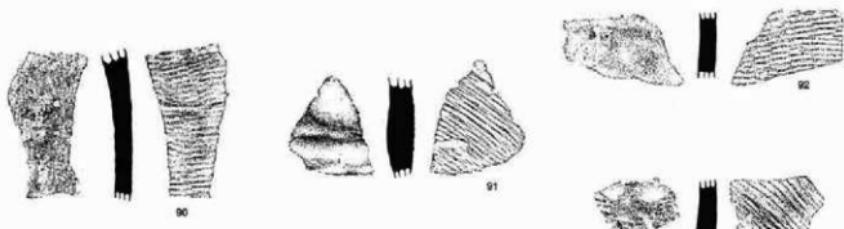
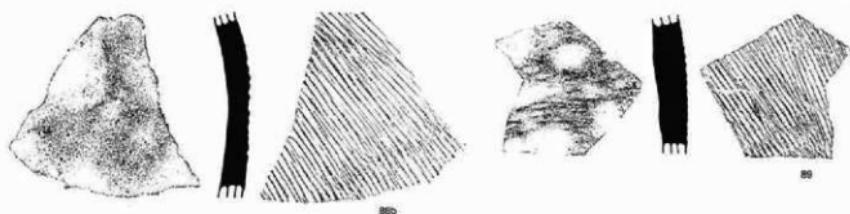








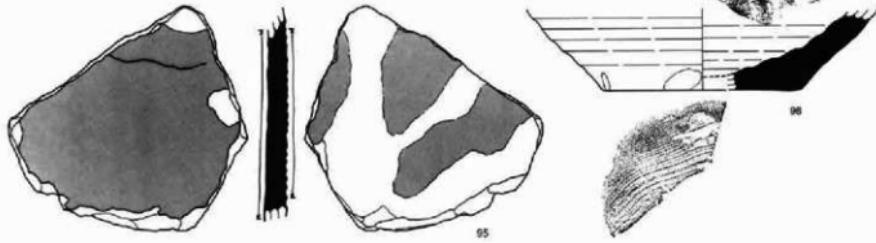




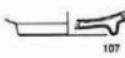
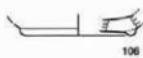
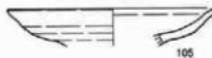
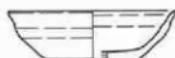
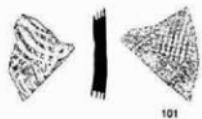
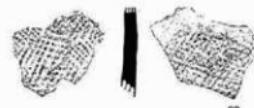
0 1:3 15cm



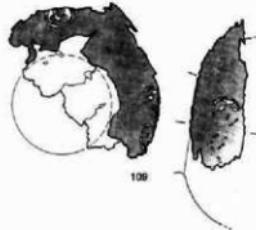
厘米

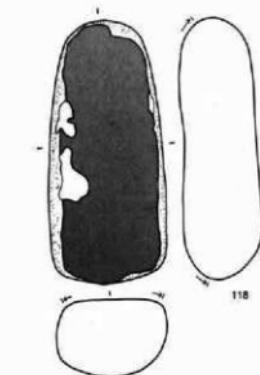
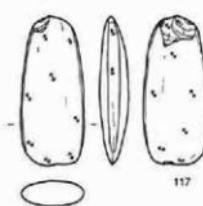
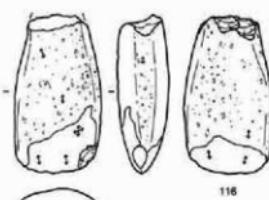
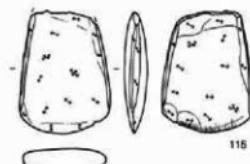
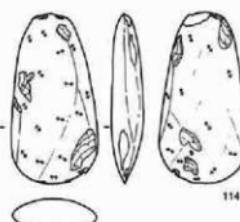
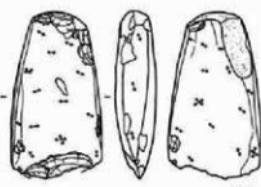
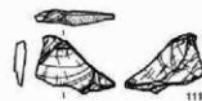


その他の時期・漆器



0 1:3 15cm





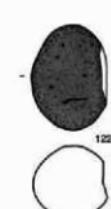
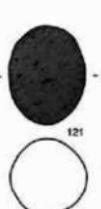
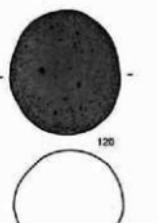
厘米



119

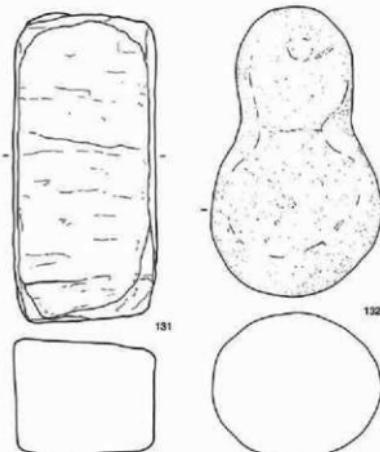
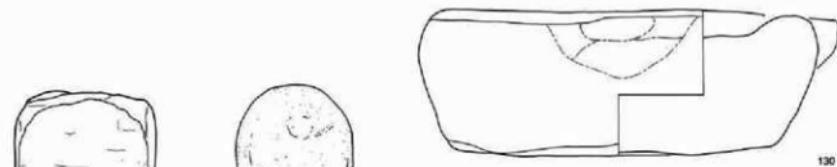
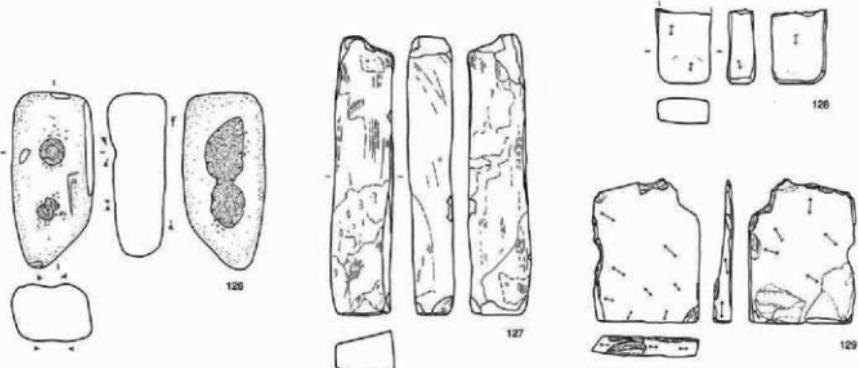
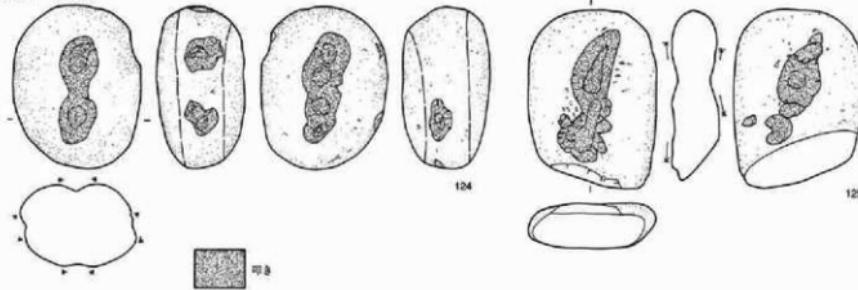


123



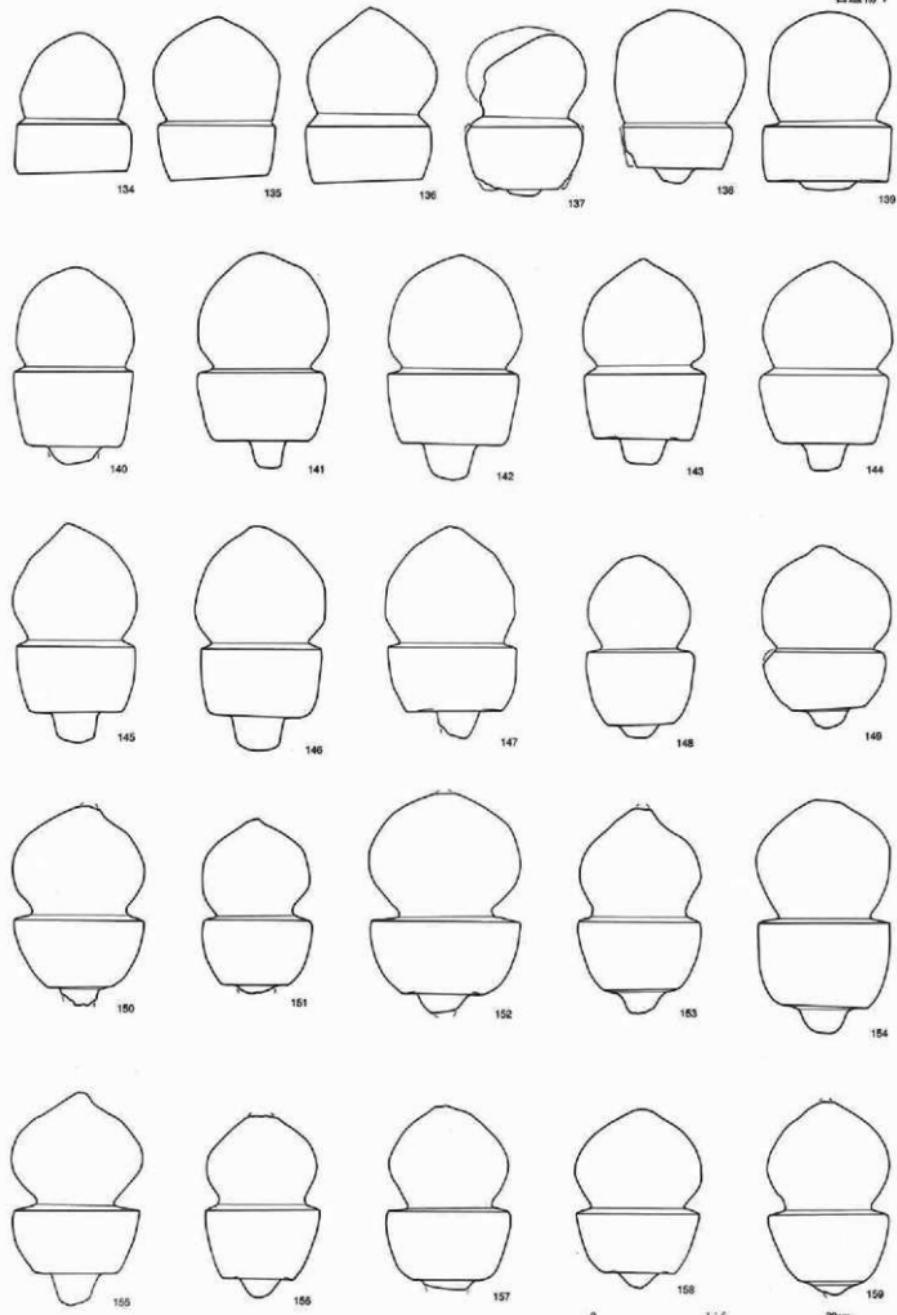
0 1:1 5cm
(100)

0 1:3 15cm
(その他の)

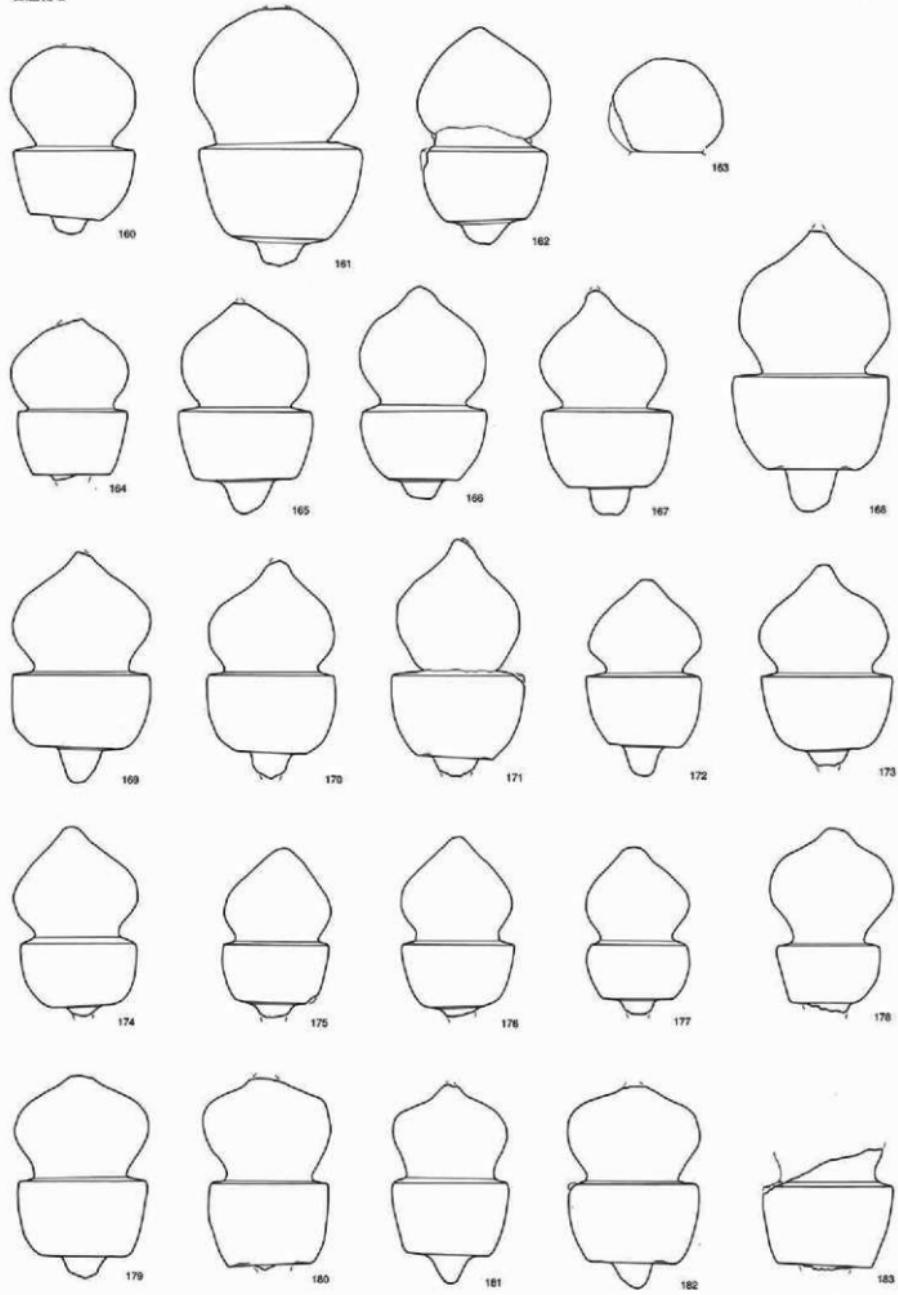


0 1:4 20cm
(130~133)

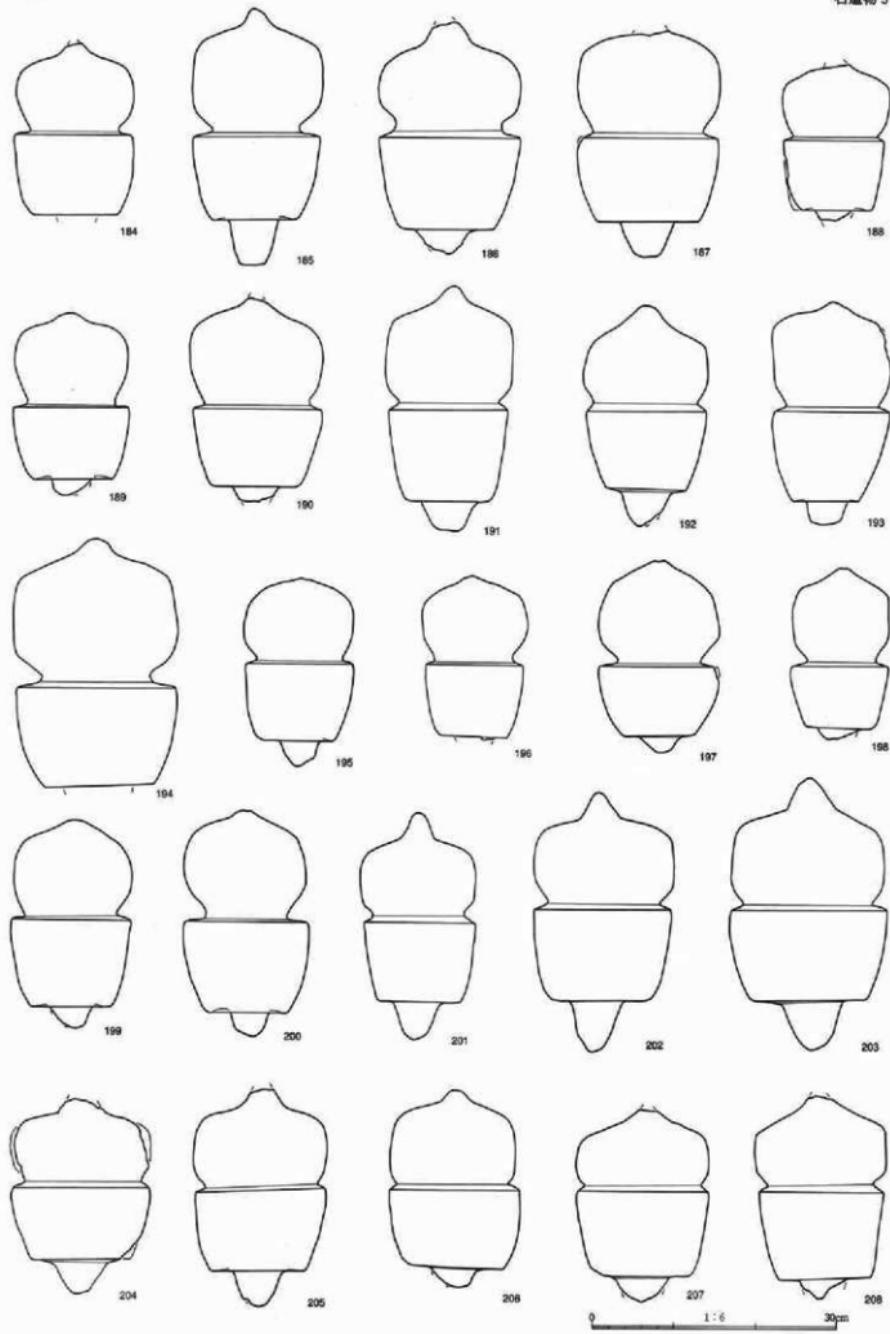
0 1:3 15cm
(124~129)

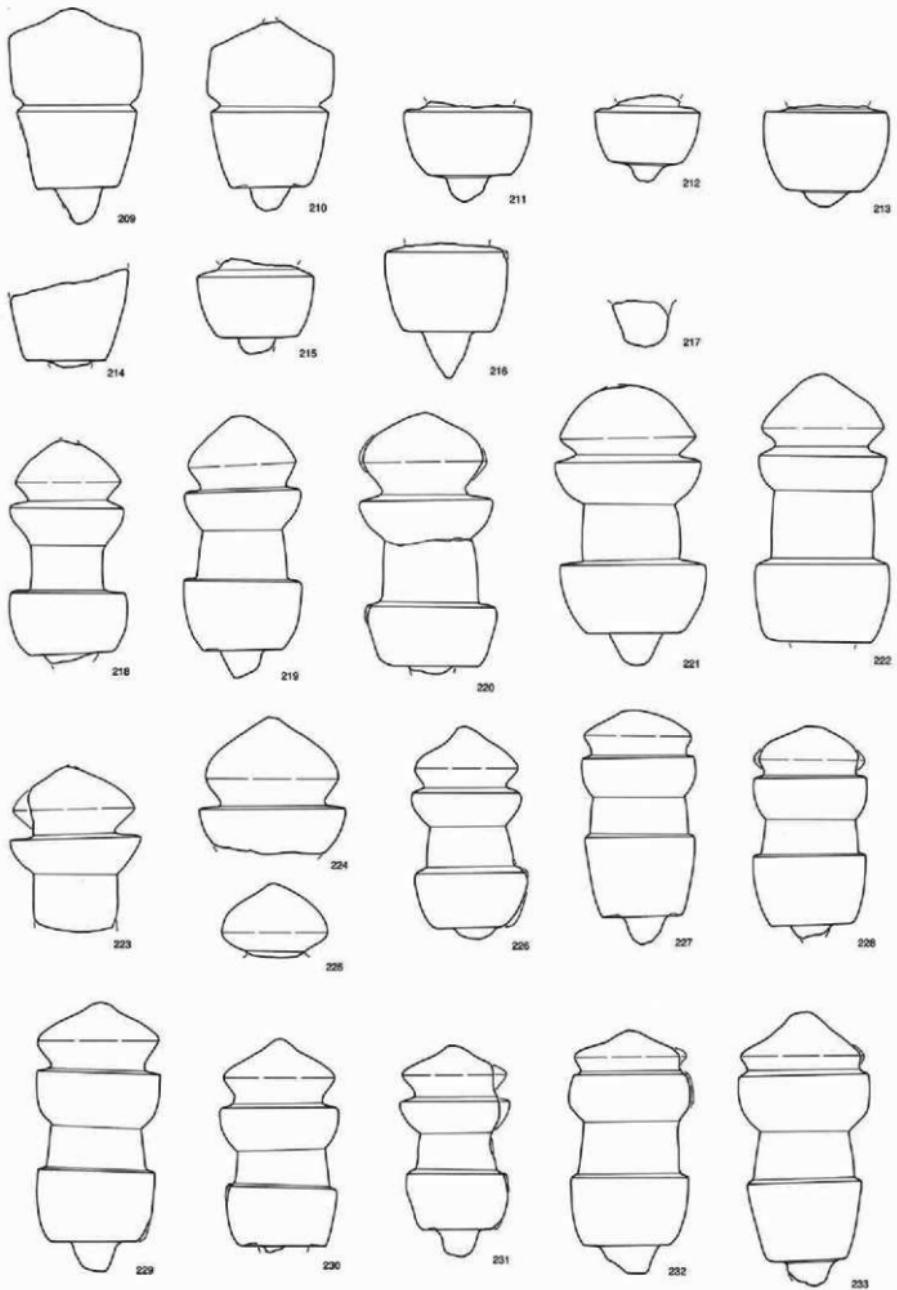


0 1:6 30cm

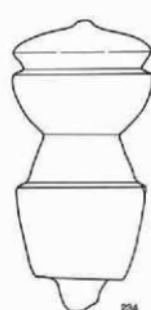


0 1:6 30cm

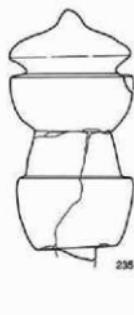




0 1:6 30cm



234



235



236



237



238



239



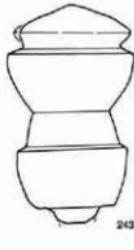
240



241



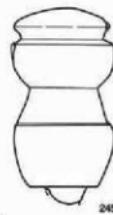
242



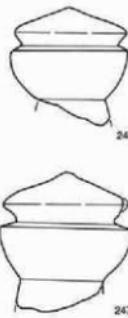
243



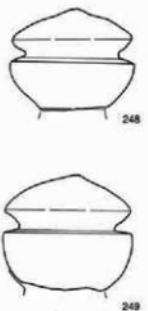
244



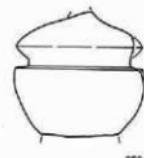
245



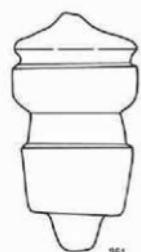
246



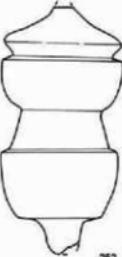
247



248



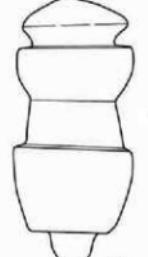
251



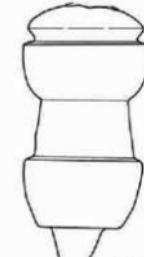
252



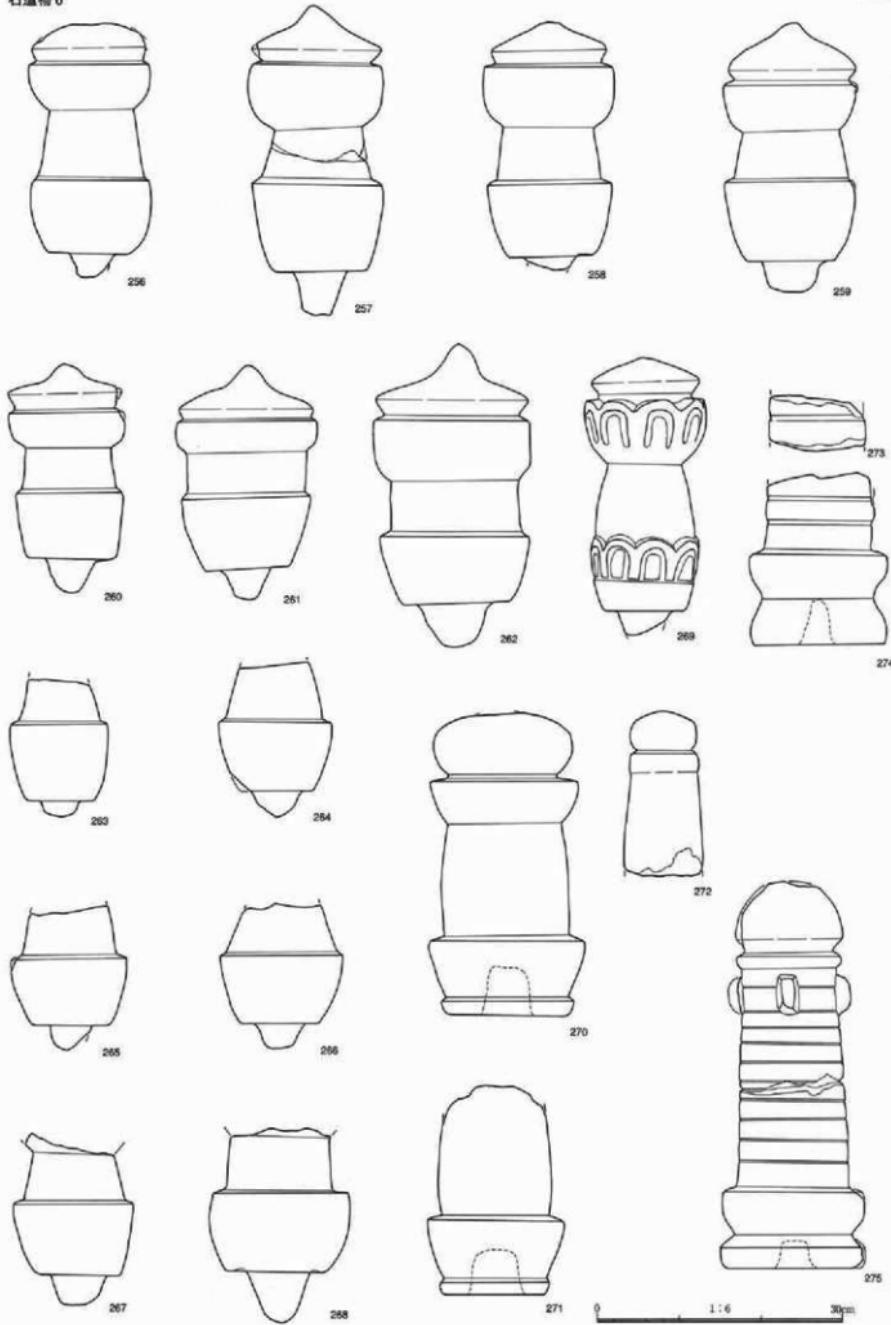
253

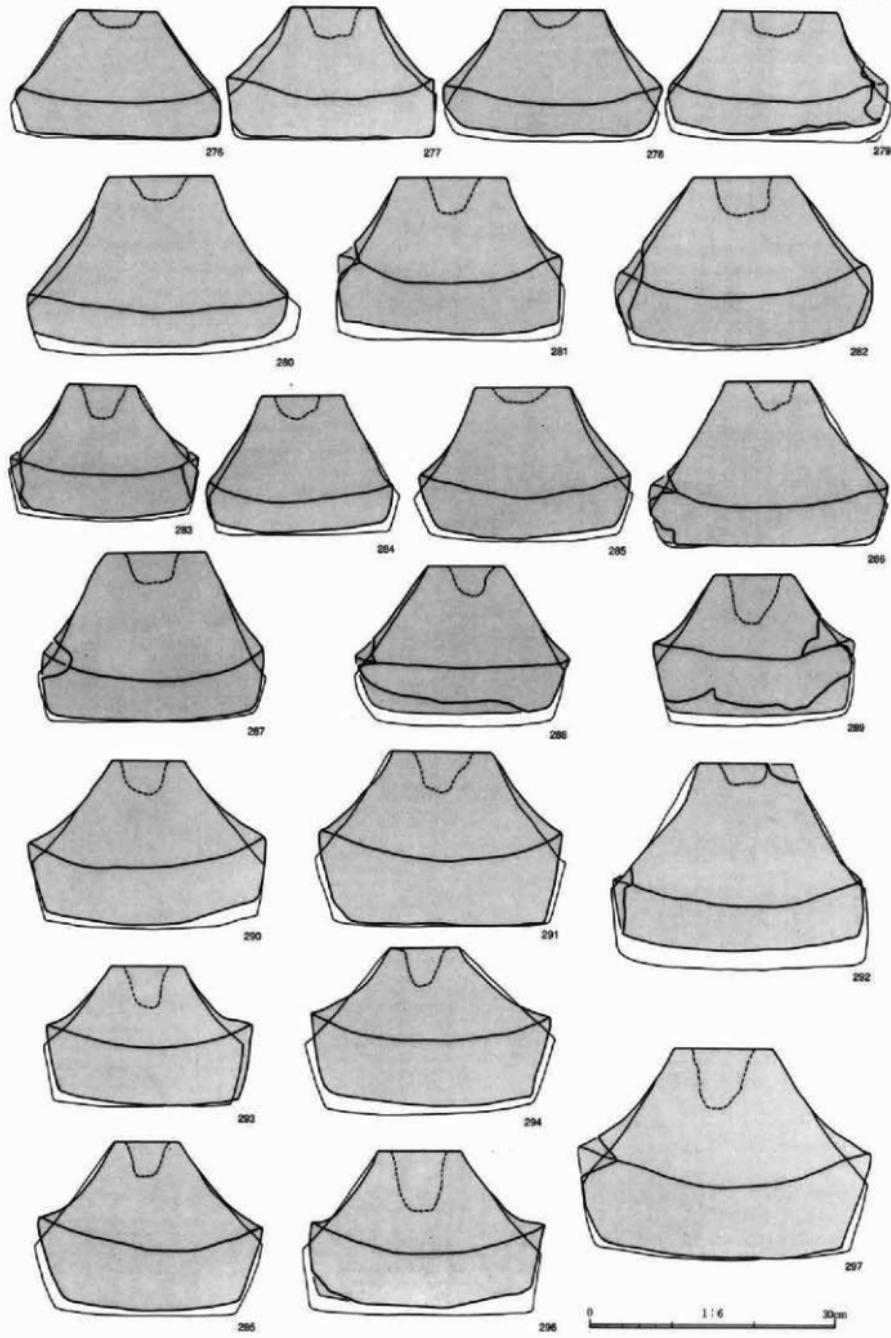


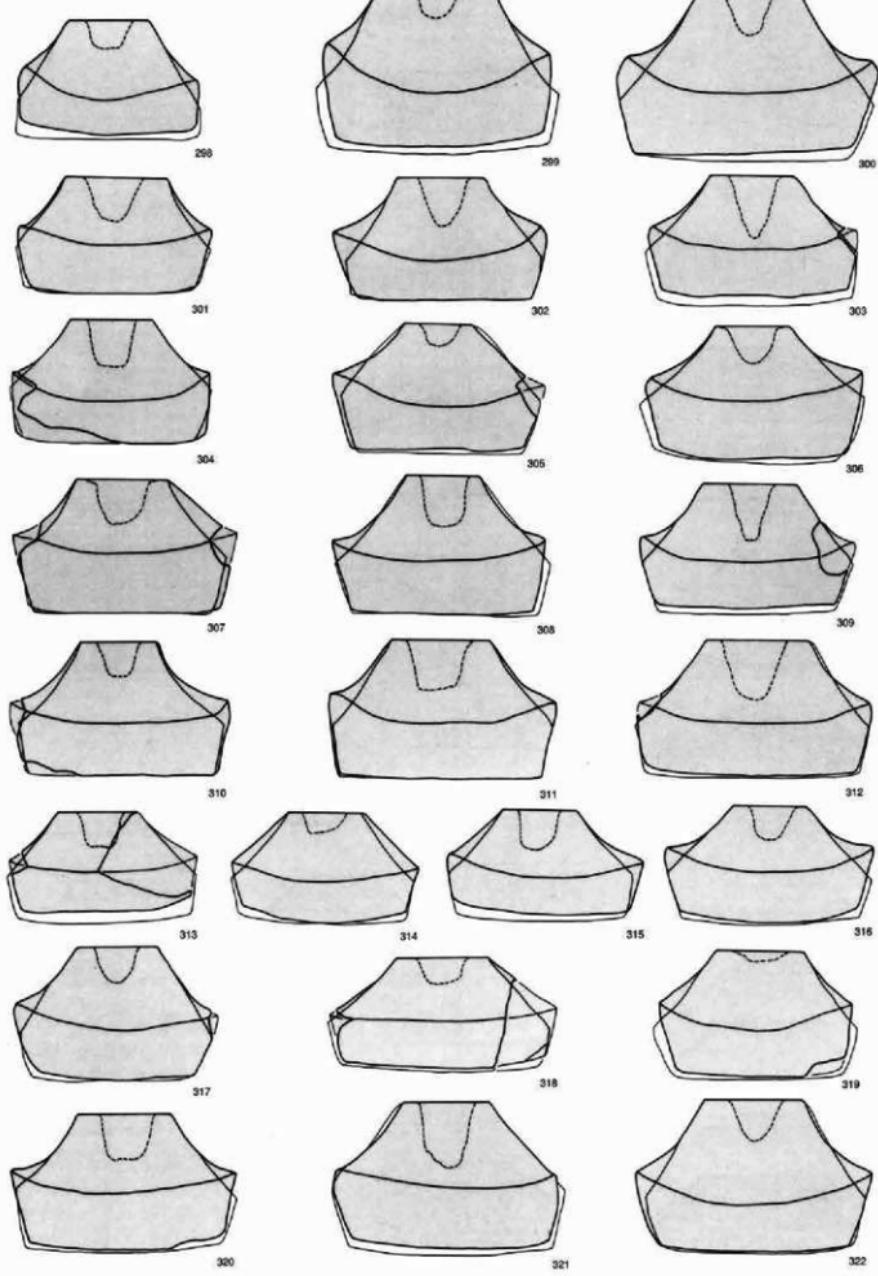
254



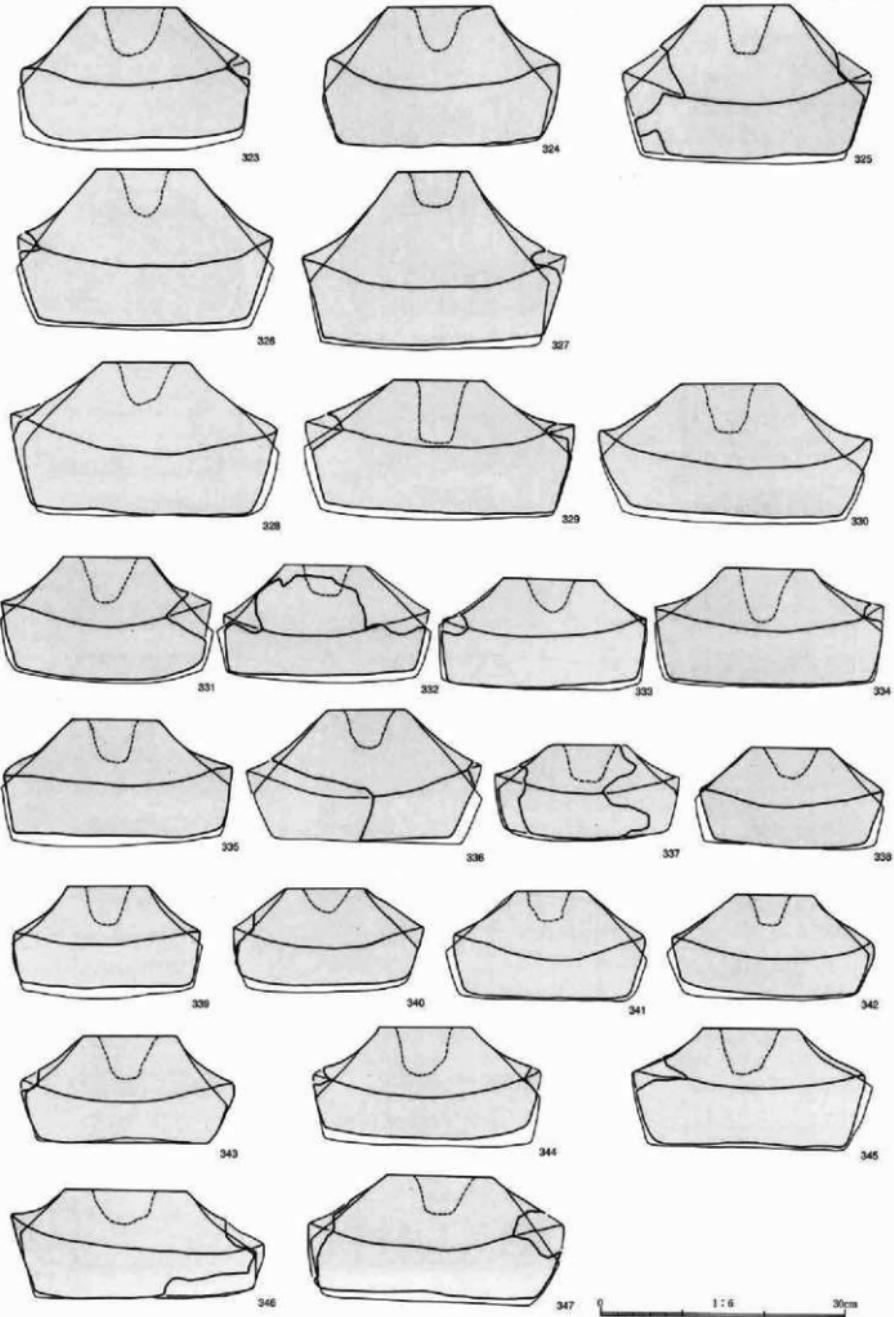
255



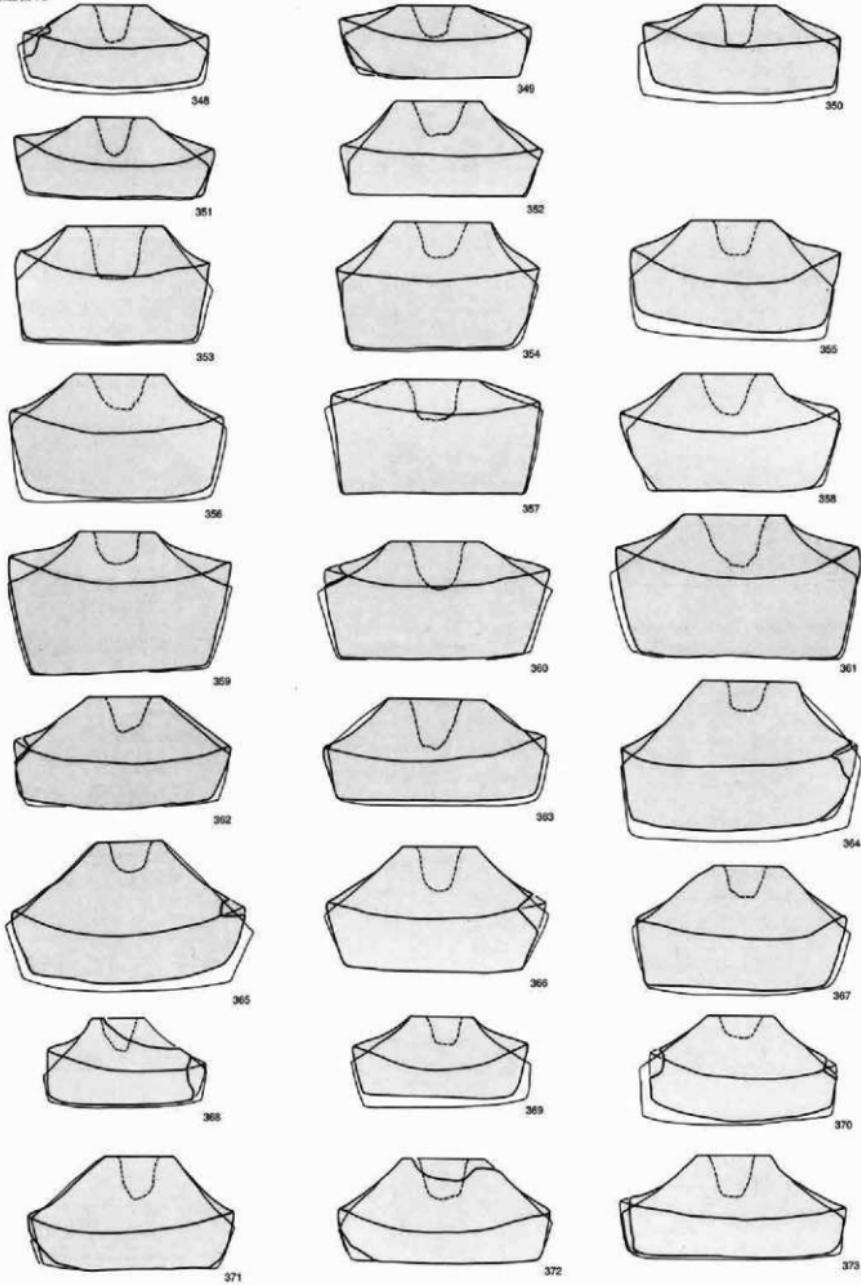


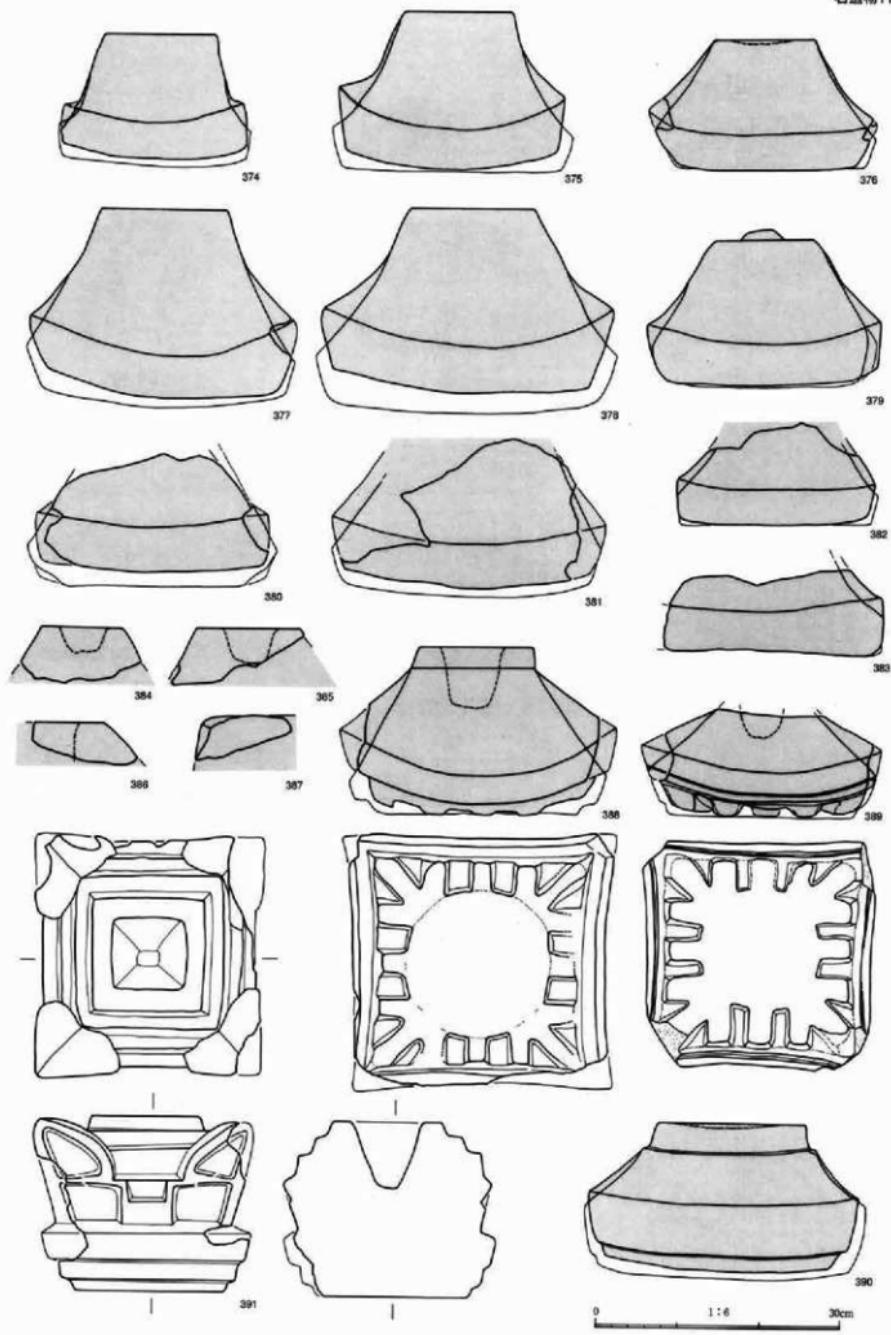


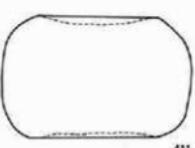
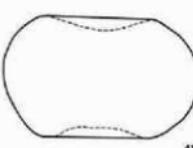
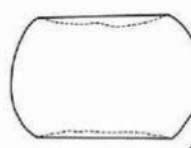
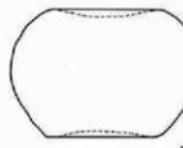
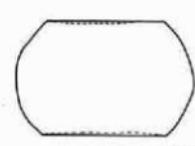
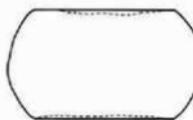
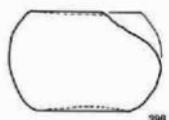
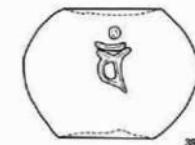
0 1:6 30cm

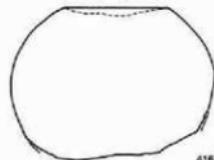


石造物10









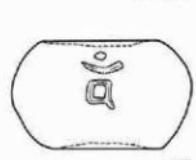
416



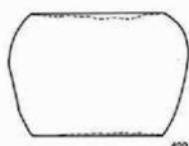
417



418



419



420



421



422



423



424



425



426



427



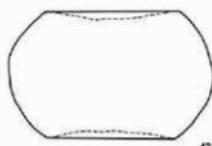
428



429



430



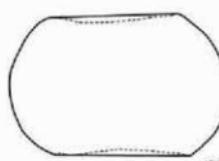
431



432



433



434



435



436

石造物14



437



438



439



440



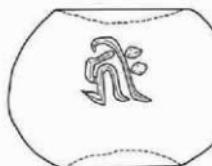
441



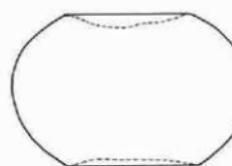
442



443



444



445



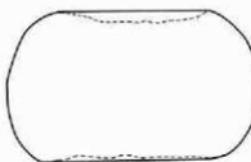
446



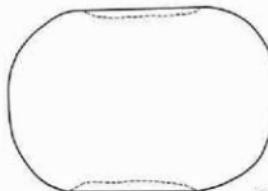
447



448



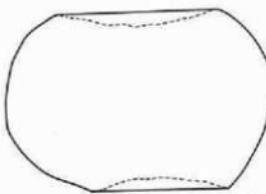
449



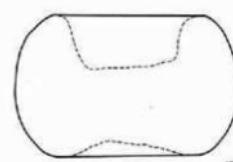
450



451

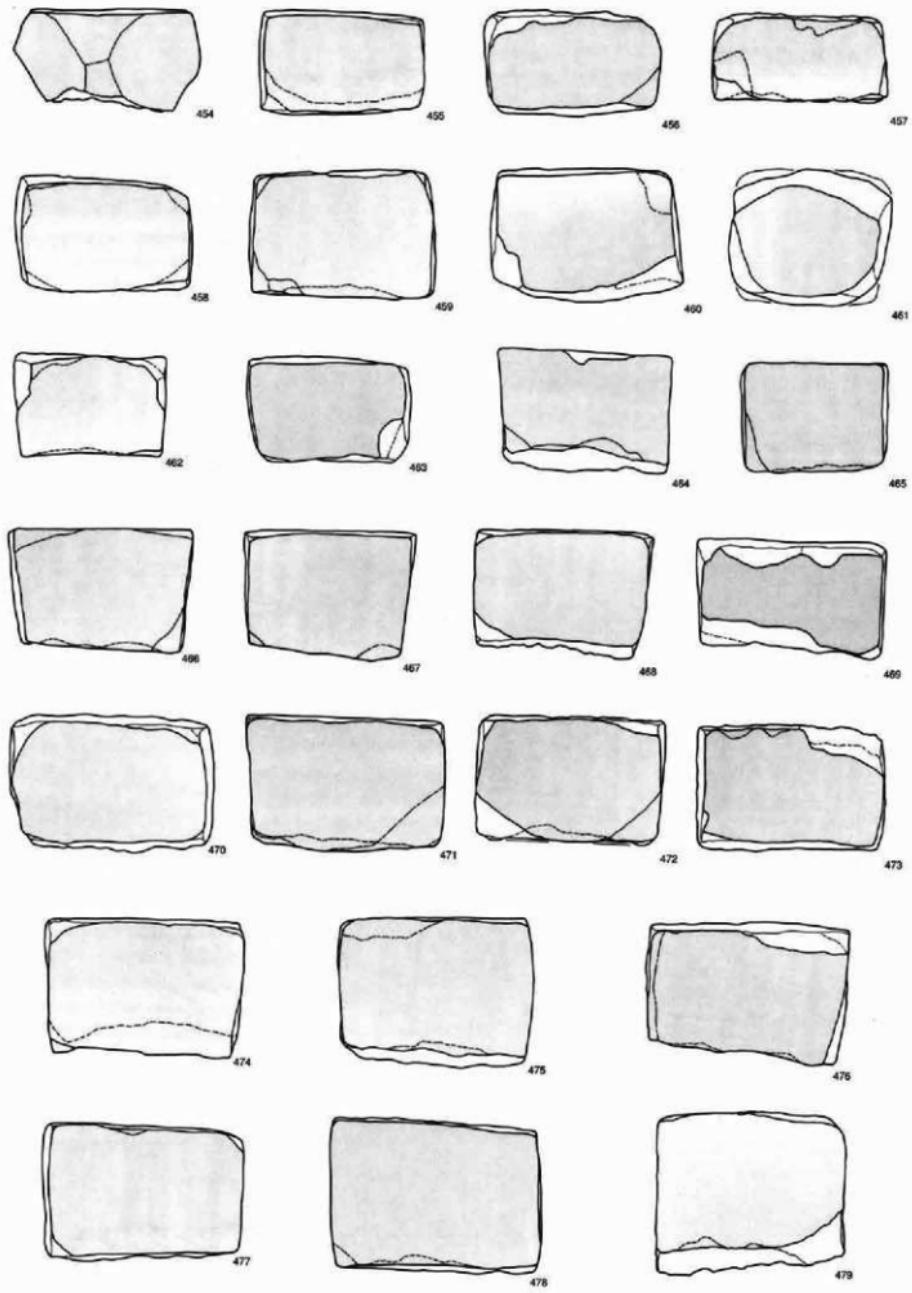


452



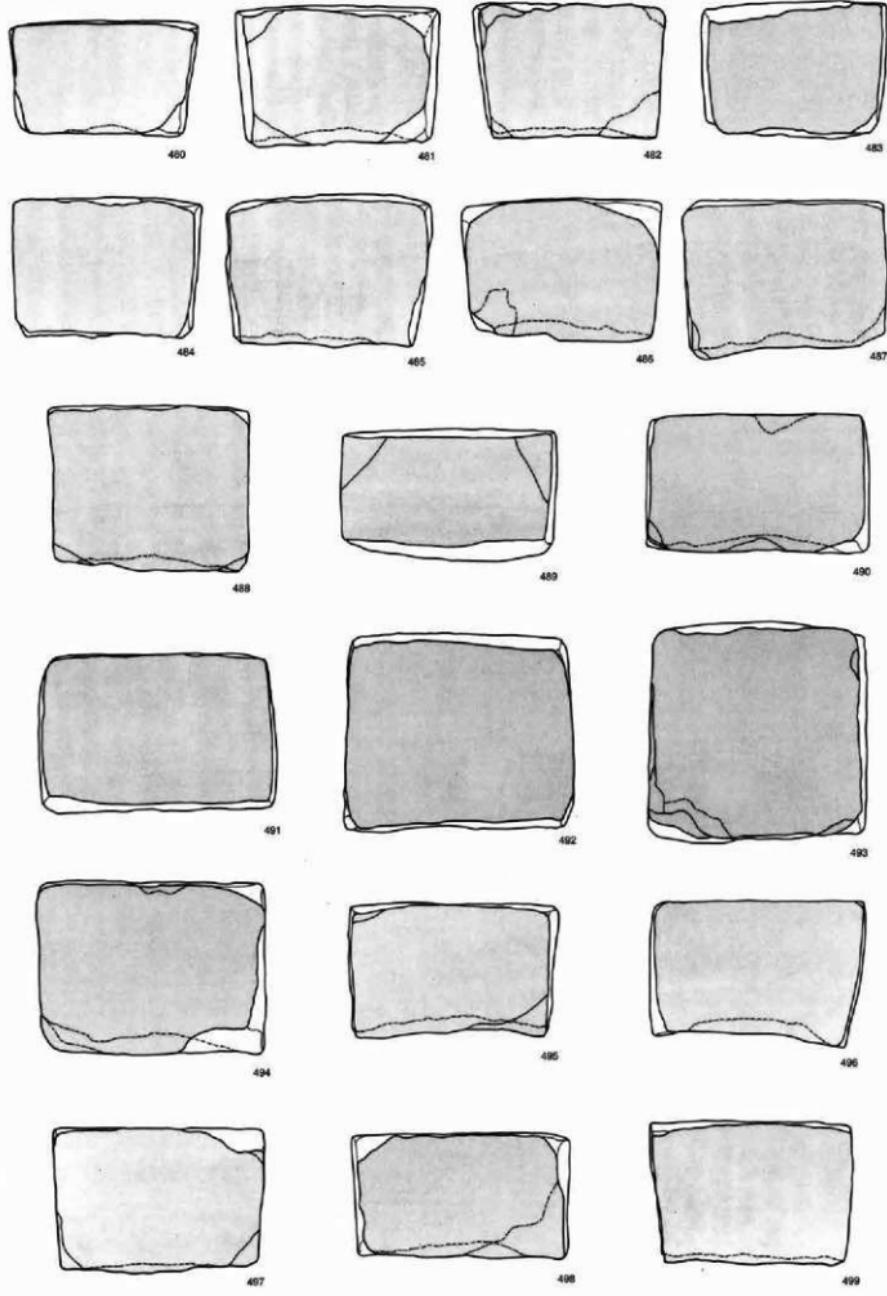
453

0 1:6 30cm

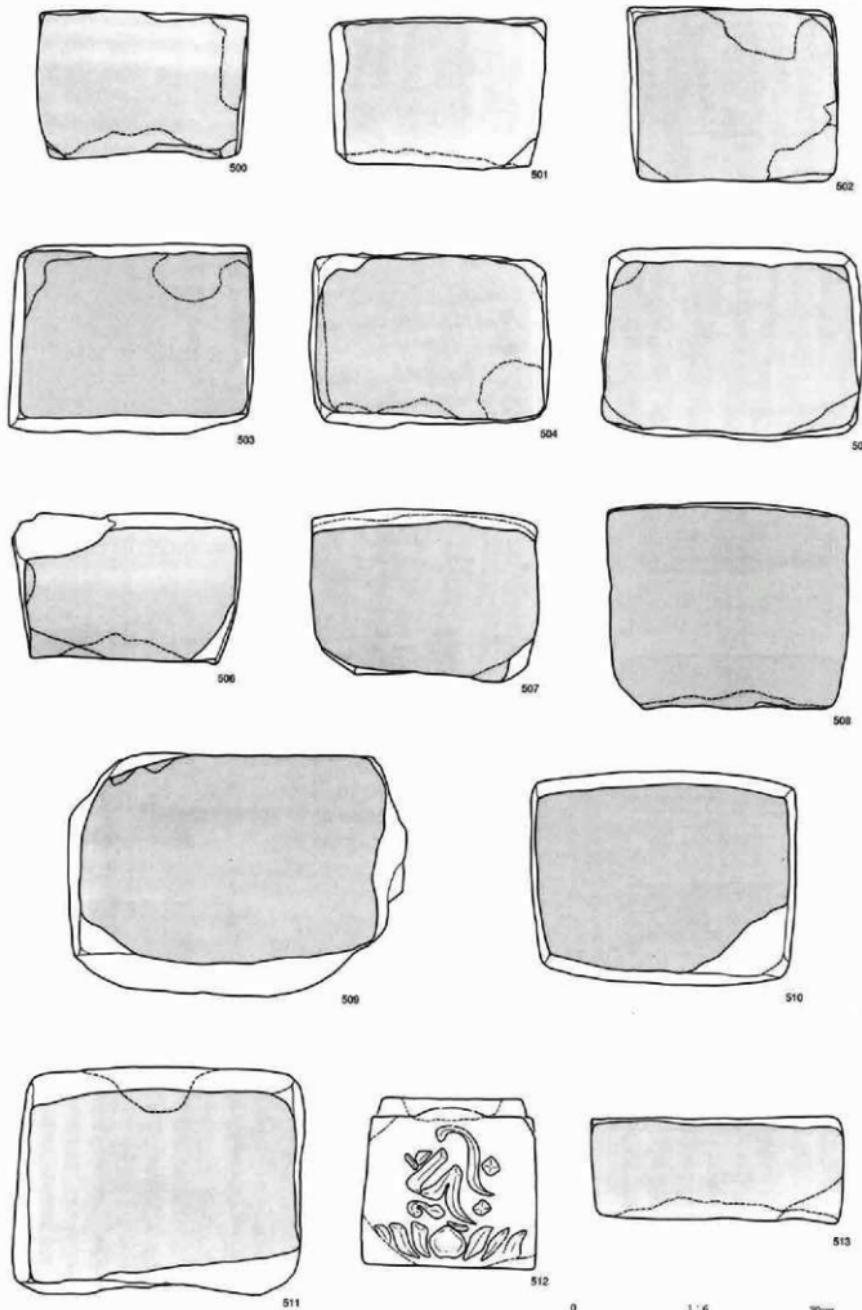


0 1:6 30cm

石造物16



0 1:6 30cm





514a



(真)



(範)



514b



(真)



(真)



514c



(真)



(背元)



(真)



(真)



(真)



(真)



515a



(真)



(背北平)



515b



(真)



(真)



(真)



516



(真)



(真)



(真)



(真)



(真)



(真)



517



(真)



(真)



(真)



(真)



(真)



(真)



518



(真)



(真)



(真)



(真)



(真)



(真)



519a



(真)



519b



(真)



(真)



(真)



520



(真)



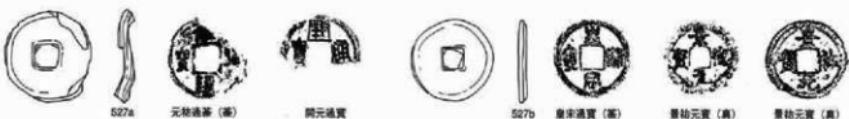
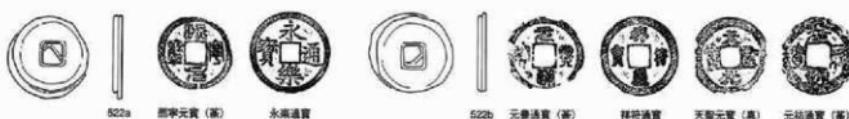
0



2.3



10mm



0 2.5 10mm



529



聖宋通寶（篆）



祥符元寶



熙寧元寶（篆）



熙寧元寶（真）



元祐通寶（行）



530



元豐通寶（篆）



成平元寶



聖宋通寶（真）



熙寧元寶（真）



紹聖元寶（行）



531a



天禧通寶



元祐通寶（行）



531b



紹聖元寶（行）



熙寧元寶（真）



天禧元寶（篆）



532



開元通寶



開元通寶



嘉祐通寶（真）



熙寧元寶（行）



元祐通寶（篆）



533



元祐通寶（篆）



祥符元寶



紹聖元寶（行）



元祐通寶（行）



嘉祐通寶（篆）



534



紹聖元寶（行）



聖宋通寶（篆）



永祐通寶



聖宋通寶（真）



熙寧元寶（篆）



535



元祐通寶（行）



治平元寶（篆）



元祐通寶（篆）



聖宋通寶（篆）



元祐通寶（行）



536a



元祐通寶（行）



0



熙寧元寶（篆）



成平元寶

2:3
10cm



537

元祐通宝（行）



538a

元祐通宝（楷）



538b



元祐通宝（楷）



539a

嘉靖通宝（真）



嘉定通宝（背七）



540

嘉靖通宝（楷）



太平通宝



天祐通宝



元祐通宝（真）



539b

元祐通宝（楷）



541

嘉庆通宝（真）



永镇通宝



永镇通宝



542

宋通元宝



543

景和通宝（楷）



景德元宝



景德元宝



544

熙元通宝



皇宋通宝（真）



544

熙元通宝（楷）



元祐通宝（行）



熙宋元通宝（真）



545

永祐通宝



546

景祐元宝（真）



皇宋通宝（楷）



皇宋通宝（楷）



547

嘉祐通宝（楷）



548

天圣元宝（真）



永祐通宝



成平元宝



549

祥符元宝



550

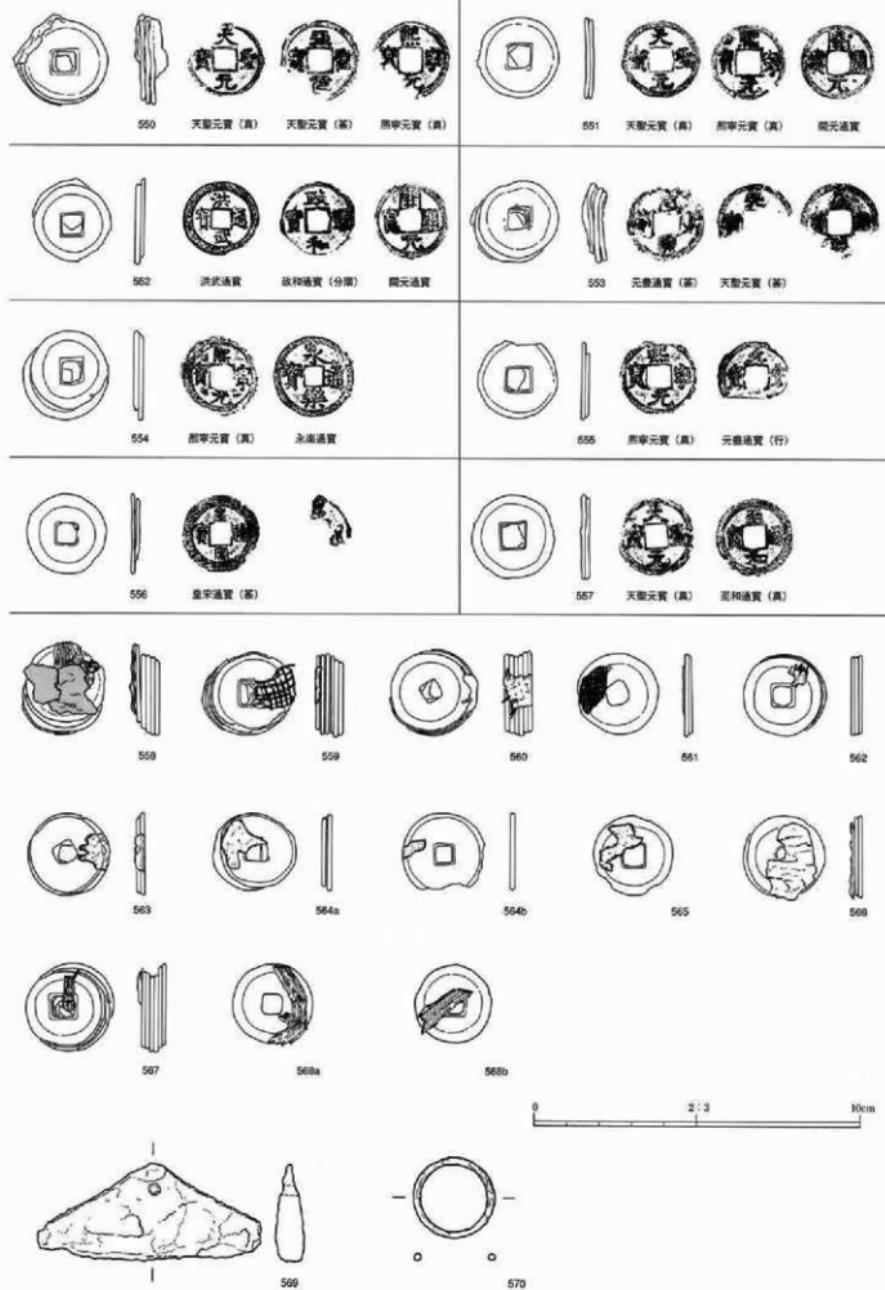
皇宋元宝（背二）



元祐通宝（楷）



元祐通宝（楷）







1 調査区全景
(東から)

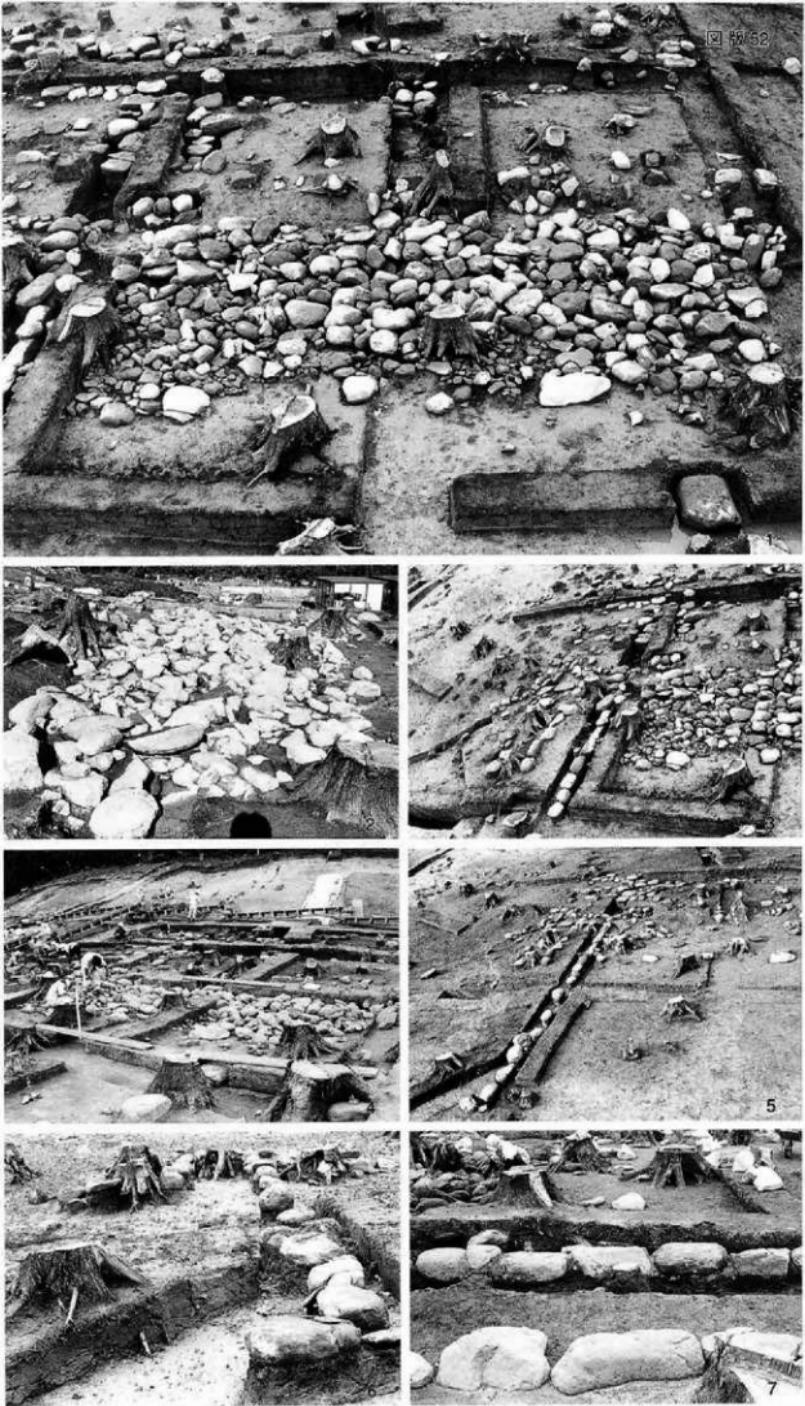


2 調査区全景
(真上から、上が北)



3 遺跡周辺の景観
(西南から)

4 SK 118 出土状況
(東から)





1 石群B検出状況
(北西から)



2 石群B検出状況
(南西から)



3 同
(北東から)



4 石群B断面
(北東から)



5 南側石垣断面
(北東から)



6 得法寺面現況
(南西から)



7 調査区近景
(南から)



1 北側斜面石垣現状
(北東から)



2 盛土除去状況
(東から)



3 石垣底部状況
(北東から)



4 石垣断面(B)
(東から)



5 北側斜面堆積状況
(東から)



6 トレンチ断面(B)
(東から)



7 沢状堆積状況
(東から)



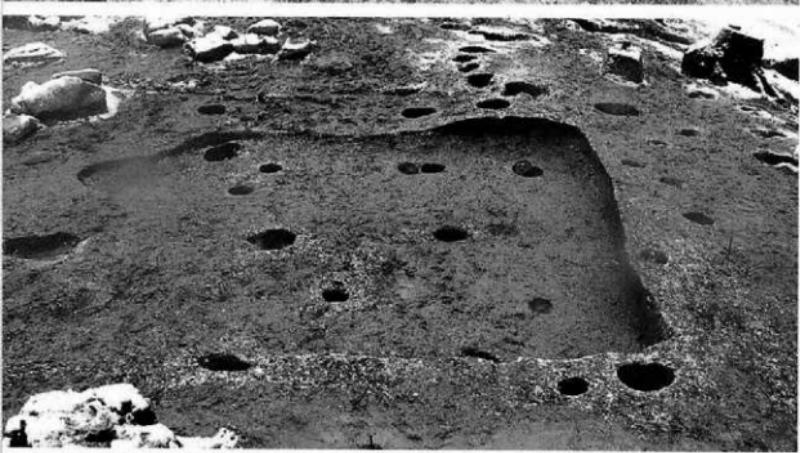
1 SI 85 完掘状況
(南から)



2 SI 85 東西断面
(南から)



3 SI 85 南北断面
(東から)



4 SI 95 完掘状況
(東から)



5 SI 95 南北断面
(東から)



6 SI 95 東西断面
(南から)

1 石段検出状況
(北から)



2 東側斜面石組検出状況
(南東から)



3 集石 67 検出状況
(南東から)



4 SK 46 検出状況
(東から)



5 水輪出土状況
(北東から)



6 南側斜面出土状況
(南から)



7 南側斜面崩落状況
(北東から)



8 同出土状況
(南から)



9 北側斜面作業風景
(北西から)



10 上段平坦面作業風景
(南西から)





2 火葬骨分布状況
(6D区南から)

3 同



4 16号人骨出土状況
(南から)

5 18号人骨出土状況
(東から)



6 SK 77ほか完掘状況
(東から)

7 南西斜面断面
(南から)

1 SK 5 半掘状況
(北から)

2 同拡大



1

3 SK 2 完掘状況
(東から)

4 SK 44 半掘状況
(東から)



3



4

5 SK 45 半掘状況
(北から)

6 SK 45 完掘状況
(北から)



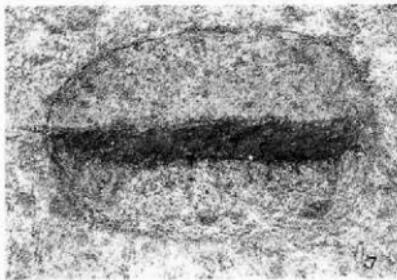
5



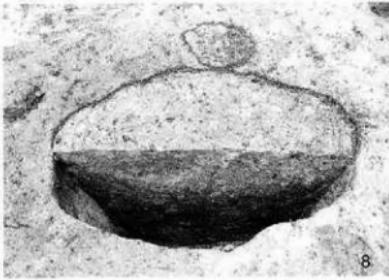
6

7 SK 48 半掘状況
(北から)

8 SK 53 半掘状況
(東から)



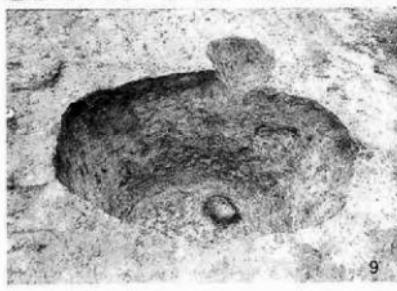
7



8

9 SK 53(下)・54(上)
完掘状況
(東から)

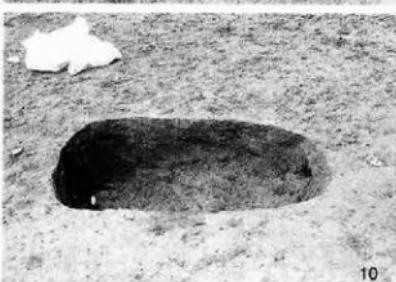
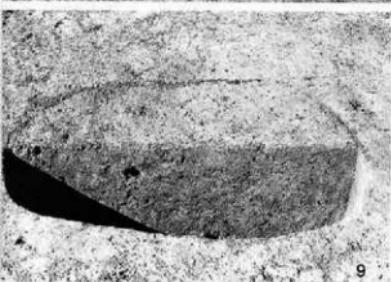
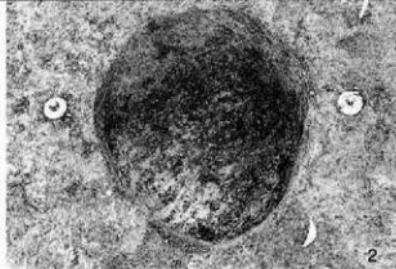
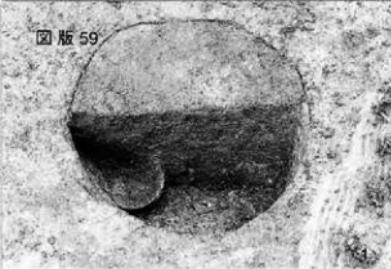
10 SK 53漆器出土状況
(北東から)



9



10



1 SK 49 半截状況
(北から)

2 SK 49 完掘状況
(北から)

3 8D-3・8区検出状況
(南から)

4 SK 55 半截状況
(西から)

5 SK 56 半截状況
(東から)

6 SK 57 半截状況
(東から)

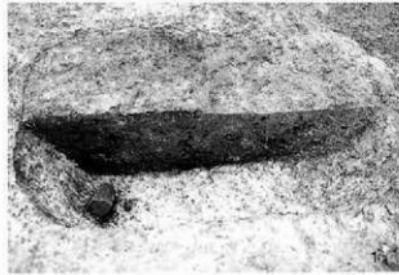
7 SK 60 半截状況
(東から)

8 SK 61 半截状況
(東から)

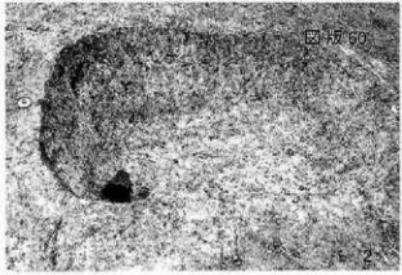
9 SK 62 半截状況
(東から)

10 SK 62 完掘状況
(西から)

1 SK 63 半截状況
(東から)



2 SK 63 完擺状況
(東から)



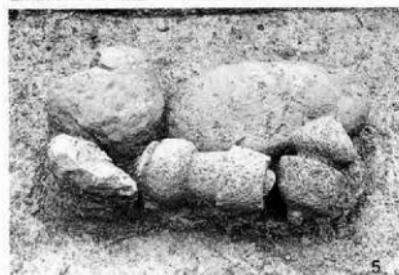
3 SK 68 検出状況
(東から)



4 SK 68 半截状況
(南から)



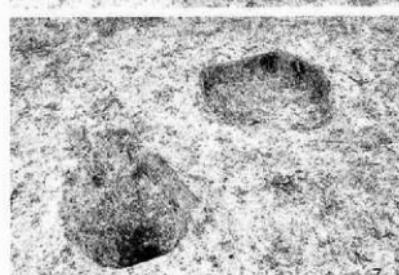
5 SK 69 検出状況
(東から)



6 SK 69 半截状況
(東から)



7 SK 68 (下)・69 (上)
完擺状況
(東から)



8 SK 70 (上)・Pit 71
72 半截状況
(東から)

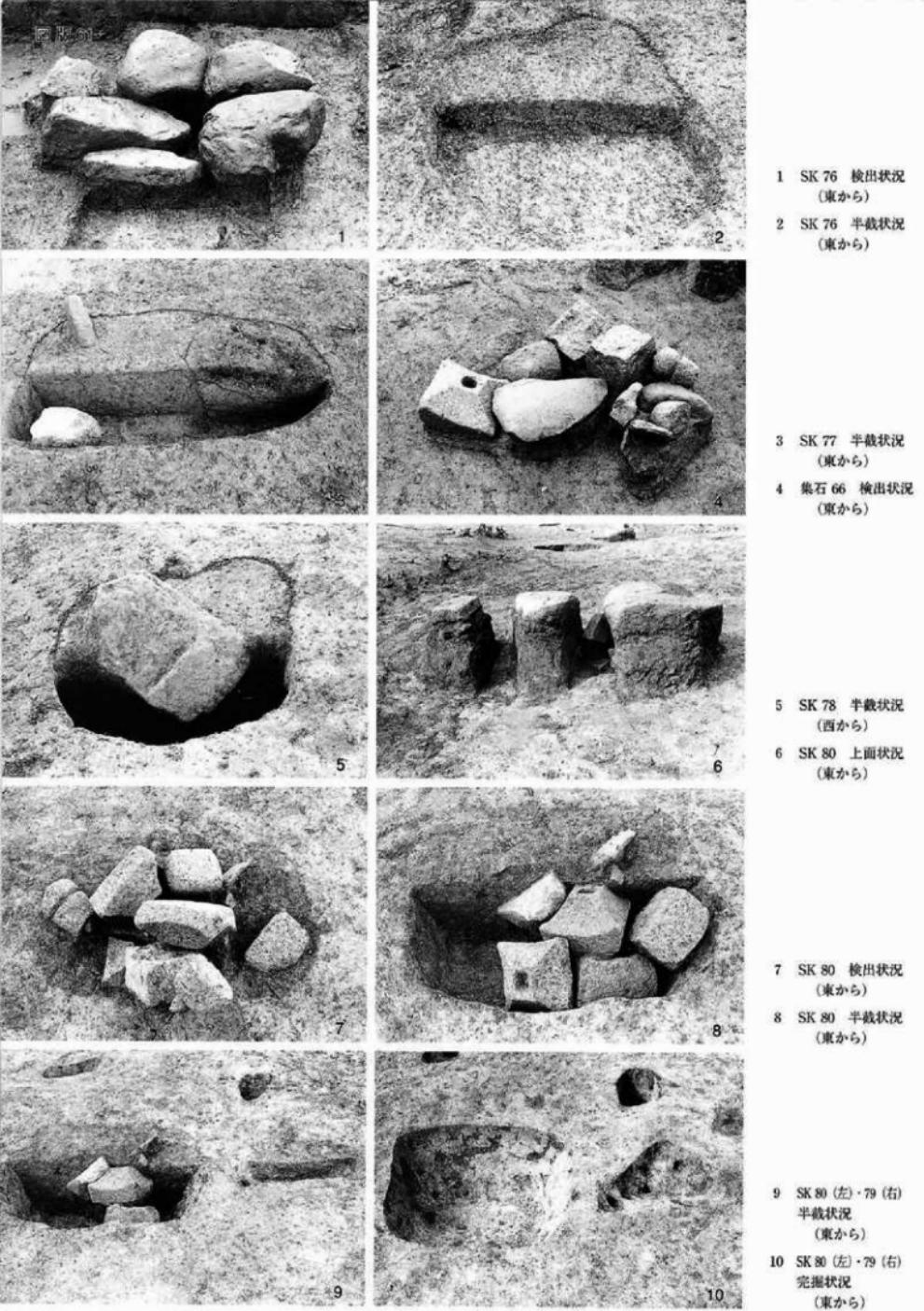


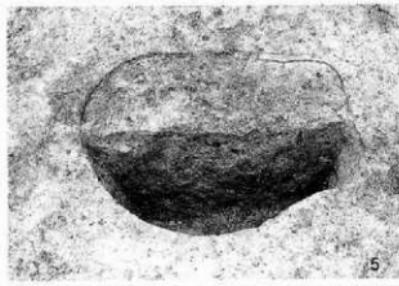
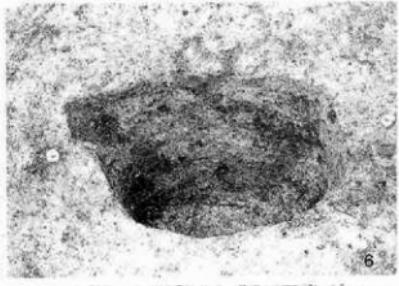
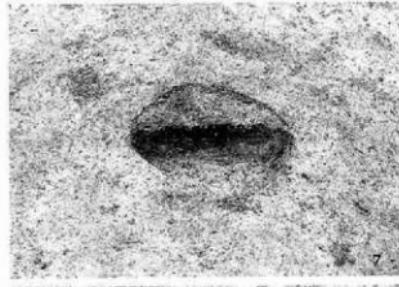
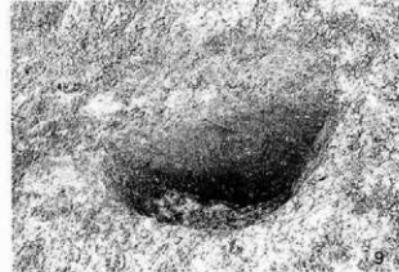
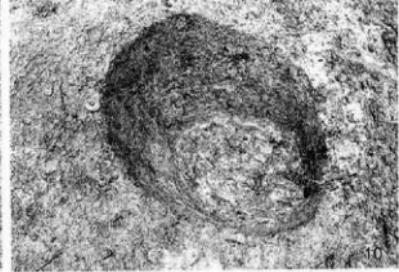
9 SK 74 検出状況
(南から)



10 SK 74 半截状況
(南から)





1 SK 81 検出状況
(東から)2 SK 81 半截状況
(東から)3 SK 81 完掘状況
(東から)4 SK 82 検出状況
(西から)5 SK 82 半截状況
(東から)6 SK 82 完掘状況
(東から)7 SK 88 半截状況
(東から)8 SK 60(左)・88(中)・
87(右) 完掘状況
(東から)9 SK 84 半截状況
(西から)10 SK 84 完掘状況
(東から)

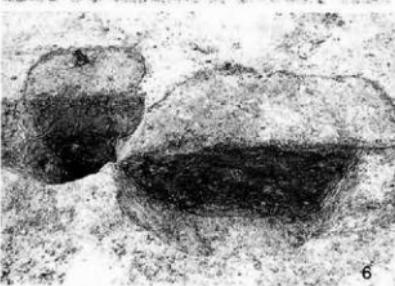
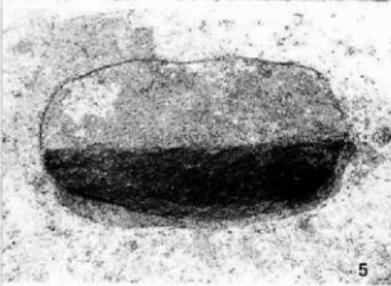


1 集石 83 検出状況
(東から)



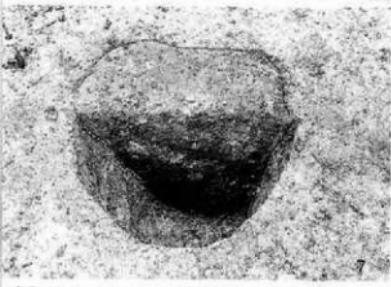
3 SK 94 検出状況
(東から)

4 SK 94 半截状況
(東から)



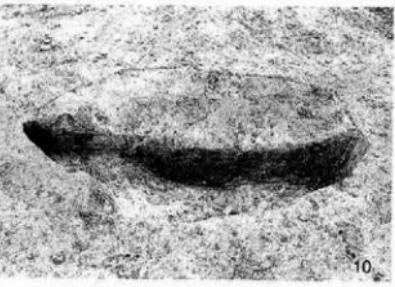
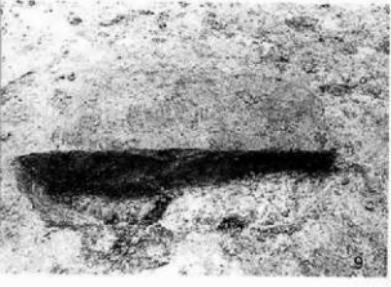
5 SK 96 半截状況
(東から)

6 SK 97(右)・Pt. 98(左)
半截状況
(東から)



7 SK 99 半截状況
(東から)

8 SK 101(上右)・102(下)
半截状況
(東から)



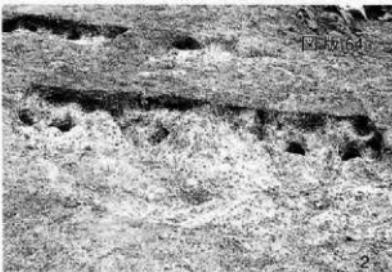
9 SK 105 半截状況
(東から)

10 SK 108 半截状況
(南東から)

1 SD 110 断面
(東から)



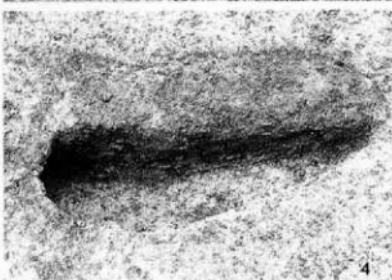
2 SX 111 半截状況
(南から)



3 SX 111 完掘状況
(東から)



4 SK 112 半截状況
(東から)



5 SK 113 半截状況
(東から)



5

6 SK 115 半截状況
(東から)



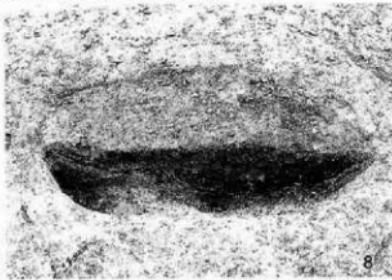
6

7 SK 113+115 完掘状況
(東から)



5

8 SK 116 半截状況
(東から)



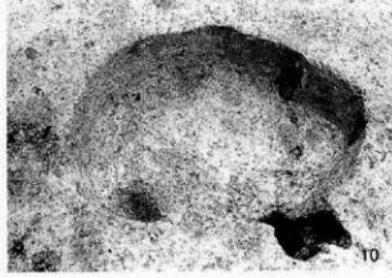
8

9 SK 117 半截状況
(東から)

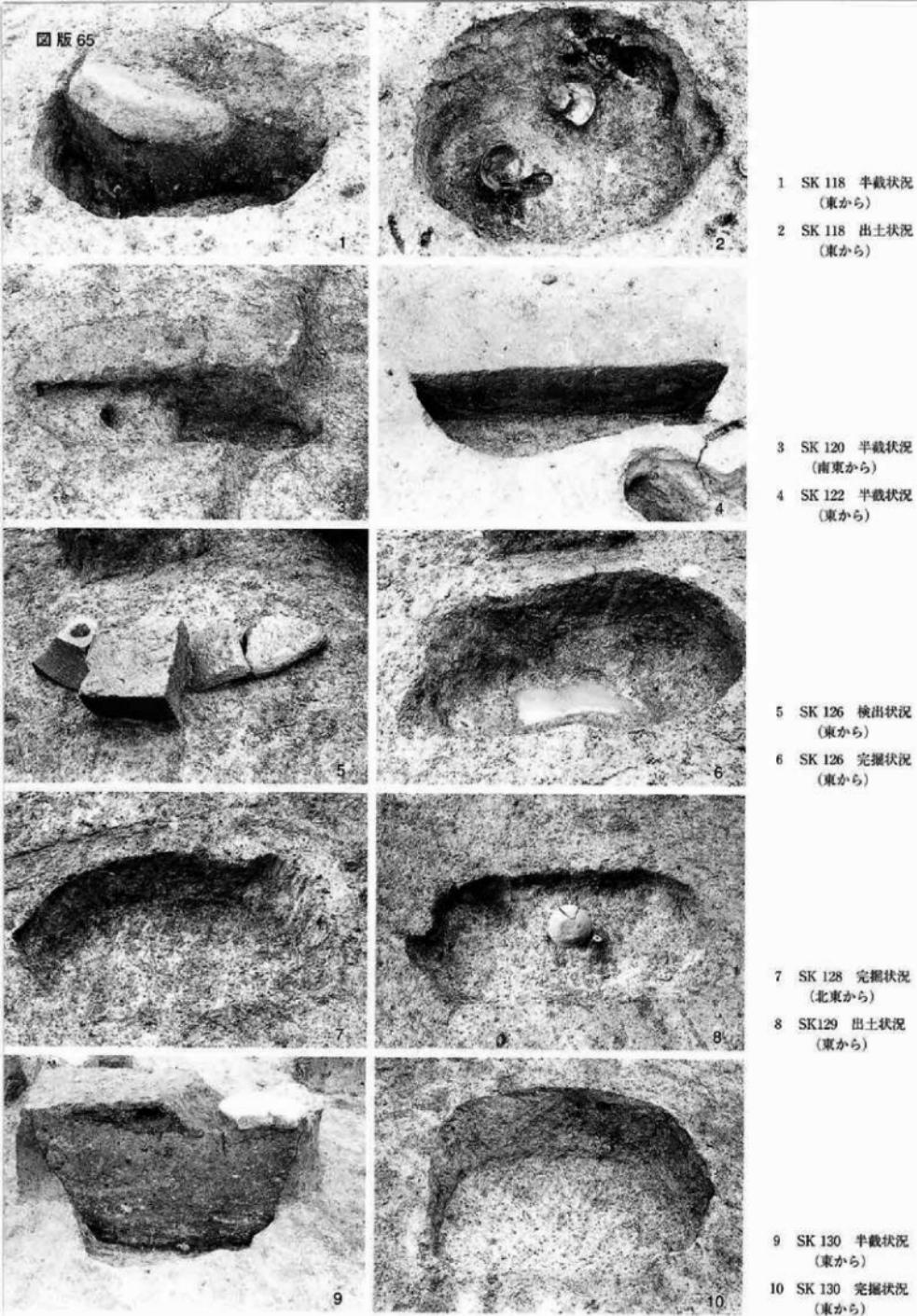


9

10 SK 117 完掘状況
(東から)



10



1 SK 133 検出状況
(南東から)



1

2 SK 133 半掘状況
(東から)



2

3 SK 133 完掘状況
(東から)



3

4 SK 132 検出状況
(東から)



4

5 SK 132 半掘状況
(東から)



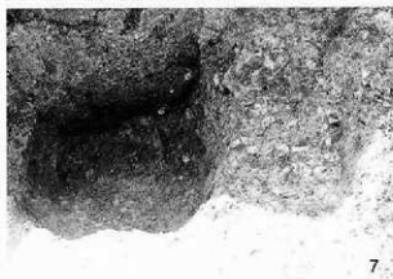
5

6 SK 47 検出状況
(北東から)



6

7 SK 47 (右)・137 (左)
完掘状況
(北から)



7

8 SK 137 (右)・139 (左)
半掘状況
(北から)



8

9 SK 138 半掘状況
(北から)

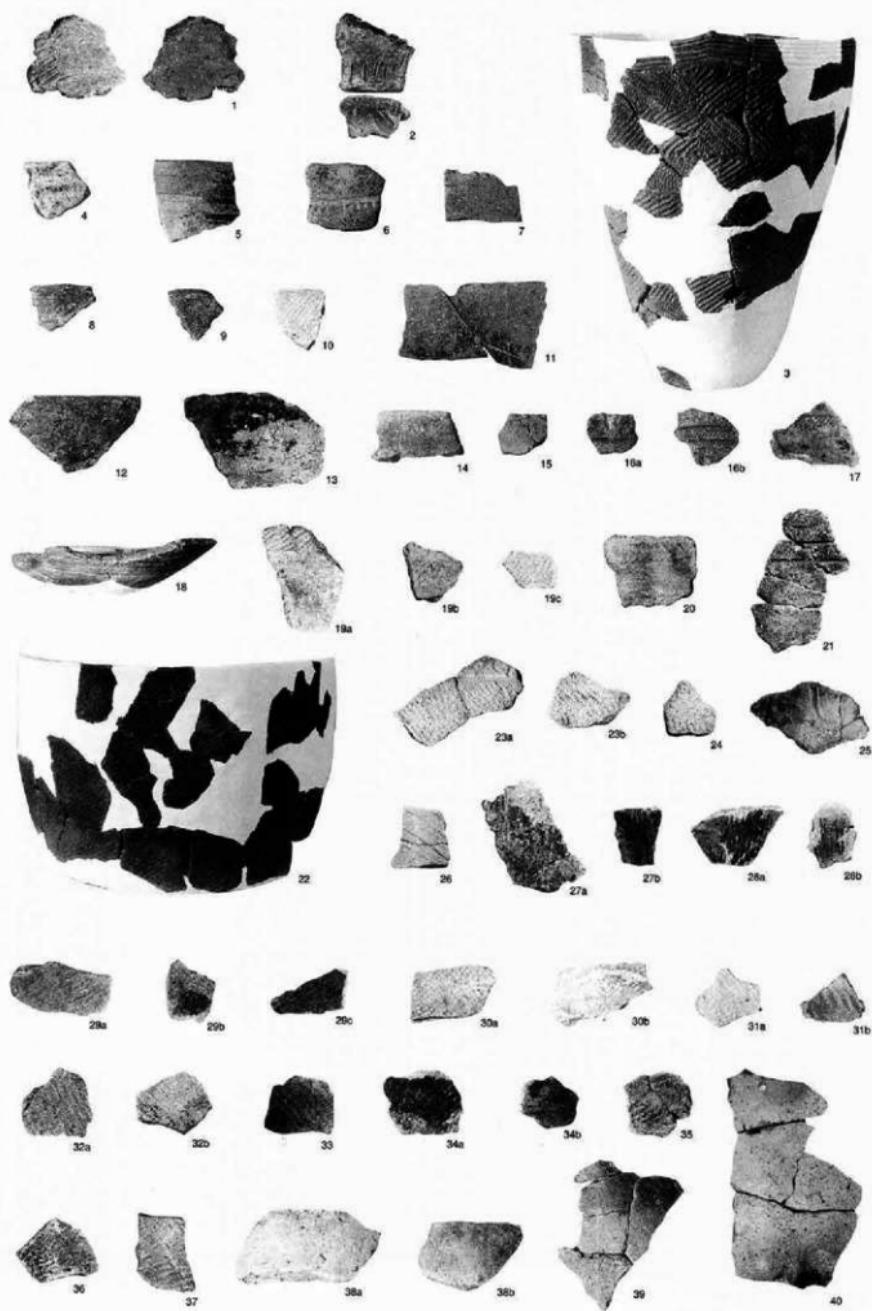


9

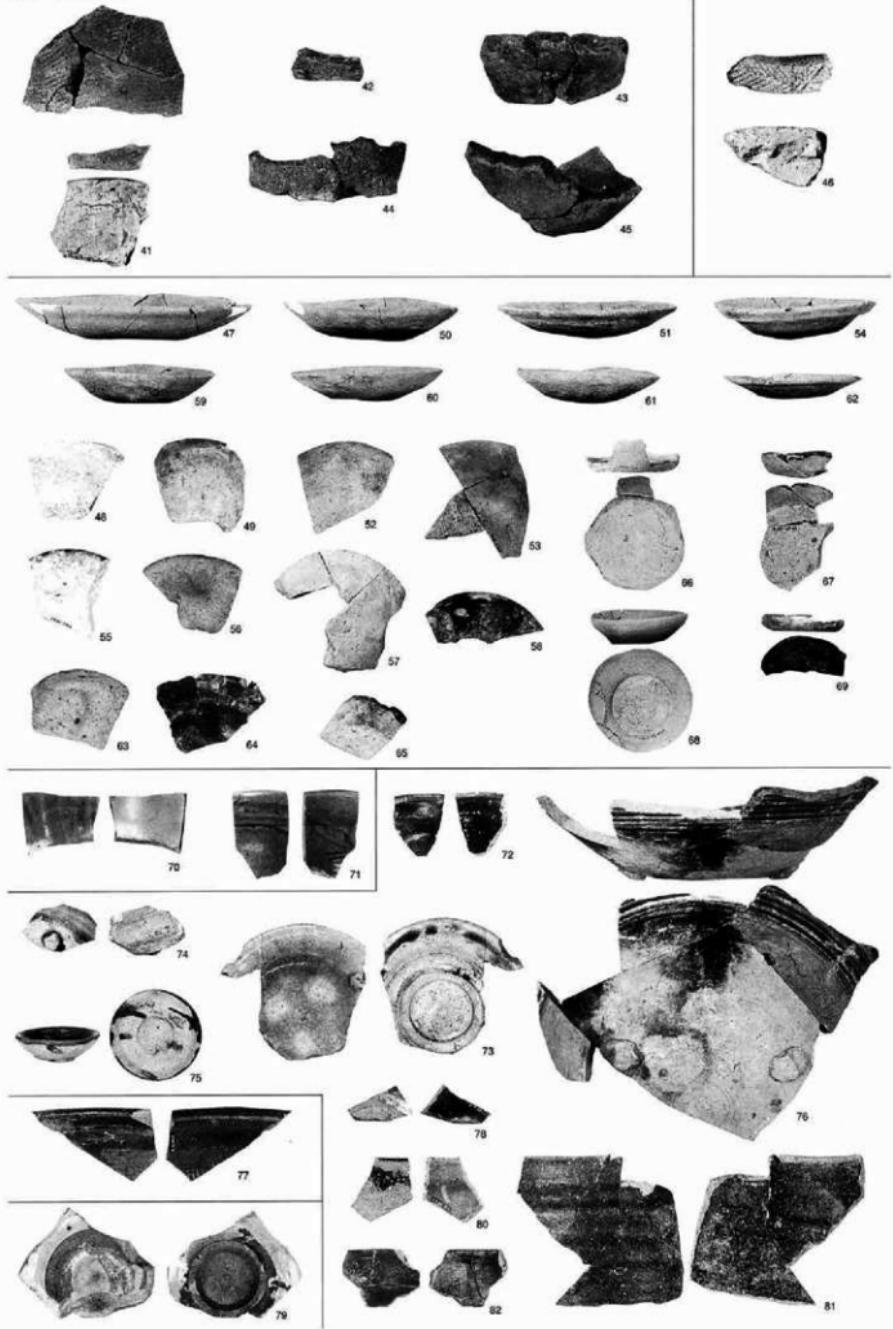
10 8D・E区斜面
(東から)

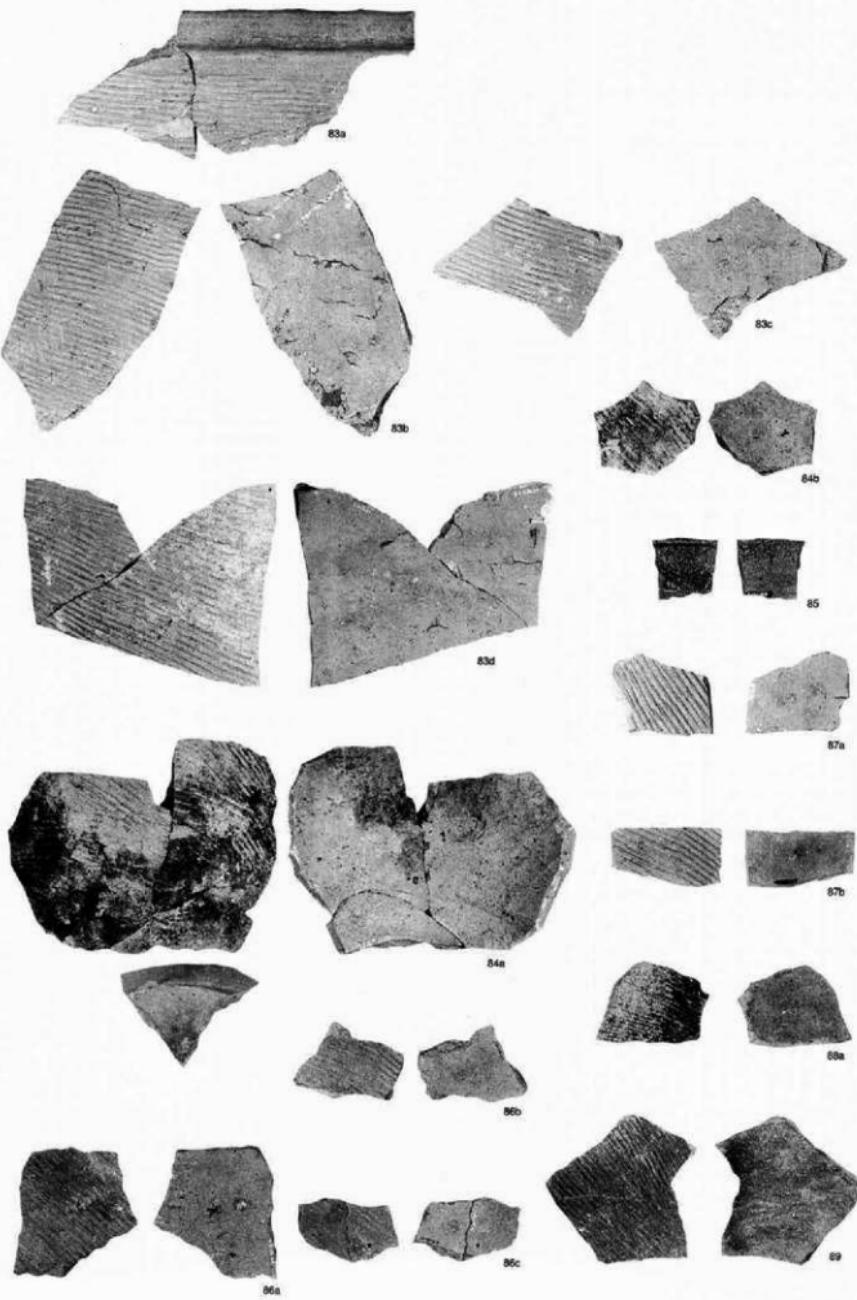


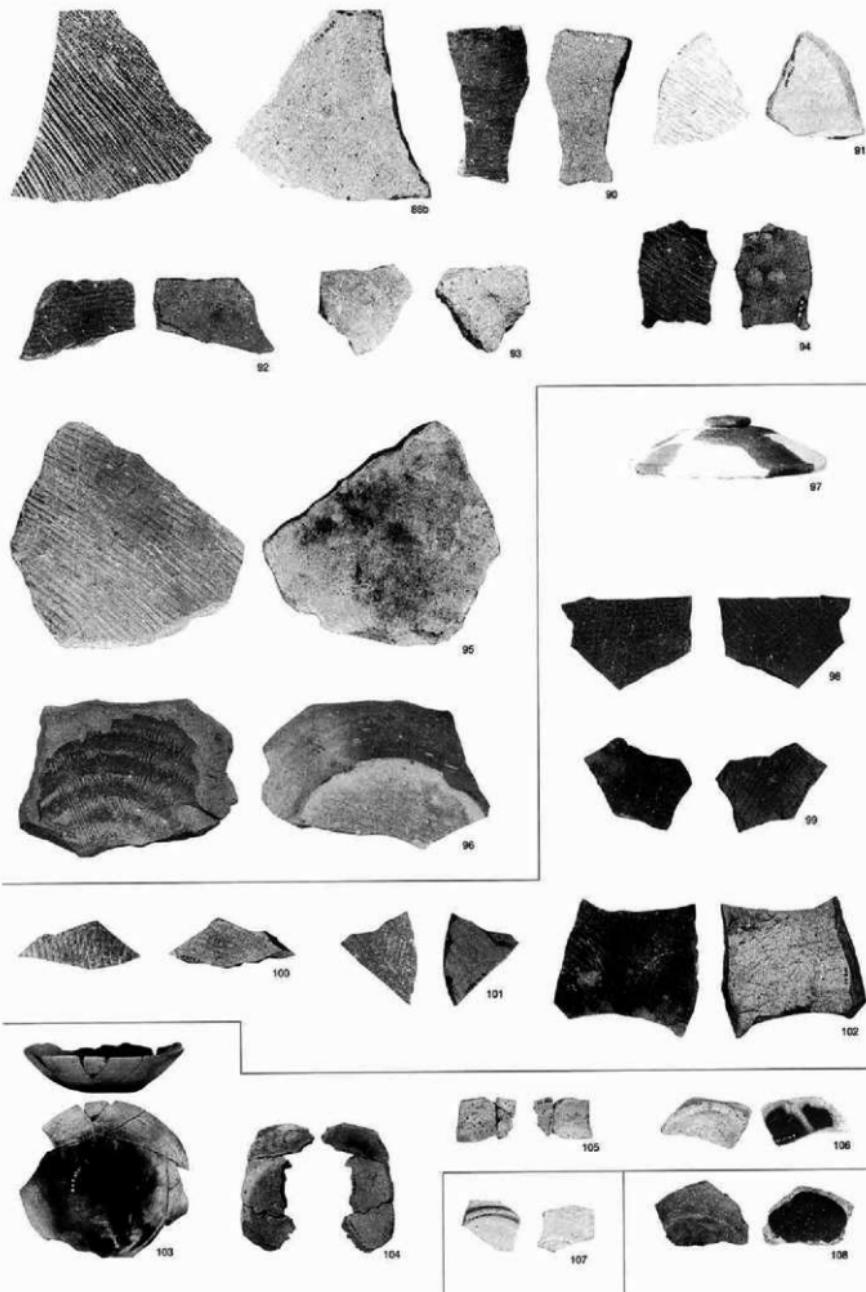
10

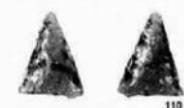


土器・陶磁器 (2)

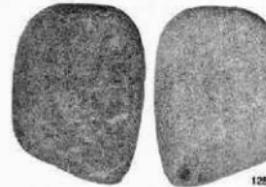




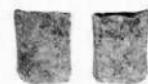




117



126

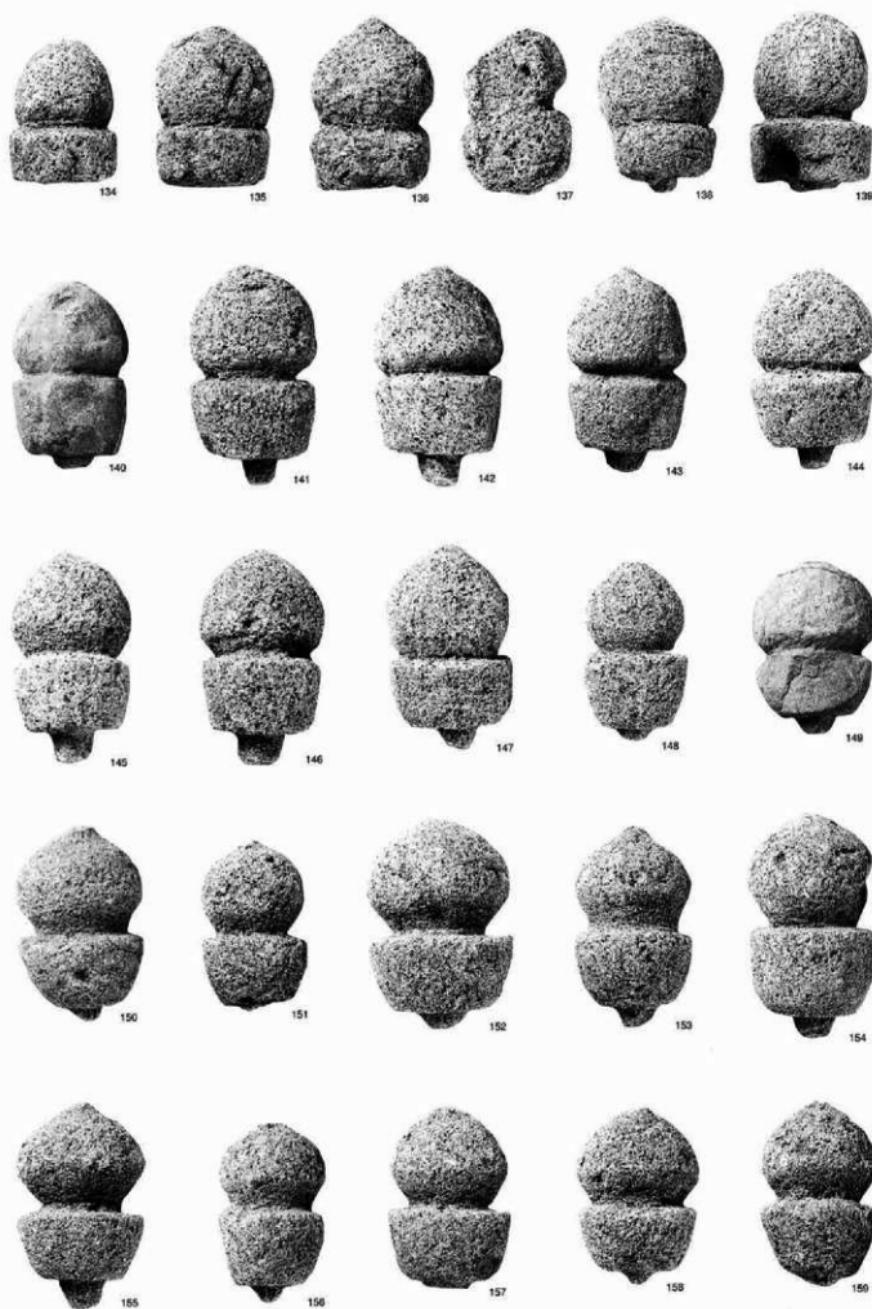


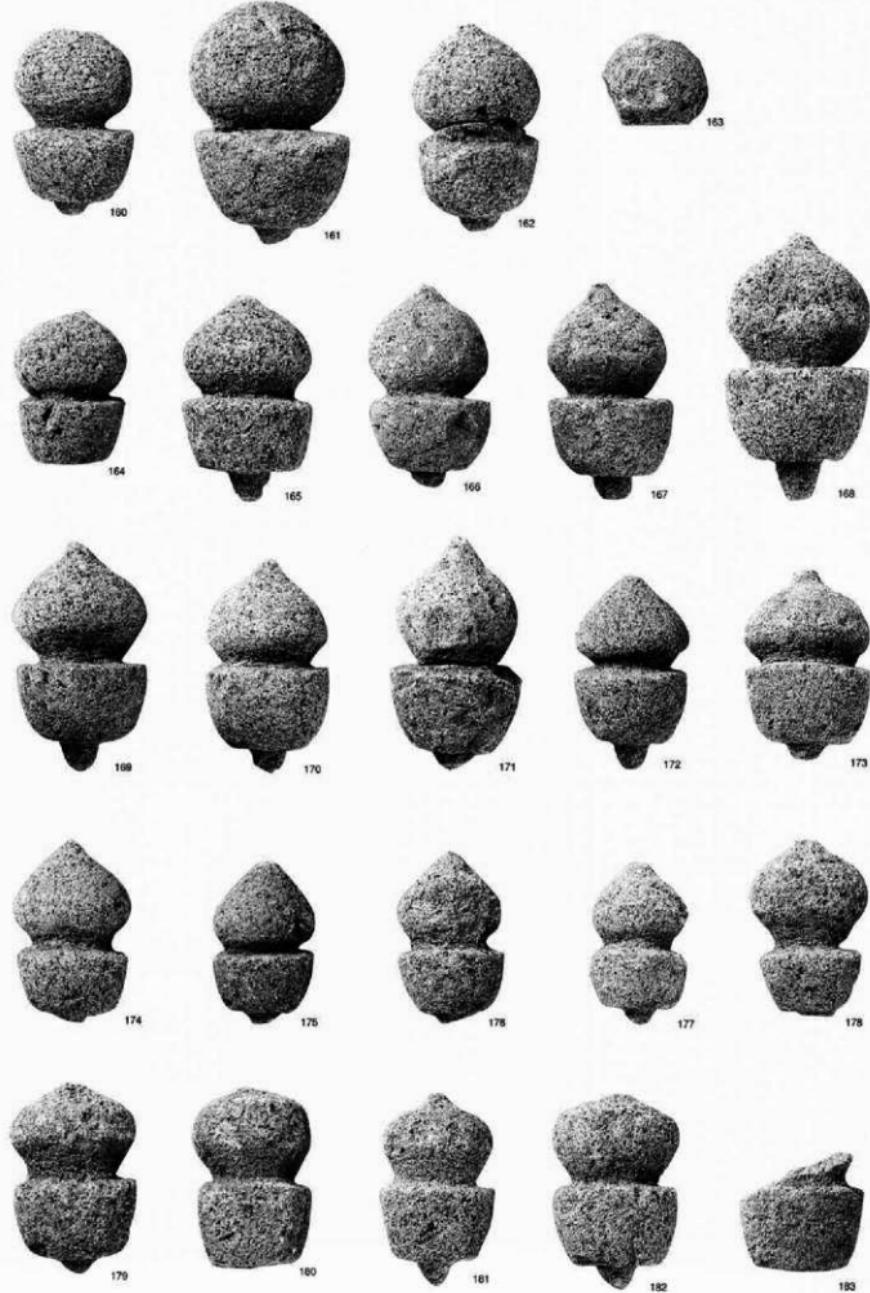
129



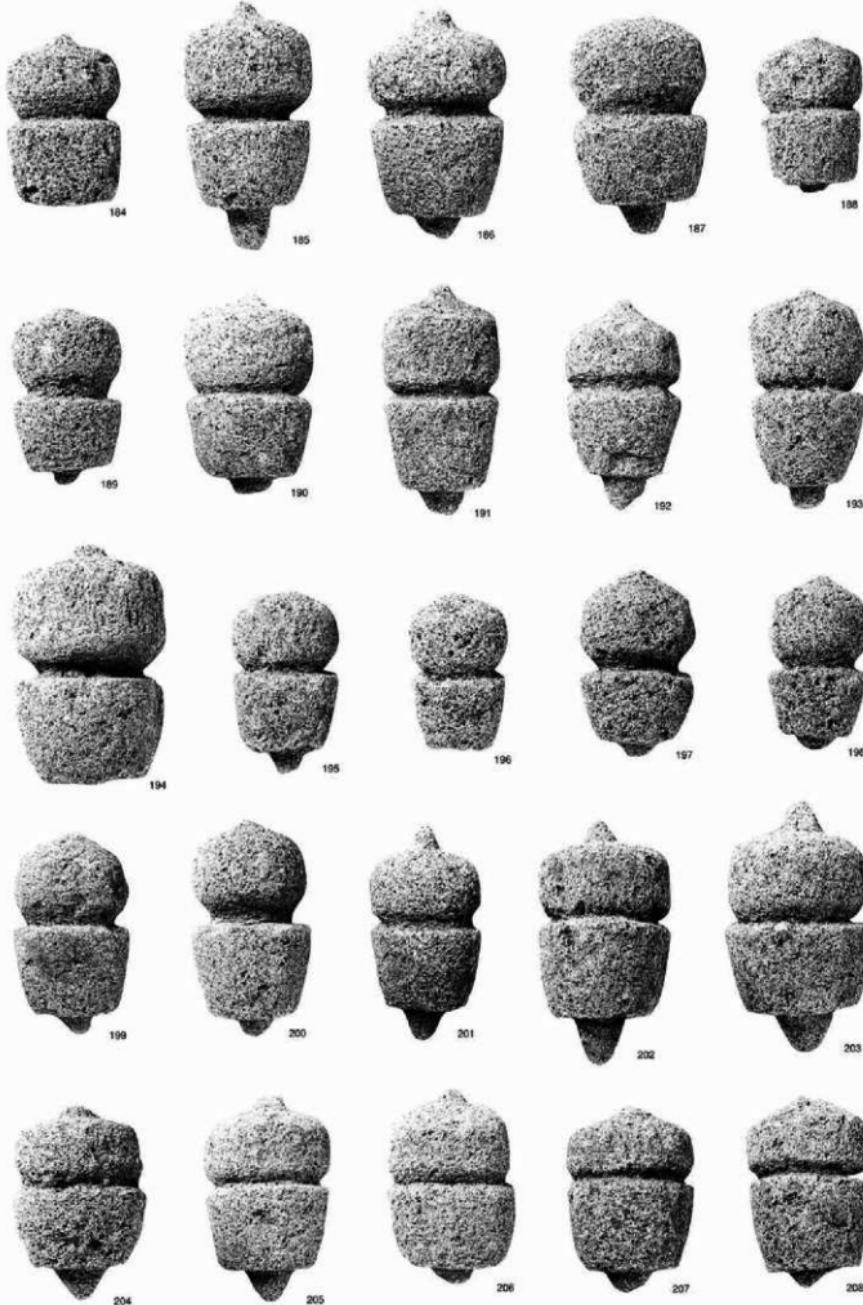
129

石造物 (1)





石造物 (3)







256



257



258



259



260



261



262



263



264



265



266



267



268



269



270

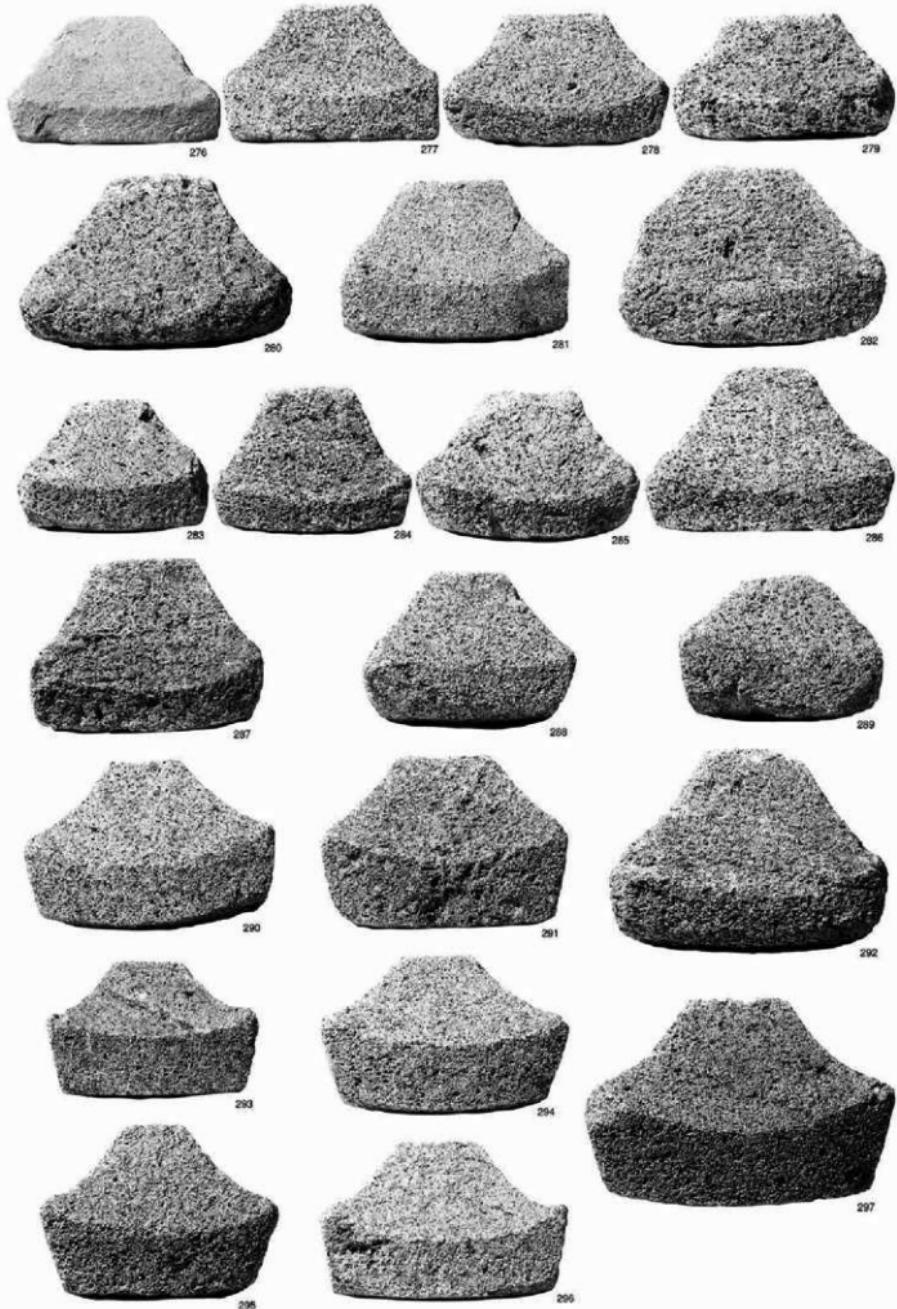


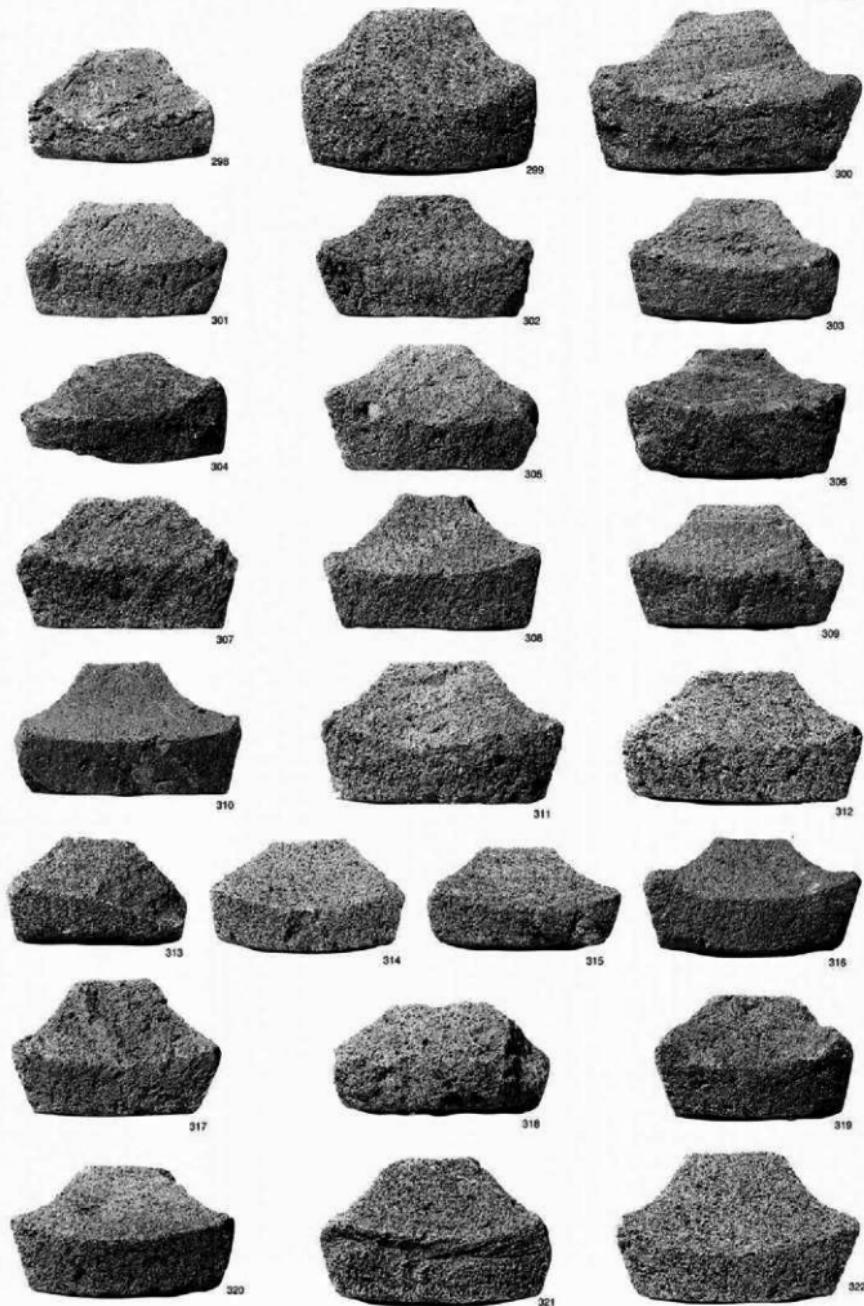
271



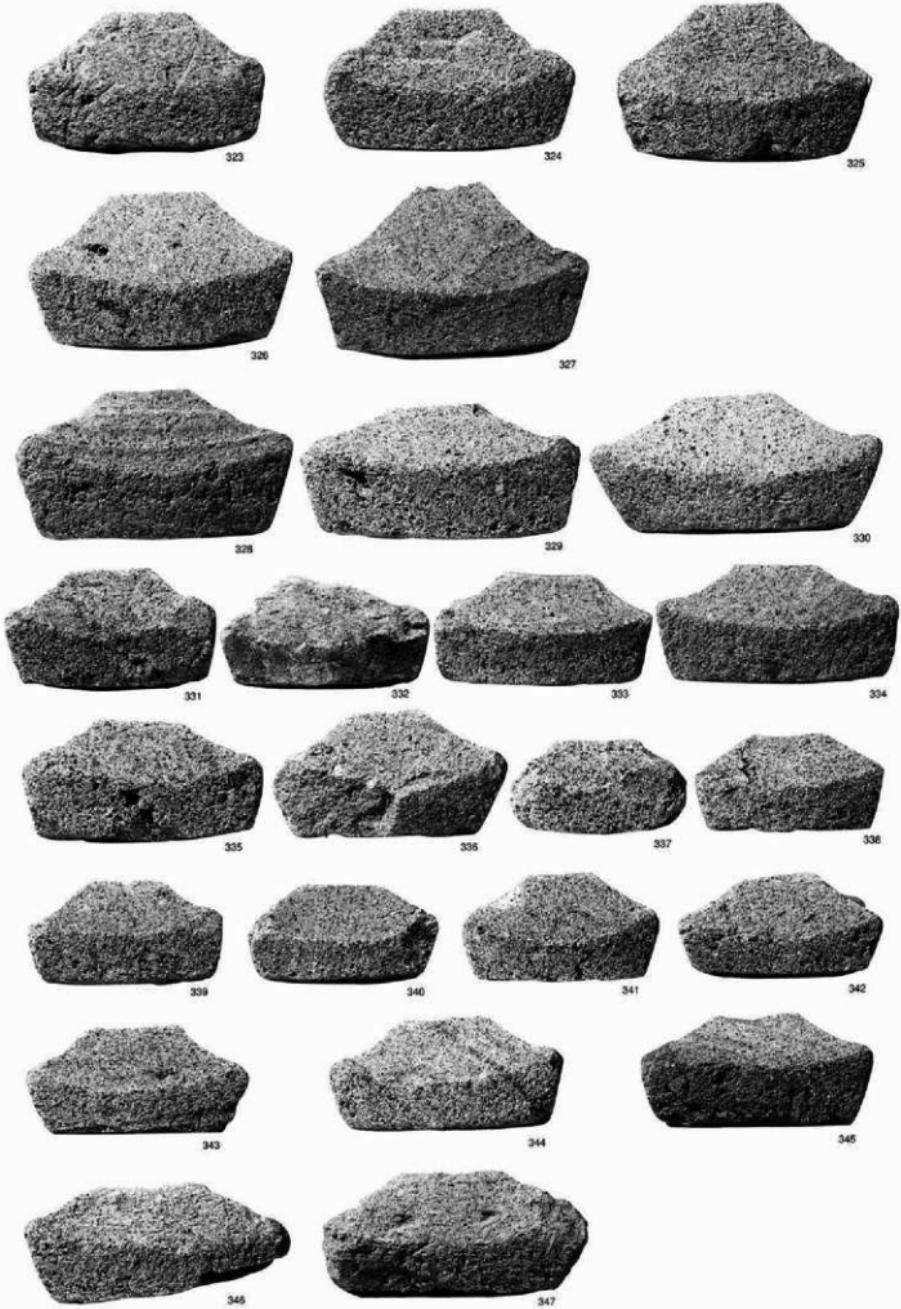
272

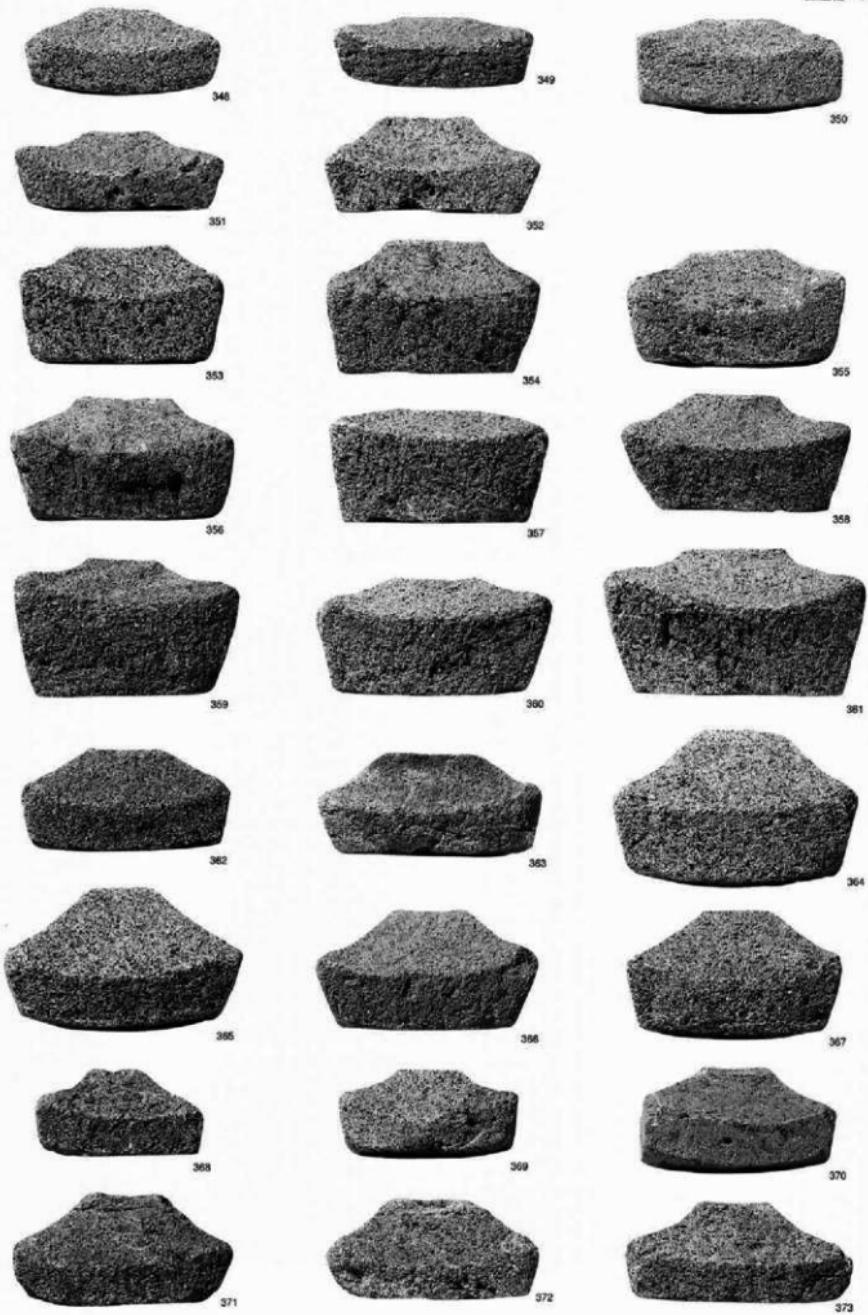
石造物 (7)



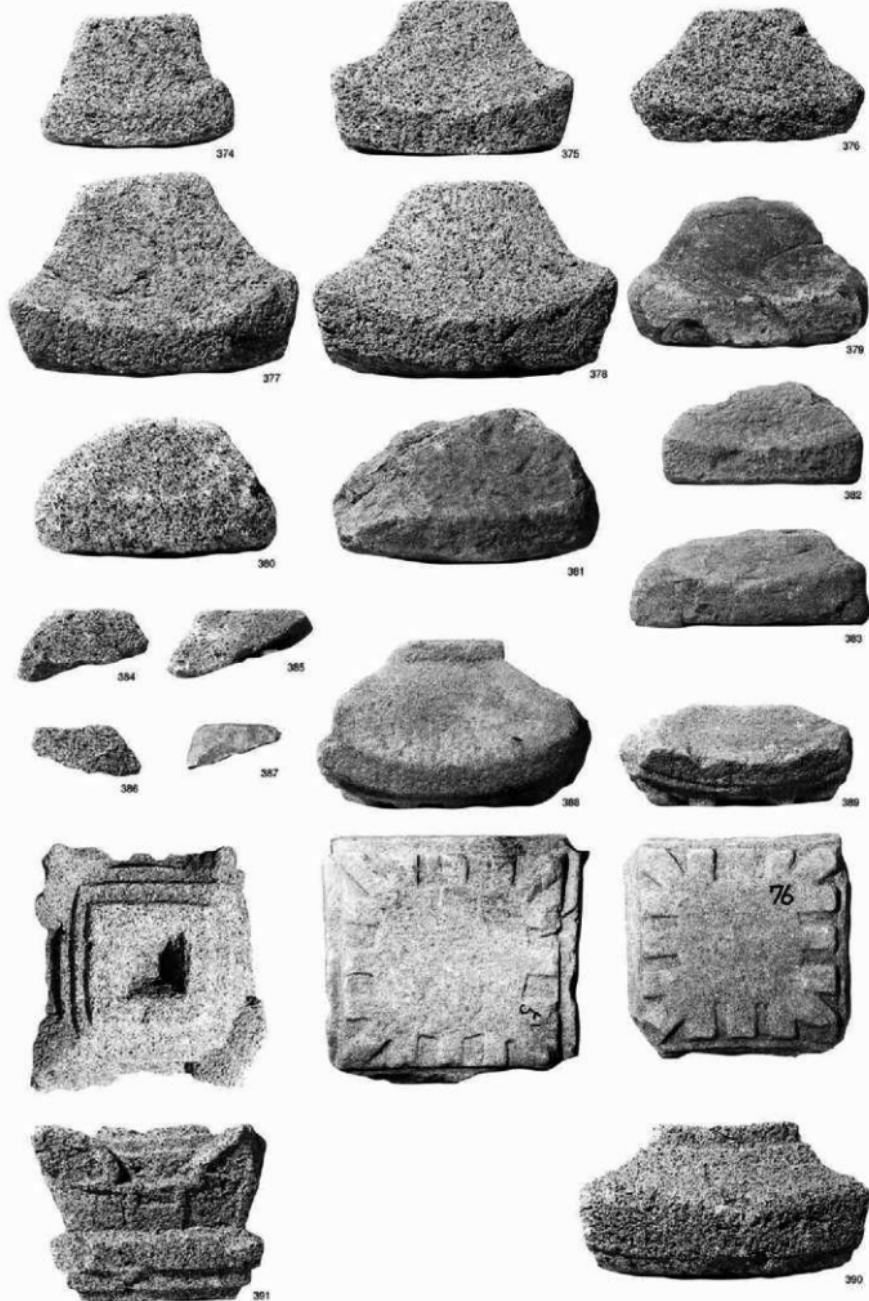


石造物 (9)





石造物 (1)





392



393



394



395



396



397



398



399



400



401



402



403



404



405



406



407



408



409



410



411



412



413



414



415



416



417



418



419



420



421



422



423



424



425



426



427



428



429



430



431



432



433



434



435



436



437



438



439



440



441



442



443



444



445



446



447



448



449



450



451

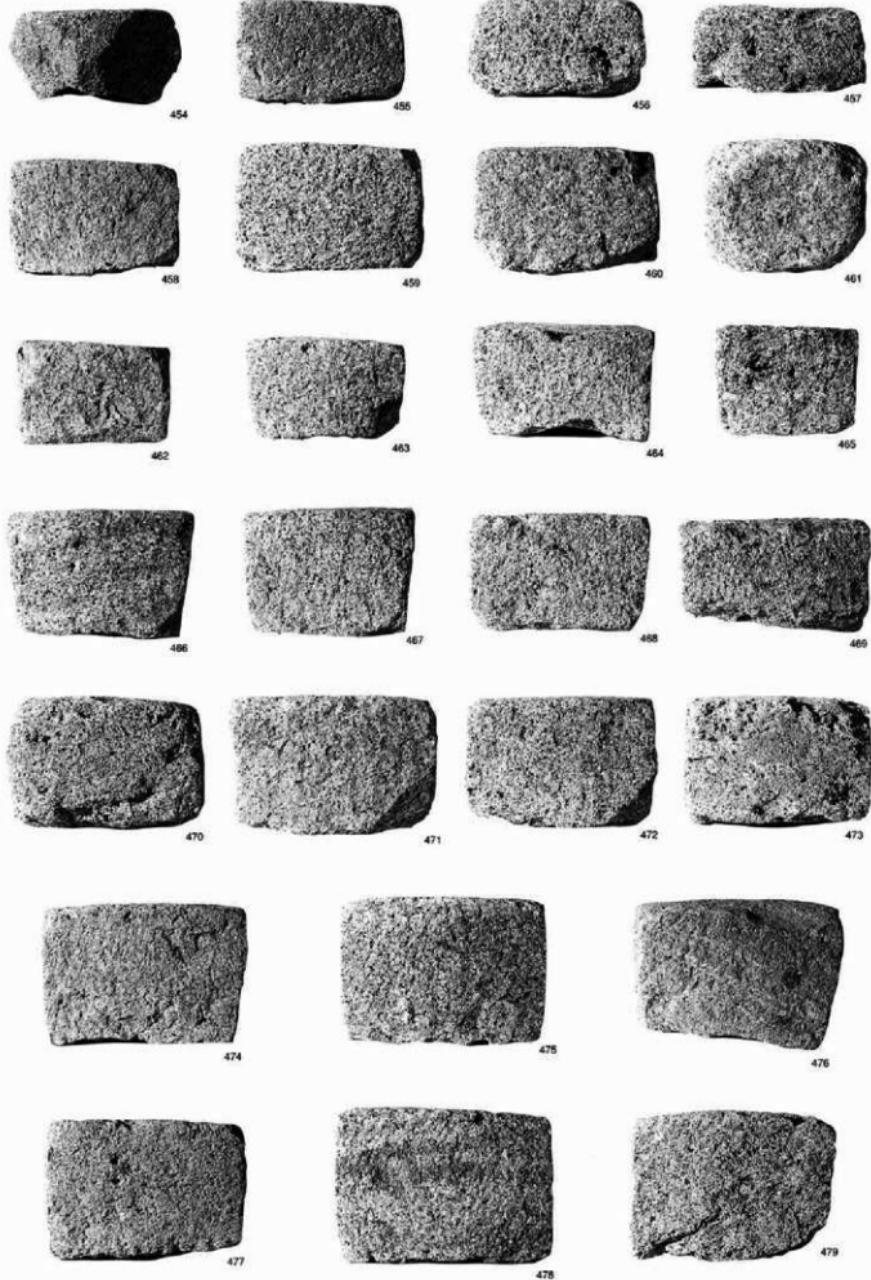


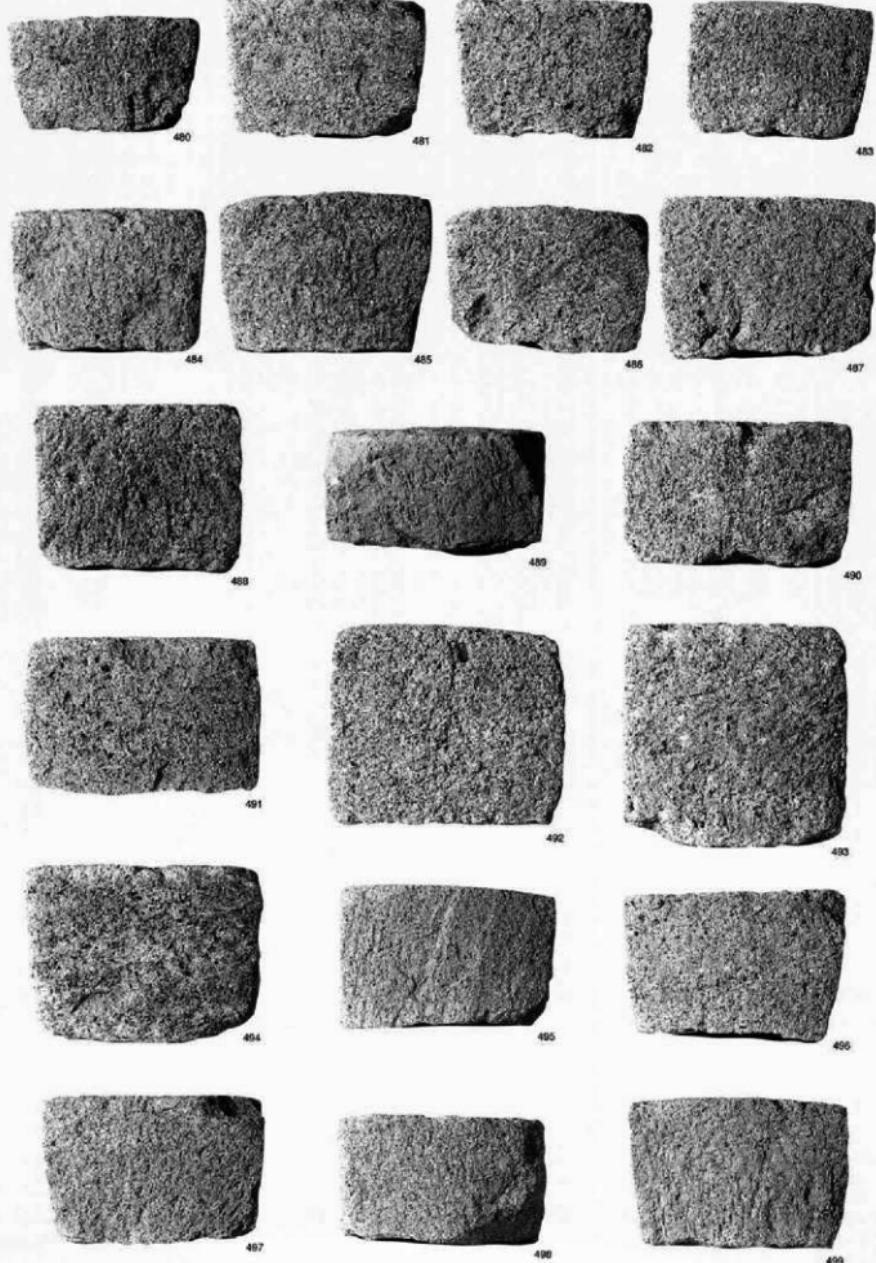
452



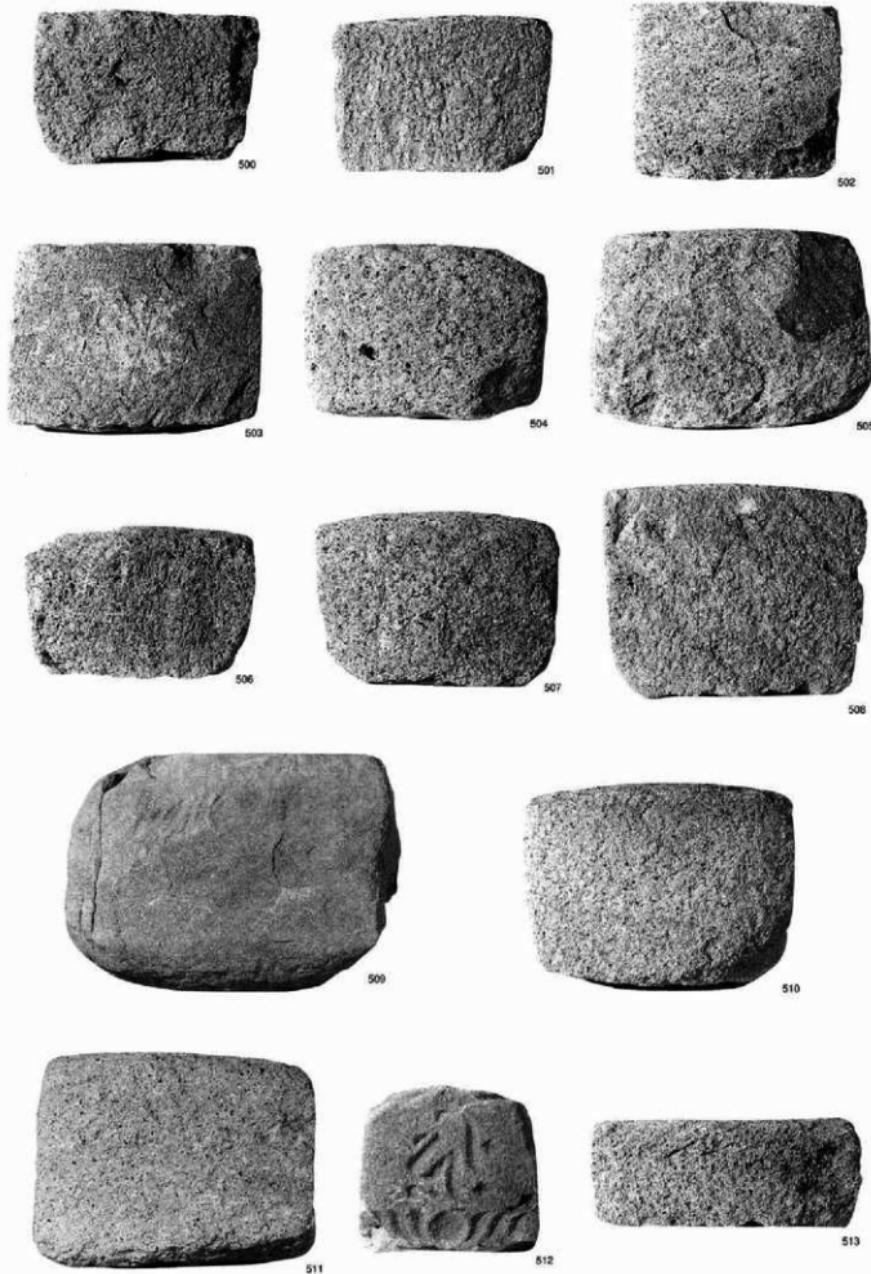
453

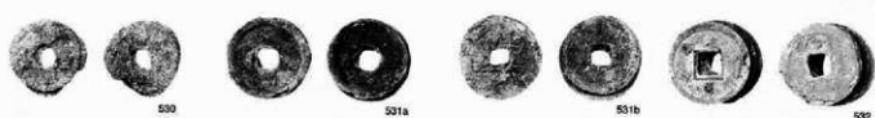
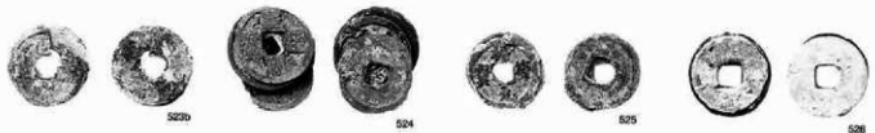
石造物 (15)



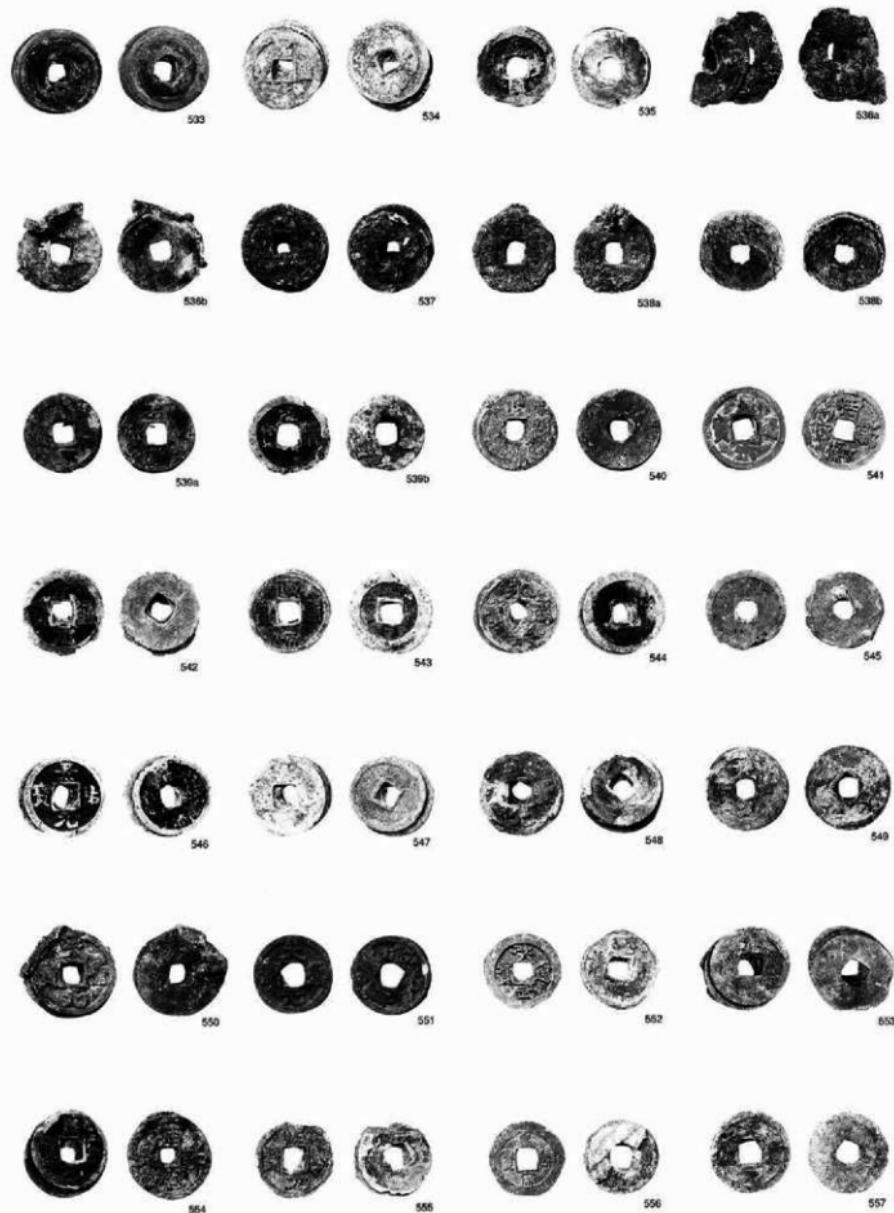


石造物 (17)





銭貨 (2)





568



569



560



561



562



563



564a



564b



565



566



567



568a



568b

2:3 (558・568)



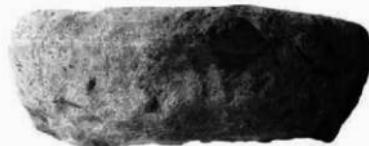
130



131



132



130



133

1:4 (130-133)



569



570



2:3 (569・570)

報告書抄録

ふりがな	きゅうとくほうじ							
書名	旧得法寺跡							
副書名	上信越自動車道関係発掘調査報告書Ⅲ							
シリーズ名	新潟県埋蔵文化財調査報告書							
シリーズ番号	第86集							
編著者名	石川智紀、金子泰之、橋谷田裕治、亀井 功							
編集機関	財団法人新潟県埋蔵文化財調査事業団							
所在地	〒956-0845 新潟市大字金津93番地1 TEL 0250-25-3981							
発行年月日	1998年3月31日							
所取遺跡名	所在地	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積 m ²	調査原因
		市町村	遺跡番号					
旧得法寺跡	新潟県新井市大字青田字茨山	15-217	352	37度 03分 35秒	138度 13分 44秒	19950925~ 19951215	5,900	上信越自動車道建設
遺跡名	種別	主な時代	主な遺構			主な遺物	特記事項	
旧得法寺跡	寺跡	绳文・中世 近世	石列・石垣・石群・壘穴 遺構・火葬墓	繩文土器・石器(石礫・ 磨製石斧・磨石類)、土 師質土器・陶磁器・珠洲 焼・漆器・砥石・石塔 (五輪塔・宝塔・宝鏡印 塔・層塔) 380点、錢貨	石塔は得法寺へ 返還			

新潟県埋蔵文化財調査報告書 第86集

上信越自動車道関係発掘調査報告書Ⅲ

旧得法寺跡

平成10年3月31日印刷

編集・発行 新潟県教育委員会

平成10年3月31日発行

財団法人新潟県埋蔵文化財調査事業団

〒956-0845 新潟市大字金津93番地1

電話 0250(25)3981

FAX 0250(25)3986

印刷・製本 協第一印刷所

〒950-8724 新潟県新潟市和合町2-4-18

第一印刷ビル内

電話 025(382)7400

新潟県埋蔵文化財調査報告書第16集 『旧得法寺跡』

正 誤 表

頁	行	正	誤
10	4	第5図	第4図
28		第2表内 合計「84」	第2表内 合計「17」